

23 日 獣 発 第 223 号
平成 23 年 10 月 13 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係省令、関係告示等の整備について

このことについて、平成 23 年 10 月 1 日付け 23 消安第 3463 号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添写しのとおり通知があったのでお知らせします。

このたびの通知の内容は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 16 号）が、平成 23 年 10 月 1 日から完全施行されることに伴い、下記 1 のとおり関係省令、告示等について所要の規定の整備を行い、同日付けで施行されたので、詳細については、農林水産省のホームページ（※）をご確認いただきたい、また、これに伴い、下記 2 のとおり改正後の関係法令等の規定について留意すべき事項等を定めたので、これらの内容について了知のうえ、制度の適切かつ円滑な施行について本会に協力を求めたいとするものです。関係会員等への周知方お願いします。

記

- 1 このたび整備された関係省令、関係告示等
 - (1) 家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令（平成 23 年農林水産省令第 57 号）
 - (2) 家畜伝染病予防法第 13 条の 2 第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第 4 項の農林水産大臣が指定する検体を定

める件（平成 23 年農林水産省告示第 1865 号）

(3) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表）

(4) 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表）

(※) http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/index.html

2 このたび定めた改正後の関係法令等の規定について留意すべき事項等

(1) 飼養衛生管理基準の改正に関する Q&A（別紙 1）

(2) 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正について（平成 23 年 10 月 1 日付け 23 消安第 3409 号 農林水産省消費・安全局長通知）

(3) 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正について（平成 23 年 10 月 1 日付け 23 消安第 3410 号 農林水産省消費・安全局長通知）

(4) 口蹄疫に関する防疫作業マニュアル（別紙 2：略）

(5) 口蹄疫の発生国・地域からの入国者が訪れる可能性の高い宿泊施設、ゴルフ場等の出入口における消毒の実施について（協力依頼）（平成 23 年 9 月 30 日付け 23 消安第 3462 号 農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）

(6) 病原体管理に係る Q&A（別紙 3）

本件内容のお問合せ先

日本獣医師会事業担当 長野

TEL 03-3475-1601



23消安第3463号
平成23年10月1日

社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令、関係告示等の整備について

平素から家畜衛生行政に対して御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成23年法律第16号）が本日から完全施行されることに伴い、今般、以下のとおり関係省令、関係告示等について所要の規定の整備を行い、本日付で施行されましたので、お知らせいたします。詳細については、農林水産省のホームページ（※）を御確認ください。

- ア 家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年農林水産省令第57号）
- イ 家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第4項の規定に基づき、同条第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の農林水産大臣の指定する検体を定める件（平成23年農林水産省告示第1865号）
- ウ 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表）
- エ 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表）

（※）http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/index.html

これに伴い、以下のとおり改正後の関係法令等の規定について留意すべき事項等を含めましたので、これらの内容について御了知いただくとともに、制度の適切かつ円滑な施行に御協力いただきますようお願いいたします。

- ① 飼養衛生管理基準の改正に関するQ&A（別紙1）
- ② 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（農林水産省消費・安全局長通知）（別途送付）
- ③ 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実



施に当たっての留意事項について（農林水産省消費・安全局長通知）（別途送付）

- ④ 口蹄疫に関する防疫作業マニュアル（別紙2）
- ⑤ 口蹄疫の発生国・地域からの入国者が訪れる可能性の高い宿泊施設、ゴルフ場等の出入口における消毒の実施について（協力依頼）（農林水産省消費・安全局長動物衛生課長通知）（別途送付）
- ⑥ 病原体管理に係るQ&A（別紙3）

○農林水産省令第五十七号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第十六号)及び家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第七十号)の施行に伴い、並びに同法附則「家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)、家畜伝染病予防法施行令(昭和二十八年政令第二百三十五号)、農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)及び牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)の規定に基づき、並びに家畜伝染病予防法を実施するため、家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

農林水産大臣 鹿野 道彦

家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令

(家畜伝染病予防法施行規則の一部改正)

第一条 家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第一章 総則(第一条―第一条の三)
- 第二章 家畜の伝染性疾病の発生の予防(第二条―第二十一条の四)
- 第三章 家畜伝染病のまん延の防止(第二十二条―第四十二条)
- 第四章 輸出入検査等(第四十三条―第五十六条)
- 第五章 病原体の所持に関する措置(第五十六条の二―第五十六条の三十五)
- 第六章 雑則(第五十七条―第六十五条)

附則

第一章 総則

第一条の表ビロプラズマ病の項中、「バベシア・ボビス」を「バベシア・ボビス」に改め、同表家さんサルモネラ症の項中、「サルモネラ・プロラム、サルモネラ・ガリナルム」を「サルモネラ・エンテリカ(血清型がガリナルムであるものであつて、生物型がプロラム又はガリナルムであるものに限る。)」に改める。

第一条の二第一号中、「をいう」の下に、「。以下同じ」を加える。

第一条の三の次に次の章名を付する。

第二章 家畜の伝染性疾病の発生の予防

第二条の前の見出しを削り、同条の前に見出しとして、「伝染性疾病についての届出」を付する。
第三条に見出しとして、「伝染性疾病についての届出義務の除外」を付し、同条第三号中、「学術研究機関」の下に、「であつて届出所持ち以外のもの」を加え、当該「を削り、同条を同条第四号とし、同条第二号中、「をいう」の下に、「であつて届出所持ち以外のもの」を加え、同条を同条第三号とし、同条第一号中、「をいう」の下に、「であつて届出所持ち以外のもの」を加え、同条を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 届出所持ち(法第四十六条の十九第二項に規定する届出所持ち者をいう。以下同じ。)(がその届出に係る届出伝染病等病原体(同条第一項に規定する届出伝染病等病原体をいう。以下同じ。))の使用のため当該届出伝染病等病原体の保管、使用及び滅菌等(法第四十六条の十一第一項に規定する滅菌等をいう。以下同じ。))をする施設(以下「届出伝染病等病原体取扱施設」という。))内に係留する家畜が届出伝染病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した場合
- 第四条に見出しとして、「伝染性疾病の発生の通報及び報告」を付する。
- 第五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして、「新疾病についての届出」を付する。
- 第六条に見出しとして、「新疾病についての届出義務の除外」を付する。
- 第七条に見出しとして、「新疾病の発生の通報及び報告」を付する。

第十四条の次に次の五条を加える。

(消毒設備の設置)

第十四条の二 法第八条の二第一項の規定による設備の設置は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 一次条に規定する畜舎等の出入口付近に、踏込消毒槽、消毒薬噴霧装置その他これらに準ずる設備であつて、当該畜舎等に入る者の身体及び当該畜舎等に持ち込む第十四条の六の物品を消毒するためのものを設置すること。
- 二 一次条に規定する畜舎等の敷地(第十四条の四の畜舎等の敷地を除く。)(の出入口付近に、消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備であつて、当該敷地に入れる車両を消毒するためのものを設置すること。

(消毒設備の設置の義務に係る施設)
第十四条の三 法第八条の二第一項の農林水産省令で定める施設は、畜舎及び卵舎(以下「畜舎等」という。))とする。

(消毒設備の設置の義務の対象から除外される敷地)
第十四条の四 法第八条の二第一項の農林水産省令で定める敷地は、専ら居住の用に供されている畜舎等の敷地とする。

(消毒の方法)
第十四条の五 法第八条の二第二項及び第三項の規定による消毒は、薬事法第二条第一項に規定する医薬品を使用して行う場合にあつては同法第五十二条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意に従うものとし、当該医薬品以外の消毒薬を使用して行う場合にあつては家畜防疫員又は獣医師の指示に従うものとする。

(消毒義務の対象となる物品)
第十四条の六 法第八条の二第二項の農林水産省令で定める物品は、畜舎等に入る者が当該畜舎等に入る前に、当該畜舎等の敷地外にある畜産関係施設等(畜舎等及びその敷地、家畜を集合させる催物の開催施設及びその敷地その他の畜産に係る施設及び場所をいう。以下同じ。))において使用され、又は使用されたおそれがある物品であつて、当該畜舎等において飼養される家畜に直接接触して使用されるものとする。

第十五条第一項中、「又は法第三十条」を、「又は第三十条」に、「別記様式第十二号」を、「別記様式第十一号」に改める。

第二十條第一項中、「別記様式第十四号」を、「別記様式第十二号」に改め、同条第二項中、「別記様式第十四号の二」を、「別記様式第十三号」に改め、同条第三項中、「法第五条第一項」を、「第五条第一項」に改める。

第二十一条を次のように改める。
(飼養衛生管理基準)
第二十一条 法第十二条の三第一項の飼養衛生管理基準は、別表第二の上欄に掲げる家畜の種類につき、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

第二十一条の次に次の三條及び章名を加える。
(定期的報告)
第二十一条の二 法第十二条の四第一項の規定による報告は、農場(畜舎等その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所をいう。以下同じ。))ごとに、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びひのししの所有者にあつては毎年四月十五日までに、鶏、あひる、うすら、きし、だちよう、ほるほる鳥及び七面鳥の所有者にあつては毎年六月十五日までに、別記様式第十四号による報告書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- 一 衛生管理区域(農場内において病原体の持込みを防止するために家畜の飼養に係る衛生管理を行うことが必要な区域をいう。以下同じ。))及びその出入口並びに特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の設置箇所を明示した農場の平面図
- 二 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようになるとともに、衛生管理区域に立ち入つた者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じた措置の内容を記載した書面

三 衛生管理区域及び畜舎等の出入口付近に設置した特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の種類を記載した書面

四 畜舎ごとの家畜の飼養密度を記載した書面

五 埋却の用に供する土地の確保の状況として次に掲げる事項を記載した書類

イ 埋却の用に供する土地の所在地

ロ 埋却の用に供する土地が自己の所有する土地でない場合にあつては、その所有者の氏名又は名称及び当該土地の利用に関する契約の内容

ハ 埋却の用に供する土地の面積及び利用状況

ニ 農場から埋却の用に供する土地までの距離

ホ 埋却の用に供する土地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明及び当該説明に対する当該関係者の承諾の有無

ヘ その他埋却の確かかつ迅速な実施のため参考となるべき事項

六 焼却又は化製のための準備措置を講じている場合にあつては、その状況として次に掲げる事項を記載した書類

イ 焼却施設又は化製場の名称及び所在地

ロ 農場から焼却施設又は化製場までの距離

ハ 焼却施設又は化製場の近隣住民その他の関係者への焼却又は化製の実施に関する説明及び当該説明に対する当該関係者の承諾の有無

七 埋却の用に供する土地、焼却施設又は化製場を確保していない場合にあつては、これらを確保するための取組の状況を記載した書面

八 次のイからホまでに掲げる家畜の区分に応じ、当該イからホまでに定める頭羽数以上の家畜の所有者（以下「大規模所有者」という。）にあつては、担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称を記載した書面

イ 牛（月齢が満四月以上のものに限る。）二百頭（次に掲げる牛にあつては、三千頭）

(1) 肥育牛（乳用種（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成十五年農林水産省令第七十二号）第三条第二項第八号から第十号までに掲げる種をいう。以下同じ。）の雄牛及び交雑種（同項第十一号に掲げる種をいう。以下同じ。）の牛に限る。）にあつては、月齢が満七月未満のもの

(2) その他の牛にあつては、月齢が満二十四月未満のもの

ロ 水牛及び馬 二百頭

ハ 鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし 三千頭

ニ 鶏及びつぐら 十万羽

ホ あひる、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥 一万羽

九 大規模所有者（馬の所有者を除く。）にあつては、従業員が特定症状（法第十三条の二第一項の症状をいう。以下同じ。）を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し

(報告事項)

第二十一条の三 法第十二条の四第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるもの（その飼養している家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては六頭未満、鶏、あひる、うすら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、だちようにあつては十羽未満の家畜の所有者については、第一号に掲げるものに限る。）とする。

一 その飼養している家畜の種類及び頭羽数

二 畜舎等の数

三 法第十二条の三第一項に規定する飼養衛生管理基準の遵守状況及び当該飼養衛生管理基準を遵守するための措置の実施状況

(通知)

第二十一条の四 法第十二条の四第二項の規定による通知は、前条各号に掲げる事項につき、文書でしなければならない。

第三章 家畜伝染病のまん延の防止

第二十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして（患畜等の届出）を付する。

第二十三条に見出しとして（患畜等の届出義務の除外）を付し、同条第三号中「学術研究機関が当該」を「学術研究機関（許可所持者及び届出所持者を除く。以下同じ。）が」に改め、同条を同条第五号とし、同条第二号中「指定検定機関」の下に（許可所持者及び届出所持者を除く。以下同じ。）を加え、同条を同条第四号とし、同条第一号中「許可製造業者等」の下に（許可所持者及び届出所持者を除く。以下同じ。）を加え、第二十八号第一号、第三十一号第一号及び第三十三号第一号を「第二十六条の二第三号、第二十九号第三号、第三十一条第三号及び第三十三号第一号」を「第二十六条の二第三号、第二十九号第三号、第三十一条第三号及び第三十三号第三号」に改め、同条を同条第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 許可所持者（法第四十六条の五第一項第二号に規定する許可所持者をいう。以下同じ。）がその許可に係る家畜伝染病病原体（同項に規定する家畜伝染病病原体をいう。以下同じ。）の使用のため取扱施設（同条第四号に規定する取扱施設をいう。以下同じ。）内に係留する家畜が当該使用のため患畜又は疑似患畜となつたことを発見した場合

二 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜が当該使用のため患畜又は疑似患畜となつたことを発見した場合

第二十四条第一項第一号中「頭数」を「頭羽数」に改める。

第二十五条の見出しを（患畜等の発生の通報及び報告）に改め、同条第一項中「第二十一条の届出事項」を「第二十二号各号に掲げる事項」に改める。

第二十六条を次のように改める。

(農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出)

第二十六条 法第十三条の二第一項の規定による届出は、次に掲げる事項につき、口頭でしなければならない。

一 届出者の氏名又は名称及び住所

二 所有者の氏名又は名称及び住所

三 特定症状の内容

四 当該家畜（死亡した家畜を含む。）の種類、性及び年齢（不明のときは、推定年齢）

五 当該家畜又はその死体の所在の場所

六 発見の年月日時

七 発見時における同一の農場のその他の家畜の状態

八 その他参考となるべき事項

第二十六条の次に次の五条を加える。

(農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出義務の除外)

第二十六条の二 法第十三条の二第三項の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体の使用のため取扱施設内に係留する家畜が当該使用のため特定症状を呈していることを発見した場合

二 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜が当該使用のため特定症状を呈していることを発見した場合

三 許可製造業者等が生物学的製剤の検査又は製造のためその施設内に係留する家畜が当該検査又は製造のため特定症状を呈していることを発見した場合

四 指定検定機関が薬事法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の検定のため係留する家畜が当該検定のため特定症状を呈していることを発見した場合

五 農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関が学術研究のためその施設内に係留する家畜が当該学術研究のため特定症状を呈していることを発見した場合

(特定症状に関する報告)
 第二十六条の三 法第十三条の二第四項の規定による報告は、第二十六条各号に掲げる事項につき、電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法によりしななければならない。

(検体の採取及び提出の要件)

第二十六条の四 法第十三条の二第四項の農林水産省令で定める要件は、特定症状を呈している家畜が複数の畜舎(畜舎内の一部を柵等で囲った収容空間をいう。以下同じ)内(一の畜舎につき一の家畜を飼養している場合にあつては、隣接する複数の畜舎内)で発見されたときとする。

(患者等である旨の通知)

第二十六条の五 法第十三条の二第五項及び第七項の規定による通知は、同条第五項の規定による判定の結果につき、電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法によりしななければならない。

(患者等である旨の公示)

第二十六条の六 法第十三条の二第八項の規定による公示は、家畜伝染病の種類及び家畜の種類ごとに次に掲げる事項につきしななければならない。

一 患者及び疑似患者の区分並びにその頭羽数

二 患者若しくは疑似患者又はこれらの死体の所在の場所又は区域

三 判定の年月日

四 その他参考となるべき事項

二 前項の公示には、第八条の規定を準用する。

第三十条を削る。

第二十九条中、「別表第二」を、「別表第三」に改め、同条ただし書中、「別表第三」を、「別表第四」に改め、同条を第三十条とする。

第二十八条第三号中、「学術研究機関が当該」を、「学術研究機関が」に改め、同条を同条第五号とし、同条第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体の使用のため取扱施設内に係留する家畜であつて当該使用のため患者又は疑似患者となつたものを当該取扱施設内で殺す場合

二 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜であつて当該使用のため患者又は疑似患者となつたものを当該届出伝染病等病原体取扱施設内で殺す場合

第二十八条を第二十九条とする。

第二十七条第一号を次のように改める。

一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体の使用のため取扱施設内に係留する家畜であつて当該使用のため法第十六条第一項各号に掲げる家畜となつたもの

第二十七条中第六号を削り、第五号を第六号とし、同条第四号中、「当該」を削り、「であつて」の下に、「当該学術研究のため」を、「掲げる」の下に、「家畜となつた」を加え、同条を同条第五号とし、同条第三号中、「牛疫」の下に、「豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ」を加え、同条を同条第四号とし、同条第二号中、「牛疫予防液」の下に、「豚コレラ予防液、高病原性鳥インフルエンザ予防液若しくは低病原性鳥インフルエンザ予防液又は薬事法第二十条第三項に規定する体外診断用医薬品」を加え、「係留する牛」を、「係留する家畜」に改め、「ため牛疫」の下に、「豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ」を加え、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 届出所持者がその許可に係る届出伝染病等病原体の使用のため届出伝染病等病原体取扱施設内に係留する家畜であつて当該使用のため法第十六条第一項各号に掲げる家畜となつたもの

第二十七号次に次の一号を加える。

七 家畜防疫官が法第十六条第一項第二号に規定する疑似患者であることを法第四十条の規定による検査中に発見した家畜であつて当該家畜が希少な動物であることその他特別の事情があると認められるため当該家畜の輸出国に返送するもの(同号に規定する家畜伝染病の病原体をひ

ろげるおそれがない方法により、当該輸出国に返送するまでの間係留し、かつ、当該輸出国に返送することができるものに限る。)

第二十七条を第二十八条とし、同条の前に次の一条を加える。

(患者等である旨の通報)

第二十七条 法第十三条の二第八項の規定による通報は、第二十六条各号に掲げる事項、家畜伝染病の種類並びに患者及び疑似患者の区分につき、第一号及び第二号に掲げる家畜にあつては電信若しくは電話又はこれらに準ずる方法により、第三号に掲げる家畜にあつては郵便又はこれに準ずる方法によりしななければならない。

一 第二十五条第一項第一号に規定する家畜伝染病の患者又は疑似患者

二 前号の患者及び疑似患者以外の初発の患者又は疑似患者

三 前二号の患者及び疑似患者以外の患者又は疑似患者

第三十一条第四号を同条第六号とし、同条第三号中、「当該」を削り、同条を同条第五号とし、同条第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体の使用の用に供する物品であつて取扱施設内にあるもの

二 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体の使用の用に供する物品であつて届出伝染病等病原体取扱施設内にあるもの

第三十三条第三号中、「当該」を削り、同条を同条第五号とし、同条第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体を使用したため患者若しくは疑似患者となつたもの又はこれらの死体が所在した取扱施設

二 届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体を使用したため患者若しくは疑似患者となつたもの又はこれらの死体が所在した届出伝染病等病原体取扱施設

第三十二条の次に次の三条を加える。

(消毒設備の設置)

第三十三条の二 法第二十五条第四項及び第二十六条第四項の規定による設備の設置は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 要消毒畜舎等(法第二十五条第一項に規定する要消毒畜舎等をいう。以下同じ)又は要消毒倉庫等(法第二十六条第一項に規定する要消毒倉庫等をいう。以下同じ)の出入口付近に、踏込消毒槽及び消毒薬噴霧装置その他これらに準ずる設備であつて、当該要消毒畜舎等又は要消毒倉庫等から出る者の身体を消毒するためのものを設置すること

二 要消毒畜舎等又は要消毒倉庫等の敷地(次条の要消毒畜舎等又は要消毒倉庫等の敷地を除く。)の出入口付近に、消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、当該敷地から出す車両を消毒するためのものを設置すること。

(消毒設備の設置の義務の対象から除外される敷地)

第三十三条の三 法第二十五条第四項及び第二十六条第四項の農林水産省令で定める敷地は、専ら居住の用に供されている要消毒畜舎等又は要消毒倉庫等の敷地とする。

(消毒の方法)

第三十三条の四 法第二十五条第六項、第二十六条第六項及び第二十八条第二項の規定による消毒は、別表第五の上欄に掲げる種類の家畜伝染病につき、同表の中欄に定める設備を利用し、それぞれ同表の下欄に定める種類の消毒薬を使用して行うものとする。この場合において、薬事法第二十一条第一項に規定する医薬品を使用して行う場合にあつては同法第五十二条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意に従つたものとし、当該医薬品以外の消毒薬を使用して行う場合にあつては家畜防疫員の指示に従つたものとする。

第三十五条第一項中、「別表第二」を、「別表第三」に改め、同条第二項ただし書中、「但し」を、「ただし」に改める。

第四十二条第一項中、「別記様式第十四号」を、「別記様式第十二号」に改め、同条第二項中、「別記様式第十四号の二」を、「別記様式第十三号」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第四章 輸出入検査等

第五十条第一項中、「法第四十五条」を、「第四十五条」に、「動物の種類に」を、「種類の動物(次項の表の上欄に掲げる動物に該当するものを除く。)(に)」に、「相当下欄に掲げる」を、「次の表の下欄に定める」に改め、同項ただし書中、「次の表の下欄に掲げる」を、「同欄に定める」に改め、同項の表第六号から第十三号までの項を削り、同条第五項及び第六項を削り、同条第四項中、「けい留期間」を、「係留期間」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中、「同規則」を、「同令」に、「けい留期間」を、「係留期間」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中、「前項」を、「第一項」に、「けい留期間」を、「係留期間」に改め、同項を同条第一項とし、同条第一項に「及び第六号」及び「及び第十一号」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の表の上欄に掲げる種類の動物であつて、次の表の上欄に掲げる動物に該当するもの(法第十六条第一項各号に掲げる家畜及び法第十七条第一項の規定により殺すべき旨を命ぜられた家畜を除く。)の係留期間は、それぞれ同表の下欄に定めるところとする。ただし、当該係留期間が、その前項の表の上欄に掲げる種類の動物につき同表の下欄に定める期間(次項の規定により当該期間を短縮した場合には、当該短縮した期間)以内である場合には、当該期間とする。

動物	輸入又は輸出の際の係留期間
一 家畜の伝染性疾病(輸入の場合にあつては、監視伝染性の病原体による伝染性疾患に限る。以下この表において同じ。)にかかつていない動物	家畜の伝染性疾患の病原体をひろげるおそれなくなるまでの期間
二 家畜の伝染性疾患にかかつていない疑いがある動物	家畜の伝染性疾患にかかつていない疑いなくなるまでの期間
三 家畜の伝染性疾患にかかるおそれがある動物	家畜の伝染性疾患にかかるおそれなくなるまでの期間
四 家畜の伝染性疾患にかかつていない疑いのある動物と同居していた動物	家畜の伝染性疾患にかかつていない疑いのある動物がその疑いなくなるまでの期間

第五十条の二中、「電子情報処理組織」の下に(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。次条第二項、第五十四條第三項、第五十五條第二項及び第五十六條において同じ。)を加え、については、第五十條第六項の規定を準用する。を「における農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第六條第三項の規定の適用については、同項中、「入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて第三條第三項各号に掲げるものと併せて」とあるのは、「入力し」とする」に改める。

第五十一条第一項ただし書中、「その者の使用に係る電子計算機」の下に(入出力装置を含む。以下同じ。)を加え、第四十條の規定により制規の検査」を、「第四十條第一項及び第二項の検査」に改め、同条第二項中、「第四十條」を、「第四十條第一項及び第二項」に、「第四十條の規定により制規の検査」を、「第四十條第一項及び第二項の検査」に改め、同条第三項中、「第五十條第六項」を、「前条」に改め、同条第四項中、「附さなければ」を、「付さなければ」に改める。

第五十四條第一項中、「当り」を、「当たり」に、「異なる」を、「異なる」に改め、同条第二項及び第三項中、「規定により制規の検査」を、「検査」に改め、同条第四項中、「第五十條第六項」を、「第五十條の二」に改める。

第五十五条第一項中、「第二十七條第一号ただし書」及び、「同号ただし書中、「家畜防疫員」とあるのは、「家畜防疫官」とを削り、同条第二項中、「において」を、「の規定により」に、「第五十條第六項」を、「第五十條の二」に改める。

第五十六條第二項中、「第五十條第六項」を、「第五十條の二」に改め、同条の次に次の一章及び章名を加える。

第五章 病原体の所持に関する措置

(用語の定義)
第五十六條の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 管理区域 法第四十六條の二十一第一項に規定する監視伝染病病原体(以下「監視伝染病病原体」という。)を取り扱う事業所において監視伝染病病原体を安全に管理するため、施設その他の方法により人の出入りを制限することが必要な区域をいう。
- 二 保管庫 監視伝染病病原体を保管する設備をいう。
- 三 実験室 監視伝染病病原体を使用する室(次号に掲げる検査室又は第六号に掲げる製造施設の内部にあるものを除く。)をいう。
- 四 検査室 家畜の伝染性疾患の病原体の検査を行つている機関が、その業務に伴い監視伝染病病原体を所持することとなつた場合において、当該監視伝染病病原体を使用して検査を行う室をいう。
- 五 動物非使用検査室 動物に対して監視伝染病病原体を使用しない検査室をいう。
- 六 製造施設 薬事法第二條第一項に規定する医薬品又は同条第十六項に規定する治験(同法第八十三條第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四條第九項及び第十九條の二第五項において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき資料のうち臨床試験の試験成績に関する資料の収集を目的とする試験の実施を含む。)の対象とされる薬物を製造するために監視伝染病病原体の保管、使用及び滅菌等(以下「取扱い」という。)をする施設をいう。
- 七 実験室等 実験室、検査室及び製造施設をいう。
- 八 安全キャビネット 監視伝染病病原体を使用する装置であつて日本工業規格K三八〇〇×パイオハザード対策用クラスIIキャビネット。以下「JISK三八〇〇」という。)に規定するパイオハザード対策用クラスIIキャビネットの規格に適合するもの又はこれに準ずる性能を有するものをいう。
- 九 クラスIIIキャビネット 安全キャビネットのうち、JISK三八〇〇に規定するパイオハザード対策用クラスIIIキャビネットの基本構造に適合するものをいう。
- 十 ヘパフィルター 給気及び排気に係るフィルターであつて、日本工業規格B九九七(クリーナム用エアフィルター性能試験方法)に規定する試験方法による試験を行った場合において、日本工業規格Z八二二(コンタミネーションコントロール用語)の四一四に規定する性能を有するもの又はこれと同等以上の性能を有するものをいう。
- 十一 飼育設備 動物に対して監視伝染病病原体を使用した場合における当該動物を飼育する設備をいう。
- 十二 アイソレーター その内部から外部への監視伝染病病原体の拡散を防止する装置であつて、その内部が陰圧に維持され、かつ、当該装置からの排気がヘパフィルターを通じてなされるものをいう。
- 十三 滅菌等設備 実験室等において使用された監視伝染病病原体又はこれにより汚染した物の滅菌等をする設備をいう。

十四 取扱等業務 法第四十六条の十七第一項に規定する許可所持者等若しくは届出伝染病等病原体所持する者又はこれらの従業者が行う監視伝染病病原体の取扱い及び管理並びにこれらに付随する業務をいう。

十五 病原体業務従事者 取扱等業務に従事する者で、実験室等に立ち入るものをいう。

十六 防護具 帽子、手袋、眼鏡、マスクその他の監視伝染病病原体を使用する者が着用することにより当該病原体に暴露することを防止するための個人用の道具をいう。

十七 第一次容器 プラスチック製の瓶、試験管その他の監視伝染病病原体を直接入れる容器をいう。

十八 第二次容器 金属製又は強化プラスチック製の容器その他の第一次容器を保護する容器をいう。

十九 内装容器 第一次容器及び第二次容器並びにこれらに付随するものであつて、監視伝染病病原体を運搬するために必要なものの総体をいう。

二十 外装容器 ファイバ板製の容器その他の内装容器を保護する容器をいう。

第五十六条の二 法第四十六条の五第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一 モルビリウイルス・リンダーペストウイルス（L株、B A Y S株及びR B O K株を除く。）（別名牛疫ウイルス）

二 マイコプラズマ・マイコイデス（亜種がマイコイデスであるもののS C株に限る。）（別名牛肺疫菌）

三 アフトウイルス・フットアンドマウスディジーズウイルス（別名口蹄疫ウイルス）

四 オルビウイルス・アフリカンホースシツクネスウイルス（別名アフリカ馬疫ウイルス）

五 モルビリウイルス・ペストデブティルミナンウイルス（別名小反芻獣疫ウイルス）

六 ペスチウイルス・クラシカルスワインフィーバーウイルス（別名豚コレラウイルス）

七 アスファイウイルス・アフリカンスワインフィーバーウイルス（別名アフリカ豚コレラウイルス）

八 インフルエンザウイルスA・インフルエンザウイルス（次に掲げる要件のいずれかに該当するもの（第五十六条の二十七第十六号に掲げる病原体を除く。）に限る。）（別名高病原性鳥インフルエンザウイルス）

イ 週齢が満六週の鶏におけるI V P I（静脈内接種試験により得られた病原体の病原性の高さを表した指数をいう。）が一・二を超えること。

ロ 週齢が満四週以上満八週以下の鶏に静脈内接種した際の当該鶏の死亡率が七十五パーセント以上であること。

ハ 血清型がH五又はH七であつて、ヘマグルニン分子の開裂部位に複数の塩基性アミノ酸があり、かつ、そのアミノ酸配列がこの号に掲げる病原体であると確認されたものと類似のものであること推定されること。

九 インフルエンザウイルスA・インフルエンザウイルス（血清型がH五又はH七であるものであつて、人以外の動物から分離されたもの（前号に掲げる病原体、次に掲げる病原体及び第五十六条の二十七第十六号に掲げる病原体を除く。）に限る。）（別名低病原性鳥インフルエンザウイルス）

イ Achicken/Mexico/232/94/CPA(H5N2)

ロ A-H5N9 TW68 Bio

ハ A/duck/Hokkaido/Vac-1/04(H5N1)

ニ A/duck/Hokkaido/Vac-2/04(H7N7)

ホ A/turkey/Turkey/1/05(H5N1)(NIBRG-23)

ヘ rg A/bar-headed goose/Qinghai lake/1a/04/R J + 2

ト rg A/wooper swan/Mongolia/244/04/R J + 2

（家畜伝染病病原体の所持の許可）
第五十六条の四 法第四十六条の五第一項本文の許可は、事業所ごとに受けなければならない。

（滅菌譲渡義務者の所持の基準）
第五十六条の五 法第四十六条の五第一項第一号の規定による家畜伝染病病原体の所持は、次に掲げる基準に従い、行うものとする。

一 保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行うこと。

二 当該所持をする間保管庫を確実に施設する等、やむを得ない場合を除き家畜伝染病病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。

三 滅菌等をする場合にあつては、次のイから八までに掲げる場合の区分に応じ、当該イから八までに定める日から七日以内に、第五十六条の二十五第四項に規定する基準に従い、自ら又は他者に委託して行うこととし、譲渡しをする場合にあつては、次のイから八までに掲げる場合の区分に応じ、当該イから八までに定める日から遅滞なく行うこと。

イ 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体について所持することを要しなくなつた場合 所持することを要しなくなつた日

ロ 許可所持者が法第四十六条の五第一項本文の許可を取り消され、又はその許可の効力を停止された場合 その許可の取消し又は効力の停止の日

ハ 家畜の伝染性疾患の検査を行つている機関（許可所持者を除く。）がその業務に伴い家畜伝染病病原体を所持することとなつた場合 当該所持の開始の日

（所持の許可の申請）
第五十六条の六 法第四十六条の五第二項の申請書の提出は、別記様式第三十一号による申請書に次に掲げる書類を添えてするものとする。

一 法人にあつては、法人の登記事項証明書

二 所持の開始の予定時期を記載した書面

三 法第四十六条の五第一項本文の許可を受けようとする者が、法第四十六条の六第二項各号に掲げる者に該当しない旨の宣誓書

四 取扱施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた事業所内外の見取図

五 取扱施設のうち、家畜伝染病病原体の取扱いに係る室の間取り、設備、用途及び出入口、管理区域並びに別記様式第三十二号による標識を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図

六 取扱施設のうち、家畜伝染病病原体の取扱いに係る主要部分の縮尺を付けた立面図（当該主要部分が全て前号の平面図に図示されている場合を除く。）

七 その他当該申請書の提出に係る取扱施設が法第四十六条の六第一項第二号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

（所持の許可に係る製品）
第五十六条の七 法第四十六条の六第一項第一号（法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める製品は、検査試薬とする。

（重点管理家畜伝染病病原体の取扱施設の基準）
第五十六条の八 法第四十六条の六第一項第二号（法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、第五十六条の三第一号、第三号及び第七号に掲げる病原体（以下「重点管理家畜伝染病病原体」という。）の取扱施設に係るものは、次のとおりとする。

一 当該取扱施設に、管理区域を設定すること。

二 重点管理家畜伝染病病原体の保管庫は、実験室等の内部に設け、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

三 重点管理家畜伝染病病原体の実験室等は、次のとおりとすること。

イ 実験室等の内部の壁、床、天井その他重点管理家畜伝染病病原体により汚染されるおそれがある部分は、その表面が消毒の容易な構造であること。

口 実験室等の内部に、安全キャビネットを備えていること（製造施設にあつては、当該製造施設からの重点管理家畜伝染病病原体の拡散を防止するための措置を講じていること。）ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 重点管理家畜伝染病病原体の使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合

(2) 動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。

ハ 実験室等に、次に定めるところにより、専用の前室を附置すること。

(1) 通常前室及び(2)のシャワー室を通じてのみ実験室等に出入りすることができる構造のものとし、かつ、当該前室の出入口が屋外に直接面していないものであること。

(2) 前室にシャワー室を設けるとともに、当該シャワー室にインターロック又はこれに準ずる機能を有する気密性のある二重扉を設けること。

(3) 前室に、当該前室からの重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある排水の滅菌等をする機能を有する排水設備を設けること。

ニ 実験室等に、次に定めるところにより、給気設備、排気設備及び排水設備を設けること。

(1) 給気設備は、実験室等への給気が、一以上のヘパフィルターを通じてなされる構造であること。

(2) 排気設備は、実験室等からの排気が、一以上のヘパフィルターを通じてなされる構造であること。

(3) 排水設備は、実験室等からの重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある排水の滅菌等をする機能を有すること。

ホ 実験室等に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

ヘ 実験室等の内部を陰圧に維持することができる構造であること。

四 実験室等において動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。

イ 飼育設備は、当該実験室等の内部であつて、アイソレーター内又は排気設備の排気口付近に設けること。この場合において、飼育設備を排気設備の排気口付近に設けるときは、前号二(2)中「一以上」とあるのは、「二以上」とする。

ロ 当該取扱施設に、焼却炉又はこれと同等以上の機能を有する設備を設けること。

五 重点管理家畜伝染病病原体の滅菌等設備は、実験室等の内部に設けること。

六 当該取扱施設に、非常用予備電源設備を附置すること。

七 当該取扱施設は、その稼働状況を確認する装置を備え、当該稼働状況を常に監視する者を配置すること。

八 一年に一回以上定期的に当該取扱施設を点検し、前各号に掲げる基準に適合するようその機能の維持が図られること。

(要管理家畜伝染病病原体の取扱施設の基準)

第五十六条の九 法第四十六條の六第一項第二号（法第四十六條の八第四項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病病原体以外の家畜伝染病病原体（以下「要管理家畜伝染病病原体」という。）の取扱施設に係るものは、次のとおりとする。

一 当該取扱施設に、管理区域を設定すること。

二 要管理家畜伝染病病原体の保管庫は、実験室等の内部（出入口に施錠その他の通行制限のための措置が講じられている保管施設が管理区域内に設けられているときは、当該保管施設の内）に設け、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

三 要管理家畜伝染病病原体の実験室等は、次のとおりとする。

イ 実験室等の内部の壁、床、天井その他要管理家畜伝染病病原体により汚染されるおそれがある部分は、その表面が消毒の容易な構造であること。

口 実験室等の内部に安全キャビネットを備えていること（製造施設にあつては、当該製造施設からの要管理家畜伝染病病原体の拡散を防止するための措置を講じていること。）ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 要管理家畜伝染病病原体の使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合

(2) 動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。

ハ 実験室等（動物非使用検査室を除く。）に、次に定めるところにより、専用の前室を附置すること。

(1) 通常前室を通じてのみ実験室等に出入りすることができる構造のものとし、かつ、当該前室の出入口が屋外に直接面していないものであること。

(2) 前室の出入口に、インターロック又はこれに準ずる機能を有する二重扉を設けること。

ニ 実験室等（動物非使用検査室を除く。）に、次に定めるところにより、排気設備を設けること。ただし、当該実験室等の内部にクラスⅢキャビネットのみを備えている場合は、この限りでない。

(1) 排気設備は、常に空気が実験室等の出入口から実験室等の内部へ流れるよう管理することができ構造であること。

(2) 排気設備は、実験室等からの排気が、一以上のヘパフィルターを通じてなされる構造であること。

(3) 排気設備は、その稼働状況を確認する装置を備えていること。

ホ 実験室等に、足若しくは肘又は自動で操作することができる手洗い設備を設けること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。

ヘ 実験室等に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

ト 実験室等は、要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去するために密閉することができる構造であること。

四 実験室等において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。

イ 飼育設備は、当該実験室等の内部であつて、アイソレーター内又は排気設備の排気口付近に設けること。

ロ 当該取扱施設に、焼却炉を設けること。ただし、これと同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。

ハ 当該実験室等の前室に、シャワー室を設けること。ただし、次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該実験室等において、専用の衣服（当該実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服をいう。）を二重に着用して作業する場合

(2) 飼育設備をアイソレーター内又は安全キャビネット内に設ける場合

(3) アイソレーター内又は安全キャビネット内において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合

五 要管理家畜伝染病病原体の滅菌等設備は、実験室等の内部に設けること。

六 実験室等（動物非使用検査室を除く。）にあつては、当該取扱施設に、非常用予備電源設備を附置すること。ただし、実験室等に、当該実験室等への給気がヘパフィルターを通じてなされる構造である給気設備を設けている場合は、この限りでない。

七 一年に一回以上定期的に当該取扱施設を点検し、前各号に掲げる基準に適合するようその機能の維持が図られること。

2 第五十六條の三第九号に掲げる病原体の取扱施設であつて、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、前項第三号八、二及びト並びに第六号の規定は適用せず、同項第五号の規定の適用については、同号中「実験室等」とあるのは、「当該取扱施設」とする。

3 第五十六条の三第九号に掲げる病原体（第五十六条の三第八号に掲げる要件のいずれかに該当しないことが確認されたものに限る。）の取扱施設であつて、鳥類以外の動物に対して当該病原体を使用するものについては、第一項第三号八及びト、第四号並びに第六号の規定は適用せず、同項第三号二及び第五号の規定の適用については、同項第三号二中「設けること」とあるのは、「設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること」と、同項第五号中「実験室等」とあるのは、「当該取扱施設」とする。

4 前項の病原体の取扱施設であつて、次に掲げる要件に該当するものについては、第一項第三号八、二及びト、第四号並びに第六号の規定は適用せず、同項第五号の規定の適用については、同号中「実験室等」とあるのは、「当該取扱施設」とする。

一 飼育設備をアイソレーター内又は安全キャビネット内に設ける施設であること。
二 アイソレーター内又は安全キャビネット内において鳥類に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する施設であること。

（所持に係る許可証）

第五十六条の十 法第四十六条の七第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとし、同項の許可証（以下「許可証」という。）の様式は、別記様式第三十三号とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 所持の目的及び方法

三 取扱施設の名称及び所在地

四 法第四十六条の六第三項の規定により付された法第四十六条の五第一項本文の許可の条件

2 許可所持者は、許可証が汚損され、又は失われたときは、別記様式第三十四号による申請書及び許可証が汚損された場合にあつてはその許可証を農林水産大臣に提出し、許可証の再交付を受けることができる。

3 許可所持者は、次に掲げるときは、直ちにその許可証（第三号の場合にあつては、発見した許可証）を農林水産大臣に返納しなければならない。

一 所持の目的を達したとき又はこれを失つたとき。

二 法第四十六条の五第一項本文の許可を取り消されたとき。

三 前項の規定により許可証の再交付を受けた後、失われた許可証を発見したとき。

（許可事項の変更の許可の申請）

第五十六条の十一 法第四十六条の八第一項本文の規定による変更の許可の申請は、別記様式第三十五号による申請書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

一 変更の予定時期を記載した書面

二 変更に係る第五十六条の六第四号から第七号までに掲げる書類

三 工事を伴うときは、その予定工事期間並びにその工事期間中家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関する措置を記載した書面

2 法第四十六条の八第一項本文の許可を受けようとする許可所持者は、その許可の申請の際に、許可証を農林水産大臣に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。（許可事項の変更の許可を要しない軽微な変更）

第五十六条の十二 法第四十六条の八第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 取扱施設の廃止（家畜伝染病病原体の法第四十六条の十一第二項に規定する滅菌譲渡（以下「滅菌譲渡」という。）を伴わないものに限る。）

二 所持の方法の変更

三 管理区域の変更及び設備の増設（工事を伴わないものに限る。）

（許可事項の軽微な変更の届出）

第五十六条の十三 法第四十六条の八第二項の規定による届出は、別記様式第三十六号による届出書に第五十六条の十一第一項第一号及び第二号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してなければならない。

（氏名等の変更の届出）

第五十六条の十四 法第四十六条の八第三項の規定による届出は、別記様式第三十七号による届出書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

一 法人の名称を変更する場合は、変更後の法人の登記事項証明書

二 氏名を変更する場合は、変更後の許可所持者が、法第四十六条の六第二項各号（第二号を除く。）に掲げる者に該当しない旨の宣誓書

三 法人の代表者の氏名を変更する場合は、変更後のその代表者が、法第四十六条の六第二項第八号に規定する者に該当しない旨の宣誓書

（譲渡しの制限）
第五十六条の十五 法第四十六条の十第二号の規定による家畜伝染病病原体の譲渡は、法第四十六条の十一第二項の規定による滅菌譲渡の届出をしてするものとする。

（滅菌譲渡の届出）
第五十六条の十六 法第四十六条の十一第二項の規定による滅菌譲渡の届出は、別記様式第三十八号により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から三日以内に行わなければならない。

一 許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体について所持することを要しなくなった場合所持することを要しなくなった日

二 許可所持者が法第四十六条の五第一項本文の許可を取り消され、又はその許可の効力を停止された場合 その許可の取消し又は効力の停止の日

三 家畜の伝染性疾患の検査を行っている機関（許可所持者を除く）がその業務に伴い家畜伝染病病原体を所持することとなつた場合 当該所持の開始の日

法第四十六条の十一第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 滅菌譲渡の予定日

三 譲渡しをする場合にあつては、譲り受ける事業所の名称及び所在地

（措置命令書の記載事項）
第五十六条の十七 法第四十六条の十一第四項の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した命令書を交付して行うものとする。

一 講ずべき措置の内容

二 命令の年月日及び履行期限

三 命令を行う理由

（家畜伝染病発生予防規程）
第五十六条の十八 法第四十六条の十二第一項の規定による家畜伝染病発生予防規程の作成は、次に掲げる事項について定めて行うものとする。

一 病原体取扱主任者その他の家畜伝染病病原体の取扱い及び管理に従事する者に関する職務及び組織に関すること。
二 家畜伝染病病原体の取扱いに従事する者であつて、実験室等に立ち入るものの制限に関すること。
三 取扱施設の維持及び管理に関すること。
四 家畜伝染病病原体の保管、使用、運搬及び滅菌譲渡に関すること。
五 家畜伝染病病原体の受入れ、払出し及び移動の制限に関すること。
六 家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な教育及び訓練に関すること。
七 法第四十六条の十五の規定による記帳及び保存に関すること。
八 家畜伝染病病原体の取扱いに係る情報の管理に関すること。

- 九 家畜伝染病病原体の盗取、所在不明その他の事故が生じたときの措置に關すること。
- 十 災害時の応急措置に關すること。
- 十一 その他家畜伝染病病原体による家畜伝染病の發生の予防及びまん延の防止に關し必要な事項

2 法第四十六条の十二第一項の規定による届出は、別記様式第三十九号によりするものとする。

3 法第四十六条の十二第二項の規定による届出は、別記様式第四十号により、変更後の家畜伝染病發生予防規程を添えてしなければならない。

(病原体取扱主任者の要件)

第五十六条の十九 法第四十六条の十三第一項の農林水産省令で定める要件は、次に掲げる者であつて、家畜伝染病病原体の取扱いに關する十分な知識経験を有するものから選任することとする。

- 一 獣医師
 - 二 医師
 - 三 歯科医師
 - 四 薬剤師
 - 五 臨床検査技師
 - 六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は同法第四百四条第四項第二号に規定する大学若しくは大学院に相當する教育を行う課程が置かれる教育施設において生物学若しくは農学又はこれらに相當する課程を修めて卒業した者
- (病原体取扱主任者の選任等の届出)
- 第五十六条の二十 法第四十六条の十三第二項の規定による病原体取扱主任者の選任及び解任の届出は、別記様式第四十一号によりするものとする。

(教育訓練)

第五十六条の二十一 法第四十六条の十四の教育及び訓練は、管理区域（要管理家畜伝染病病原体又は届出伝染病等病原体の取扱施設にあつては、実験室等。以下「管理区域等」という。）に立ち入る者及び取扱等業務に従事する者に対し、次に掲げる箇所により施すものとする。

- 一 病原体業務従事者に対する教育及び訓練（次号の教育及び訓練を除く。）は、初めて管理区域等に立ち入る前及び管理区域等に立ち入つた後にあつては三年を超えない期間ごとに行つこと。
- 二 病原体業務従事者で重点管理家畜伝染病病原体の取扱施設の管理区域に立ち入るものに対する当該病原体の取扱い及び管理に習熟するための教育及び訓練は、初めて当該管理区域に立ち入つた後に行つこと。
- 三 取扱等業務に従事する者で管理区域等に立ち入らないものに対する教育及び訓練は、取扱等業務を開始する前及び取扱等業務を開始した後にあつては三年を超えない期間ごとに行つこと。
- 四 前三号に規定する者に対する教育及び訓練は、次に掲げる項目（前号に規定する者にあつては、イに掲げるものを除く。）について行つこと。
 - イ 家畜伝染病病原体の性質
 - ロ 家畜伝染病病原体の管理
 - ハ 家畜伝染病病原体による家畜伝染病の發生の予防及びまん延の防止に關する法令
 - ニ 家畜伝染病發生予防規程

五 第一号から第三号までに規定する者以外の者に対する教育及び訓練は、その者が立ち入る取扱施設において家畜伝染病病原体による家畜伝染病の發生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な事項について行つこと。

2 前項の規定にかかわらず、同項第四号イからニまでに掲げる項目又は同項第五号の事項の全部又は一部に關し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項に關する教育及び訓練を省略することができる。

(記帳)

第五十六条の二十二 法第四十六条の十五第一項の規定により許可所持者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次のとおりとする。

- 一 受入れ又は払出しに係る家畜伝染病病原体の種類及び数量
- 二 家畜伝染病病原体の受入れ又は払出しの年月日
- 三 家畜伝染病病原体の保管の方法及び場所
- 四 使用に係る家畜伝染病病原体の種類
- 五 家畜伝染病病原体の使用の年月日
- 六 滅菌譲渡に係る家畜伝染病病原体の種類
- 七 家畜伝染病病原体の滅菌譲渡の年月日
- 八 家畜伝染病病原体の滅菌等の方法及び場所
- 九 家畜伝染病病原体の受入れ又は払出しをした者の氏名
- 十 家畜伝染病病原体の使用をした者の氏名
- 十一 家畜伝染病病原体の滅菌等をした者の氏名
- 十二 重点管理家畜伝染病病原体に係る管理区域に立ち入つた者の氏名
- 十三 重点管理家畜伝染病病原体に係る管理区域への立入りの年月日
- 十四 重点管理家畜伝染病病原体に係る管理区域に対する教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名
- 十五 取扱施設の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検した者の氏名

2 前項各号に掲げる事項の細目が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。

3 許可所持者は、一年ごとに法第四十六条の十五第一項の帳簿を閉鎖しなければならない。

4 法第四十六条の十五第二項の規定による帳簿の保存は、前項の規定による帳簿の閉鎖後一年間行つものとする。

(家畜伝染病病原体の保管の基準)

第五十六条の二十三 法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病病原体の保管に係るものは、次のとおりとする。

- 一 重点管理家畜伝染病病原体の保管は、保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行つこと。
 - 二 重点管理家畜伝染病病原体を保管する間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き重点管理家畜伝染病病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。
 - 三 重点管理家畜伝染病病原体の実験室等の前室の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。
- 2 法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病病原体の保管に係るものは、次のとおりとする。
- 一 要管理家畜伝染病病原体の保管は、保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行つこと。
 - 二 要管理家畜伝染病病原体を保管する間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き要管理家畜伝染病病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。
 - 三 要管理家畜伝染病病原体の保管施設（要管理家畜伝染病病原体を実験室等内において保管する場合にあつては、当該実験室等の前室（動物非使用検査室にあつては、当該動物非使用検査室）の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。
- 3 第五十六条の九第二項から第四項までの取扱施設に対する前項第三号の規定の適用については、同号中「実験室等の前室（動物非使用検査室にあつては、当該動物非使用検査室）」とあるのは、「実験室等」とする。

(家畜伝染病病原体の使用の基準)

第五十六条の二十四 法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病病原体の使用に係るものは、次のとおりとする。

- 一 実験室等に立ち入るときは、その前室において専用の衣服(実験室等に立ち入る者が着用する全ての衣服をいう。以下この項において同じ。)及び防護具を着用すること。
- 二 実験室等において衣服及び防護具を着用して作業すること。
- 三 重点管理家畜伝染病病原体の使用は、次に掲げる場合を除き、実験室等(製造施設を除く。)の内部に備えられた安全キャビネットにおいて行うこと。
- イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
- ロ 動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき
- 四 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。
- 五 実験室等から退出するときは、その前室において衣服及び防護具を脱ぎ、これらを当該実験室等に持ち出す場合を除き、滅菌等設備により滅菌等をするまで当該前室から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。
- 六 実験室等から退出するときは、その前室に設けられたシャワー室においてその体表の重点管理家畜伝染病病原体による汚染の除去をすること。
- 七 実験室等からの排気は、排気設備により滅菌等をする。
- 八 重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある実験室等及びその前室からの排水は、排水設備又は滅菌等設備により滅菌等をする。
- 九 重点管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、衣服及び防護具を当該実験室等の前室に持ち出す場合を除き、滅菌等設備により当該物品の滅菌等をする。
- 十 実験室等において重点管理家畜伝染病病原体を使用した者は、使用日から起算して七日間、管理区域外において当該重点管理家畜伝染病病原体に感染する動物と接触しないこと。
- 十一 実験室等における作業に関係しない動物を当該実験室等に入れないこと。
- 十二 実験室等において動物に対して重点管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。
 - イ 当該実験室等に立ち入るときは、第十四号の許可とは別に、病原体取扱主任者の許可を得ること。
 - ロ やむを得ない場合を除き、重点管理家畜伝染病病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。
 - ハ 重点管理家畜伝染病病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該死体を滅菌等設備により滅菌等するとともに、持ち出した当該死体を取扱施設に設けられた焼却炉又はこれと同等以上の機能を有する設備により焼却すること。ただし、重点管理家畜伝染病病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。
 - ニ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に重点管理家畜伝染病病原体による汚染を除去すること。
 - ホ 節足動物及び齧歯類の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。
- 十三 実験室等の前室の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。
- 十四 事前に許可所持者及び病原体取扱主任者の許可を得ていない者の管理区域への立入りを禁止し、これらの者の許可を得て病原体業務従事者以外の者が当該管理区域に立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。
- 2 法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病病原体の取扱施設(第五十六条の九第二項から第四項までの取扱施設を除く。)における要管理家畜伝染病病原体の使用に係るものは、次のとおりとする。

一 実験室等(動物非使用検査室を除く。)に立ち入るときは、その前室において専用の衣服(実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服(動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する実験室等にあつては、当該実験室等に立ち入る者が着用する全ての衣服)をいう。以下この項において同じ。)及び防護具を着用すること。

- 二 実験室等において衣服及び防護具を着用して作業すること。
- 三 要管理家畜伝染病病原体の使用は、次に掲げる場合を除き、実験室等(製造施設を除く。)の内部に備えられた安全キャビネットにおいて行うこと。
- イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
- ロ 動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき
- 四 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。
- 五 実験室等から退出するときは、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 実験室等(動物非使用検査室を除く。)にあつては、その前室において衣服及び防護具を脱ぎ、これらを当該実験室等に持ち出す場合を除き、滅菌等設備により滅菌等をするまで当該前室から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。
- ロ 動物非使用検査室にあつては、衣服及び防護具を脱ぎ、滅菌等設備により滅菌等をするまで当該動物非使用検査室から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。
- 六 実験室等から退出するときは、手洗い設備により手指を洗浄すること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。
- 七 実験室等(動物非使用検査室を除く。)からの排気は、排気設備により滅菌等をする。
- 八 要管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある実験室等及びその前室動物非使用検査室にあつては、当該動物非使用検査室)からの排水は、滅菌等設備により滅菌等をする。
- 九 要管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、次に掲げる措置を講ずること。
- イ 実験室等(動物非使用検査室を除く。)にあつては、衣服及び防護具を当該実験室等の前室に持ち出す場合を除き、滅菌等設備により当該物品の滅菌等をする。
- ロ 動物非使用検査室にあつては、滅菌等設備により当該物品の滅菌等をする。
- 十一 実験室等における作業に関係しない動物を当該実験室等に入れないこと。
- 十二 実験室等において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。
 - イ 当該実験室等に立ち入るときは、病原体取扱主任者の許可を得ること。
 - ロ やむを得ない場合を除き、要管理家畜伝染病病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。
 - ハ 要管理家畜伝染病病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該死体を滅菌等設備により滅菌等するとともに、持ち出した当該死体については、取扱施設に設けられた焼却炉により焼却し、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。ただし、要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。
 - ニ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去すること。
 - ホ 節足動物及び齧歯類の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。

十二 実験室等の前室（動物非使用検査室にあつては、当該動物非使用検査室）の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。

十三 管理区域には、やむを得ない場合を除き人が立ち入らないようにするための措置を講じ、病原体業務従事者以外の者が立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。

3 法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、第五十六条の九第二項から第四項までの取扱施設における要管理家畜伝染病病原体の使用に係るものは、次のとおりとする。

- 一 実験室等において衣服（実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服をいう。以下この項において同じ。）及び防護具を着用して作業すること。
- 二 要管理家畜伝染病病原体の使用は、次に掲げる場合を除き、実験室等（製造施設を除く。）の内部に備えられた安全キャビネットにおいて行うこと。
- イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
- ロ 動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。
- 三 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。
- 四 実験室等から退出するときは、衣服及び防護具を脱ぎ、滅菌等設備により滅菌等をすまで当該実験室等から当該衣服及び防護具を持ち出さないこと。
- 五 実験室等から退出するときは、手洗い設備により手指を洗浄すること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。
- 六 第五十六条の九第三項の取扱施設において実験室等に同条第一項第三号二の排気設備を設けている場合には、当該実験室等からの排気は、当該排気設備により滅菌等をすること。
- 七 要管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある実験室等からの排水は、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができる容器に入れて当該実験室等から持ち出し、取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等をする。
- 八 要管理家畜伝染病病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができる容器に入れるとともに、持ち出した当該物品を取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等をする。
- 九 実験室等における作業に関係しない動物を当該実験室等に入れられないこと。
- 十 実験室等において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合には、次のとおりとする。
 - イ 当該実験室等に立ち入るときは、病原体取扱主任者の許可を受けること。
 - ロ 当該実験室等の窓を閉鎖するとともに、当該窓が割れないようにすること。
 - ハ やむを得ない場合を除き、要管理家畜伝染病病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。
 - ニ 要管理家畜伝染病病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができる容器に入れるとともに、持ち出した当該死体については、取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等をし、かつ、焼却又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。ただし、要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。
 - ホ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に要管理家畜伝染病病原体による汚染を除去すること。
- ヘ 節足動物及び齧歯類の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。
- 十一 実験室等の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。
- 十二 管理区域には、やむを得ない場合を除き人が立ち入らないようにするための措置を講じ、病原体業務従事者以外の者が立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。

（監視伝染病病原体の運搬及び滅菌等の基準）

第五十六条の二十五 法第四十六条の十七第一項（法第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、監視伝染病病原体の運搬に係るものは、次のとおりとする。

- 一 監視伝染病病原体の運搬は、これを容器（内装容器、外装容器及び包装の総体をいう。以下この項において同じ。）に入れられた状態で行うこと。
- 二 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。
 - ロ やむを得ない場合を除き密封されないように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。
 - ハ 内装物の漏えいのおそれがない十分な強度及び耐水性を有するものであること。
- 二 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生ずるおそれがないこと。
- ホ 第一次容器は、適切な方法により密閉されたものであること。
- ヘ 第二次容器は、適切な方法により密閉され、かつ、九十五キロパスカル以上の内部のゲージ圧力及び零下四十度から摂氏五十五度までの温度の変化に耐えるものであること。
- ト 外装容器は、直方体のもので、少なくともその一面は各辺が十センチメートル以上のものとする。
- チ 内装容器に、監視伝染病病原体に代えて水又は水と不凍液を混合したものを当該内装容器の容量の九十八パーセント以上入れた状態で、容器を、次の表の上欄に掲げる内装容器の材料及び同表の中欄に掲げる外装容器の材料につき、それぞれ同表の下欄に定める条件の下に置いた後、速やかに九メートルの高さから硬く滑らかな水平面に最大の破損を及ぼすように落下させた場合において、当該容器に、内容物の漏えい又は運搬の安全性を損なうおそれがある損傷がないこと。

内装容器の材料	外装容器の材料	条 件
プラスチック	プラスチック	条件一
プラスチック	ファイバ版（段ボール）	条件一及び条件二
プラスチック	その他のもの	条件一
その他のもの	プラスチック	条件一
その他のもの	ファイバ版（段ボール）	条件二

備考

一 この表において、「条件一」とは、容器を零下十八度以下の温度の下に二十四時間（ドライアイスを入れる場合にあつては、四時間と当該ドライアイスが全て気化するまでの時間とのいずれが長い時間）以上置くことをいう。

二 この表において、「条件二」とは、容器を少なくとも一時間当たりの水量が約五ミリメートルの降水に一時間以上さらすことをいう。

リ 内装容器に、監視伝染病病原体に代えて水又は水と不凍液を混合したものを当該内装容器の容量の九十八パーセント以上入れた状態で、容器を、次に掲げる条件の下に置いた場合において、当該容器に、内容物の漏えい又は運搬の安全性を損なうおそれがある損傷がないこと。

(1) 当該容器の総質量が七キログラム以下の場合にあつては、鋼鉄丸棒であつて、その質量が七キログラム、その直径が三・八センチメートル以下、かつ、その先端の半径が〇・六センチメートル以下のものを、当該容器に、一メートルの高さから当該容器に対して最大の損傷を及ぼすように落下させて衝突させること。

(2) 当該容器の総質量が七キログラムを超える場合にあつては、当該容器を、硬質の水平面に垂直に固定した鋼鉄丸棒であつて、その直径が三・八センチメートル、その長さが二十センチメートル、かつ、その上端の半径が〇・六センチメートル以下のものに、一メートルの高さから当該容器に対して最大の損傷を及ぼすように落下させて衝突させること。

又、一の第二次容器に二以上の第一次容器を入れる場合には、第一次容器同士の間隔がないように、第一次容器を個々に包装し、又は分離して包装すること。

ル 監視伝染病病原体と他の物（当該監視伝染病病原体を運搬するために必要なものを除く。）を同一の外装容器に入れないこと。

ヲ 液状の物質を運搬する際に吸収材又は緩衝材を使用する場合には、当該吸収材又は緩衝材は、当該液状の物質の全量を吸収することができる量とすること。

ワ 環境温度以上の温度の下において運搬する場合には、第一次容器は、ガラス製、金属製又はプラスチック製であること。

カ 外装容器に氷を入れて運搬する場合には、当該外装容器に、当該氷が溶けても第二次容器をその原位置に保持する支持物を設けるとともに、漏水を防止する措置を講ずること。

コ 外装容器にドライアイスを入れて運搬する場合には、当該外装容器に、当該ドライアイスが気化しても第二次容器をその原位置に保持する支持物を設けるとともに、気化したドライアイスのガスを放散する措置を講ずること。

タ 液化窒素を使用する場合には、第一次容器がプラスチック製であり、かつ、第一次容器及び第二次容器が液化窒素の温度に耐えるものであること。

チ 凍結乾燥の物質を運搬する場合には、第一次容器は、火災密封されたガラス製のアンブル又はゴム栓をした金属製のシール付きのガラス製の瓶とすることができること。

ソ 外装容器に、内容物の項目リストを封入すること。

三 容器の表面には、次に掲げる措置を講ずること。

イ 様式第四十二号による表示を容易に消せない方法で付すること。

ロ 様式第四十三号による標識を見やすいように付すること。

ハ 液状の監視伝染病病原体を入れる場合には、容器の表面には、口の標識のほか、様式第四十四号による標識をその相対する二側面に見やすいように付すること。

ニ 次に掲げる事項を見やすいように表示すること。

(1) 荷受人及び荷送人の氏名又は名称及び住所

(2) 責任者の氏名又は名称及び電話番号

(3) 「病毒を移しやすい物質（動物に対し伝染性があるもの）及び「UN二九〇〇」の文字（人体に対しても伝染性があるもの）」及び「UN二八四四」の文字（人体に対し伝染性があるもの）」及び「UN二八四四」の文字

四 監視伝染病病原体を入れた容器の車両等への積付けは、運搬中において移動、転倒、転落等により安全性が損なわれないように行うこと。

五 重点管理家畜伝染病病原体を運搬する者は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 第三号二(1)から(3)までに掲げる事項その他参考となる事項を荷送人が記載した書面を携行すること。

ロ 重点管理家畜伝染病病原体の取扱方法、事故が生じた場合に講じなければならない措置その他の当該病原体の運搬に関し留意すべき事項を記載した書面を携行すること。

ハ 事故が生じた場合に必要有効塩素濃度〇・パーセント以上の次亜塩素酸ナトリウム水又はこれと同等以上の効果を有するものを携行すること。

二 前項第二号ロ、トからリまで、ル、カ及びソ、第三号及び第五号の規定は、事業所内において行う家畜伝染病病原体の運搬については、適用しない。

三 事業所内において行う届出伝染病等病原体の運搬については、第一項第二号（イ、ハ及びニを除く）、第三号及び第五号の規定は適用せず、同項第一号の規定の適用については、同号中「容器（内装容器及び包装の総体をいう。以下この項において同じ）」とあるのは、「密封することができる容器」とする。

四 法第四十六条の十七第一項（法第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、監視伝染病病原体の滅菌等に係るものは、次のとおりとする。

一 摂氏百二十一度以上で十五分以上若しくはこれと同等以上の効果を有する条件で高圧蒸気滅菌する方法又はこれらと同等以上の効果を有する方法により滅菌等を行うこと。

二 排水は、摂氏百二十一度以上で十五分以上若しくはこれと同等以上の効果を有する条件で高圧蒸気滅菌する方法又はこれらと同等以上の効果を有する方法により滅菌等を行うこと。

（災害時の応急措置）

第五十六条の二十六 法第四十六条の十八第一項（法第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により講じなければならない応急の措置は、次に掲げるところによる。

一 必要に応じて監視伝染病病原体を安全な場所に移すとともに、監視伝染病病原体がある場所の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入らないようにするための措置を講ずるよう努めること。

二 その他監視伝染病病原体による家畜の伝染性疾患の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずること。

2 法第四十六条の十八第二項（法第四十六条の二十第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第四十五号によりするものとする。

（届出伝染病等病原体）

第五十六条の二十七 法第四十六条の十九第一項本文の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。

一 モルビリウイルス・リンダーベストウイルス（L株、B A Y S株及びR B O K株に限る。）（別名牛痘ウイルス）

二 ベシキユロウイルス・ベシキュラストマティイスアラゴアスウイルス（別名水胞性口炎ウイルス）

三 ベシキユロウイルス・ベシキュラストマティイスインディアアナウイルス（別名水胞性口炎ウイルス）

四 ベシキユロウイルス・ベシキュラストマティイスニュージャージーウイルス（別名水胞性口炎ウイルス）

五 パストレル・マルトシダ（莖、膜抗原型がB又はEであるものあつて、菌体抗原型がHedgewoodの型別で二又は二・五であるものに限る。）（別名出血性敗血症菌）

六 フルセラ・オピス（別名フルセラ病菌）

七 マイコバクテリウム・ポーピス（別名結核病菌）

八 マイコバクテリウム・カプレ（別名結核病菌）

九 レンチウイルス・エクインインフエクシャスアネミアウイルス別名馬伝染性貧血ウイルス（エンテロウイルス・スワインベシキュラーデイズウイルス（別名豚水胞病ウイルス）

十 インフルエンザウイルスA・インフルエンザウイルス（第五十六条の三第九号イからトまでに掲げる病原体に限る。）（別名低病原性鳥インフルエンザウイルス）

十一 エイブラウイルス・ニューカッスルデイズウイルス（次に掲げる要件のいずれかに該当するものに限る。）（別名ニューカッスル病ウイルス）

イ 鶏の初生ひなにおけるICPEIが〇・七以上であること。

ロ 次のいずれにも該当すること。

(1) F蛋白質の百十三番目から百十六番目までのアミノ酸残基のうち三以上がアルギニン残基又はリジン残基であると推定されること。

(2) F蛋白質の百十七番目のアミノ酸残基がフェニルアラニン残基であると推定されること。

十三 サルモネラ・エンテリカ(血清型がガリナルムであるものであつて、生物型がフローラム又はガリナルムであるものに限る。)(別名家きんサルモネラ感染症菌)

十四 マカウイルス・アルセラバインヘルペスウイルス一(別名悪性カタル熱ウイルス)

十五 マカウイルス・オバインヘルペスウイルス二(別名悪性カタル熱ウイルス)

十六 インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス(血清型がH3N8又はH7N7であるものであつて、馬から分離されたものに限る。)(別名馬インフルエンザウイルス)

十七 ペシウイルス・ベシキュラーエグザンテマオプスウィルス別名豚水疱疹ウイルス(届出伝染病等病原体の所持の届出)

第五十六条の二十八 法第四十六条の十九第一項本文の届出は、事業所ごとに、別記様式第四十六号による届出書に次に掲げる書類を添えてするものとする。

- 一 法人にあつては、法人の登記事項証明書
 - 二 届出伝染病等病原体取扱施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた事業所内外の見取図
 - 三 届出伝染病等病原体取扱施設のうち、届出伝染病等病原体の取扱いに係る室の間取り、設備用途及び出入口、管理区域並びに別記様式第三十二号による標識を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図
 - 四 届出伝染病等病原体取扱施設のうち、届出伝染病等病原体の取扱いに係る主要部分の縮尺を付けた立面図(当該主要部分が全て前号の平面図に図示されている場合を除く。)
 - 五 その他当該届出に係る届出伝染病等病原体取扱施設が法第四十六条の二十第一項において読み替へて準用する法第四十六条の十六第一項の技術上の基準に適合していることを説明した書類
- 2 法第四十六条の十九第一項本文の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 所持の開始の年月日
- 三 届出伝染病等病原体取扱施設の位置、構造及び設備
(家畜の伝染性疾病の検査を行っている機関の届出伝染病等病原体の所持の基準)
- 第五十六条の二十九 法第四十六条の十九第一項第一号の規定による届出伝染病等病原体の所持は、次に掲げる基準に従い、行つものとする。
 - 一 保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行つこと。
 - 二 当該所持をする間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き届出伝染病等病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。
 - 三 滅菌等をする場合にあつては、所持の開始の日から十日以内に、第五十六条の三十三第四項に規定する基準に従い、自ら又は他者に委託して行つこととし、譲渡をする場合にあつては、所持の開始の日後遅滞なく行つこと。
- (所持の届出に係る変更及び不所持の届出)
- 第五十六条の三十 法第四十六条の十九第二項の規定による変更及び不所持の届出は、別記様式第四十七号による届出書に、変更の届出にあつては第五十六条の二十八第一項第二号から第五号までに掲げる書類を添えてするものとする。

(記帳)

第五十六条の三十一 法第四十六条の二十第一項において読み替へて準用する法第四十六条の十五第一項の規定により届出所持者が備へるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次のとおりとする。

- 一 受入れ又は払出しに係る届出伝染病等病原体の種類及び数量
- 二 届出伝染病等病原体の受入れ又は払出しの年月日
- 三 届出伝染病等病原体の保管の方法及び場所
- 四 使用に係る届出伝染病等病原体の種類
- 五 届出伝染病等病原体の使用の年月日

六 滅菌譲渡に係る届出伝染病等病原体の種類

七 届出伝染病等病原体の滅菌譲渡の年月日

八 届出伝染病等病原体の滅菌等の方法及び場所

九 届出伝染病等病原体の受入れ又は払出しをした者の氏名

十 届出伝染病等病原体の使用をした者の氏名

十一 届出伝染病等病原体の滅菌等をした者の氏名

十二 届出伝染病等病原体取扱施設の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴つ措置の内容並びに点検した者の氏名

2 前項の帳簿には、第五十六条の二十二第二項から第四項までの規定を準用する。

(届出伝染病等病原体取扱施設の基準)

第五十六条の三十二 法第四十六条の二十第一項において読み替へて準用する法第四十六条の十六第一項の届出伝染病等病原体取扱施設に係る農林水産省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 当該届出伝染病等病原体取扱施設に、管理区域を設定すること。
- 二 届出伝染病等病原体の保管庫は、実験室等の内部(出入口に施錠その他の通行制限のための措置が講じられている保管施設が管理区域内に設けられているときは、当該保管施設の内部)に設け、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- 三 届出伝染病等病原体の実験室等は、次のとおりとする。
 - イ 実験室等の内部の壁、床、天井その他届出伝染病等病原体により汚染されるおそれがある部分は、その表面が消毒の容易な構造であること。
 - ロ 実験室等の内部に安全キャビネットを備えていること(製造施設にあつては、当該製造施設からの届出伝染病等病原体の拡散を防止するための措置を講じていること)。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 届出伝染病等病原体の使用がエアロゾルの発生を伴つものでない場合
 - (2) 動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。
 - ハ 実験室等に、足若しくは肘で又は自動で操作することができる手洗い設備を設けること。
- 四 実験室等に、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

- イ 飼育設備は、当該実験室等の内部に設けること。
- ロ 第五十六条の二十七第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十号から第十二号まで、第十六号及び第十七号に掲げる病原体の実験室等にあつては、次に定めるところにより、排気設備を設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること。
- (1) 排気設備は、常に空気が実験室等の出入口から実験室等の内部へ流れるよう管理することができ構造であること。
- (2) 排気設備は、実験室等からの排気が、一以上のヘパフィルターを通じてなされる構造であること。
- (3) 排気設備は、その稼働状況を確認する装置を備えていること。

五 届出伝染病等病原体の滅菌等設備は、当該届出伝染病等病原体取扱施設の内部に設けること。

六 一年に一回以上定期的に当該届出伝染病等病原体取扱施設を点検し、前各号に掲げる基準に適合するようその機能の維持が図られること。

2 前項の規定は、第五十六条の三十九号八からトまでに掲げる病原体の取扱いをする施設であつて、当該病原体のみを取り扱い、かつ、動物に対して当該病原体を使用しないものについては、適用しない。

(届出伝染病等病原体の保管及び使用の基準)
 第五十六条の三十三 法第四十六条の二十二項において読み替えて準用する法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、届出伝染病等病原体の保管に係るものは、次のとおりとする。

- 一 届出伝染病等病原体の保管は、保管庫において、密封することができる容器に入れた状態で行うこと。
- 二 届出伝染病等病原体を保管する間保管庫を確実に施錠する等、やむを得ない場合を除き届出伝染病等病原体を持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。
- 三 届出伝染病等病原体の保管施設(届出伝染病等病原体を実験室内において保管する場合にあつては、当該実験室等)の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。
- 2 法第四十六条の二十二項において読み替えて準用する法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、届出伝染病等病原体の使用に係るものは、次のとおりとする。
 - 一 実験室内においては、専用の衣服(実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する衣服をいう。以下この項において同じ。)及び防護具を着用して作業すること。
 - 二 届出伝染病等病原体の使用は、次に掲げる場合を除き、実験室等(製造施設を除く。)の内部に備えられた安全キャビネットにおいて行うこと。
 - イ 当該使用がエアロゾルの発生を伴うものでない場合
 - ロ 動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合において、その大きさのために当該動物を安全キャビネットに収容することができないとき。
 - 三 届出伝染病等病原体を使用する際には、実験室等のドアを閉めておくこと。
 - 四 実験室等の作業区域における飲食、喫煙及び化粧を禁止すること。
 - 五 実験室等から退出するときは、衣服及び防護具を脱ぐこと。
 - 六 実験室等から退出するときは、手洗い設備により手指を洗浄すること。ただし、当該設備と同等以上の効果を有する措置を講じている場合は、この限りでない。
 - 七 届出伝染病等病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある実験室等からの排水は、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができる容器に入れて当該実験室等から持ち出し、届出伝染病等病原体取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等をする。
 - 八 届出伝染病等病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品を実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができる容器に入れるとともに、持ち出した当該物品を届出伝染病等病原体取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等をする。
 - 九 実験室等における作業に関係しない動物を実験室内に入れないこと。
 - 十 実験室等において動物に対して届出伝染病等病原体を使用する場合には、次のとおりとする。
 - イ 当該実験室等に立ち入るときは、病原体取扱主任者の許可を受けること。
 - ロ 当該実験室等に立ち入るときは、病原体が割れないようにすること。
 - 八 前条第一項第四号ロの実験室等において同号ロの排気設備を設けている場合には、当該実験室等からの排気は、当該排気設備により滅菌等をする。
 - 二 やむを得ない場合を除き、届出伝染病等病原体を使用した動物を当該実験室等から持ち出さないこと。

- ホ 届出伝染病等病原体を使用した動物の死体を当該実験室等から持ち出す場合には、当該実験室等において滅菌等をする場合を除き、密封することができる容器に入れるとともに、持ち出した当該死体については、届出伝染病等病原体取扱施設に設けられた滅菌等設備により滅菌等をし、かつ、焼却又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。ただし、届出伝染病等病原体による汚染を除去した当該死体を学術研究の用に供する場合は、この限りでない。
- ハ 衣服及び防護具並びに飼育設備は、洗浄する前に届出伝染病等病原体による汚染を除去すること。
- ト 節足動物及び齧歯類の侵入を防止するために必要な措置を講ずること。
- 十一 実験室等の出入口には、別記様式第三十二号による標識を付すること。
- 十二 実験室等には、やむを得ない場合を除き人が立ち入らないようにするための措置を講じ、病原体業務従事者以外の者が立ち入るときは、病原体業務従事者の指示に従わせること。
- 3 前二項の規定は、前条第二項の施設については、適用しない。
- (適用除外となる病原体)
- 第五十六条の三十四 法第四十六条の二十二第一号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。
 - 一 モルビリウイルス・リンダーベストウイルス(「LA株及び赤穂株に限る。」)
 - 二 マイコプラズマ・マイコイデス(「亜種がマイコイデスであるもののSC株のV株に限る。」)
 - 三 ペスチウイルス・クラシカルスワインフレーザーウイルス(「D株に限る。」)
 - 四 マイコバクテリウム・ボービス(Bacille Calmette-Guérin株に限る。)
 - 五 生物学的製剤(動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第百七号)第二百三十三条第四号の生物学的製剤に限る。)に含まれている病原体
 - 六 生物学的製剤の製造のため緊急の必要がある場合において当該製造に使用される病原体その他農林水産大臣が法第四十六条の五から第四十六条の二十一までの規定を適用することが適当でないと認めて公示した病原体
 - (適用除外とならない病原体)
- 第五十六条の三十五 法第四十六条の二十二第二号の農林水産省令で定める病原体は、次に掲げるものとする。
 - 一 第五十六条の三十八号に掲げる病原体であつて、血清亜型がH2N2、H5N1又はH7N7であるもの(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ等感染症」という。)の病原体を除く。」)
 - 二 第五十六条の三十九号に掲げる病原体であつて、血清亜型がH5N1又はH7N7であるもの(「新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。」)
 - 三 第五十六条の三十九号八からトまでに掲げる病原体
 - 四 第五十六条の二十七第六号に掲げる病原体であつて、血清亜型がH7N7であるもの(「新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。」)
- 第六章 雑則
- 第五十七条の次に次の一条を加える。
 - (証明書)
 - 第五十七条の二 法第五十一条第三項の証明書の様式は、別記様式第四十八号とする。
 - 第五十八条中「第五十二条」を「第五十二条第一項及び第二項」に改め、同条ただし書中「者から」の下に「同条第一項の」を加える。
 - 第五十九条中「別記様式第三十一号」を「別記様式第四十九号」に改める。
 - 別記様式第十一号を削り、別記様式第十二号を別記様式第十一号とし、別記様式第十三号を削り、別記様式第十四号を別記様式第十二号とし、別記様式第十四号の二を別記様式第十三号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

定期報告書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

住所

氏名〔法人の場合には、その名称及び代表者の氏名〕

電話番号

印

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名又は名称	郵便番号	—				
家畜の所有者の住所	郵便番号	—				
管理者の氏名又は名称	郵便番号	—				
管理者の住所	郵便番号	—				
農場の名称	郵便番号	—				
農場の所在地	郵便番号	—				
家畜の種類及び頭羽数	乳用雌牛	成牛	育成牛	子牛		
			頭	頭		頭
		肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）	成牛（肥育後期の牛）	肥育前期の牛	育成牛	子牛
			頭	頭	頭	頭
			頭	頭	頭	頭

家畜の種類及び頭羽数（続き）	肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）			
	成牛（肥育後期の牛）	肥育前期の牛	育成牛	子牛
	頭	頭	頭	頭
	繁殖牛			
	成牛	育成牛	子牛	
	頭	頭	頭	
	肥育豚（子豚を除く。）	繁殖豚	育成豚	子豚
	頭	成豚	育成豚	頭
	頭	頭	頭	頭
	採卵鶏			
成鶏	育成鶏	肉用鶏		
羽	羽	羽		
その他	その他	その他	その他	
（頭）	（頭）	（頭）	（頭）	
（頭）	（頭）	（頭）	（頭）	
畜舎等の数	畜舎	ふ卵舎		

注意

- 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外の管理者がある場合にあっては、当該管理者）が作成し、提出すること。また、本報告書に記載する事項は、当該年の2月1日時点のものとする。
- 「管理者の氏名又は名称」欄及び「管理者の住所」欄には、家畜の所有者以外に当該家畜の管理者がある場合に記入すること。
- 家畜の飼養頭羽数については、当該年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあつては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとする。
- 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
 - 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月未滿のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未滿のものをいう。
 - 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満24月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満9月以上未滿24月未滿のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上未滿9月未滿のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未滿のものをいう。
 - 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上未滿17月未滿のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上未滿7月未滿のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未滿のものをいう。
 - 「繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上未滿24月未滿のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未滿のものとする。

のものをいう。

- (5) 「子豚」とは、離乳した豚であつて月齢が満3月未満のものをいう。
 (6) 「繁殖豚」において、「成豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未満のものをいう。
 (7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上のものをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のものをいう。
 5 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他()」の欄には、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数(羽数)を記入すること。

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況

(1) 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>
2. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	<input type="checkbox"/>
① 衛生管理区域及び畜舎に入入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
② 衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴(渡航歴)を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
③ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
④ 衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去4月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	<input type="checkbox"/>
3. 野生動物からの病原体の侵入防止 飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>
4. 衛生管理区域の衛生状態の確保	<input type="checkbox"/>
① 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
② 家畜の体液(生乳を除く。)が付着する物品を使用する際には、1頭ごとに交換又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
③ 空になつた畜房又はハッチの清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
5. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	<input type="checkbox"/>
① 家畜に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/>
② 毎日、飼養する家畜の健康観察を行っている。	<input type="checkbox"/>
③ 出荷又は移動の直前に家畜の健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
6. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管 衛生管理区域に立ち入つた者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	<input type="checkbox"/>

注意 遵守している項目について、にチェック印を付けること。

(2) 豚及びびいのしの場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>
2. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	<input type="checkbox"/>
① 衛生管理区域及び畜舎に入入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
② 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、着用している。	<input type="checkbox"/>
③ 衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴(渡航歴)を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
④ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
⑤ 衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去4月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	<input type="checkbox"/>
⑥ 家畜に給与する食品循環資源を原材料とする飼料は、加熱その他の適切な処理が行われたものを利用している。	<input type="checkbox"/>
3. 野生動物からの病原体の侵入防止 飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>
4. 衛生管理区域の衛生状態の確保	<input type="checkbox"/>
① 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
② 家畜の体液が付着する物品を使用する際には、1頭ごとに(注射針にあつては、少なぐとも畜房ごとに)交換又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
③ 空になつた畜舎又は畜房の清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
5. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	<input type="checkbox"/>
① 家畜に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/>
② 毎日、飼養する家畜の健康観察を行っている。	<input type="checkbox"/>
③ 出荷又は移動の直前に家畜の健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
6. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管 衛生管理区域に立ち入つた者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	<input type="checkbox"/>

注意 遵守している項目について、にチェック印を付けること。

(3) 鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

2. 衛生管理区域への病原体の持ち込みの防止		レ欄
①	衛生管理区域及び家きん舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	□
②	衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、家きん舎専用の靴を設置し、着用している。	□
③	衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立ち入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	□
④	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家きんに直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	□
⑤	衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去2月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込まないようにしている。	□
3. 野生動物からの病原体の侵入防止		レ欄
①	野生動物の排せつ物が混入するおそれがある水を飲用水として用いる場合に消毒している。	□
②	野鳥等の野生動物の侵入を防止することができる防鳥ネット等を設置している。	□
③	定期的に防鳥ネット等の破損状況を確認し、破損箇所の修繕を行っている。	□
④	家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合に、遅滞なく、その破損箇所の修繕を行っている。	□
4. 衛生管理区域の衛生状態の確保		レ欄
①	家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	□
②	空になつた家きん舎又はケージの清掃及び消毒をしている。	□
5. 家きんの健康観察と異状が確認された場合の対応		レ欄
①	家きんに異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	□
②	毎日、飼養する家きんの健康観察を行っている。	□
③	出荷又は移動の直前に家きんの健康状態を確認している。	□
6. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管		レ欄
	衛生管理区域に立ち入つた者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	□

注意 遵守している項目について、レ欄の□にチェック印を付けること。

(4) 馬の場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握		レ欄
	自らが飼養する馬が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	□
2. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止		レ欄
	厩舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を実施している。	□
3. 野生動物からの病原体の侵入防止		レ欄
	飼養する馬に飲用に適した水を給与している。	□

4. 衛生管理区域の衛生状態の確保		レ欄
①	厩舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	□
②	馬の体液が付着する物品を使用する際には、1頭ごとに交換又は消毒をしている。	□
③	空になつた馬房の清掃及び消毒をしている。	□
5. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対応		レ欄
①	馬に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	□
②	毎日、飼養する馬の健康観察を行っている。	□
③	移動又は出荷の直前に馬の健康状態を確認している。	□

注意 遵守している項目について、レ欄の□にチェック印を付けること。

別記様式第三十一号の裏面を次のように定める。

<p>第五十一条 家畜防疫法又は家畜防疫員は、家畜の伝染性疾病を予防するため必要があるときは、馬、牛、豚、鶏、家畜市場、家畜共進会場等家畜の集合する場所、畜舎、代製場若しくは死亡獣畜取扱場と畜場、倉庫、船舶、車両、航空機又は家畜の伝染性疾病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがあるその他の場所に立ち入り、動物の他のものを検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な限度において動物の血液、乳汁等を採取し、若しくは動物の死体その他の物を集取することができる。</p>	
2・3	(整)
4	第一項及び第二項の規定による立ち検査、質問、採取又は集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
<p>第五十三条 (整)</p>	
2	(整)
3	この法律に規定する事務に従事するため、都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から、家畜防疫員を任命する。ただし、特に必要があるときは、当該都道府県の職員で家畜の伝染性疾病予防に関する学識経験のある獣医師以外の者を任命することができる。
4	(整)
<p>第五十四条 家畜防疫員又は家畜防疫員は、この法律により職務を執行するときは、農林水産省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>	

別記様式第三十一号第三十條「第六條」を「対し、第六條第一項」に改め、「第十七條」の「ロ」に「第十條の二」を「第六條」を加へ、「若しくは第三項」を「第三項若しくは第五項」に「第十八條の二」を「第三十一條」を「第二十一條第一項」に「又は第三十四條」を「若しくは第三十四條」に「実施すべし」を「実施し、又は家畜防疫員に第十六條第三項の規定による措置を実施せよ」とし、「この」を「同様を」に別記様式第四十九号と「別記様式第三十号の次に次の十八條」を「加へる」。

家畜伝染病病原体所持許可証

氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第46条の5第1項本文の規定による
家畜伝染病病原体の所持の許可を受けた者であることを証する。

農林水産大臣 印

事業所の名称		
事業所の所在地		
家畜伝染病病原体の種類	許可の年月日	
所持の目的		
所持の方法		
許可の条件		

注意 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者
氏名
(印) (署名又は記名押印)
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所

家畜伝染病病原体所持許可証の再交付を受けたいので、家畜伝染病予防法施行規則 (昭和26年農林省令第35号) 第56条の10第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
許可番号	
家畜伝染病病原体の種類	
再交付を申請する理由	
備考	

注意 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 汚損の場合は、許可証を添えること。

3 この申請書に係る事務担当者が家畜伝染病病原体所持許可申請書に記載された事務担当者と異なる場合は、備考欄に氏名、所属部署名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載すること。

様式第三十五号（第五十六条の十一関係）

家畜伝染病病原体所持許可変更許可申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者

氏名

(印) (署名又は記名押印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

許可事項について変更の許可を受けたいので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第46条の8第1項本文の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、同法、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
許可番号	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

注意 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 この申請書には、家畜伝染病予防法施行規則第56条の11第1項各号に掲げる書類を、それらの書類の一覧表とともに添えること。

3 この申請書に係る事務担当者が家畜伝染病病原体所持許可申請書に記載された事務担当者と異なる場合は、備考欄に氏名、所属部署名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載すること。

届 出 書 日 本 工 業 規 格 A 4 2 3 月 3 0 日

様式第三十六号（第五十六条の十三関係）

家畜伝染病病原体所持許可変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者

氏名

(印) (署名又は記名押印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

許可事項について軽微な変更があるので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第46条の8第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

なお、同法、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
許可番号	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

注意 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 この届出書には、家畜伝染病予防法施行規則第56条の11第1項第1号及び第2号に掲げる書類を、それらの書類の一覧表とともに添えること。

3 この届出書に係る事務担当者が家畜伝染病病原体所持許可申請書に記載された事務担当者と異なる場合は、備考欄に氏名、所属部署名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載すること。

家畜伝染病病原体所持許可氏名等変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者

氏名

(印) (署名又は記名押印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

許可事項について氏名等の変更があるので、家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第46条の8第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、同法、家畜伝染病予防法施行令 (昭和28年政令第235号) 及び家畜伝染病予防法施行規則 (昭和26年農林省令第35号) を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
許可番号	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

注意 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 この届出書には、法人の名称を変更する場合にあつては家畜伝染病予防法施行規則第56条の14第1号に掲げる書類を、氏名 (法人にあつては、その代表者の氏名) を変更する場合にあつては同条第2号に掲げる書類 (法人にあつては、同条第3号に掲げる書類) を、それぞれ添えること。

3 この届出書に係る事務担当者が家畜伝染病病原体所持許可申請書に記載された事務担当者と異なる場合は、備考欄に氏名、所属部署名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載すること。

滅菌譲渡届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者

氏名

(印) (署名又は記名押印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

下記のとおり、家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第46条の11第1項の規定による滅菌譲渡をしなければならないので、同条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、同法、家畜伝染病予防法施行令 (昭和28年政令第235号) 及び家畜伝染病予防法施行規則 (昭和26年農林省令第35号) を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

記

滅菌譲渡する家畜伝染病病原体の種類	
滅菌譲渡の理由	
滅菌譲渡の発生日	
滅菌譲渡の方法	
滅菌譲渡の予定日	
事業所の名称	
事業所の所在地	
許可番号	
譲渡 事業所の名称	
譲渡 事業所の所在地	
先 許可番号	
先 事務担当者の氏名及び所属部署名	
先 電話番号及びFAX番号	
先 名称	
先 所在地	
先 事務担当者の氏名及び所属部署名	
先 電話番号及びFAX番号	
先 連絡	
先 メールアドレス	
備考	

注意 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「譲渡先」欄については、譲渡の場合のみ記載すること。

様式第三十九号（第五十六条の十八関係）

家畜伝染病発生予防規程届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者
氏名

(印) (署名又は記名押印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

別添のとおり、家畜伝染病発生予防規程を作成したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第46条の12第1項の規定により、届け出ます。

なお、同法、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
許可番号	
家畜伝染病病原体の所持の 予定日	
事 務 名 称	
所 在 地	
上 務 務 担 当 者 の 氏 名 及 び 所 属 部 署 名	
連 絡 先	電話番号及びFAX番号
備考	メールアドレス

注意 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 この届出書には、家畜伝染病発生予防規程を添えること。

様式第四十号（第五十六条の十八関係）

家畜伝染病発生予防規程変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者
氏名

(印) (署名又は記名押印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

別添のとおり、家畜伝染病発生予防規程を変更したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第46条の12第2項の規定により、届け出ます。

なお、同法、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
許可番号	
変更年月日	
変更内容の概要	
備考	

注意 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 この届出書には、変更後の家畜伝染病発生予防規程を添えること。

3 この申請書に係る事務担当者が家畜伝染病病原体所持許可申請書と異なる場合は、備考欄に氏名、所属、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載すること。

病原体取扱主任者
選任 届出書
解任

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者
氏名

(印) (署名又は記名押印)
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所

下記のとおり、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第46条の13第2項の規定により、届け出ます。

なお、同法、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

記

事業所の名称		
事業所の所在地		
許可番号		
届出の内容（該当しないものを二重線で消去すること。）	選任	解任
被選任者の氏名	選任年月日	特記事項
被解任者の氏名	解任年月日	解任理由
事務上の名称		
所在地		
事務担当者の氏名及び所属の 属部署名		
電話番号及びFAX番号		
連絡先		
メールアドレス		
備考		

注意 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 被選任者については、略歴を記載した用紙又は免状の写し等を添えること。



(a) / CLASS 6. 2 / (b) (c) / (d)

注意 1 「(a)」は、容器の種類、材質並びに細分類の別に次の表に掲げる記号とする。

種類	材質	細分類	記号
1. ドラム	A. 鋼	天板固着式のもの	1A1
		天板取り外し式のもの	1A2
	B. アルミニウム	天板固着式のもの	1B1
		天板取り外し式のもの	1B2
3. ジェリカ	D. 合板	—	1D
	G. フライバ板 (段ボール)	—	1G
	H. プラスチック	天板固着式のもの	1H1
		天板取り外し式のもの	1H2
4. 箱	A. 鋼	天板固着式のもの	3A1
		天板取り外し式のもの	3A2
	B. アルミニウム	天板固着式のもの	3B1
		天板取り外し式のもの	3B2
	C. プラスチック	天板固着式のもの	3H1
		天板取り外し式のもの	3H2
5. 袋	A. 鋼	—	4A
	B. アルミニウム	—	4B
	C. 天然木材	普通型	4C1
		粉末不漏型	4C2
	D. 合板	—	4D
	F. 再生木材	—	4F
	G. フライバ板 (段ボール)	—	4G
	H. プラスチック	発泡プラスチック	4H1
	硬質プラスチック	4H2	
	粉末不漏性のも	5H2	
	耐水性のもの	5H3	
	—	—	5H4

L. 織布	粉末不滲性のも	5L2
	耐水性のもの	5L3
M. 紙	多層で耐水性のもの	5M2
	外装用鋼製ドラム付き	6HA1
	外装用鋼製箱付き	6HA2
	外装用アルミニウムドラム付き	6HB1
	外装用アルミニウム製箱付き	6HB2
	外装用木箱付き	6HC
	外装用合板ドラム付き	6HD1
	外装用合板箱付き	6HD2
	外装用フアイバドラム付き	6HG1
	外装用フアイバ板(段ボール)箱付き	6HG2
6. 複合容器	外装用プラスチックドラム付き	6HH1
	外装用硬質プラスチック箱付き	6HH2

- 2 「(b)」は、製造年(西暦年の下2桁)とする。
- 3 「(c)」は、容器を認可した国の国名又はその略号とする。
- 4 「(d)」は、製造者の名称又はその略号とする。

様式第四十三号(第五十六条の二十五関係)

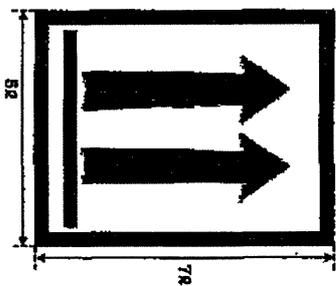


部分	色彩
地	白
文字	黒
線	黒
記号	黒

注意 1 01は、0.25センチメートル以上とする。

2 標識に付した文字のうち日本語若しくは英語のいずれか一方を省略し、又は適切な文字を加えることができる。

様式第四十四号(第五十六条の二十五関係)



部分	色彩
地	白又は適切な色
線	赤又は黒
記号	赤又は黒

注意 01は、0.75センチメートル以上とする。

災害時応急措置届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者

氏名

(印) (署名又は記名押印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

下記のとおり、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第46条の18第2項（法第46条の20第2項において読み替えて適用する場合を含む。）により、届け出ます。

記

災害発生日時	事業所の名称	
災害発生場所	事業所の所在地	
推定される災害発生原因	具体的な発生場所	
所持する監視伝染病病原体の種類		
応急措置の内容		
監視伝染病病原体の種類による家畜の伝染性疾病の発生若しくはまん延の状況又はそれらのおそれの状況		
事務名称		
所在地		
上 事務担当者の氏名及び所属部の署名		
連絡 電話番号及びFAX番号		
先 メールアドレス		
事務処理欄		

注意 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

届出伝染病等病原体所持届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者

氏名

(印) (署名又は記名押印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第46条の19第1項本文の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。
なお、同法、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

記

届出伝染病等病原体の種類	
所持開始の年月日	
事業所の名称	
事業所の所在地	
事務名称	
所在地	
上 事務担当者の氏名及び所属部の署名	
連絡 電話番号及びFAX番号	
先 メールアドレス	
事務処理欄	

- 注意
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 この届出書には、家畜伝染病予防法施行規則第56条の28第1項各号に掲げる書類を、それらの書類の一覧表とともに添えること。
 - 3 事務処理欄には、記入しないこと。

様式第四十七号 (第五十六条の三十関係)

届出伝染病等病原体
所持届出変更
不所持届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者
氏名

(印) (署名又は記名押印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所

届出事項について下記のとおり変更した
届出に係る届出伝染病等病原体を所持しないこととなつた
〔昭和26年法律第166号〕第46条の19第2項の規定により、届け出ます。
なお、同法、家畜伝染病予防法施行令(昭和28年政令第235号)及び家畜伝染病予
防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓
約します。

記

事業所の名称		
事業所の所在地		
変更等の年月日		
変更等の種類(該当しないものを二重線で消去すること。)	届出事項の変更	届出伝染病等病原体の不所持
変更等の内容		
変更等の理由		
備考		

- 注意
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 この届出書には、必要に応じ、家畜伝染病予防法施行規則第56条の28第1項第2号から第5号までに掲げる書類を、それらの書類の一覧表とともに添えること。
 - 3 この届出書に係る事務担当者が届出伝染病等病原体所持届出書に記載された事務担当者と異なる場合は、備考欄に氏名、所属部署名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載すること。

様式第四十八号 (第五十七条の二関係)

厚紙白紙
縦54ミリメートル
横86ミリメートル

交付番号 第 号

交付 年 月 日

家畜伝染病予防法第五十一条第二項の規定による立入検査、
質問又は集取をする職員の見分証明書

農林水
産大臣
印

官 職

氏 名

生年月日

写 真

家畜伝染病予防法(抄)

第五十一条 (略)

2 農林水産大臣は、前章の規定を施行するため必要があるときは、その職員に、許可所持者等又は届出伝染病等病原体を所持する者の事務所又は事業所に立ち入つてその者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な限度において、監視伝染病病原体若しくはこれにより汚染し、若しくは汚染したおそれがある物を集取させることができる。

3 農林水産省の職員(家畜防疫官を除く。)は、前項の規定による立入検査、質問又は集取をするときは、農林水産省令の定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査、質問、採取又は集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

裏

別表第三中「第二十九条」を「第三十条」に改め、同表を別表第四とし、同表の次に次の一表を加える。
別表第五(第三十三条の四関係)

家畜伝染病の種類	消毒設備	消毒薬の種類
牛疫、流行性脳炎、狂犬病、水胞性口炎、リフトバレー熱、馬伝染性貧血、小反芻獣疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニユーカッスル病	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1 消石灰液(一〇%) 2 両性界面活性剤(アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの)
出血性敗血症、ブルセラ病、ヨーネ病、鼻疽、家きんサコレラ、家きんサルモネラ感染症	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1 消石灰液(一〇%) 2 両性界面活性剤(アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの) 3 逆性石けん(塩化ベンザルコニウムを成分とするもの)
口蹄疫、アフリカ馬疫、豚水泡病	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1 ハロゲン化合物(次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの) 2 逆性石けん(塩化ベンゼトニウム又は塩化ベンザルコニウムを成分とするもの) 3 炭酸ナトリウム溶液(四%) 4 水酸化ナトリウム溶液(二%) 消石灰液(一〇%)
	消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1 ハロゲン化合物(次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの) 2 逆性石けん(塩化ベンゼトニウム又は塩化ベンザルコニウムを成分とするもの) 3 炭酸ナトリウム溶液(四%) 4 水酸化ナトリウム溶液(二%)
	消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	次に掲げるいずれかの消毒薬 1 アルコール類(エタノール又はイソプロパノールを成分とするもの) 2 逆性石けん(塩化ベンザルコニウムを成分とするもの)

炭疽	結核病	牛肺疫、ズマ病、アナプラ
踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの
次に掲げるいずれかの消毒薬 1 逆性石けん(塩化ベンゼトニウム又は塩化ベンザルコニウムを成分とするもの) 2 両性界面活性剤(アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの) 3 ハロゲン化合物(次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの) 4 炭酸ナトリウム溶液(四%) 5 水酸化ナトリウム溶液(二%)	次に掲げるいずれかの消毒薬 1 消石灰液(一〇%) 2 両性界面活性剤(アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの) 3 ハロゲン化合物(エタノール又はイソプロパノールを成分とするもの)	次に掲げるいずれかの消毒薬 1 消石灰液(一〇%) 2 両性界面活性剤(アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの) 3 逆性石けん(塩化ベンザルコニウムを成分とするもの)
踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの
次に掲げるいずれかの消毒薬 1 アルコール類(エタノール又はイソプロパノールを成分とするもの) 2 逆性石けん(塩化ベンザルコニウムを成分とするもの)	次に掲げるいずれかの消毒薬 1 消石灰液(一〇%) 2 両性界面活性剤(アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの)	次に掲げるいずれかの消毒薬 1 消石灰液(一〇%) 2 両性界面活性剤(アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの) 3 逆性石けん(塩化ベンザルコニウムを成分とするもの)
踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの	踏込消毒槽その他これに準ずる設備であつて、身体を消毒するためのもの
次に掲げるいずれかの消毒薬 1 ハロゲン化合物(次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの)	次に掲げるいずれかの消毒薬 1 消石灰液(一〇%) 2 両性界面活性剤(アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの)	次に掲げるいずれかの消毒薬 1 消石灰液(一〇%) 2 両性界面活性剤(アルキルジグリシン塩酸塩を成分とするもの) 3 逆性石けん(塩化ベンザルコニウムを成分とするもの)

別表第一中「第二十九条」を「第三十条」に改め、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の表を加える。
別表第二(第二十一条関係)

家畜の種類	飼養衛生管理基準
一 牛、水 びん羊、鹿、羊及 び山羊	<p>第一 家畜防疫に関する最新情報の把握等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けること。 2 衛生管理区域の設定 3 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。 4 衛生管理区域への病原体の持込みの防止 5 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限 6 衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないよう、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、当該出入口付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。 7 衛生管理区域に立ち入る者の消毒 8 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備(消毒機器を含む。以下同じ。)を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果の有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。) 9 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒 10 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果の有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。) 11 衛生管理区域に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置 12 当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者(家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、飼料運搬業者、集乳業者その他の畜産関係者を除く。)及び過去一週間以内(海外から入国し、又は帰国した者)を必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。

7 (他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置)

8 飼養する家畜に直接接触するものは、衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。

9 (海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置)

10 過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。

11 野生動物等からの病原体の侵入防止

12 (給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止)

13 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所に必ず、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

14 (飲用に適した水の給与)

15 飼養する家畜に飲用に適した水を給与すること。

16 衛生管理区域の衛生状態の確保

17 (畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等)

18 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精用器具その他液体(生乳を除く)が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒をすること。

19 (空房又は空ハッチの清掃及び消毒)

20 家畜の出荷又は移動により畜房又はハッチ(子牛を個別に飼養するための小型の畜舎をいう。)が空になった場合には、清掃及び消毒をすること。

21 (密飼いの防止)

22 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

23 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処

24 第六 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処

(特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止)

25 飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。

(特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止)

26 飼養する家畜に特定症状以外の異状(死亡を含む。以下同じ。)であつて、家畜の死亡等の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合(その原因が家畜の伝染性疾病によるものではないことが明らかである場合を除く)には、直ちに獣医師の診療を受けること。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認されるまで、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜その他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。

(毎日の健康観察)

27 毎日、飼養する家畜の健康観察を行うこと。

28 (家畜を導入する際の健康観察等)

29 彼の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。

<p>18 (家畜の出荷又は移動時の健康観察等) 家畜の出荷又は移動を行う場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、出荷又は移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。</p> <p>19 埋却の用に供する土地(成牛(月齢が満二十四月以上の牛をいう。一頭当たり五平方メートルを標準とする)の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。</p> <p>第七 埋却等の準備</p> <p>第八 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。</p> <p>20 (1) 衛生管理区域に立ち入った者(家畜の所有者及び従業員を除く。)の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理区域への年月日及びその目的(目的にあつては、所属等から明らかでない場合を除く。)並びに当該区域に立ち入った者が過去一週間以内(海外から入国し、又は帰国した場合に於ては過去一週間以内)に滞在した全ての国又は地域名及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立ち入りの有無。ただし、観光牧場その他不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び不特定かつ多数の者のための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。</p> <p>(2) 家畜の所有者及び従業員が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名</p> <p>(3) 導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日</p> <p>(4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日</p> <p>(5) 飼養する家畜の異状の有無並びに異状がある場合に於てはその症状、頭数及び月齢</p> <p>第九 大規模所有者に関する追加措置 (獣医師等の健康管理指導)</p> <p>21 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行つてい担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。(通報ルールの作成等)</p> <p>22 大規模所有者は、従業員が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模所有者(当該大規模所有者以外に管理者があつた場合には、当該大規模所有者及び管理者)の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。</p>	<p>二 豚及びひのしし</p> <p>第一 家畜防疫に関する最新情報の把握等</p> <p>1 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従つこと。家畜保健衛生所等が関係する衛生管理区域に関する講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守すること。また、家畜保健衛生所が行う検査を受けること。</p> <p>第二 衛生管理区域の設定</p> <p>2 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。</p>
---	---

<p>第三 衛生管理区域への病原体の持込みの防止 (衛生管理区域への必要のない者の立ち入りの制限)</p> <p>3 衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。衛生管理区域に立ち入つた者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、当該出入口付近の看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び不特定かつ多数の者のための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。</p> <p>(衛生管理区域に立ち入る車両の消毒)</p> <p>4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)</p> <p>(衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒)</p> <p>5 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)</p> <p>(衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用)</p> <p>6 衛生管理区域専用の衣服(衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用するものを含む)及び靴(衛生管理区域に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む)を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを確実に着用させること(その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。)</p> <p>(他の畜産関係施設等に立ち入つた者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置)</p> <p>7 当日に他の畜産関係施設等に立ち入つた者(家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。)及び過去一週間以内(海外から入国し、又は帰国した者)を必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。</p> <p>8 他(の畜産関係施設等)で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置 (他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置) 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。</p> <p>9 (海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置) 過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。</p> <p>(処理済みの飼料の利用)</p> <p>10 飼養する家畜に食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成二十二年法律第十六号)第二条第三項に規定する食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合には、事前に加熱その他の適切な処理が行われたものをを用いること。</p>	
---	--

第四 野生動物等からの病原体の侵入防止

11 (給餌設備 給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止) 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。(飲用に適した水の給与)

第五 衛生管理区域の衛生状態の確保

13 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等) 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的にする。注射針、人工授精用器具その他液体が付着する物品を使用する際は、注射針にあつては少なくとも畜舎ごとに、人工授精用器具その他の物品にあつては一頭ごとに交換又は消毒をすること。(空舎又は空房の清掃及び消毒)

14 家畜の出荷又は移動により畜舎又は畜房が空になつた場合には、清掃及び消毒をすること。(密飼いの防止)

15 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

第六 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処

(特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止)

16 飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。

(特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止)

17 飼養する家畜に特定症状以外の異状であつて、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合(その原因が家畜の伝染性疾患によるものではないことが明らかである場合を除く)には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けること。また、当該家畜が監視伝染病にかかつていないことが確認されるまでの間、農場から家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかつていないことが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。

(毎日の健康観察)

18 毎日、飼養する家畜の健康観察を行うこと。

(家畜を導入する際の健康観察等)

19 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に伝染性疾患にかかつていない可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。

(家畜の出荷又は移動時の健康観察)

20 家畜の出荷又は移動を行う場合には、出荷又は移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。

第七 埋却等の準備

21 埋却の用に供する土地(肥育豚(月齢が満三月以上のものに限る。))一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。)の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。

第八 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管

22 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

(1) 衛生管理区域に立ち入つた者(家畜の所有者及び従業員を除く。)の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理区域への立ち入りの年月日及びその目的(目的にあつては、所属等から明らかでない場合を除く。)並びに当該立ち入つた者が過去一週間以内(海外からの入国又は帰国した場合に当該地域における畜産関係施設等への立ち入りがない場合は、当該地域に滞在した全期間)に滞在した全ての当該地域名及び当該地域又は他の特定区域の出入り口における手指及び靴の消毒などの施設において、衛生管理区域の出入り口における手指及び靴の消毒などを実施した者(衛生管理区域に出入りする際に、当該衛生管理区域の消毒を防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切に実施することを確認した場合)は、この限りでない。

(2) 家畜の所有者及び従業員が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名

(3) 導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日

(4) 出荷又は移動を行つた家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日

(5) 飼養する家畜の異状の有無並びに異状がある場合にあつてはその症状、頭数及び月齢

第九 大規模所有者に関する追加措置

(獣医師等の健康管理指導)

23 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行つていり、担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。(通報ルールの作成等)

24 大規模所有者は、従業員が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模所有者(当該大規模所有者以外に管理直がある場合に於いては、当該大規模所有者及び管理者)の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。家畜の伝染性疾患の発生を予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。

三 鶏、あひら、うずら、たまご、ひよこ、七面鳥

第一 家畜防疫に関する最新情報の把握等

1 自ら飼養する家畜が感染する伝染性疾患の発生を予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けること。

第二 衛生管理区域の設定

2 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。

第三 衛生管理区域への病原体の持ち込みの防止

(衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限)
3 衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないよう、衛生管理区域に出入口が二つ以上ある場合は、その必要の措置を講ずること。ただし、観光牧場等近隣の看板の設置その他の必要な措置を講ずること。また、衛生管理区域の出入口に設置する手すり等の設置が、特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持ち込み及び持出しを防止するための規定は、あらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。

(衛生管理区域に立ち入る車両の消毒)

4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)

(衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者の消毒)

5 衛生管理区域及び家きん舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、衛生管理区域及び家きん舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)

(衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用)

6 衛生管理区域専用の衣服(衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用するものを含む。及び靴(衛生管理区域に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。))を設置すること(衛生管理区域に立ち入る者の靴(家きん舎に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。))を設置し、衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者に対し、これらを着用させること(その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴並びに当該家きん舎の専用の靴を持参し、これらを着用する場合を除く。)

(他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置)

7 当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者(家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。及び過去一週間以内(海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないよう)にすること。

(他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置)

8 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家きん若しくはその死体又は当該家きんが生産した卵に直接接するものを衛生管理区域に持ち込む場合は、洗浄又は消毒をすること。家きんの飼養管理に必要な物品を家きん舎に持ち込まないこと。

(海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置)

9 過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。

第四 野生動物等からの病原体の侵入防止

(給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止)

10 家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

(飲用水の消毒)

11 野生動物の排せつ物等が混入するおそれがある水を飲用水として飼養する家きんに給与する場合には、これを消毒すること。

12 (野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕)

野鳥等の野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネット(網目の大きさが二センチメートル以下のものに限り、その効果の期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

(ねずみ及び害虫の駆除)

13 家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕するとともに、ねずみ及びばえ等の害虫の駆除を行うために必要な措置を講ずること。

第五 衛生管理区域の衛生状態の確保

(家きん舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等)

14 家きん舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的にすること。

(空舎又は空ケージの清掃及び消毒)

15 家きん舎の出荷又は移動により家きん舎又はケージ(家きん舎を飼養するためのかごをいう)が空になった場合には、清掃及び消毒をすること。

(密飼いの防止)

16 家きん舎の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家きんを飼養しないこと。

第六 家きん健康観察と異状が確認された場合の対処

(特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止)

17 飼養する家きんが特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。

(特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止)

18 飼養する家きんに特定症状以外の異状であつて、家きんの死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家きんの増加が確認された場合(その原因が家畜の伝染性疾患によるものではないことが明らかである場合)を除く。には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けること。当該家きんが監視伝染病にかかっていることが確認されるまでの間、農場からの家きんの出荷及び移動を行わないこと。当該家きんが監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家きんにその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。

(毎日の健康観察)

19 毎日、飼養する家きん健康観察を行うこと。

(家畜を導入する際の健康観察等)

20 他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入した家きん健康状態の確認等により家きんを導入すること。導入した家きんに家畜の伝染性疾患にかかっている可能性がある異状がないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接させないようすること。

(家畜の出荷又は移動時の健康観察)

21 家きんの出荷又は移動を行う場合には、出荷又は移動の直前に当該家きん健康状態を確認すること。

第七 埋却等の準備

22 埋却の用に供する土地(成鶏(日齢が満百五十日以上の鶏をいう。百羽当たり〇・七平方メートルを標準とする。))の確保又は焼却若しくは化製の準備措置を講ずること。

<p>第八 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管</p> <p>23 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。</p> <p>(1) 衛生管理区域に立ち入った者(家さんの所有者及び従業員を除く。)の氏名及び住所又は所属並びに、所属衛生管理区域への立入りの年月日及びその目的(目的が過去一週間以内から海外の場合を除く。)並びに当該立ち入った者が過去一週間以内から海外へ入国し、又は帰国した場合にあつては過去一週間間に滞在した全ての国又は地域名及び当該場所の他の不特定多数の者が立ち入ることの有無、ただし、観光牧場その他地域に於ける畜産関係施設等への立入りの有無を想定され、観光牧場等の衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定多数の者が衛生管理区域に出入りする際の畜防疫員が適切に持ち出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。</p> <p>(2) 家さんの所有者及び従業員が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名</p> <p>(3) 導入した家さんの種類、羽数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日</p> <p>(4) 出荷又は移動を行った家さんの種類、羽数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日</p> <p>(5) 飼養する家さんの異状の有無及び産卵個数又は産卵重量並びに異状がある場合にあつてはその症状、羽数、日齢及び当該異状が確認された農場内の場所</p>	<p>第九 大規模所有者に関する追加措置</p> <p>(獣医師等の健康管理指導)</p> <p>24 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行つて、担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家さんの健康管理について指導を受けること。</p> <p>(通報ルールの作成等)</p> <p>25 大規模所有者は、従業員が飼養する家さんが特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模所有者(当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあつては、当該大規模所有者及び管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延を防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。</p> <p>第四 馬</p> <p>第一 家畜防疫に関する最新情報の把握等</p> <p>1 自らが飼養する馬が感染する伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に関する、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導に従つて、家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守すること。</p> <p>第二 衛生管理区域の設定</p> <p>2 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。</p>
--	--

<p>第三 衛生管理区域への病原体の持込みの防止</p> <p>(衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限)</p> <p>3 衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。衛生管理区域に立ち入った者が飼養する馬に接触する機会を最小限とするよう、当該出入口付近の看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、競馬場、乗馬施設その他の不特定多数の者が立ち入ること、不特定多数の者が衛生管理区域に出入りする手指及び靴の消毒など、不特定多数の者が衛生管理区域に出入りする際の畜防疫員が適切なものを持ち出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものを持ち出しを防止することを確認した場合、この限りでない。</p> <p>(衛生管理区域に立ち入る車両の消毒)</p> <p>4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携帯し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)</p> <p>(厩舎に立ち入る者の消毒)</p> <p>5 厩舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、厩舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携帯し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)</p> <p>第四 野生動物等からの病原体の侵入防止</p> <p>(給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止)</p> <p>6 厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所に必ず、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(飲用に適した水の給与)</p> <p>7 飼養する馬に飲用に適した水を給与すること。</p> <p>第五 衛生管理区域の衛生状態の確保</p> <p>(厩舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等)</p> <p>8 厩舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的にする。注射針、繁殖検査用器具その他体液が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒をすること。</p> <p>(空房の清掃及び消毒)</p> <p>9 馬の移動又は出荷により馬房が空になった場合には、清掃及び消毒をすること。</p> <p>第六 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処</p> <p>(馬に異状が確認された場合の移動及び出荷の停止)</p> <p>10 飼養する馬に異状が確認された場合(その原因が家畜の伝染性疾患によるものでないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療を受けるとともに、当該馬が監視伝染病にかかっていることが確認されるまで、農場からの馬の移動及び出荷を行わないこと。当該馬が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。</p> <p>(毎日の健康観察)</p> <p>11 毎日、飼養する馬の健康観察を行うこと。</p>	<p>第一 家畜防疫に関する最新情報の把握等</p> <p>1 自らが飼養する馬が感染する伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に関する、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導に従つて、家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守すること。</p> <p>第二 衛生管理区域の設定</p> <p>2 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。</p>
---	--

(馬を導入する際の健康観察等)

12 他の農場等から馬を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する馬の健康状態の確認等により健康な馬を導入することを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようとする。

(馬の移動又は出荷時の健康観察等)

13 馬の移動又は出荷を行う場合には、移動又は出荷の直前に当該馬の健康状態を確認すること。

第七 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管

14 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

(1) 導入した馬の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日

(2) 移動又は出荷を行った馬の種類、頭数、健康状態、移動又は出荷先の農場等の名称及び移動又は出荷の年月日

(3) 飼養する馬の異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢

第八 大規模所有者に関する追加措置

(獣医師等の健康管理指導)

15 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行つて、当該獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する馬の健康管理について指導を受けること。

(情報の周知)

16 大規模所有者は、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。

(農業災害補償法施行規則の一部改正)

第二条 農業災害補償法施行規則(昭和二十二年農林省令第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二号中「家畜が」を削り、第十六条第一項第一号の患者若しくは同項第二号の疑似患者となつたことを獣医師、当該家畜の所有者若しくは運送業者が発見したとき又は同法第七七条の二第一項の規定により農林水産大臣が家畜を指定家畜として指定した」を、「第五十八条第二項の規定による特別手当金又は同法第六十条の二第一項の規定による補償金の交付の原因となる」と殺又は殺処分が行われることが判明した」に改める。

(牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正)

第三条 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成十四年農林水産省令第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「又は第四条の二第一項」を、「第四条の二第一項又は第十三条の二第一項」に改め、同条第三号中「第十三条第一項」の下に(同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)を加え、けい留する」を「係留する」に改め、同条第四号中「けい留する」を「係留する」に改め、同条第五号中「当該」を削り、けい留する」を「係留する」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年十月一日)から施行する。

(定期の報告に関する経過措置)

第二条 平成二十三年における改正法による改正後の家畜伝染病予防法(以下「新法」という。)第十二条の四第一項の規定による報告は、第一条の規定による改正後の家畜伝染病予防法施行規則(以下「新規則」という。)第二十一条の二及び第二十一条の三の規定にかかわらず、農場(畜舎及びひ

卵舎その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所をいう。)ことに、同年十二月十五日までに、次に掲げる事項(その飼養している家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬にあつては一頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びひのしにあつては六頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、だちようにあつては十羽未満の家畜の所有者については、第一号に掲げるものに限る。)を記載した別記様式による報告書を提出してしなければならない。

一 その飼養している家畜の種類及び頭羽数

二 畜舎及びひ卵舎の数

2 前項の規定による同項第一号に掲げる事項の報告は、平成二十四年における新法第十二条の四第一項の規定による新規則第二十一条の三第一号に掲げる事項の報告とみなすことができる。

(検査のための係留期間に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)において現に第一条の規定による改正前の家畜伝染病予防法施行規則(以下「旧規則」という。)第五十条第一項の規定により係留している動物に係る係留期間については、なお従前の例による。

(監視伝染病病原体の所持に関する経過措置)

第四条 改正法附則第六条第四項において準用する新法第四十六条の十一第二項の規定による滅菌譲渡の届出は、新規則別記様式第三十八号により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

一 施行日において現に家畜伝染病病原体(改正法附則第六条第一項に規定する家畜伝染病病原体をいう。以下同じ。)を所持している者が同項に規定する猶予期間(以下「猶予期間」という。)に新法第四十六条の五第一項本文の許可の申請をしなかつた場合、当該猶予期間が経過した日

二 施行日において現に家畜伝染病病原体を所持している者が猶予期間に申請した新法第四十六条の五第一項本文の許可を拒否された場合、当該家畜伝染病病原体の滅菌譲渡(新法第四十六条の十一第二項に規定する滅菌譲渡をいう。)の予定日前の日

2 新規則第五十六条の十六第二項の規定は、改正法附則第六条第四項において準用する新法第四十六条の十一第二項の農林水産省令で定める事項について準用する。

3 新規則第五十六条の十七の規定は、改正法附則第六条第四項において準用する新法第四十六条の十一第四項の規定による命令について準用する。

第五条 新規則第五十六条の二十三第一項の規定は、改正法附則第六条第五項において読み替えて準用する新法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、重点管理家畜伝染病病原体(家畜伝染病病原体であつて新規則第五十六条の八に規定する重点管理家畜伝染病病原体であるものをいう。以下同じ。)の保管に係るものについて準用する。

2 新規則第五十六条の二十三第二項及び第三項の規定は、改正法附則第六条第五項において読み替えて準用する新法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病病原体(家畜伝染病病原体であつて新規則第五十六条の九第一項に規定する要管理家畜伝染病病原体であるものをいう。以下同じ。)の保管に係るものについて準用する。

3 新規則第五十六条の二十四第一項の規定は、改正法附則第六条第五項において読み替えて準用する新法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病病原体の使用に係るものについて準用する。

4 新規則第五十六条の二十四第二項及び第三項の規定は、改正法附則第六条第五項において読み替えて準用する新法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、要管理家畜伝染病病原体の使用に係るものについて準用する。

5 新規則第五十六条の二十五第一項及び第二項の規定は、改正法附則第六条第五項において読み替えて準用する新法第四十六条の十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、家畜伝染病病原体の運搬に係るものについて準用する。

6 新規則第五十六条の二十五第四項の規定は、改正法附則第六条第五項において読み替えて準用する新法第四十六条の第十七第一項の農林水産省令で定める技術上の基準のうち、家畜伝染病病原体の滅菌等（新法第四十六条の十一第一項に規定する滅菌等をいう。以下同じ。）に係るものについて準用する。

第六條 新規則第五十六条の九第一項第三号二（取扱施設（新法第四十六条の五第二項第四号に規定する取扱施設をいう。以下同じ。）において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合を除く。）、第四号八及び第六号並びに第五十六条の二十四第二項第七号（取扱施設において動物に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する場合を除く。）及び第十一号二（これらの規定を前条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十九年三月三十一日までの間は、適用しない。この場合において、新法第四十六条の五第一項第二号に規定する許可所持者は、同日までの間、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 新規則第五十六条の三十二第一項第三号イの規定は、平成二十九年三月三十一日までの間は、適用しない。この場合において、新法第四十六条の十九第二項に規定する届出所持者は、同日までの間、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 施行日において現に改正法附則第八条第一項に規定する届出伝染病等病原体を所持している者が同項本文の規定による届出をする場合における新規則第五十六条の二十八第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げる書類を添えて」とあるのは、「のほか、平成二十三年十一月一日までに次に掲げる書類を提出して」とする。

4 新規則第五十六条の八第四号、第五十六条の九第一項第四号イ及びロ並びに第三項において読み替えて準用する同条第一項第三号二、第五十六条の二十四第二項第十一号イからハまで、ホ及びハ並びに第三項第六号及び第十号（これらの規定を前条第四項において準用する場合を含む。）、第五十六条の三十二第一項第四号並びに第五十六条の三十三第二項第十号の規定は、次に掲げる者であつて、その許可（第二号及び第三号に掲げる者については、その指定）に係る監視伝染病病原体の保管、使用及び滅菌等をその施設において動物に対して当該監視伝染病病原体を使用するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、適用しない。

一 施行日において現に薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項又は第十三条第一項（これらの規定が同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている製造販売業者又は製造業者

二 施行日において現に薬事法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の農林水産大臣の指定した者である者

三 施行日において現に旧規則第三号第三号、第二十二号第三号、第二十七号第四号、第二十八号第三号、第三十一号第三号又は第三十二号第三号の農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関であるもの

（証票に関する経過措置）
第七條 施行日において現にある旧規則別記様式第三十号（以下、「旧様式」といづ。）により使用されている書類は、新規則別記様式第四十九号によるものとみなす。

2 施行日において現にある旧様式により調製した用紙は、施行日以後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（農業災害補償法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第八條 第二条の規定による改正後の農業災害補償法施行規則第十六条第一項第二号の規定は、施行日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、施行日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。

別記様式（附則第二条関係）

定期報告書

平成 年 月 日

都道府県知事

殿

住所

氏名 法人の場合には、その名称及び 代表者の氏名

電話番号

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

家畜の所有者の氏名又は名称	郵便番号				
家畜の所有者の住所	郵便番号				
管理者の氏名又は名称	郵便番号				
管理者の住所	郵便番号				
農場の名称	郵便番号				
農場の所在地	郵便番号				
家畜の種類及び頭羽数	乳用雌牛	成牛	育成牛	子牛	
		頭	頭	頭	
		肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）			
		成牛（肥育後期の牛）	肥育前期の牛	育成牛	子牛
頭	頭	頭	頭		
肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）					
頭					

家畜の種類及び頭羽数 (続き)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛
	頭	頭	頭	頭
	繁殖牛			
	成牛	育成牛	子牛	
	頭	頭	頭	
	肥育豚 (子豚を除く。)			
	頭	繁殖豚	育成豚	子豚
	頭	頭	頭	頭
	採卵鶏			
	成鶏	育成鶏	肉用鶏	
羽	羽	羽		
その他	その他	その他	その他	
頭 (羽)	頭 (羽)	頭 (羽)	頭 (羽)	
畜舎等の数	畜舎	ふ卵舎		

注意

- 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者 (当該所有者以外の管理者がある場合にあっては、当該管理者) が作成し、提出すること。また、本報告書に記載する事項は、当該年の10月1日時点のものとすること。
- 2 「管理者の氏名又は名称」欄及び「管理者の住所」欄には、家畜の所有者以外に当該家畜の管理者がある場合に記入すること。
- 3 家畜の飼養頭羽数については、当該年の10月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあっては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとすること。
- 4 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
 - (1) 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月未滿24月未滿のものをいい、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満4月未滿のものをいう。
 - (2) 「肥育牛 (乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。)」において、「成牛 (肥育後期の牛)」とは月齢が満24月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満9月以上満24月未滿のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満9月未滿のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未滿のものをいう。
 - (3) 「肥育牛 (乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。)」において、「成牛 (肥育後期の牛)」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上満17月未滿のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満7月未滿のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未滿のものをいう。
 - (4) 「繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未滿のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未滿のものをいう。

- (5) 「子豚」とは、離乳した豚であって月齢が満3月未滿のものをいう。
- (6) 「繁殖豚」において、「成豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未滿のものをいう。
- (7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上のものをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未滿のものをいう。
- 5 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他」の欄には、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数 (羽数) を記入すること。

農林水産省告示第千八百六十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条の二第一項及び第四項の規定に基づき、同条第一項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項の農林水産大臣の指定する検体を次のように定め、平成二十三年十月一日から施行する。

平成二十三年九月二十八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状は、次の表の上欄に掲げる家畜の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に定めるいずれかの症状とする。

家畜の種類	症 状	備考（対象とする家畜伝染病）
牛、水牛、めん羊、山羊、豚及びいのしし	摂氏三十九・〇度以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内	口蹄疫

鹿	
<p>摂氏三十九・〇度以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水</p>	<p>、この限りでない。</p> <p>害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らか場合は</p> <p>設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災</p> <p>日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための</p> <p>て、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の二</p> <p>の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内におい</p> <p>て、半数以上の哺乳畜（一の畜房につき一</p> <p>水疱等があること。</p> <p>あつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に</p> <p>同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合に</p> <p>るものを除く。以下「水疱等」という。）があること。</p> <p>等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因す</p>

<p>鶏、あひる、うずら、きじ、だ</p>	
<p>同一の家きん舎内において、一日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の二倍以上となること。ただし</p>	<p>疱等があること。</p> <p>同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。</p> <p>同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（一の畜房につき一の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の二日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らか場合は、この限りでない。</p>
<p>高病原性鳥インフルエンザ</p>	

<p>ちよう、ほろほ ろ鳥及び七面鳥</p>	<p>、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らか場合は、この限りでない。</p>	
<p>(注)</p> <p>一 この表において「畜房」とは、畜舎内の一部を柵等で囲った収容空間をいう。</p> <p>二 この表において「哺乳畜」とは、離乳していない家畜をいう。</p> <p>三 この表において「対象期間」とは、当日から遡って二十一日間（当該期間中に家畜の伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害</p>	<p>家きんに対して動物用生物学的製剤を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。</p>	<p>高病原性鳥インフル エンザ又は低病 原性鳥インフルエ ンザ</p>

等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合にあっては、これらの日を除く通算二十一日間をいう。

四 この表において「動物用生物学的製剤」とは、薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第八十二条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。

二 家畜伝染病予防法第十三条の二第四項の農林水産大臣の指定する検体は、家畜の口腔内等における水疱等から採取した水疱液、上皮及び拭い液並びに当該家畜の血液とする。

飼養衛生管理基準の改正に関するQ & A

－ 都道府県担当者用 －

－ 目 次 －

I 全体	1
II 衛生管理区域関連	4
III 小規模飼養者関連	9
IV 消毒関連	10
V 野生動物等との接触防止	12
VI 家畜の健康管理関連	13
VII 埋却等関連	14
VIII 記録の保存関連	18
IX 大規模農場関連	19
X 水際関連	20
XI その他	21

【 I 全体】

Q 1. 飼養衛生管理基準を改正した趣旨や背景を教えてください。

(答)

1. 家畜伝染病の防疫対策上、最も重要なことは、「発生の予防」と「早期の発見・通報」、さらには「初動の対応」です。

このうち、「発生の予防」を実効あるものにするため、家畜伝染病予防法（以下「家伝法」という。）第12条の3の規定に基づく飼養衛生管理基準を定め、家畜の所有者に対し、その遵守を義務付けているところです。

2. 昨年の宮崎県における口蹄疫の発生を踏まえて設けられた口蹄疫対策検証委員会の報告書において、飼養衛生管理基準については、畜産農家へのウイルスの侵入防止を日頃から徹底する観点から、より具体的なものとする必要がある旨、提言されています。

このため、今般、飼養衛生管理基準を改正し、

- ① 農家の防疫意識の向上
- ② 消毒等を徹底するエリアの設定
- ③ 毎日の健康観察と異状確認時における早期通報・出荷停止
- ④ 埋却地の確保
- ⑤ 大規模農場に関する追加措置の新設

等について、畜種ごとにより具体的に定めることとしました。

3. また、現場で飼養衛生管理基準を適切に守っていただくためには、

① 家畜保健衛生所による適切な指導

② 農場へ出入りする関係者の理解・協力

が不可欠であり、農林水産省としても、広く関係者に対して飼養衛生管理基準についての普及・啓発を進めていきます。

4. なお、我が国への病原体の侵入防止対策としては、空海港において動物検疫所による輸入検疫を行っているところであり、今般の家畜伝染病予防法の改正において、口蹄疫等の発生国からの入国者に対して質問を行うなど、その強化を図っているところです。

Q 2. 今回の改正後の飼養衛生管理基準は口蹄疫や鳥インフルエンザを念頭に置いて作成したと思いますが、普段の衛生管理としては厳しすぎるのではないのでしょうか。

(答)

1. 飼養衛生管理基準は、口蹄疫や鳥インフルエンザのみならず、一般的な疾病の予防に関する基本的な対策を取りまとめたものです。
2. 既実践されている方もかなりいらっしゃるかと思いますが、地域全体で取り組むことによって、自らの経営改善にもつながることはもちろんですし、地域全体での衛生レベルの向上により、疾病の発生リスクを下げることに繋がります。
3. 口蹄疫の発生を機に衛生管理の向上に取り組んでこられた生産者からは、「消毒の徹底など衛生管理に取り組んできたところ、下痢などの通常の疾病が減った」との意見もありましたので、日々の衛生管理を向上させ、経営改善にもつなげていただければと思います。

[事例]

※ M市では、口蹄疫の発生を機に入場者の制限や出入口への消石灰散布などの衛生管理を徹底した結果、子牛の下痢が減ったとの生産者の声がありました。

Q 3. 飼養衛生管理基準は農家にばかり規制がかかっています。農家へ出入りする獣医師、人工授精師、家畜商、飼料運送業者、集乳業者などに対しても義務を課すべきではないのでしょうか。

(答)

1. 飼養衛生管理基準は、各農場において疾病の発生を予防するため、家畜の所有者が遵守すべき基準です。
2. しかしながら、病原体の侵入防止・拡散防止のためには、農場に出入りする畜産関係者の協力が必要です。
3. 国や都道府県としても、農場に出入りする関係者に対して、関係団体等を通じ、飼養衛生管理基準の遵守に関する普及・啓発を進めていきますが、家畜の所有者の方からも農場に出入りする関係者に対して理解と協力を求めるようお願いします。

Q 4. 飼養衛生管理基準は家畜の所有者が遵守し、都道府県に対しても年に1度報告することになりますが、家畜を預託している場合や公共牧場に預けている場合は、どうなるのでしょうか。

(答)

1. 飼養衛生管理基準の遵守や都道府県への報告は、家畜の所有者に義務付けられるものですが、預託しているような場合には、預託を受けている管理者の方がその義務を負うこととなります。
2. したがって、埋却等の準備も管理者の義務となります。

(参考) 関連条文

家伝法第3条（管理者に対する適用）

この法律中家畜、物品又は施設の所有者に対する規定（第56条及び第58条から第60条までの規定を除く。）は、当該家畜、物品又は施設を管理する所有者以外の者（鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該家畜、物品又は施設の運送の委託を受けた者を除く。）があるときは、その者に対して適用する。

家伝法施行規則第63条（管理者に対する適用）

この省令中家畜、物品又は施設の所有者に対する規定は、当該家畜、物品又は施設を管理する所有者以外の者（鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該家畜、物品又は施設の運送の委託を受けた者を除く。）があるときは、その者に対して適用する。

Q 5. 飼養衛生管理基準の全ての項目を遵守するのは無理ではないでしょうか。基準を守れなかった場合は、すぐに罰則が適用されるのでしょうか。

(答)

1. 飼養衛生管理基準の遵守状況については、都道府県の家畜保健衛生所が確認し、必要があれば、指導や助言を行うこととなります。

2. 家畜の所有者がその指導・助言に従わない場合には、必要に応じて勧告が出され、これにも従わない場合には、都道府県知事から改善のための命令が出されることとなります。
3. 最後に、この命令にも従わなかった場合には、罰則（30万以下の罰金）が適用されることとなります。

なお、飼養衛生管理基準の遵守状況は、手当金の交付額を決定する際にも減額要因として考慮されます。最終的な減額割合は学識経験者からなる手当金審査会の意見を聴いて決定されることとなりますが、発生農家における日頃の飼養衛生管理状況が飼養衛生管理基準から大きく逸脱していないか、さらに、適切に早期通報がなされたかどうかといった点を精査し、標準的な飼養衛生管理水準と比べて大きく劣っている場合には、減額される又は交付されないおそれがあります。

Q 6. 飼養衛生管理基準を守れない状態で、口蹄疫や鳥インフルエンザなどの病気が発生した場合、手当金が減額されるのでしょうか。

(答)

1. 改正後の家伝法では、と殺された家畜に係る手当金について、評価額の4/5から5/5（患畜にあっては、1/3から3/3）に引き上げる一方で、発生の予防等に必要な措置を講じなかった場合には、手当金を減額し、又は交付しないことになりました。
2. 具体的には、飼養衛生管理基準に関する全体の遵守状況や標準的な飼養衛生管理水準も考慮しながら、発生農家における日頃の飼養衛生管理状況が飼養衛生管理基準から大きく逸脱していないか、さらに、適切に早期通報がなされたかどうかといった点を精査した上で判断することとなります。
3. したがって、飼養衛生管理基準の一部項目の遵守が不十分であることのみを理由として、手当金が直ちに減額されることにはなりません。

【Ⅱ 衛生管理区域関連】

Q 7. 衛生管理区域とはどのような区域ですか。

(答)

1. 衛生管理区域は、居住空間等と区別することにより、畜舎周辺を病原体に汚染される可能性が少ない清浄区域とし、畜舎への家畜伝染病の侵入リスクを低減することを

目的として設定するものです。

2. このため、畜舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫、生乳処理室、たい肥化施設、農機具庫等を含む区域を衛生管理区域とし、当該区域への家畜と関係ない者の立入りの制限や立ち入る者及び持ち込む物品の消毒等を行ってください。

Q 8. 何をもって衛生管理区域とそうでない区域と区分したことになるのですか。

(答)

1. 通常は柵などによって区分していただきますが、柵以外でもロープや白線、プランターなどによっても区分することができます。
2. こうした方法により区分した上で、立て看板などにより衛生管理区域であることを明確にし、部外者の立入りを制限するようにしてください。
3. なお、積雪が多い地域では、雪かきによって区分する方法や色のついた石灰を利用して区分する方法などが考えられます。

Q 9. 畜舎のみを衛生管理区域とすることはできますか。

(答)

1. 畜舎内の作業者は畜舎やその周囲を通行したり、飼料倉庫などに入って作業を行ったりすると考えられることから、畜舎のみではなくその周辺も含め、衛生管理区域を設定し重点的な衛生管理を実施していただく必要があります。
2. したがって、畜舎のみを衛生管理区域とすることは、作業者が衛生管理区域と域外の出入りを頻繁に繰り返すこととなり、作業の支障となりかねません。なお、衛生管理区域の設定方法も含めて、飼養衛生管理基準の遵守方法について御不明の点があれば、最寄りの家畜保健衛生所に御相談ください。

Q 10. 農場が公道や私道で分断されている場合、その行き来をする場合にも消毒等の実施が必要ですか。

(答)

1. 両農場が道路を隔てて隣接しており、又は両農場間に別の畜産関係施設が存在しない場合には、公道や私道を含めて両農場を同一の衛生管理区域とみなすことができます。

2. ただし、この場合には、公道を通行する人や車両に消毒を義務付けることはできないので、両農場間の移動に当たっては、両農場の出入口で踏込消毒槽等による長靴の入念な消毒を行ってください。

Q 1 1. 農場の中に自宅がありますが、農場全体を衛生管理区域とした場合、郵便や新聞配達バイク、宅配便、家族や友人の自家用車などの車両も消毒しなければならないのですか。また、近所の人に来たときも消毒しなければならないのですか。

(答)

1. 農場全体を衛生管理区域とした場合には、農場に入る全ての人及び車両に対して消毒する必要があります。
2. しかしながら、近所の人や生活関係車両まで全て消毒するのは、現実的には難しい面があるかと思しますので、そのような場合は、ロープや白線などの簡便な方法で結構ですので、生活関係車両や人の通行帯を設け、衛生管理区域と区分することが望ましいと考えています。

Q 1 2. 衛生管理区域の出入口での消毒は具体的にどのようにするのでしょうか。

(答)

1. 車両が出入りする際には、消毒薬噴霧器、車両用消毒槽、車両用消毒ゲート、消石灰帯などを用いて消毒します。
2. 人が出入りする際には、消毒薬噴霧器、踏込消毒槽などを用いて足元を消毒します。

Q 1 3. 衣服や靴の交換は衛生管理区域の出入口で行わなければいけないのですか。

(答)

1. 衛生管理区域を設置する意味を考えれば、その出入口のすぐ近くで更衣や靴の履き替えを行うことが望ましいと考えています。
2. 出入口での更衣等が困難な場合には、なるべく出入口に近いところにある建物等で行ってください。その場合、入るときはまずはその建物等へ直行して更衣し、出るときは建物等で更衣した後、出口へ直行し、消毒前と消毒後の動線が重ならないように工夫してください。

Q 1 4. 家畜に直接接触する物品とは何ですか。

(答)

家畜の保定用具や体温計等家畜に接触させて使用する物品をいいます。

Q 1 5. 観光牧場などであらかじめ定めておく病原体の持込み・持出し防止ルールとはどのようなものですか。

(答)

1. 家畜に接触する際及び接触後の手指の洗浄又は消毒や靴底の消毒を実施することに関するルールが必要になると考えています。なお、近隣において家畜伝染病が発生した場合には、一般の農場と同水準の厳格な取組が必要です。
2. また、大規模農場以外であっても、通報ルール等を作成しておくことが望ましいと考えています。

【観光牧場等が定めておくべき病原体の持込み・持出し防止ルールの例】

1. 入場車両の消毒
来客者の車両に対して、駐車場の出入口付近に消毒設備を設置
2. 入場者の消毒
 - ① 入場ゲート付近に家畜伝染病の発生予防のための措置を実施している旨の立て看板等を設置
 - ② 入場ゲートに靴に対する消毒設備を設置
3. 家畜と接触する場所での接触前及び接触後の措置
 - ① 家畜伝染病の発生予防のための措置を実施している旨の立て看板等を設置
 - ② 手指に対する手洗い設備又は消毒設備の設置
 - ③ 靴に対する消毒設備の設置
4. 家畜関連施設での措置
 - ① 家畜伝染病の発生予防のための措置を実施している旨の立て看板等を設置
 - ② 手洗い設備又は消毒設備の設置
 - ③ 靴に対する消毒設備の設置
5. 診療獣医師又は診療施設の確保及び異状確認時の通報ルールの作成

Q 1 6. 競馬場や動物園では、どこを衛生管理区域とすべきなのでしょうか。

(答)

1. 競馬場においては、厩舎地区を衛生管理区域として、より厳格な衛生管理を行うよう指導をお願いします。

2. また、動物園においては、動物の飼育エリアなどを衛生管理区域とし、入園者が動物に直接接触する場合にあっては、Q15の答に示した観光牧場等が定めておくべき病原体の持込み・持出し防止ルールを参考にして、必要な措置を講じていただくよう指導をお願いします。

Q17. 飼料運搬業者等は同日中に複数の農場を訪問することが多いですが、直接畜舎に立ち入ることはありません。そのような業者まで、農場に立ち入る都度、更衣することは現実的ではないので、消毒等他の代替措置を認めてもらえないのでしょうか。(豚、家きんの場合)

(答)

1. 同日中に複数の農場に立ち入る者(飼料運搬業者等)は、家畜伝染病を持ち込むリスクが高いと考えられることから、畜舎に立ち入ることがない者であっても、衣服や靴の交換をお願いします。
2. ただし、交換が困難な場合には、農場に備えた上着を着用したり、ブーツカバーを着用しても構いません。
3. なお、牛の飼養農場に対しては、基準としては衛生管理区域専用の衣服や靴の設置義務はありませんが、農場に立ち入る畜産関係者は、畜産の専門家として可能な限り病原体の侵入防止・拡大防止に留意した対応をお願いします。

[事例]

※ M県のJAでは、自らの地域を自ら守る観点から、管内の組合員に「農場専用」と大きく記した長靴を自ら配布するなど、地域ぐるみで取り組んでいます。

Q18. 死亡獣畜や廃用鶏等の取扱業者や運搬業者を始めとして、衛生管理区域に立ち入る畜産関係者への周知も必要ではないでしょうか。

(答)

1. 飼養衛生管理基準は、家畜の所有者が遵守すべき基準ですが、病原体の侵入やまん延を防ぐためには、日常的に衛生管理区域に立ち入る畜産関係者についても、飼養衛生管理基準について十分に理解していただくことが大切です。特に、入場する際の消毒の励行や衛生管理区域等専用の衣服や靴の使用については、真摯に協力していただく必要があることから、国から中央団体に対して、飼養衛生管理基準の見直し等に関する説明を行っています。
2. また、改正後の飼養衛生管理基準を施行する際に、国から関係団体に対して協力依

頼の通知を発出したところです。

Q 19. 酪農教育ファームや地域住民に理解を得るため、幼稚園児などを農場で受け入れています。今後そのような活動はできなくなるのでしょうか。

(答)

受け入れる際には、衛生管理の重要性についてもお話しいただき、衛生管理区域や畜舎への入場及び退場の際には、靴の消毒や手指の洗浄などを行ってもらうよう、指導をお願いします。

【Ⅲ 小規模飼養者関連】

Q 20. 愛玩動物の飼養者や小規模の生産者については、対象外とするか別途の基準を設けるべきではないですか。

(答)

1. 飼養衛生管理基準は、家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関して、家畜の所有者が遵守すべき基準ですが、愛玩動物として飼っていても、小規模であっても、家畜伝染病が発生するリスクはありますし、一般の畜産農家が飼養する家畜へまん延させるリスクもあることから、対象外にする、あるいは通常の畜産農家とは別の基準を設けるといったことはしていません。
2. したがって、そのような飼養者におかれましても、可能な限り、各都道府県の関係部局とも連携して把握していただくようお願いいたします。
3. 一方、改正後の飼養衛生管理基準は、牛豚等の対象家畜を愛玩動物として自宅で飼養しているようなレアなケースを想定したものではないため、そのような場合には、そのリスクの程度に鑑み、動物と部外者との無用な接触を極力避けるなどの対応をするよう指導をお願いします。

Q 21. 自宅の室内で対象動物を飼養している場合など衛生管理区域とそれ以外の区域とに分けることが不可能な場合にはどのようにすればよいですか。直ちに罰則がかかりますか。

(答)

1. 自宅の室内で対象動物を飼養している場合などは、室内にケージを設置し、来客の際などには不特定多数との接触を避けるとともに、もしも異状があれば、獣医師や家畜保健衛生所に相談していただくなど、日頃から健康管理に努め家畜伝染病に感染し

ないよう、十分に注意を払うなどの指導をお願いします。

2. なお、罰則に関しては、都道府県知事からの指導・助言、さらには勧告に従わず、都道府県知事から命令を受けた後もその命令に従わなかった場合に、適用されることとなります。

Q 2 2. 住居と畜舎が隣り合っているような場合や複雑に入り組んでいるような場合では、衛生管理区域とそれ以外の区域を区分するのは無理ではないでしょうか。

(答)

1. 衛生管理区域とそれ以外の区域との区分には、白線、ロープやプランターなどを活用していただくことも可能です。
2. これらを活用することによって区分できるとは思いますが、御不明の点があれば、最寄りの家畜保健衛生所に御相談ください。

【IV 消毒関連】

Q 2 3. 衛生管理区域内にある施設及び器具を定期的に清掃又は消毒するということですが、どのくらいの頻度で行う必要がありますか。

(答)

1. 汚れの程度に応じて行うべきものと考えていますが、少なくとも月に1～2回は行うべきであると考えています。
2. なお、家畜が接する部分はもちろんですが、人や車両の通路についても気を付けましょう。

Q 2 4. 清掃や消毒の対象となる器具とは何ですか。

(答)

紙等の消毒に適さないものを除き、家畜の保定用の器具、飼料給餌の際に使用する器具（運搬用のカート、スコップ等）、糞をかき出す際に使用する器具（運搬用の荷車、スコップ等）及び重機など畜舎内で使用する全てのものが対象となります。

Q 2 5. 空房等の清掃は可能ですが、隣接する房に家畜がいる場合やおが粉畜舎もあることから、水洗や消毒までを行うことは困難ではないでしょうか。

(答)

1. 出荷等で畜房等が空になった場合には、畜房を清掃し、新たに導入する家畜への伝染病の伝播リスクを低減させる事が重要です。このため、可能な限り、水洗し、汚れを取り除いた上で消毒を行ってください。
2. おが粉畜舎については、畜房が空になった後、適切な管理により発酵床の温度を上げることにより、消毒の実施とみなすことができると考えています。
3. なお、隣接畜房で家畜が飼養されていること等により水洗及び動力噴霧器による消毒の実施が困難な場合でも、糞等による汚れを除去し、簡易な装置等で消毒薬を散布してください。

Q 2 6. 家畜市場、食肉センター、配合飼料工場、レンダリング工場、さらには、民間獣医師や動物医薬品販売業者の拠点などでも、人や車両の出入りに当たって、消毒を徹底すべきではないでしょうか。

(答)

1. 飼養衛生管理基準は、家畜の所有者に対する基準ですが、御指摘のような畜産関係施設における衛生レベルの向上は、農場と同様に重要です。
2. 今回の飼養衛生管理基準の改正に合わせて、関係団体に対して、畜産関係施設へ出入りする際の消毒を始めとする衛生管理の徹底を促すための通知を発出したほか、関係者に対する普及啓発活動を進めていきたいと考えています。
3. さらに、地域の畜産関係施設に対しては、家畜保健衛生所等からも指導していただきたいと考えています。

Q 2 7. 厳寒期には消毒液が凍結してしまいましたが、そのような場合は、どのように消毒したらよいでしょうか。

(答)

消毒液の加温や希釈濃度を高くすることなどによる対応が困難な場合には、消石灰帯を設けるなどの形でできる限りの対応をお願いします。

【V 野生生物等との接触防止】

Q 28. ねずみや野鳥の侵入を完全に防ぐことは困難だと思いますが、侵入防止としてどのようなことをすればよいですか。(家きんの場合)

(答)

1. 確かにねずみや小鳥の侵入を完全に防ぐことは難しい面もありますが、畜舎への侵入する機会をなるべく小さくするとともに、ねずみについては忌避剤や殺鼠剤を、野鳥については防鳥ネット、野鳥避けの装置(道具)などを用いて、できる限り侵入を防いでいただくようお願いします。特に、ねずみ等の駆除は、地域一帯となった取組が必要ですので、関係者が協力、連携して対応するようお願いします。
2. なお、牛や豚の飼養農場に対しては、野生動物の侵入防止措置の義務はありませんが、衛生管理水準の向上のため、できる限りの侵入防止措置やねずみの駆除等を適時に行っていただくようお願いします。

Q 29. 野生生物の排せつ物が混入するおそれのある水とはどのようなものですか。(家きんの場合)

(答)

溜池や沢の水など、野鳥等の野生動物が接する可能性がある水です。ふたのある井戸の水や水道水は適切に使用されているのであれば、問題はありません。

Q 30. だちょうなど屋外で飼育する家きんについて、防鳥ネットは必要ないのですか。

(答)

1. だちょうなどを飼養するためには、屋外の運動場が必要ですが、運動場全体に防鳥ネットなどをかけることが望まれます。
2. 飼養する区域全てを防鳥ネットなどでカバーすることが難しい場合でも、家きん舎には防鳥ネットなどを設置し、給餌や給水もなるべく防鳥ネットなどが設置された場所で行うなど、飼養家きんが野鳥と接触する可能性はなるべく減らすようにしてください。

Q 3 1. 野生生物の排せつ物が混入しないようにするためには給餌設備にふたをすることになると思いますが、実行上は不可能ではないですか。

(答)

給餌設備にふたまでする必要はありません。普段から飼槽などの給餌設備やウォーターカップなどの給水設備を清掃したり、給餌の際には飼槽を確認して排せつ物があった場合はこれを取り除くなどしていただくようお願いします。

Q 3 2. 防鳥ネットなどの網目の大きさについて2 cm以下を目安にしていますが、こんな大きさではネットが羽毛やゴミで詰まってしまう、鶏舎の換気が悪くなり、鶏の健康に悪影響を及ぼしてしまうので、もっと大きくてもよいのでしょうか。

(答)

1. 小型の野鳥の侵入を防ぐためには、一般的には網目の大きさを2 cm以下にする必要があると考えられます。
2. なお、2 cm以上の網目であっても、二重にかけるなど工夫することによって、2 cm以下の網と同等の効果が得られますので、最寄りの家畜保健衛生所に御相談ください。なお、パンフレットに具体的な事例も示してあります。

【VI 家畜の健康管理関連】

Q 3 3. 家畜を導入する際に導入元農場の伝染病の発生状況を確認することは不可能ではないでしょうか。

(答)

1. 家畜市場などを介して導入する際には、導入元農場の疾病発生状況が確認できないことが往々にしてあります。そのような場合には、農場へ導入する際に家畜の健康状態をよく確認するようにしてください。また、導入後1週間程度は他の家畜との接触を避け、異状がないことを確認するようにしてください。
2. また、導入家畜のみならず、預託先や公共牧野、共進会などから家畜が戻った際についても同様な対応をお願いします。

Q 3 4. 密飼いについては、何か具体的な基準はあるのでしょうか。

(答)

1. 明確な数値基準は示していませんが、畜産技術協会が専門家の意見を聴きながら作成したアニマルウェルフェアに関する基準が参考になると考えています。
2. この基準では、乳牛では2.4 m²（単飼）、5.5 m²（群飼）、肉用牛では2.0 m²（単飼）、5.4 m²（群飼）、豚では0.8 m²（肥育）、1.2 m²（母豚）、肉用鶏では60羽/坪、採卵鶏では0.04～0.06 m²/羽となっています。畜舎構造や舎内の環境によっても異なります。

Q 3 5. 特定症状が確認された場合、出荷を行わなかったことによる損失は補償されるのでしょうか。

(答)

検査に当たり、家伝法第32条に基づく移動制限がなされ、これに従ったことにより生じた損失については補償の対象となりますが、出荷を自主的に取りやめた場合には、補償の対象にはなりません。

Q 3 6. 特定症状以外の異状とは具体的にどのようなもののでしょうか。

(答)

発熱、下痢、発咳等の呼吸器症状等が想定されます。

Q 3 7. 小規模飼養農家では、導入家畜と他の家畜とを異状がないことを確認するまで隔離しておくことは不可能ではないのでしょうか。

(答)

完全な隔離が不可能な場合であっても、コンパネ等で仕切るなど、可能な限り、接触しないようにした上で健康観察を行ってください。

【VII 埋却等関連】

Q 3 8. 埋却用地を確保していましたが、いざ使用しようとしたら、水や岩が出たために使用できませんでした。そのような場合にも罰則がかかったり、手当金が削減されますか。

また、埋却地を探している矢先に家畜伝染病が発生してしまったような場合も罰則や削減の対象となりますか。

(答)

1. いずれの場合も直ちに罰則が適用される、あるいは手当金の削減対象となることは

ないと考えますが、なるべく早めに確保していただくようお願いします。

2. なお、埋却地を選定する際には、埋却に適した土地であるかをできるだけ確認しておいていただきたいと思います。実際に試掘することが困難であったとしても、地下水位や土質に関して既に調査している場合（例：国土交通省の地下水マップ）があります。入手できる場合には、埋却地を選定する際の参考にしてください。

Q 39. 埋却地をあらかじめ確保できなければ、規模拡大等はできなくなるのですか。

(答)

規模拡大をするのであれば、発生時に備えて、飼養規模に応じた埋却地の確保や、焼却又はレンダリング処理の準備を行っていただく必要があります。

Q 40. 移動式レンダリング車や移動式焼却炉の使用予定をもって処理方法を確保したことになりますか。

(答)

地域全体の処理計画の中に、移動式レンダリング車や移動式焼却炉による処理を組み込むことは可能ですが、各農家が個別に、当該車両の使用を見込んで埋却地を確保していない場合には、処理方法を確保したことにはなりません。

※ 地域全体の処理計画とは、都道府県や市町村の単位で作成された、公用地を用いた埋却計画や焼却施設を利用した焼却計画のことをいいます。

Q 41. 埋却地ではなく、焼却やレンダリングで対応したいと思いますが、どうしたらよいでしょうか。

(答)

1. 焼却やレンダリングで対応する場合には、まずは地域内に処分家畜を受け入れることが可能な焼却場やレンダリング施設があることが必要です。これらの施設があるかどうか分からない場合には、最寄りの家畜保健衛生所又は関係部署に御相談ください。
2. また、焼却やレンダリングで対応する場合には、同じような農家やJA、市町村等と相談した上で、これらの施設と話し合っただき、運搬・消毒方法なども含めて具体的な処分方法などについても事前に調整しておいてください。

Q 4 2. 自分で埋却地を確保できず、公用地を利用した場合、手当金の減額対象となりますか。

(答)

1. 地域全体の処理計画の中に位置付けられずに、適切に取り組んでいなかった場合には、手当金の減額対象になる可能性があります。
2. なお、最終的な減額割合の決定は、学識経験者から成る手当金審査会の意見を聴いた上で決定されることとなります。

Q 4 3. 確保が必要な面積について、成牛、肥育豚及び成鶏 1 頭（100 羽）当たりの面積を飼養家畜に換算することとなっていますが、具体的な計算方法を教えてください。

(答)

1. 牛、豚及び鶏の換算方法は、成牛、肥育豚及び成鶏を基礎とし、以下の換算係数を実際の飼養頭数に乗じて算出することとしています。

畜種	換算方法		
	成牛（2歳以上）	育成牛（2歳未満）	又レ子（10日齢未満）
酪農経営 換算係数	1	1 / 2	0
肉用牛肥育経営 換算係数	成牛（注1） 1	子牛（注1） 1 / 3	/
肉用牛繁殖経営 換算係数	成牛（2歳以上） 1	育成牛（2歳未満） 1 / 3	/
養豚経営 換算係数	繁殖豚（12か月齢以上のみ） 4	肥育豚（3か月齢以上。繁殖候補豚（12か月未満を含む。）） 1	子豚（離乳後～3か月未満。離乳前は0） 1 / 3
採卵鶏経営 換算係数	成鶏（150日齢以上） 1	育成鶏（150日齢未満） 1 / 2	/
肉用鶏経営 換算係数	成鶏のみ（注2） 1	/	/

注1：肥育専業経営では全てを成牛として考えるが、一貫経営では、和牛では9か月齢未満を、乳用種・F1では7か月齢未満を子牛とする。

注2：1,800g / 羽としているが、個々の経営における平均的な出荷体重を考慮することも可能。

2. なお、上記の畜種以外の家畜については、成牛（550kg）、肥育豚（75kg）及び成鶏

(1.8kg)の体重を基礎とし、飼養家畜の平均的な体重で換算して算出します。

Q 4 4. 確保した埋却地について、試掘をして実際に使用可能であるか確認する必要がありますか。また、試掘に対する補助はありますか。

(答)

1. 試掘までは求めていません。また、試掘に対する補助もありません。
2. なお、埋却地を選定する際には、埋却に適した土地であるかをできるだけ確認してください。地下水位や土質に関して既に調査している場合（例：国土交通省の地下水マップ）がありますので、入手できる場合には、埋却地を選定する際の参考にしてください。

Q 4 5. 埋却が困難な場合でも、盛土により対応をすることは可能ですか。その場合、必要な面積はどのように算出すればよいですか。

(答)

1. 埋却に当たっては、処分家畜の体液が地表へ漏出することがないようにする必要があり、家伝法施行規則別表第三では適切な埋却方法を規定していますが、現時点では盛土による方法は規定していません。
2. 盛土によって対応する場合、体液の漏出防止が可能となるような方法があるかについては、今後検討していきたいと考えています。

Q 4 6. 口蹄疫発生時には、殺処分後、埋却することになります。改正後の家伝法では、事前の埋却地確保を義務化していますが、住宅地に隣接する牧場において、地域住民の承諾はスムーズに得られるのでしょうか。また、スムーズに得られない場合には、どうすればよいのでしょうか。

(答)

1. 今回の家伝法の改正においては、埋却地等の確保は一義的には家畜の所有者の義務とし、都道府県知事は、家畜の所有者に対し、指導等を行うこととした一方で、補完的に提供する土地の準備等の必要な措置を講ずるよう努めることとされたところであります。
2. また、地域住民の承諾については、地域ごとに事情が異なることから、地域ごとにきめ細やかな対応を生産者だけでなく、行政機関、関係団体等が一体となって進めていくことが重要であると考えています。

Q 4 7. 埋却等の準備に関して、新しく農場を開設する場合は勧告又は命令の対象となるのですが、経営者が変わったり後継者に代替わりした場合なども、新しく農場を開設する場合となり勧告及び命令の適用対象となるのでしょうか。

(答)

1. 民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族に該当する者に代替わりする場合には、勧告及び命令の適用対象とはしないこととしています。
2. なお、飼養衛生管理基準はいかなる農場にも遵守していただく基準であることから、勧告及び命令の適用対象ではない場合であっても、飼養衛生管理基準の遵守義務が免除されるわけではありません。

Q 4 8. 埋却等の準備に関して、新しく農場を開設しようとしている者が埋却等の準備をしていない場合、いつから勧告及び命令が行えるのですか。また、このような場合、開設を中止させることはできますか。

(答)

1. 家伝法第12条の6においては、家伝法第12条の5の規定による指導及び助言をした場合において、家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、飼養衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができることとされており、さらに勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとされています（当該命令に違反した場合は30万円以下の罰金）。
2. 各都道府県において、新しく農場を開設する情報を入手した場合には、埋却等の準備に関しても状況を確認し、必要に応じて指導及び助言を行っていただくようお願いいたします。
3. なお、家畜を現に飼養していない状況では、勧告及び命令を行うことはできないと考えています。
また、家伝法の規定に基づき農場の開設を中止させることはできません。

【Ⅷ 記録の保存関連】

Q 4 9. 農場への入場記録は、農場主が自ら記入しなければならないのですか。

(答)

1. 人や車両の出入りに関する記録に関しては、農家自らが記入するか、出入りする者に記録してもらっても構いません。その際には、確実に記録してもらえよう、入場する際に目に付く場所へ張り紙などをしておきましょう。
2. また、飼料配送業者を始めとする農場へ出入りする事業者等については、納品書、指示書など、入場した月日、入場者及び入場目的が確認できる関係書類を保管しておくことによって、農場への出入りの記録に代えることもできます。

Q 5 0. 適切なルールを作成すれば、記録を作成・保管する必要はないのですか。

(答)

1. 観光牧場などの場合、経営の実態として、入場者一人一人に関して記録を取る等の措置を行うことは現実的ではないので、当該規定を設けたところです。
2. このため、通常の農場は、当該規定の対象となるわけではありませんので、記録の作成・保管を行ってください。

【Ⅸ 大規模農場関連】

Q 5 1. 大規模となる頭羽数規模の算定根拠は何ですか。

(答)

1. 家畜の飼養に当たって、家族以外の労力が必要となる頭羽数を大規模農場の基準としました。
2. なお、乳牛及び和牛では月齢が 24 か月齢以上の牛を「成牛」としますが、乳用種のオス及び交雑種については、肥育ステージを考慮して 17 か月齢以上を「成牛」としています。

Q 5 2. 大規模所有者となる基準として、成牛では 200 頭以上、育成牛では 3,000 頭以上飼養していることとの基準がありますが、成牛 199 頭、育成牛 2,999 頭を飼養する者は大規模所有者には該当しないと判断してよろしいでしょうか。

(答)

1. 素牛を導入し肥育・出荷する経営や子牛の生産から肥育・出荷する一貫経営では、成牛の頭数を基準として判断してください。

2. ただし、肥育牛の出荷のみならず、育成牛の出荷を併せて行う経営においては、成牛：育成牛の比（200：3,000＝1/15）を育成牛の頭数に乗じて成牛頭数へ換算した飼養頭数で判断していただくようお願いします。

Q 5 3. 獣医師等が家畜保健衛生所と緊密な連絡を取っていることを、家畜の所有者が把握することは困難ではないでしょうか。

(答)

都道府県の獣医師会などの関係機関に相談しながら、都道府県の家畜保健衛生所においてそのような獣医師のリストを作成しておくようお願いします。

Q 5 4. 定期的な指導とはどのくらいの頻度で行えばよいのですか。

(答)

地域や経営規模によって異なりますが、3か月に1回程度（季節の変わり目）は指導を受けていただきたいと考えています。

Q 5 5. 今後、大規模農場で消毒の徹底を進めた場合、消毒剤を含んだ汚水が大量に出ることも考えられますが、この汚水はどのように処理すべきですか。

(答)

改正後の飼養衛生管理基準において想定している消毒は、踏込消毒槽の設置や動力噴霧器による車両消毒が主なものになると考えられ、汚水処理施設の処理能力や環境に大きな負荷を与えるような多量の汚水が発生することはないものと考えています。

【X 水際関連】

Q 5 6. 空港や港における水際検疫措置は十分に機能しているのか。また、検疫探知犬等は十分に配置されているのか。

(答)

1. 海外から口蹄疫等の悪性伝染病が侵入するのを防止するため、韓国等アジアを中心に、

- ① 発生国からの畜産物の輸入停止
- ② 全ての国際空海港での入国者の靴底消毒や車両消毒
- ③ 稲わら等の厳密な輸入検疫

を行うとともに、発生国への渡航者への注意喚起や検疫探知犬による入国者の手荷物

の検査強化を行っているところです。

2. 検疫探知犬については、平成 17 年 12 月から成田空港に 2 頭、平成 20 年 2 月から関西空港に 2 頭を配置しており、平成 23 年度中に、新たに羽田空港に 2 頭を導入する予定です。

3. さらに、家伝法の改正により、海外からの入国者に対し、海外での家畜との接触歴等の質問や携帯品の検査を実施し、必要に応じて携帯品等の消毒を行う等の水際体制の強化を図ることとしています（平成 23 年 10 月 1 日から施行）。

今後とも、航空会社や空港等の協力を得つつ、国際線の就航する空海港の増加に的確に対応し、リスクに応じた対応を行っていくこととしています。

【XI その他】

Q 5 7. 消毒設備の購入費用に対する補助はありますか。

(答)

平成 23 年度においては、動力噴霧機等の防疫機器について、① 1 / 2 補助付きでリースする「畜産防疫体制強化リース事業」や②(財)畜産環境整備機構による「畜産環境整備リース事業」を利用することができます。

問合せ先：①の事業：農林水産省生産局畜産部畜産企画課推進班（03-3501-1083）

又はお近くの地方農政局生産経営流通部畜産課、北海道農政事務所若しくは内閣府沖縄総合事務局畜産振興室

②の事業：農林水産省生産局畜産部畜産企画課環境保全班（03-3502-0874）

又は財団法人畜産環境整備機構（03-3459-6309）

Q 5 8. 生産現場では多種多様な経営や生産方法があり、改正後の飼養衛生管理基準への対応も試行錯誤しながら様々な形で進められると思います。生産現場が改正後の飼養衛生管理基準に適応していくためには、新基準の内容や具体的な取組方法に対する情報の伝達、生産者の意識啓発が非常に大切だと思いますが、この普及・啓発活動をどのように実施していくのでしょうか。また、実際に、生産現場への指導・監督を担う機関の人員は十分なのでしょうか。

(答)

1. 飼養衛生管理基準は、家畜の所有者が最低限遵守すべき事項を規定しているところですが、平成 23 年 10 月 1 日からの施行に先立ち各ブロック単位で都道府県の担当者に対する説明会を行ったところであり、各都道府県においても、これを受けた説明会等が実施されるものと考えています。また、多種多様な経営や生産方法に応じた現場

での対応については、最寄りの家畜保健衛生所に御相談の上、進めていただきたいと考えています。

2. 今後は、都道府県に現場における指導等の主体を担っていただくことから、国から必要な情報を都道府県に提供することとしており、改正後の飼養衛生管理基準の内容の周知についても、Q & A やパンフレットを活用して、関係団体にも協力していただきながら、普及・啓発に努めていきたいと考えています。
3. 生産現場における遵守状況については、一義的には家畜の所有者に確認していただくことが重要であると考えていますが、その指導・監督を行う者についても、各都道府県において常勤の家畜防疫員だけでなく、農業指導員や獣医師等の関係者にも協力していただくなどして、その確保に努めていきたいと考えています。また、今回の特定家畜伝染病防疫指針の改正においては、原則として年に1回以上の家畜防疫員による立入検査を規定しています。



23消安第3409号
平成23年10月1日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生
予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正
について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知したので、御了知の上、円滑な
防疫対策の実施につき協力方よろしく申し上げます。



写

23消安第3409号

平成23年10月1日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項に基づき公表されている、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成16年11月29日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に則って、本病の発生予防及びまん延防止対策を進めてきたところです。

本日、防疫指針が全部改正されたことに伴い、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（平成16年11月18日付け16消安第6227号農林水産省消費・安全局長通知）の全部を別添のとおり改正しましたのでお知らせします。

つきましては、これらについて御了知頂くとともに、管内市町村及び関係団体に周知の上、地域一体となって、本病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について

第1 モニタリングの検査方法（防疫指針第3の1及び2関連）

モニタリングの検査については、別紙1により行う。

第2 定点モニタリング及び強化モニタリングにおける血清抗体検査（防疫指針第3の1及び2関連）

鶏を検査する場合には、エライザ法による検査を行い、エライザ法で陽性が確認されたときは、同一血清について、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。

この間、エライザ法で陽性が確認された農場においては、臨床的に異状がないことを確認するとともに、陽性鶏と同一鶏舎の鶏の出荷（移動）を自粛するよう指導する。

なお、臨床的に異状がなければ、鶏卵の出荷は認める。

鶏以外の家きんを検査する場合には、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。

第3 強化モニタリングにおける抽出検査の検査対象農場の選定（防疫指針第3の1及び2関連）

飼養羽数100羽以上（だちょうにあっては、10羽以上）の農場を対象に、95%の信頼度で10%の感染を摘発することができる数の検査農場を下表を参考に無作為で選定する。その際、サンプリングの偏りを排除するため、①農場を飼養規模別（※）にグループ分けし、②各グループの戸数に応じて按分した検査農場数を乱数表を用いて無作為に抽出する（階層別無作為抽出）。

（※）飼養規模は、次のとおりグループ分けする。

I 100羽以上（だちょうにあっては、10羽以上）～1,000羽未満

II 1,000羽以上～10,000羽未満

III 10,000羽以上

母 集 団	標 本 数
1 ～ 15戸	全戸
16 ～ 20戸	16戸
21 ～ 40戸	21戸
41 ～ 100戸	25戸
101戸以上	30戸

第4 モニタリングの報告様式（防疫指針第3の3 関連）

- 1 定点モニタリング及び強化モニタリング対象農場の概要等の報告は、様式1-1及び1-2により行う。
- 2 都道府県畜産主務課は、毎月20日までに前月のモニタリングの状況を、様式2により動物衛生課宛ファクシミリ又は電子メールで報告する。

第5 異常家きん等の届出を受けた際の報告（防疫指針第4の1の（1） 関連）

異常家きん等の届出を受けた場合には、様式3により動物衛生課に報告する。

第6 家畜防疫員が現地に携行する用具（防疫指針第4の1の（1） 関連）

- 1 農場立入用衣類：長靴、防疫衣類、手袋等
- 2 臨床検査用器材：タワシ、懐中電灯等
- 3 簡易検査用器材：簡易検査用検査キット等
- 4 病性鑑定材料採取用器材：綿棒、材料保存液、採血器具（採血針、採血管）、保冷資材、クーラーボックス、病性鑑定材料輸送箱等
- 5 連絡及び記録用器材：携帯電話、事務用具、各種様式用紙、地図、デジタルカメラ、画像送受信機等
- 6 消毒用器材：バケツ、消毒薬、噴霧消毒器等
- 7 その他：ビニール袋、着替え、食料品等

第7 都道府県が行う指導に関する事項（防疫指針第4の1の（2） 関連）

1 家きんの所有者から通報があった場合

- (1) 異常家きん以外の家きんを含む全ての家きんについて、当該農場からの移動を自粛すること。
- (2) 農場の出入口を1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
- (3) 農場外に物を搬出しないこと。家きんの所有者及び従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
- (4) 異常家きんの卵、排せつ物、敷料等は、他の家きんと接触することがないようにすること。

2 獣医師から通報があった場合

- (1) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルスの拡散を防止するよう助言・指導をすること。
- (2) 家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。

- (3) 帰宅後は、車両を十分に洗浄するとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (4) 異常家きんが高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザでないと判明するまでの間は、家きんの飼養農場に立ち入らないこと。
- (5) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザと判明した場合には、異常家きんを診察し、又はその死体を検案した日から7日間は、家畜防疫員の許可を得ずに家きんの飼養農場に立ち入らないこと。

3 食鳥処理場から通報があった場合

- (1) 異常家きん及びこれと同一の農場から出荷された家きんのと殺を中止すること。
- (2) 畜産関係車両の出入りを禁止すること。
- (3) 従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
- (4) 従業員等は、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザでないと判明するまでの間は、家きんの飼養農場に立ち入らないこと。
- (5) 異常家きんの出荷農場を直ちに特定し、1の(1)から(4)までの指導を行うこと。
- (6) 異常家きんの出荷に使用された車両を特定し、当該車両の消毒を徹底するとともに、当該車両が農場等に入出入りしないよう指導すること。

第8 動物衛生課への報告（防疫指針第4の2の(3)及び(5)関連）

防疫指針の第4の2の(3)の報告及び(5)の疫学情報の提出は様式4により行う。

第9 陽性判定時に備えた準備に関する報告（防疫指針第4の3関連）

陽性判定時に備えて講じた措置の内容については、それぞれの項目ごとに情報を整理し、速やかに動物衛生課にファックス又は電子メールにより報告すること。

第10 病性鑑定時の検査方法等（防疫指針第4の4関連）

都道府県（家畜保健衛生所）で実施する病性鑑定時の検査等については、別紙1により行う。

第11 動物衛生研究所へのウイルス又は遺伝子増幅産物の送付に関する事項（防疫指針第4の4及び5関連）

- 1 動物衛生研究所へのウイルスの送付に当たっては、HA価が32倍以上であることを確認する。送付すべき尿膜腔液の量は、動物衛生研究所に確認すること。
- 2 動物衛生研究所への遺伝子増幅産物の送付は、ウイルスが分離されず、農場における臨床症状等から、至急に病原性判定試験を行う必要がある場合に行う。

3 動物衛生研究所へ検査を依頼する際は様式5により行う。

第12 簡易検査の結果に基づき疑似患畜と判定された場合の対応について（第5の2の（1）関連）

②のイの（ア）に基づき判定された疑似患畜が確認された農場と疫学的関連がある農場において、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認され、当該農場の飼養家きんの簡易検査でA型インフルエンザウイルスの抗原が確認された場合、当該家きんは②のイの（ア）に基づき判定された疑似患畜とみなす。

第13 都道府県対策本部（防疫指針第6の2の（3）関連）

1 都道府県対策本部の設置

都道府県は、2の組織構成を考慮して都道府県対策本部を設置することとし、防疫措置の円滑な実施及び国や周辺都道府県との連絡調整を図る。なお、必要に応じて、発生農場等における防疫措置を円滑に行うため、発生農場の近くの家畜保健衛生所等に現地対策本部を設置する。

2 組織構成

都道府県知事を本部長とし、本部長の下に次の各班を置くとともに、関係部局を構成員とする庁内連絡会議を開催し、防疫の円滑な推進を図る。

- ・総務班：防疫指針に基づく具体的な防疫方針の策定、予算の編成及び執行、情勢分析、農林水産省、その他の関係機関との連絡調整及び庁内連絡会議の開催を行う。
- ・情報班：発生状況及び防疫対応状況等の収集、広報資料の作成、広報連絡及び問合せの対応を行う。
- ・病性鑑定班：異常家きんの届出に対する立入調査、病性鑑定のための検体の採取、同検体の受入れ及び送付並びに病性鑑定を行う。
- ・防疫指導班：発生農場の調査並びに防疫措置の企画及び指導を行う。
- ・防疫支援班：焼却、埋却、消毒等防疫用の資材・機材の調達及び配布、防疫要員の動員並びに関連事業の調整を行う。
- ・防疫対応班：立入制限、殺処分、農場消毒等の防疫措置及び制限区域内農場等の検査等の対応を行う。
- ・評価班：発生農場及び周辺農場における手当金の交付のための家畜や物品の評価等を行う。
- ・疫学調査班：現地調査を行い、疫学関連農場の特定や感染経路の究明に必要な情報の収集及び整理を行う。また、国の疫学調査チームと連携し、現地調査等を行う。
- ・庶務班：所要経費の確保及び手当金等の支出に関する事務を行う。

第14 報道機関への公表（防疫指針第6の3関連）

病性決定時の公表は、様式6により行う。

第15 防疫措置に必要な人員の確保に関する事項（防疫指針第6の4関連）

- 1 本病の発生が確認された時点で、速やかに防疫措置を開始することができるよう、都道府県は、あらかじめ必要な人員の所在を把握し、必要に応じて集合を命ずる。
- 2 防疫従事者の確保に当たっては、あらかじめ作業に従事させようとする者の家きんの飼養の有無を確認し、家きんを飼養している場合には、直接防疫業務に当たらせないようにする。
- 3 都道府県は、他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合には、必要な人員、期間、作業内容等について、動物衛生課と協議する。
動物衛生課は、各都道府県と調整し、具体的な派遣スケジュールを作成する。
- 4 都道府県は、自衛隊の派遣について農林水産省との協議が整った場合には、発生状況、派遣期間、活動区域、活動内容等について現地の自衛隊災害担当窓口と十分に調整した上で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定に基づく災害派遣要請を行う。

第16 発生農場における防疫措置の実施に関する事項（防疫指針第7関連）

- 1 都道府県は、事前に現地調査を行い、農場の建物の配置等を考慮して、テントの設営場所、資材置場等について検討するとともに、総括責任者、各作業ごとの責任者及び指揮命令系統を明確にする。
- 2 家畜防疫員は、家きんの所有者に対し、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条の3の規定により行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てをすることができないことについて、遺漏なく説明する。
- 3 現地の総括責任者は、鳥種別のと殺予定羽数、と殺の方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ都道府県対策本部に確認し、その指示を受けるものとする。
- 4 感染経路の究明のために行う検体の採取にあたっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況や発生状況に応じて、動物衛生課と協議して決定する。

第17 防疫措置従事者に関する事項（防疫指針第7関連）

防疫措置従事者が防疫措置を実施するに当たっては、次の事項に留意する。

- 1 入場時には、防疫服、長靴等を着用し、私物を持ち込まないこと。
- 2 退場時には、身体、衣服、靴及び眼鏡を消毒した後、入場時に着用した作業着等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいをを行うこと。また、場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒した後持ち帰ること。

- 3 都道府県対策本部は、現地での着替えや靴の履き替えを円滑に行えるよう、農場の出入口に仮設テントを設置する等の配慮を行うこと。その際、作業の前後で作業者の動線が交差しないようにすること。
- 4 帰庁（宅）後、移動に利用した車両の消毒及び着用していた全ての衣服の洗濯を行うとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- 5 防疫作業に従事した日から7日間は発生農場以外の鳥類に接触しないこと。
- 6 都道府県対策本部は、必要に応じて防疫措置前後に防疫作業者の健康状態を確認するなど、公衆衛生部局（保健所設置市の場合は、当該市の部局も含める。）と連携して、防疫作業者の感染防止に努めること。

第18 と殺指示書の交付（防疫指針第7の1の（1）関連）

と殺の指示書は、様式7により作成する。

第19 患畜等の死体の発酵による消毒の方法（例）（防疫指針第7の2の（5）関連）

防疫指針第7の2の（5）の発酵による消毒は、以下の基準に基づき病原体の拡散防止に万全を期しつつ実施する。

- 1 敷料等を15～25cmの厚さ、4mの幅、処理する鶏の羽数により適切な長さ（1,000羽で1mを目安とする。）で敷く。
- 2 死体を周辺から30cm程度内側に、20cmから25cmの厚さに載せる。
- 3 死体の上に羽根が十分にぬれるまで水をかける。
- 4 死体を覆うように、おがくず、もみがら、敷料等を15cmの厚さに載せる。
- 5 死体が数層に重なるまで、1から4までの操作を同様に行う。
- 6 病原体に汚染されていないおがくず、わら等を20cmの厚さに載せ、最上部に消石灰を散布する。屋外の場合には、防水性で通気性のある特殊ビニールシート等で覆う。
- 7 温度計を挿し、内部の温度を毎日チェックする（通常、1週間以内に57℃から63℃になる。）。通常、7日から10日後には、温度は46℃から52℃に低下するので、必要に応じて攪拌し、通気を良くする。
- 8 死体が表面に出ないように、新たに、病原体に汚染されていないおがくず又はわらを載せる。
- 9 攪拌して3週間から4週間で発酵による消毒は完了する。
- 10 攪拌しない場合には、少なくとも3か月間静置する。

第20 家きんの評価額の算定方法（防疫指針第7の5関連）

家きんの評価額の算定方法は、原則として別紙2により行う。

第21 移動制限区域内での指導事項（防疫指針第9の1の（5）関連）

家畜防疫員は、移動制限区域内において、防疫指針第9の1の（5）に定めるもののほか、次に掲げる者に対し、それぞれ次に定める事項について関係者への指導を行う。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。

1 家きんの所有者

- (1) 家きん舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること。
- (2) 農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること。
- (3) 家きん舎の出入口、家きん舎周辺及び家きん衛生管理区域外縁部については、消石灰等を用いて消毒すること。
- (4) 家きん舎内については、高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルスに効果のある消毒薬を用いて消毒すること。

2 獣医師等の畜産関係者

- (1) 携行する器具及び薬品は、最小限とすること。
- (2) 農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (3) 消毒又は廃棄が容易な衣服、器具等を使用すること。
- (4) 車両の農場の敷地内への乗入れを自粛すること。
- (5) 移動経路を記録し、保存すること。

3 飼料輸送業者・集卵業者

- (1) 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (2) 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- (3) 複数の農場を連続して配送又は集卵を行わないこと。
- (4) 配送経路を記録し、保存すること。

4 家きん取扱業者・廃鶏取扱業者

- (1) 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (2) 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- (3) 複数の農場を連続して配送又は集荷を行わないこと。
- (4) 配送経路を記録し、保存すること。

5 死亡鳥取扱業者

- (1) 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (2) 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- (3) 原則として、農場の出入口で受渡しを行うこと。
- (4) 配送経路を記録し、保存すること。

6 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設

車両の消毒を徹底すること。

第22 家きんの食鳥処理場への出荷のための遺伝子検査の検体数（防疫指針第9の5の（1）関連）

出荷する家きん舎ごとに5羽（高病原性鳥インフルエンザにあつては、うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象に気管スワブ及びクロアカスワブを検体として採材する。

第23 家きん卵の出荷のための検査の検体数（防疫指針第9の5の（2）関連）

- 1 家きん舎ごとに5羽（高病原性鳥インフルエンザにあつては、うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象に気管スワブ、クロアカスワブ及び血液を検体として採材する。
- 2 本検査の結果のうち、血清抗体検査の結果は発生状況確認検査の結果とみなすことができる。

第24 ふ卵場からのひなの出荷のための簡易検査の検体数（防疫指針第9の5の（3）関連）

- 1 死ごもり卵を中心に25検体を採材すること。
- 2 5検体を1プールとして、5プール検体の検査を実施すること。
- 3 採材に当たっては、異常卵の増加等の臨床検査を確実に行うこと。

第25 車両消毒等に関する事項（防疫指針第11の3 関連）

1 消毒ポイントによる消毒

（1）消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案するものとする。

（2）消毒ポイントにおける消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消毒）により行う。また、作業従事者は、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に配置する。

① 畜産関係車両

車両の消毒は、車体を腐食しにくい逆性石けん液、消石灰等を用いる。また、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席も含めて車両全体を消毒する。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意する。また、運転手の手指の消毒及び靴底消毒を徹底する。

② 一般車両

最低限、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施する。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換するものとする。

2 正確な情報提供・指導

発生県以外の都道府県は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生県の車両の出入りが制限されるようなことがないように、正確な情報提供・指導を行う。

第26 疫学調査に関する事項（防疫指針第12の1 関連）

- 1 都道府県は、家きん、人及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問（当該訪問者の訪問前後の行動歴を含む。）その他高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行う。
- 2 このため、都道府県は、農場所所有者（又は管理者）、畜産関連業者その他の関係者に対し、疫学調査時に速やかに情報が提供されるよう、日ごろから、農場に出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理するよう指導すること。
- 3 都道府県畜産主務課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該他の都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県の畜産主務課は、発生都道府県と同様に、調査を行う。
- 4 農場等への立入検査及び報告徴求は、法第51条第1項及び第52条第1項の規定に基づき、実施する。

第27 疫学調査に関する実施項目（防疫指針第12の1 関連）

本病の感染経路をあらゆる面から検証するため、以下を参考に、関係者からの聴き取り調査等を実施することにより疫学情報の収集を行う。

1 調査対象

- (1) 発生農場
- (2) 発生農場と疫学関連のある畜産関係施設（種鶏場、ふ卵場、GPセンター、食鳥処理場、家きんの飼養農場、飼料工場、飼料販売先、農協等）
- (3) 発生農場周辺の水きん類の飛来している池等

2 調査事項

- (1) 河川、池、湖沼、ダム、山、湿地、道路、田畑、野鳥飛来地などの状況及び農場との位置関係
- (2) 気温、湿度、天候、風量・風向など
- (3) 飼料運搬車両、集卵車両、機器搬入車両などの車両や運搬物資の動き
- (4) 農場所有者（又は管理者）及び従業員、管理獣医師、薬品業者、農協職員、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き（海外渡航歴、野鳥等との接触の有無を含む。）
- (5) 野鳥、ねずみ、いたち等の野生動物、はえ、ごきぶり等の衛生害虫の分布、侵入及び接触機会の有無
- (6) 家きん舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策、給餌方法、給水方法（給与水の消毒を含む）、機器・設備の他農場との共有の有無など

3 ウイルス分離検査及び抗体保有状況調査

下記のを参考に検査を行う。

- (1) 野鳥：猟友会等の協力、捕獲器等により発生地周辺の野鳥を捕獲して採材する。また、発生農場周辺で発見された死亡野鳥についても検査を実施する。
- (2) 野生動物：捕獲器等により発生農場周辺のねずみ、いたち等を捕獲して採材する。
- (3) 豚：必要に応じて、発生地を中心とした半径 5 km 周辺の豚飼養農場を抽出し、農場当たり 10 頭程度の検査を実施する。

第28 発生状況確認検査及び清浄性確認検査の方法（防疫指針第12の2 関連）

- 1 家きん舎ごとに5羽（高病原性鳥インフルエンザにあつては、うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象に気管スワブ、クロアカスワブ及び血液を検体として採材する。
- 2 都道府県は、1で採材した検体について、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

第29 ワクチン受領書及びワクチン使用報告書（防疫指針第13の4 関連）

ワクチンの受領は、様式8により行う。また、ワクチンの使用が終了した場合には、別記様式9により、動物衛生課に報告する。

第30 ワクチンに関する事項（防疫指針第13 関連）

- 1 ワクチン及び注射関連資材の備蓄場所は、原則として、動物検疫所とし、農林水産省は、発生時に都道府県の施設等に移送する。

- 2 ワクチンの接種は、法第31条の規定に基づき実施し、原則として、接種地域の外側から発生農場側に向けて、迅速かつ計画的に実施する。
- 3 ワクチンを接種するに当たっては、定められた用法及び用量に従うものとする。注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従うものとする。
- 4 未開梱のワクチンについては、動物衛生課及び動物検疫所と調整し返還する。また、開梱又は使用期限切れのワクチンについては、焼却処分するなど適切に処理を行う。

第31 家きんの再導入に関する事項（防疫指針第14関連）

- 1 再導入予定農場の立入検査は、家畜防疫員が行う。
- 2 確認する内容は、次のとおりとする。
 - (1) 農場内の消毒を、と殺終了後1週間間隔で3回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。
 - (2) 農場内の飼料、家きん排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了していること。
- 3 家畜防疫員等は、当該農場に対し、初回の再導入の際は、念のため、家きん舎ごとの導入羽数を少数とし、その後は段階的な導入に努めるよう指導する。
- 4 家きんの再導入に当たっては、都道府県は、万一の発生に備え、迅速にと殺を行える体制を維持するとともに、家きんの所有者による埋却地の確保が十分でない場合には、あらかじめ市町村と協議を行い、地域ごとに十分な焼却施設又は埋却予定地を確保しておくものとする。
- 5 原則として、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間は、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止する。ただし、家畜防疫員等の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合には、この限りでない。

第32 農場監視プログラムにおけるモニター家きん検査開始前の検査（防疫指針第15の4関連）

都道府県は、農場監視プログラムの適用開始時から最初のモニター家きんの検査が実施されるまでの間、飼養家きんの臨床検査を実施するとともに、1家きん舎当たり30羽以上を対象にウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

1 家畜保健衛生所で行うモニタリング又は病性鑑定の検査方法

防疫指針第3の1及び2の都道府県において実施するモニタリングのウイルス分離検査及び血清抗体検査の方法並びに防疫指針第4の4の都道府県による家畜保健衛生所での検査の方法は、以下のとおりとする。

(1) 遺伝子検査

防疫指針に定められた検査対象家きん及びその他家畜防疫員が必要と認める家きんの気管スワブ及びクロアカスワブについて、別記1-1～1-3の方法又は動物衛生課と協議の上、適当と認められた方法による検査を行う。当該検査の結果、陽性であった検体については、(2)の検査を行う。

(2) ウイルス分離検査

① 材料の採取

家きんから気管スワブ及びクロアカスワブを採取する。

② 材料の運搬

材料は密閉容器に入れ、容器の外側は消毒し、破損や水漏れがないように包装を厳重にして、冷蔵状態で運搬する。

③ 材料の処理

材料は抗生物質を添加したブイヨン、細胞培養液又はPBS (pH7.0～7.4) 中に入れる。抗生物質は、例えばペニシリン (10,000単位/mL)、ストレプトマイシン (10mg/mL)、ゲンタマイシン (50 μ g/mL) 及びマイコスタチン (1,000単位/mL) を使用し、抗生物質添加後のpHは7.0～7.4に合わせる。

排せつ物や臓器は抗生物質添加液で10～20% (w/v) 乳剤にし、室温に1～2時間静置後ウイルス分離に供する。

④ 発育鶏卵への接種 (ウイルス分離)

A型インフルエンザウイルスの分離には発育鶏卵を用いる。材料乳剤を1,000Gで遠心し、その上清を2個以上の9～11日齢発育鶏卵の尿膜腔内に0.2mL接種し、35～37℃で48時間ふ卵する。原則として24時間以内に鶏胚が死亡した場合は事故死とする。ふ卵24時間以降に鶏胚が死亡した場合はその時点で、48時間後に生残した場合は4℃に1夜冷却した後、尿膜腔液の赤血球凝集性 (以下「HA」という。) についてマイクロプレート法による検査 (以下「HA試験」という。) を行う。HA試験が陰性の場合にはさらに1回発育鶏卵への接種を行う。

⑤ 鳥パラミクソウイルスとの鑑別

接種発育鶏卵から採取した雑菌増殖のない尿膜腔液のHA試験が陽性であればA型インフルエンザウイルス又は鳥パラミクソウイルスによるものであると推定できる。HA試験が陽性の場合、鳥パラミクソウイルスであることを否定するため、9血清型が知られている鳥パラミクソウイルスのうち、1型のニューカッスル病ウイルスが広く分布していることから、まず、抗ニューカッスル病ウイルス血清を用いて赤血球凝集抑制反応試験 (以下「HI試験」という。) を行う。

この結果、ニューカッスル病ウイルスが否定された場合には、分離されたウイルス又は遺伝子増幅産物を冷蔵状態で動物衛生研究所に送付し、病性鑑定に供する。

(3) 血清抗体検査

鶏を検査する場合にあっては、②の方法（②の診断薬を入手できない場合その他やむを得ない事情により②の方法による検査を実施できない場合には、①の方法）で行い、鶏以外の家きんを検査する場合にあっては、①の方法で行う。

① すべてのA型インフルエンザウイルスは共通したヌクレオカプシド（NP）抗原とマトリックス（M）抗原を有していることから、これらの抗体が検出可能な寒天ゲル内沈降反応を行う。

ア 抗原作製

10日齢の発育鶏卵に指定のウイルスを接種し、漿尿膜を採取する。漿尿膜の乳剤を作製し、3回の凍結融解後、1,000Gで遠心し、上清を得る。遠心上清は0.1%のホルマリン又は1%のベータプロピオラクトンで不活化し、抗原とする。

イ 反応法

試験は8%（w/v）のNaClを含む0.1Mリン酸緩衝液（PBS、pH7.2）に1%（w/v）にアガロース又は精製寒天を加え溶解し、シャーレに2～3mm厚に流し込んだものを用いる。寒天に直径5mmの穴で2～5mm離れたパターンを作製し、中央の穴には抗原、周囲の穴には検査血清と指定の陽性血清を交互に0.05mLずつ入れ、48時間反応させる。その結果、検査血清の沈降線が陽性抗体の沈降線と連結した場合には、血清抗体検査陽性と判定する。沈降線が交差した場合には、非特異反応と判定する。

② 薬事法により動物用医薬品として承認された診断薬を用いてエライザ法による検査を行い、当該検査の結果、陽性であった場合には、引き続き①の検査を行う。その結果、陽性であった場合には、血清抗体検査陽性と判定する。

(4) モニタリング又は病性鑑定結果に関する記録

家畜保健衛生所は、モニタリング又は病性鑑定時に採材した材料、家きんの飼養形態等の情報及びモニタリング等の結果について、参考様式を用いて電子媒体にて記録する。

2 家畜保健衛生所から動物衛生研究所への材料送付

防疫指針第4の4の（2）並びに5の（1）及び（2）による家畜保健衛生所から動物衛生研究所への材料送付は、以下のとおり行うこととする。

(1) 材料の送付

家畜保健衛生所等における病性鑑定又はモニタリングの結果、A型インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合、家畜保健衛生所は、分離されたウイルス又は遺伝子増幅産物を別記2の記載事項に留意しつつ動物衛生研究所に送付する。この場合には、「病性鑑定依頼書」（留意事項の様式5）及び「異常家畜が所在する農場等の疫学情報（現地調査票）」（留意事項の様式4）を添付する。

(2) 連絡

① 家畜保健衛生所は、都道府県畜産主務課に対し、動物衛生研究所に材料を送付する旨を連絡するとともに、「異常家畜が所在する農場等の疫学情報（現地調査票）」（留意事項の様式4）をファクシミリ又は電子メールにて送付する。

- ② 都道府県畜産主務課は、動物衛生課に対し動物衛生研究所に材料を送付する旨を連絡するとともに、「異常家畜が所在する農場等の疫学情報（現地調査票）」（留意事項の様式4）をファクシミリ又は電子メールにて送付する。

3 動物衛生研究所で行う病性鑑定

防疫指針第5の1の（1）及び（2）の動物衛生研究所において実施する病性鑑定方法は、以下のとおりとする。

（1）A型インフルエンザウイルスの同定

寒天ゲル内沈降反応等によりA型インフルエンザウイルスの同定を行う。

検査用の抗原は感染尿膜腔液中のウイルスの濃縮又は感染漿尿膜からの抽出とする。検査用抗原及び陽性抗原と既知陽性血清間に形成された沈降線が連結した場合には、陽性と判定する。ウイルスの濃縮は感染尿膜腔液の超遠心の沈殿による。

（2）ウイルスの性状判定

① 抗原性判定

分離ウイルスのHA及びNA亜型は、HA及びNA亜型の特異抗血清を用いてHI試験及びノイラミニダーゼ活性抑制試験（NI試験）により決定する。

② 病原性判定試験

分離ウイルスの病原性判定試験は国際獣疫事務局（OIE）マニュアルに準拠して次の試験により行う。

滅菌PBSで10倍に希釈した感染尿膜腔0.2mLを4～8週齢の感受性鶏8羽に接種し、10日間経過観察を行い、以下のア～ウに該当する場合、分離ウイルスを高病原性と判定する。

ア 10日以内に6～8羽を死亡させた場合。

イ 10日以内に0～5羽を死亡させた場合であって、分離されたウイルスがH5又はH7亜型であり、かつ、赤血球凝集素たん白の結合ペプチドのアミノ酸配列が他の高病原性鳥インフルエンザウイルスと類似している場合。

ウ 10日以内に1～5羽を死亡させた場合であって、分離されたウイルスがH5又はH7亜型以外の亜型であり、かつ、トリプシン無添加下の細胞培養でウイルスの増殖性（細胞変性効果又はプラークの形成）が観察され、かつ、赤血球凝集素たん白の結合ペプチドのアミノ酸配列が他の高病原性鳥インフルエンザウイルスの配列と類似している場合。

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザモニタリング実施成績

都道府県名
平成 年 月 日

検体 番号	検体	採取年月日	採取地 (市、郡)	週齢	性別	用途	家きん 舎構造	飼養形態	AGP抗体 検査	HAウイルス 分離	ND-HI 試験	備考
(記入例) A-001	血清	2003/10/10	〇〇市	10	雌	採卵用鶏	解放	ケージ	+			
合計												

記入例

用途別：採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用種鶏、その他（具体的に記入）

家きん舎構造：解放、無窓、その他（具体的に記入）

飼養形態：ケージ、平飼い、その他（具体的に記入）

AGP抗体検査：+、-

ウイルス分離：+、-

※野鳥に関するモニタリング実施成績については、用途欄に野鳥の種類を記入する。

ウイルス遺伝子検出検査 (RT-PCR検査)

NP遺伝子を標的にしたプライマーでA型インフルエンザウイルスを検出する。

1 プライマー

NP1200f : CAG RTA CTG GGC HAT AAG RAC

(注 : R=A or G、H=A or T or C)

NP1529r : GCA TTG TCT CCG AAG AAA TAA G

プライマーはそれぞれ20pmole/ μ L濃度に調整し、等量混合 (Primer mix) して分注保存する。

(参考文献 : Lee M, et al. J Virol Methods 97, 13-22 (2001))

2 RNA抽出

市販のRNA抽出キットを用い、添付マニュアルに従う。

3 RT-PCR反応

(1) 以下のように調整した反応液を1サンプル当たり19 μ Lずつ反応チューブに分注する。

RN ase-free 蒸留水	6.8 μ L
5X Buffer (100mM Tris-HCL、pH8.3、500mM KCl)	4.0 μ L
DTT	2.0 μ L
dNTP mix (10mM)	4.0 μ L
M-MLV Reverse transcriptase (200 μ / μ L)	1.0 μ L
Random 9 mer	1.0 μ L
RN ase inhibitor (10 μ / μ L)	0.2 μ L

(2) 反応液を分注した各チューブに抽出したRNAを1 μ L加える。(陽性対照にはウイルスRNAを、陰性対照にはRN ase-free 蒸留水を加える。)

(3) 以下の反応条件でRT反応を行う。

30°C	10分
42°C	30~60分
95°C	5分

4°C	保持
-----	----

(4) 以下のように調整したPCR反応液を、1サンプル当たり49 μ LずつPCR反应用チューブに分注する。合成したcDNAを各反应用チューブに1 μ L加える。

RN ase-free 蒸留水	38.75 μ L
10X Buffer (100mM Tris-HCL、pH8.3、500mM KCl、MgCl ₂)	5.00 μ L
dNTP mix (10mM)	4.00 μ L
Ex Taq (5 μ / μ L)	0.25 μ L
Primer mix (forward & reverse)	1.00 μ L

(5) 以下の反応条件でPCR反応を行う。

94°C	10分	} 35サイクル
94°C	30秒	
50°C	30秒	
72°C	30秒	
4°C	保持	

(6) アガロース電気泳動でPCR産物 (329bp) を確認する。

ウイルス遺伝子検出検査 (リアルタイムRT-PCR検査・輸入)

Matrix遺伝子の保存領域を標的にしたプライマーでA型インフルエンザウイルスを検出するとともに、必要に応じて、HA遺伝子HA2領域を標的にしたプライマーでH5亜型、H7亜型の同定を行う。

1 RNA抽出

キアゲン社のRNeasy MiniKit又はこれと同等の能力を有するRNA抽出キットを用い、それぞれ添付マニュアルに従う。

2 リアルタイムRT-PCR検査

x-0v0社のThe FLOCKSCREEN AI-4 PCR Kitを用い、以下の方法で検査を行う。なお、A型インフルエンザウイルスの検出を先に行い、陽性であった検体について、必要に応じて、H5亜型及びH7亜型のA型インフルエンザウイルスの検出を行う。

(1) プライマー・プローブ混合液の作成

凍結乾燥されたプライマー・プローブを1.2mLのRNase-free 蒸留水で融解し、プライマー・プローブ混合液とする。

(2) 陽性対照RNAの作成

凍結乾燥された不活化ウイルスを1mLのRNase-free 蒸留水で融解後、1の方法でRNAを抽出して、陽性対照RNAとする。

(3) リアルタイムRT-PCR反応

ア 以下のように試薬を1サンプル当たり20 μ Lずつチューブで調整し、反応液とする。

試薬	容量
RNase-free 蒸留水	4.8 μ L
プライマー・プローブ混合液	2.5 μ L
2 x RT-PCR master mix	12.5 μ L
酵素混合液	0.2 μ L
合計	20 μ L

イ 反応液を数秒ボルテックスした後、遠心し各20 μ Lずつ滅菌PCRチューブ又はリアルタイムPCR用96穴プレートのウェルに分注する。

ウ 反応液を分注した各チューブ又は各プレートのウェルに1により抽出したRNAを5 μ Lずつ加える。また、陽性対照には(2)の陽性対照RNAを、陰性対照にはRNase-free 蒸留水をそれぞれ5 μ Lずつ加える。

エ リアルタイムPCR機器の蛍光フィルターをFAMに設定し、以下の反応条件でリア

ルタイムRT-PCR反応を行う。

(ア) A型インフルエンザウイルス検出用反応 (FAM蛍光検出)

反応	温度	時間
逆転写	50℃	20分
初期変性	95℃	15分
変性	94℃	45秒
アニーリング・伸長	60℃	45秒

} 40サイクル

(イ) H5亜型、H7亜型のA型インフルエンザウイルス検出用反応 (FAM蛍光検出)

反応	温度	時間
逆転写	50℃	20分
初期変性	95℃	15分
変性	94℃	45秒
アニーリング・伸長	54℃	45秒

} 40サイクル

ただし、以下の a 及び b が認められない場合、その検査は無効とみなし、再検査を行うこと。

a 陽性対照の増幅曲線に明瞭な増幅が認められ、9から20の間のCycle threshold (Ct) 値を示すこと。

b 陰性対照の増幅曲線に閾値^{いきち}以上の蛍光の増加が一切認められないこと。

(4) 結果の判定

以下により結果の判定を行う。

ア 明瞭で一定した蛍光の増加が認められ、Ct値が9から37の間であった場合、陽性と判定する。

イ 閾値以上のFAMの蛍光の上昇が認められなかった場合、陰性と判定する。

ウ Ct値が9未満の場合、抽出した被検RNAをRNase-free 蒸留水で10倍希釈し、再検査を行う。

エ Ct値が37より大きく、一定しない弱い蛍光の上昇を示す場合、非特異的反応とみなし、陰性と判定する。

オ Ct値が37より大きく40未満であり、弱いながらも一定の蛍光上昇を示す場合、疑陽性とみなし、再検査を行う。

3 注意事項

(1) A型インフルエンザウイルスの検出とH5亜型及びH7亜型のA型インフルエンザウイルスの検出で温度条件が異なるため、注意すること。

- (2) プローブは反応検出のためFAMで標識されているため、FAMに対するフィルターを有するリアルタイムPCR機器を使用すること。
- (3) 検査の全過程を通して、酵素が含まれる溶液は4℃前後に保つこと。
- (4) 1の抽出したRNAを保存する場合は、1週間程度であれば-20℃前後、長期間であれば-70℃前後で保存すること。
- (5) 2の(1)のプライマー・プローブ混合液を保存する場合は、分注して、暗所で紫外線を避け-20℃前後で保管すること。
- (6) 2の(2)の陽性対照RNAを保存する場合は、数日間であれば4℃前後、長期間であれば-70℃前後で保存する。なお、保存の際は凍結融解の繰り返しによるRNA分解を避けるため、分注保存すること。
- (7) 再検査の結果、陽性又は陰性と判定できなかったものは、ウイルス分離検査を行う。

ウイルス遺伝子検出検査 (リアルタイムRT-PCR検査・国産)

A型インフルエンザウイルスに広く保存されているNP (Nucleoprotein) 遺伝子領域を標的にしたプライマー及びプローブで、A型インフルエンザウイルスを検出する。

1 RNA抽出

キアゲン社のRNeasy MiniKit又はこれと同等の能力を有するRNA抽出キットを用い、添付マニュアルに従ってサンプルからRNAを抽出する。

2 相補鎖DNA (cDNA) の合成

cDNA合成試薬[PrimeScript RT reagent Kit, Takara RR037A]を用いて、以下の方法でサンプルRNAからcDNAを合する。

(1) RT master mixtureの作成

1サンプル当たり以下の試薬と容量で、RT master mixtureを調整し、1ウェル(チューブを用いる場合はチューブ。以下「ウェル等」という。)当たり5.0 μ Lずつ分注する。

試薬	容量
RNase-free 蒸留水	2.0 μ L
5x PrimeScript Buffer (for Real Time)	2.0 μ L
PrimeScript RT Enzyme Mix	0.5 μ L
Random 6 mers (100 μ M)	0.5 μ L
合計	5.0 μ L

(2) ウイルスRNAの添加

サンプルのウェル等にはサンプルRNAを、陰性対照のウェル等には蒸留水を、陽性対照のウェル等には陽性対照のウイルスRNAをそれぞれの5 μ Lずつ添加する。

(3) cDNAの合成

(2)のチューブ又はプレートをPCR装置にセットし、以下のプログラムに従って、cDNAを合成する。

37 $^{\circ}$ C 15分間 → 85 $^{\circ}$ C 5秒間 → 4 $^{\circ}$ C

3 リアルタイムPCR検査

リアルタイムPCR試薬[Premix Ex Taq (Perfect Real Time), Takara RR039A]、NP遺伝子検査用のプライマー及びプローブを用いて、以下の方法でNP遺伝子を検出する。

(1) PCR master mixtureの調整

ア 1 サンプル当たり以下の試薬と容量で、PCR master mixtureを調整する（検査には1 サンプルに対し2つのウェル等を使用する。）。

試薬	容量
PreMix Ex Taq	20.0 μ L
Forward Primer (10 pmol/ μ L)	4.0 μ L
Reverse Primer (10 pmol/ μ L)	4.0 μ L
Probe (5 pmol/ μ L)	4.0 μ L
Dye IIの5倍希釈液	4.0 μ L
RNase-free 蒸留水	2.0 μ L
合計	38.0 μ L

イ. PCR Master Mixtureを1 サンプルにつき2つのウェル等に19 μ Lずつ分注する。

鳥インフルエンザウイルスのNP遺伝子を検出するプライマーとプローブ

プライマーと プローブの番号	プライマーと プローブの場所	塩基配列
#551	NP-1200F	AGRTAYTGGGCYATAAGRAC
#806	NP-1529R	GCATTGCTCTCCGAAGAAATAAG
#553	NP-Probe	FAM-ATCGGGYTCGTYGCCTTTTCGTCY-BHQ

※ PCRの増幅産物のサイズは330bp

※※R : AとGの混合塩基、Y : TとCの混合塩基

注意 : ROX Dyeの調整は機種及び解析ソフトによって異なるため、事前にメーカーに問い合わせ確認すること。なお、代表的なリアルタイムPCR機器に使用するROX Dyeの種類と添加量は以下のとおり。

メーカー	機種	使用する Dye の種類	Master Mixture 調整	
			希釈	添加量
ABI	7300、7900HT	ROX Reference Dye (50 \times)	Dye : DW = 2 : 8	2 μ l
	7500、7500Fast	ROX Reference Dye II (50 \times)	Dye II : DW = 2 : 8	2 μ l
	Step One Plus	ROX Reference Dye (50 \times)	Dye : DW = 2 : 8	2 μ l
Bio-rad	CFD3240	不要	DW	2 μ l
	CFX96	不要	DW	2 μ l

	iQ5	不要	DW	2 μ l
Stratagene	MX3000P	ROX Reference Dye II (50 \times)	Dye II : DW = 2 : 8	2 μ l
Takara	TP800	不要	DW	2 μ l

(2) cDNAの添加

ア cDNAを1 μ Lずつウェル等に添加する。

イ プレートをシール後、遠心(1000 rpm 5秒間)し、試薬をウェル等の底に落とす。

(3) 遺伝子増幅

ア プレートをリアルタイムPCR装置にセットし、蛍光フィルターをFAMに設定し、以下のプログラムで遺伝子増幅反応を行う。

イ 増幅プログラム

(ア) 95 $^{\circ}$ C 30秒間 1回

(イ) 95 $^{\circ}$ C 10秒間 \rightarrow 50 $^{\circ}$ C 20秒間 \rightarrow 60 $^{\circ}$ C 32秒間を35サイクル

ウ 以下の(ア)及び(イ)が認められない場合、その検査は無効とみなし、再検査を行うこと。

(ア) 陽性対照に明瞭な増幅曲線が認められ、Cycle threshold (Ct)値が15~25回の間を示すこと。

(イ) 陰性対照に明瞭な増幅曲線が認められないこと。

(4) 結果の判定

以下により結果の判定を行う。

ア 明瞭な蛍光増殖が2つのウェル等に認められCt値が33回以内の場合は、陽性と判定する。

イ 以下の場合は陰性と判定する。

(ア) 閾値以上の明瞭な増幅曲線が2つのウェル等ともに認められなかった場合

(イ) 1つのウェル等に明瞭な増幅曲線が認められず、1つのウェル等に非増殖性の蛍光ラインが認められる場合

(ウ) 2つのウェル等ともに非増殖性の蛍光ラインが認められる場合

(エ) 1つのウェル等に明瞭な増殖曲線が認められず、もう1つのウェル等でCt値が34回以降に弱い増幅曲線が認められた場合

ウ 以下の場合は再検査を実施する。

(ア) Ct値が9未満の場合、抽出した被検RNAをRNase-free 蒸留水で10倍希釈し、cDNAを合成後、再検査を実施する。

(イ) Ct値が2つのウェル等で34~35回で、弱いながらも一定の蛍光上昇を示す場合、疑陽性とみなし、再検査を実施する。

4 注意事項

(1) プロブは反応検出のためFAMで標識されているため、FAMに対するフィルターを有するリアルタイムPCR機器を使用すること。

(2) 検査の全過程を通して、酵素、プライマー及びプロブが含まれる溶液は4 $^{\circ}$ C前後に保つこと。

(3) 1で抽出したRNAは-70 $^{\circ}$ Cで、cDNAは-20 $^{\circ}$ Cでそれぞれ保存すること。

(4) 3のプライマー液、プロブ液(遮光)は分注して、-20 $^{\circ}$ Cで保管すること。

(5) 陽性対照RNAは分注して、-70 $^{\circ}$ Cで保存すること。

- (6) 3の(1)で調整したPCR master mixtureを入れたプレートは、確実にシールした状態であれば、-70℃で半年間程度は保存することができる。
- (7) 再検査の結果、陽性又は陰性と判定できなかったものは、ウイルス分離検査を行う。

採取した検体の郵送に当たっての注意

内国郵便約款第9条第4項の規定に基づき、国連規格容器による適切な包装等を行い、送付すること。

なお、送付に当たっては、当該郵便物の送付方法を自所の配達を受け持つ集配郵便局（以下「受持郵便局」という。）に照会し、次のとおり措置の上、当該郵便局に差し出すこと。

1 送付の途中で航空機による輸送が行われない検体在中郵便物

次の様式の紙片に必要事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

品名：家きんの組織等「危険物」 ^{**}
差出人：
自治体名：
検査所名：
住所：
電話番号：
資格：家畜防疫員（獣医師）
氏名：

※朱記すること。

2 送付の途中で航空機による輸送が行われる検体在中郵便物（注1）

(1) 次の様式の紙片に必要事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

品名：家きんの組織等「危険物」 ^{**1}
国連番号：
差出人：
自治体名：
検査所名：
住所：
電話番号：
資格：家畜防疫員（獣医師）
氏名：
ドライアイス〇〇kg在中 ^{**2}

※1 朱記すること。

※2 ドライアイスを入れて送付する場合は朱記すること。

- (2) 検体を格納する容器は「国連規格容器」とすること。
- (3) 1容器当たりの内容量は、液体の場合は1,000mL未満、個体の場合は50gを限度とすること。
- (4) 郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：6.2）を貼付すること。（注2）
- (5) 国連規格容器の外側にドライアイスを入れダンボール等で包んだ場合は、郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：9）を貼付すること。（注3）
- (6) 上記（5）の場合は、郵便物の引受時に、検体が国連規格容器に格納されているかどうかを確認するため、郵便局職員が外側のダンボール等の開示を求める場合があるので、これに応じること。

（注1）航空機による輸送が行われる場合、航空法（昭和27年法律第231号）第86条、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条及び関係告示等による規制を受ける。

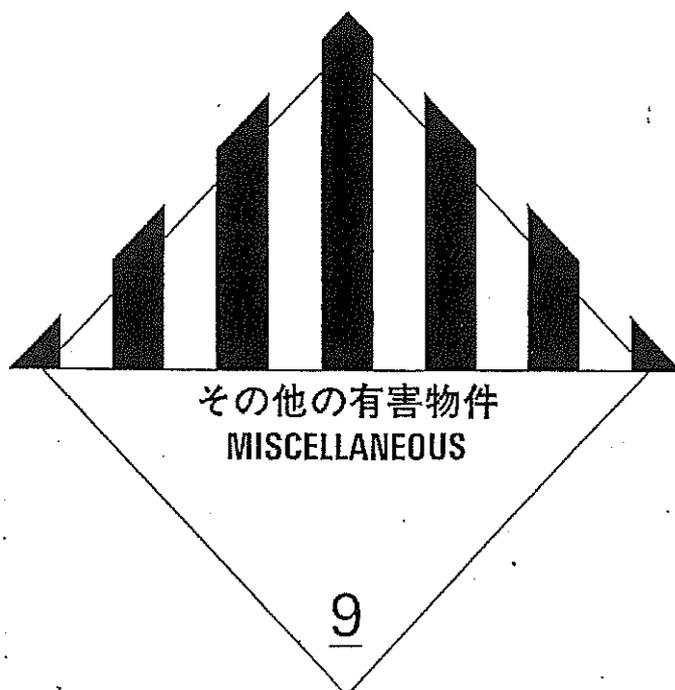
（注2、3）ラベルの様式は3のとおり。（受持郵便局に必要な分を請求願います。）

3 郵便物に表示するラベル様式

(1) 輸送許容物件表示ラベル (分類番号: 6.2)



(2) 輸送許容物件表示ラベル (分類番号: 9)



家きんの評価額の算出方法

1 肉用鶏

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費 (1日当たりの生産費 × 飼養日数)

(2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。
- ② 1日当たりの生産費は、帳簿により確認した飼料費、物材費 (水道・光熱費、医薬品費等)、設備消耗費及び人件費等を基に算定した当該農場における1日当たりの生産費とする。
- ③ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

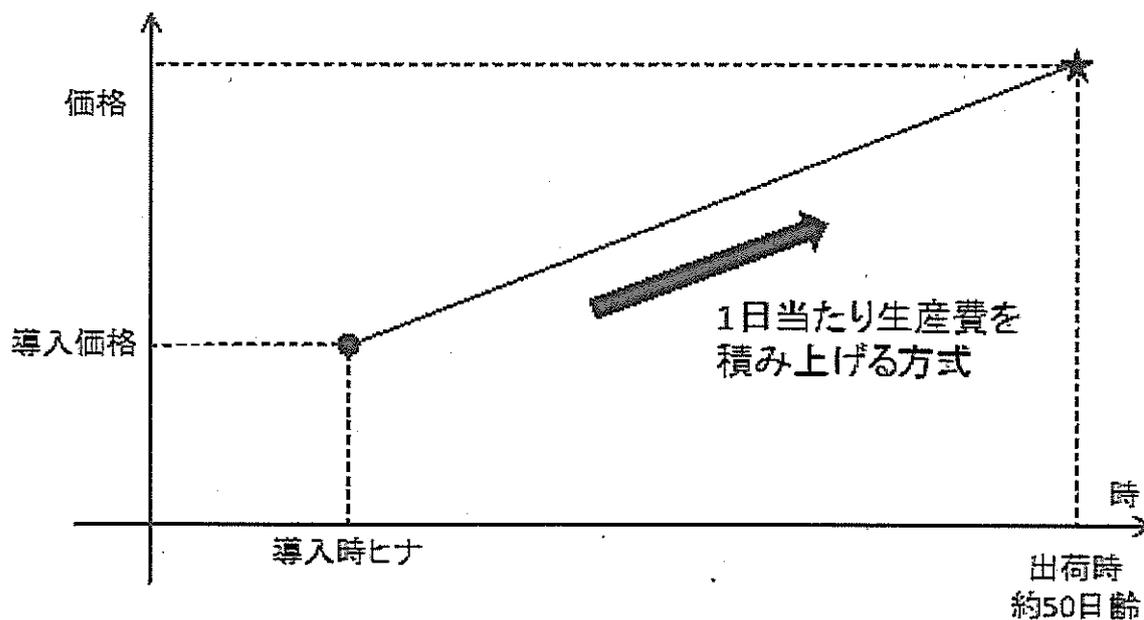
【例】肉用鶏 (ブロイラー) を出荷時 (50日齢) で評価

導入価格

(1日当たりの生産費 × 育成日数)

75円 (肉用鶏初生ひな平均購入価格) + 9円 (H22年度鳥フル発生時の1日当たりブロイラー生産費単価平均) × 50日 = 525円

肉用鶏
(ブロイラー)



2 採卵鶏

【産卵能力の最盛期まで】

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

(2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。
- ② 1日当たりの生産費は、帳簿により確認した飼料費、物材費（水道・光熱費、医薬品費等）、設備消耗費及び人件費等を基に算定した当該農場における1日当たりの生産費とする。
- ③ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

【産卵能力の最盛期から廃用時まで】

(1) 評価額の基本的な算定方法

産卵最盛期価格 - （1日当たりの減損費×産卵最盛期からの飼養日数）

(2) 産卵最盛期価格及び1日当たりの減損費の算定方法

① 産卵最盛期価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 + 産卵最盛期までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

なお、産卵最盛期日齢は210日齢とし、品種等によりこれと大きく異なる場合には、当該品種の産卵最盛期の日齢を利用する。

② 1日当たりの減損費については、次により算定する。

（産卵最盛期価格 - 廃鶏出荷時平均価格） ÷ （廃鶏出荷平均日齢 - 産卵最盛期の日齢）

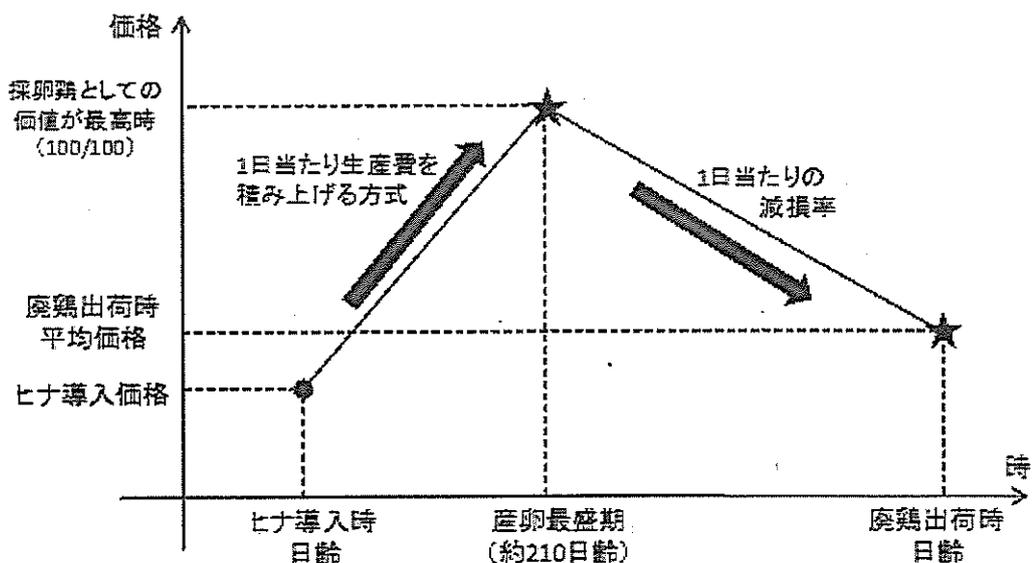
なお、廃鶏出荷時平均価格及び廃鶏出荷平均日齢は、当該農場の帳簿等により算定する。

【例】採卵鶏を採卵最盛期（約210日齢）で評価

導入価格（120日齢） （1日当たりの生産費×育成日数）

$$933\text{円（卵用鶏大ひな平均購入価格）} + 6\text{円（H22年度高病原性鳥インフルエンザ発生時の1日当たり採卵鶏生産費単価平均）} \\ \times (210\text{日} - 120\text{日}) = \boxed{1,473\text{円}}$$

採卵鶏



※ 本文中の生産費及び生産費に係る統計指標については、基本的に各都道府県各自が算定する直近年度のものとし、都道府県において算定できない場合等においては、農林水産省が公表する全国平均の数値を活用することとする。

定点モニタリングにおける選定農場の概要

都道府県名: _____

番号	農場名	飼養者名	農場住所	飼養鳥種	飼養羽数	鶏舎数	用途	農場選定理由
(記載例)			〇〇市〇〇町				採卵用鶏	開放型の飼養をしている。
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								

(備考)

1 用途欄には、採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用鶏種鶏又はその他(具体的に記載すること)の

高病原性鳥インフルエンザ(低病原性鳥インフルエンザ)に係るモニタリング 都道府県名: _____ (_____ 年 _____ 月分)

家きんの種類	採卵鶏		肉用鶏		あひる		うずら		きじ		だちょう		ほろほろ鳥		七面鳥		計	
	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数
1 定点モニタリング																		
(1)検査実戸数、実羽数(当月分)																		
①ウイルス分離検体数(当月分)	(内訳)	気管																
		クロアカ																
②抗体検査検体数(当月分)																		
(2)検査延べ数(10月以降累計)																		
(3)検査実戸数(10月以降)		×		×		×		×		×		×		×		×		×
2 強化モニタリング																		
(1)抗体検査数(当月分)																		
(内訳)	I																	
	II																	
	III																	
(2)検査延べ数(10月以降累計)																		
(内訳)	I																	
	II																	
	III																	

(備考)

1 検査実戸数とは、毎年10月分以降、当月分までに検査を行った重複しない戸数をいう。

2 強化モニタリングにおける内訳は、農場の飼養規模に応じてⅠ～Ⅲに分類すること。

I: 100羽以上～1,000羽未満

II: 1,000羽以上～10,000羽未満

III: 10,000羽以上

※3 毎月の検査実施分を、翌月20日までに報告すること。

異常家畜等の届出を受けた際の報告

〇〇県〇〇家畜保健衛生所

- 1 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分

- 2 届出者
氏 名： (職 業：)
住 所： (電話番号：)

- 3 異常家畜等の所在場所
住 所： (電話番号：)
所有者氏名：
飼養状況：(種類、用途、頭羽数など)

- 4 届出事項
異常家畜の頭羽数：
異常の内容：

- 5 おおまかな症状、病歴、診療歴等：

- 6 既に講じた措置：

- 7 その他関連事項(疫学情報など)：

- 8 届出者への指示事項：

- 9 届出受理者氏名：

- 10 処置
(1) 通報(時間)
所長： 都道府県畜産主務課：
(2) 現地調査
氏名： 出 発 時 間：

異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報 (現地調査票)

都道府県：
家畜保健衛生所：
担当：

1 現地調査 (立入検査)
平成 年 月 日 時

2 異常家畜等の通報
通報日時：
通報者氏名：
通報者住所：
通報内容：

3 農場詳細
名称：
住所：
所有者 (管理者)：
飼養羽数：
用途：採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用種鶏、その他 ()
羽数： 羽
家畜舎：
構造：解放、無窓、その他 ()
飼育形態：ケージ、平飼い、その他 ()
(※飼養羽数は用途ごと、家畜舎ごとに報告する。)

4 病歴、病状、病変の概要

5 検査所見

(1) 異常家畜、死亡家畜

異常家畜	種類：	週齢：	羽数：	(うち死亡羽数： 羽)
死亡家畜	種類：	週齢：	羽数：	
備考				

(2) 死亡羽数の推移 (家畜舎ごと)

日							
家畜舎番号							
農場全体							

(3) 鳥インフルエンザ簡易検査の結果 (検査材料)

6 疫学情報 (判明次第追記すること。)

- (1) 飼養者が管理する系列農場
- (2) 家畜の導入又は搬出 (過去21日間)
- (3) 人・車両の出入り (過去21日間)
- (4) 家畜糞の処理・搬出
- (5) 死亡家畜の処理・搬出
- (6) その他

7 農場への指示事項

8 検査材料の採取 (検体数)

気管スワブ、クロアカスワブ、血液、その他 ()

9 その他参考となる情報

- (1) NDワクチン接種歴、NDワクチンの種類
- (2) 焼却場所、埋却地の確保状況
- (3) 周辺農場戸数、羽数 (3 km、10 km)

10 備考

(様式5)

病 性 鑑 定 依 頼 書

平成 年 月 日

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究所長 殿

依頼機関代表者・氏名 (印)

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

- 1 動物種 (品種、性別等を含む。)
- 2 鑑定材料 (種類及び数量を含む。)
- 3 鑑定目的
高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの診断
- 4 発生状況
別添のとおり (様式4を添付)
- 5 連絡先
- 6 その他特記事項

プレスリリース

年 月 日
農 林 水 産 省
[○ ○ 県]

高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の
（疑似）患畜の確認について

- ・本日、家畜伝染病である「高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）」の（疑似）患畜が○○県〔県内〕で確認されました。
- ・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家さんの移動を自粛しています。なお、我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。

1 農場の概要

所在地：○○県○○市○○

飼養状況：○○鶏（採卵鶏、肉用鶏、種鶏） 飼養羽数 ○○羽

2 経緯

- (1) ○○月○○日、○○から○○である旨、○○家畜保健衛生所に通報がありました。
- (2) 同日、○○家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所に検体を送付しました。
- (3) 同研究所による○○検査及び○○検査で陽性となったことから、高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の（疑似）患畜と判定しました。

3 今後の対応

農林水産省は、本日の高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）対策本部で決定したとおり、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

- (1) 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成23年10月1日農林水産大臣公表）に基づき、当該農場の飼養家きんのと殺及び埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
- (4) 県との的確な連携を図るため、政務三役が県と密接に連絡をとる。（現地派遣又は電話連絡）。
- (5) 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
- (6) 殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣。
- (7) 感染経路の究明のため、「疫学調査チーム」を派遣。
- (8) 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
- (9) 関係府省と十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4 その他

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、本病に関する情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。

お問合せ先

所属：〇〇

担当：〇〇

TEL：〇〇

FAX：〇〇

と 殺 指 示 書

番 号
年 月 日

〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員〇〇 印

あなたが所有する（管理する）次の家きんは、高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第16条第1項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

家きんの所在する場所

家きんの種類及び羽数

記

- 1 と殺を行う場所
- 2 と殺の方法
- 3 そ の 他

(備 考)

- 1 この指示については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）により不服申立てをすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された家きんについては、家畜伝染病予防法第58条第1項及び第2項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

(様式8)

受 領 書

年 月 日

分任物品監理官 殿

都道府県知事 氏 名 (印)

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号の鳥インフルエンザ予防液及び譲与
指令書に基づき、下記の物品を正に受領いたしました。

記

品 名	鳥インフルエンザ予防液
数 量	型 (ロット番号) 本 (ドース)

鳥インフルエンザ予防液使用報告書

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿

都道府県知事 氏名 (印)

年 月 日に譲与を受けた鳥インフルエンザ予防液の使用について、下記のとおり報告いたします。

記

1 受領数量 型 (ロット番号)
本 (ドース)

2 使用数量 型 (ロット番号)
本 (ドース)

3 残数量 型 (ロット番号)
本 (ドース)

〔 うち処分数量 型 (ロット番号)
本 (ドース)
処分理由： 〕

4 返還数量 型 (ロット番号)
本 (ドース)

5 注射実施状況

実施市町村名	実施時期	注射羽数		備考 (注射反応等)
		家きんの種類	羽数	
	月 日 ～ 月 日	肉用鶏 採卵鶏 種鶏		
~~~~~				
県計	月 日 ～ 月 日	肉用鶏 採卵鶏 種鶏		

※ 家畜保健衛生所において、農場の名称又は所在地、使用者、接種家畜リスト等について記載した個票を備えておくこと。

※ 鳥インフルエンザ予防液を処分する際には、その型、本数が分かる写真を撮り、本報告書に添付すること。



# 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ に関する特定家畜伝染病防疫指針

〔平成23年10月1日〕  
農林水産大臣公表

## 前文

- 1 鳥類のインフルエンザは、A型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）では、そのうち、次の3つを規定している。
  - （1）高病原性鳥インフルエンザ 国際獣疫事務局（OIE）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病
  - （2）低病原性鳥インフルエンザ H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたものを除く。）の感染による家きんの疾病
  - （3）鳥インフルエンザ 高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルス以外のA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら及び七面鳥の疾病
- 2 高病原性鳥インフルエンザは、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 3 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、その伝播力の強さ及び高致死性から、ひとたびまん延すれば、
  - ① 養鶏産業に及ぼす影響が甚大であるほか、
  - ② 国民への鶏肉・鶏卵の安定供給を脅かし、
  - ③ 国際的にも、高病原性鳥インフルエンザの非清浄国として信用を失うおそれがある。

さらに、海外では、家きん等との接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染による人の死亡事例も報告されており、公衆衛生の観点からも、本ウイルスのまん延防止は重要である。

4 低病原性鳥インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れるおそれがあり、また、海外では、高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した事例も確認されている。

5 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、現在、我が国の近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近隣諸国から、渡り鳥が飛来してウイルスを持ち込む可能性があるほか、人や物を介した侵入も考えられることから、今後も我が国に侵入する可能性は高い。

このため、常に国内にウイルスが侵入する可能性があるとの前提に立ち、家きんの所有者（当該家きんを管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政（国、都道府県及び市町村）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

6 なお、本指針については、海外における発生の状況の変化や科学的知見・技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

## 第1 基本方針

1 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見・通報」、さらには「初動対応」である。

2 家きんの所有者が、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザが疑われる症状を呈している家きんが発見された場合に、直ちに都道府県に通報することが日常化し、確実に実行されることが何よりも重要である。

このため、国、都道府県及び市町村並びに関係団体は、次の役割分担の下、全ての家きんの所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

(1) 国は、都道府県に対し、必要な情報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導・助言を行う。

(2) 都道府県は、家きんの所有者への指導を徹底するとともに、発生時に備えた準備を行う。

(3) 市町村・関係団体は、都道府県の行う家きんの所有者への指導や発生時に備えた準備に協力する。

3 発生時には、迅速・的確な初動対応により、まん延防止・早期収束を図ることが重要である。

防疫対応を行うための経費については、法第58条から第60条の2までの規定に基づき、国が負担することとなっている。

また、法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階から迅速・的確に講じられるようにするため、予備費の活用を含めて、法に基づく予算を速やかに、かつ、確実に手当てすることとしている。

このことも踏まえて、国、都道府県及び市町村並びに関係団体は、次の役割分担の下、迅速・的確な初動対応を行う。

(1) 国は、防疫方針の決定・改定を責任を持って行うとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。また、法に基づく予算を迅速かつ確実に手当てする。

(2) 都道府県は、防疫方針に即した具体的な防疫措置を迅速・的確に実行する。

(3) 市町村・関係団体は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村・関係団体に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

4 なお、国は、あらかじめ定めた防疫方針に基づく初動対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行い、的確に特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

## 第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

### 1 農林水産省の取組

- (1) 次の情報を把握し、都道府県、関係団体等に迅速に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて公表する。
  - ① 海外における最新の発生状況
  - ② 環境省が実施する渡り鳥の飛来状況調査、野鳥の検査等の結果
- (2) 農場へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点を分かりやすくまとめ、ホームページ等を通じて公表する。
- (3) 国境における家きん・畜産物の輸入検疫及び入国者又は帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、ウイルスの伝播可能期間等を考慮しつつ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの発生国からの入国者又は帰国者に対して、質問及び携帯品の検査・消毒を徹底する。
- (4) 各都道府県段階の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、必要な改善指導を行う。
- (5) 定期的に全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図る。
- (6) 発生時に直ちに防疫専門家等を現地に派遣できるよう、常に派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリストアップを行う。
- (7) 周辺国で分離されたウイルスに対して有効なワクチンに関する情報を収集した上で、必要な事態になったときに活用できる可能性の高いワクチンを検討し、必要十分な量を備蓄する。

### 2 都道府県の取組

- (1) 1の(1)により情報の提供を受けた場合には、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により、全ての家きんの所有者及び関係団

体に周知する。

(2) 家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準を確実に遵守させるために、100羽以上の家きんの所有者（だちょうにあっては、10羽以上の家きんの所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。

① 法第51条の規定に基づく農場への立入検査（原則として、年1回以上実施する。）

② 研修会の開催

また、特に大規模所有者（鶏及びうずらにあっては10万羽以上、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては1万羽以上の家きんの所有者をいう。）については、法第52条の規定に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に都道府県に報告させるなど、十分な指導を行う。

(3) 飼養衛生管理基準を遵守していない家きんの所有者に対しては、随時、法に基づく指導・助言、勧告及び命令を行う。

(4) 家きんの所有者ごとに、本病が発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、鳥種、飼養羽数、埋却地等の確保状況等）を把握する。

(5) 移動制限区域内の農場等が瞬時に把握できるよう、地図情報システム等を活用して農場の所在地を整理する。

(6) 発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整、衛生資材及び薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡家きん保管場所の確保等を行う。

(7) 家きんの所有者に対する指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行う。

また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリス

トアップを行う。

(8) 発生時には、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これら市町村、関係機関及び関係団体との連絡窓口の明確化、地域の家きんの飼養状況等の情報共有等を行い、連携体制を整備する。

(9) 家きんの所有者の埋却地等の事前確保が十分でない場合には、次の措置を講ずる。

- ① 当該家きんの所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供する。
- ② 市町村、関係機関及び関係団体と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第21条第7項の規定に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。
- ③ 焼却施設又は化製処理施設（以下「処理施設」という。）が利用可能な場合には、処理施設をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について処理施設及び処理施設の所在地を管轄する地方公共団体と調整する。
- ④ 公有地又は処理施設への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じ、地域住民への説明を行う。

(10) 発生を迅速に発見する検査体制を常に整備し、監視を適切に実施する。

(11) 都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。

### 3 市町村・関係団体の取組

(1) 2に規定する都道府県の取組に協力する。

(2) 家きんの所有者が行う発生予防の取組に協力する。

### 第3 発生予察のための監視

#### 1 定点モニタリング

- (1) 都道府県は、野鳥の飛来地周辺に所在する農場、開放型の飼養をしている農場等の感染リスクが他と比較して高い環境にある農場のうちから、1家畜保健衛生所当たり3農場を選定し、毎月1回、検査を行う。
- (2) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、飼養家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低10羽（死亡家きんが確認された場合には、当該死亡家きんを含む。）を対象に、気管スワブ、クロアカスワブ、血液及び死亡家きんの臓器を検体として採材する。
- (3) 都道府県は、(2)で採材した検体について、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

#### 2 強化モニタリング

- (1) 都道府県は、当該都道府県内の農場について、95パーセントの信頼度で10パーセントの感染を検出できる数の農場を検査する。検査対象の農場の選定は、農場を飼養規模別にグループ化し、当該グループごとに無作為抽出法により行う。
- (2) 当該検査は、渡り鳥の飛来状況を勘案し、原則として10月から5月までの間に計画的に実施する。
- (3) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、飼養家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低10羽を対象に、血液を検体として採材する。
- (4) 都道府県は、(3)で採材した検体について、血清抗体検査を行う。

#### 【留意事項】モニタリングの検査方法

モニタリングの検査については、別紙1により行う。

**【留意事項】 定点モニタリング及び強化モニタリングにおける血清抗体検査**

鶏を検査する場合には、エライザ法による検査を行い、エライザ法で陽性が確認されたときは、同一血清について、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。

この間、エライザ法で陽性が確認された農場においては、臨床的に異常がないことを確認するとともに、陽性鶏と同一鶏舎の鶏の出荷（移動）を自粛するよう指導する。

なお、臨床的に異常がなければ、鶏卵の出荷は認める。

鶏以外の家きんを検査する場合には、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。

**【留意事項】 強化モニタリングにおける抽出検査の検査対象農場の選定**

飼養羽数100羽以上（だちょうにあっては、10羽以上）の農場を対象に、95%の信頼度で10%の感染を摘発することができる数の検査農場を下表を参考に無作為で選定する。その際、サンプリングの偏りを排除するため、①農場を飼養規模別（※）にグループ分けし、②各グループの戸数に応じて按分した検査農場数を乱数表を用いて無作為に抽出する（階層別無作為抽出）。

（※）飼養規模は、次のとおりグループ分けする。

- I 100羽以上（だちょうにあっては、10羽以上）～1,000羽未満
- II 1,000羽以上～10,000羽未満
- III 10,000羽以上

母 集 団	標 本 数
1 ～ 15戸	全戸
16 ～ 20戸	16戸
21 ～ 40戸	21戸
41 ～ 100戸	25戸
101戸以上	30戸

**3 モニタリング結果の報告等**

（1）都道府県畜産主務課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの対象

農場について、農場の概要（所在地、飼養鳥種、飼養羽数等）及び定点モニタリングにあってはその選定理由について、遅滞なく、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

（２）都道府県畜産主務課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの結果について、毎月、動物衛生課に報告する。

#### 【留意事項】モニタリングの報告様式

- １ 定点モニタリング及び強化モニタリング対象農場の概要等の報告は、様式１－１及び１－２により行う。
- ２ 都道府県畜産主務課は、毎月20日までに前月のモニタリングの状況を、様式２により動物衛生課宛ファクシミリ又は電子メールで報告する。

#### ４ モニタリングを行う検査員の遵守事項

採材を行った者は、次の事項を遵守する。

- ① 農場を出る際には、身体、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
- ② 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- ③ 立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、第4の4の（１）の①の遺伝子検査の結果が判明するまで、他の農場に立ち入らないこと。

#### ５ 野鳥等で感染が確認された場合の対応等

（１）野鳥等の家きん以外の鳥類で高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合には、次の措置を講ずる。

- ① 当該鳥類（その死体を含む。）を確保した場所又は当該鳥類を飼養していた場所の消毒及び通行制限・遮断（山中、住宅密集地等で発見された場合など、家きんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除く。）
- ② 発生地点を中心とした半径3キロメートル以内の区域にある農場（家

きんを100羽以上飼養する農場に限る。) に対する速やかな立入検査  
(死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無及び飼養衛生管理基準の  
遵守状況の確認)

(2) 都道府県は、当該都道府県の職員で野生動物の事務に従事するもの(自然環境部局) 及び家畜防疫員が相互に連絡し、及び適切に分担して、野鳥のサーベイランス検査を実施する。

この際、家畜防疫員は、農場に対する指導及び検査を優先的に実施するものとするが、可能な限り自然環境部局の行う野鳥のサーベイランス検査に協力するものとする。

## 第4 異常家きん等の発見及び検査の実施

### 1 家きんの所有者等から届出等を受けたときの対応

(1) 都道府県は、次の場合には、動物衛生課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

① 家きんの所有者又は獣医師から、同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って21日間（当該期間中に家畜の伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合にあっては、これらの日を除く通算21日間）をいう。以下同じ。）における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている旨の届出を受けた場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

② 民間獣医師等が行った簡易検査キットを用いた抗原検査（以下「簡易検査」という。）や血清抗体検査により陽性となった旨の届出を受けた場合

③ ①及び②のほか、次に掲げる場合など高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染の疑いを否定できない家きんがいる旨の通報を受けた場合

ア 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合

イ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）又はまとまってうずくまっている場合

(2) 都道府県は、(1)の届出を受けた場合には、届出者等に対し、当該農場の飼養家きん及び家きんの死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

#### 【留意事項】異常家きん等の届出を受けた際の報告

異常家きん等の届出を受けた場合には、様式3により動物衛生課に報告す

る。

#### 【留意事項】家畜防疫員が現地に携行する用具

- 1 農場立入用衣類：長靴、防疫衣類、手袋等
- 2 臨床検査用器材：タワシ、懐中電灯等
- 3 簡易検査用器材：簡易検査用検査キット等
- 4 病性鑑定材料採取用器材：綿棒、材料保存液、採血器具（採血針、採血管）、保冷資材、クーラーボックス、病性鑑定材料輸送箱等
- 5 連絡及び記録用器材：携帯電話、事務用具、各種様式用紙、地図、デジタルカメラ、画像送受信機等
- 6 消毒用器材：バケツ、消毒薬、噴霧消毒器等
- 7 その他：ビニール袋、着替え、食料品等

#### 【留意事項】都道府県が行う指導に関する事項

##### 1 家きんの所有者から通報があった場合

- (1) 異常家きん以外の家きんを含む全ての家きんについて、当該農場からの移動を自粛すること。
- (2) 農場の出入口を1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
- (3) 農場外に物を搬出しないこと。家きんの所有者及び従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
- (4) 異常家きんの卵、排せつ物、敷料等は、他の家きんと接触することがないようにすること。

##### 2 獣医師から通報があった場合

- (1) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルスの拡散を防止するよう助言・指導をすること。
- (2) 家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。
- (3) 帰宅後は、車両を十分に洗浄するとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。

- (4) 異常家きんが高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザでないと判明するまでの間は、家きんの飼養農場に立ち入らないこと。
- (5) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザと判明した場合には、異常家きんを診察し、又はその死体を検案した日から7日間は、家畜防疫員の許可を得ずに家きんの飼養農場に立ち入らないこと。

### 3 食鳥処理場から通報があった場合

- (1) 異常家きん及びこれと同一の農場から出荷された家きんのと殺を中止すること。
- (2) 畜産関係車両の出入りを禁止すること。
- (3) 従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
- (4) 従業員等は、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザでないと判明するまでの間は、家きんの飼養農場に立ち入らないこと。
- (5) 異常家きんの出荷農場を直ちに特定し、1の(1)から(4)までの指導を行うこと。
- (6) 異常家きんの出荷に使用された車両を特定し、当該車両の消毒を徹底するとともに、当該車両が農場等に入入りしないよう指導すること。

## 2 都道府県による農場での検査等

- (1) 家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の敷地外に置き、防疫服を着用して家きん舎に入り、死亡羽数の推移を確認するとともに、死亡家きん及び異常家きん（異常家きんがない場合には、生きた家きん）のそれぞれ複数羽を対象とした簡易検査を行う。
- (2) 家畜防疫員は、簡易検査が終了し次第、死亡羽数の推移及び簡易検査の結果を都道府県畜産主務課に電話で報告する。
- (3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による検査の結果、次のいずれかを

確認した場合には、死亡羽数の推移及び簡易検査の結果の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

- ① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
- ② 簡易検査によりA型インフルエンザウイルスの抗原が検出された場合
- ③ 民間獣医師等が行った簡易検査や血清抗体検査により陽性となったことが確認できた場合

(4) 都道府県は、(3)により動物衛生課に報告した場合には、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

- ① 気管スワブ、クロアカスワブ、血液及び死亡家きんの臓器を検体として採材する。
- ② 法第32条第1項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。
  - ア 生きた家きん
  - イ 家きん卵
  - ウ 家きんの死体
  - エ 敷料、飼料、排せつ物等
  - オ 家きん飼養器具
- ③ 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
- ④ 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類・飼養器具を消毒する。

(5) 都道府県は、(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する次の疫学情報を動物衛生課に提出する。

- ① 飼養家きんの過去21日間の移動履歴
- ② 当該農場に出入りしている次の人・車両の巡回範囲
  - ア 獣医師、農場指導員及びキャッチャー（鶏をケージから取り出し、出荷用のカゴ等に入れる作業員）
  - イ 家きん運搬車両、集卵車、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両及び排せ

つ物・堆肥運搬車両

③ 堆肥の出荷先

**【留意事項】動物衛生課への報告**

防疫指針の第4の2の(3)の報告及び(5)の疫学情報の提出は様式4により行う。

**3 陽性判定時に備えた準備**

都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、次の措置を講じ、その内容について、遅くとも4の(1)の①の遺伝子検査の結果が出る前に、動物衛生課に報告する。

- (1) 当該農場における家きん舎等の配置の把握
- (2) 周辺農場における家きんの飼養状況の整理
- (3) 家きんのと殺に当たる人員及び資材の確保
- (4) 患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又は処理施設の確保（農林水産省の保有する移動式焼却炉の利用の有無を含む。）
- (5) 消毒ポイントの設置場所の検討
- (6) 当該農場の所在する市町村、隣接の都道府県及び関係機関への連絡

**【留意事項】陽性判定時に備えた準備に関する報告**

陽性判定時に備えて講じた措置の内容については、それぞれの項目ごとに情報を整理し、速やかに動物衛生課にファックス又は電子メールにより報告すること。

**4 都道府県による家畜保健衛生所での検査**

(1) 都道府県は、家畜保健衛生所で次の検査を行う。

- ① H5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出する遺伝子検査（PCR検査及びリアルタイムPCR検査をいう。以下「遺伝子検査」という。）
- ② 寒天ゲル内沈降反応による血清抗体検査
- ③ ウイルス分離検査

(2) 都道府県は、次のいずれかに該当する場合には、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、分離されたウイルス又は遺伝子増幅産物を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に送付する。

- ① ウイルス分離検査の結果、赤血球凝集能があるウイルス（赤血球凝集抑制反応試験（以下「HI試験」という。）により、ニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限る。）が分離された場合
- ② 遺伝子検査の結果、H5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された場合

**【留意事項】病性鑑定時の検査方法等**

都道府県（家畜保健衛生所）で実施する病性鑑定時の検査等については、別紙1により行う。

**【留意事項】動物衛生研究所へのウイルス又は遺伝子増幅産物の送付に関する事項**

- 1 動物衛生研究所へのウイルスの送付に当たっては、HA価が32倍以上であることを確認する。送付すべき尿膜腔液の量は、動物衛生研究所に確認すること。
- 2 動物衛生研究所への遺伝子増幅産物の送付は、ウイルスが分離されず、農場における臨床症状等から、至急に病原性判定試験を行う必要がある場合に行う。
- 3 動物衛生研究所へ検査を依頼する際は様式5により行う。

## 5 都道府県が実施するモニタリングで発見された場合の対応

### (1) ウイルスが分離された場合

都道府県は、第3の1の定点モニタリングにおいて、インフルエンザウイルスである疑いのあるウイルス（HI試験により、ニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限る。）が分離された場合には、直ちに次の措置を講ずる。

- ① 動物衛生課とあらかじめ協議した上で、分離されたウイルスを動物衛生研究所に送付する。

- ② 分離されたウイルスについて、遺伝子検査を実施する。
- ③ 家畜防疫員を現地に派遣し、当該農場における死亡羽数の推移を確認する。
- ④ 2の(4)の②から④まで及び(5)の措置を講ずる。

## (2) ウイルスが分離されずに血清抗体検査のみが陽性となった場合

- ① 都道府県は、第3の1の定点モニタリング又は第3の2の強化モニタリングにおいて、ウイルスが分離されずにA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認された場合には、動物衛生課に連絡の上、直ちに家畜防疫員を現地に派遣し、2の(1)及び4の(1)の検査を実施する。
- ② ①の検査の結果、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、H5又はH7亜型に特異的な抗体の有無を検査するため、当該血清を動物衛生研究所に送付する。

## 6 その他

2から4までの措置は、家きんの所有者等からの通報によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家きんが発見された場合についても、同様に行うものとする。

## 第5 病性の判定

### 1 病性の判定方法

農林水産省は、次の（１）及び（２）により病性を判定する。病性判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

#### （１）異常家きんの届出・通報があった場合

- ① 死亡率の推移、都道府県が行う臨床検査、簡易検査及び遺伝子検査の結果により判定する。なお、異常家きんが発生農場と疫学的関連のある農場で飼養されている場合には、遺伝子検査の結果によらず、簡易検査の結果により判定することができる。
- ② ①により病性が判定されなかった場合には、都道府県が行うウイルス分離検査及び動物衛生研究所が行うウイルスのHA亜型を特定する検査（以下「ウイルス亜型特定検査」という。）の結果に基づき判定する。
- ③ ②により病性が判定されなかった場合には、②により分離されたウイルスについて動物衛生研究所が行う病原性判定試験（鶏への接種試験及びHA領域の遺伝子解析をいう。以下同じ。）の結果に基づき判定する。

#### （２）モニタリング検査で発見された場合など、臨床的異常所見を伴わず検査結果が陽性となった場合

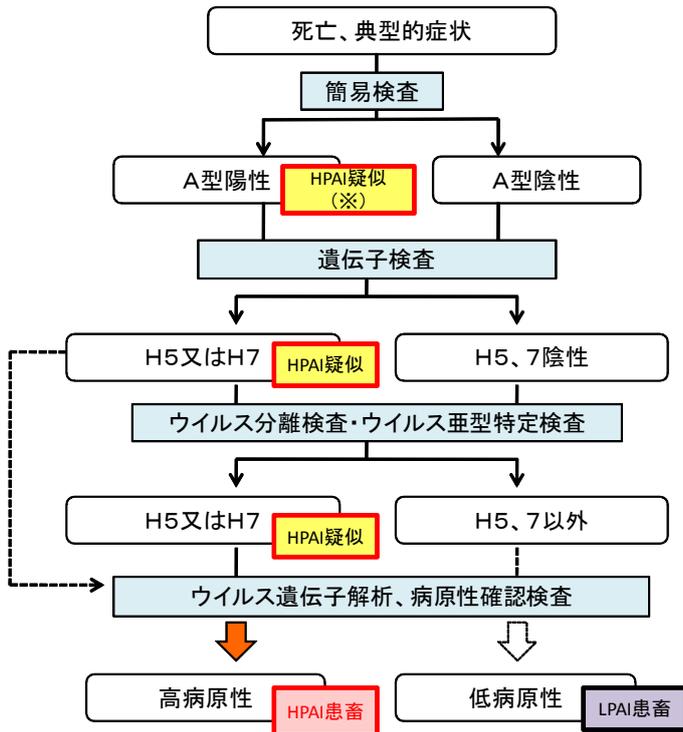
- ① インフルエンザウイルスが分離された場合には、都道府県が行う遺伝子検査並びに動物衛生研究所が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。
- ② 血清抗体検査のみが陽性となった場合には、都道府県が速やかに実施する再検査（臨床検査、遺伝子検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査）を踏まえ、次のとおり判定する。
  - ア 再検査の結果、臨床症状が確認された場合には、（１）により判定する。
  - イ 再検査の結果、臨床症状が確認されなかった場合には、都道府県が行う遺伝子検査の結果に基づき判定する。
  - ウ イにより病性が判定されない場合には、都道府県が行うウイルス分

離検査並びに動物衛生研究所が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。

エ ウによりウイルスが分離されず、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生研究所が行う抗体のHA亜型を判別する検査（HI試験）の結果に基づき、第15の農場監視プログラムの適用を判断する。

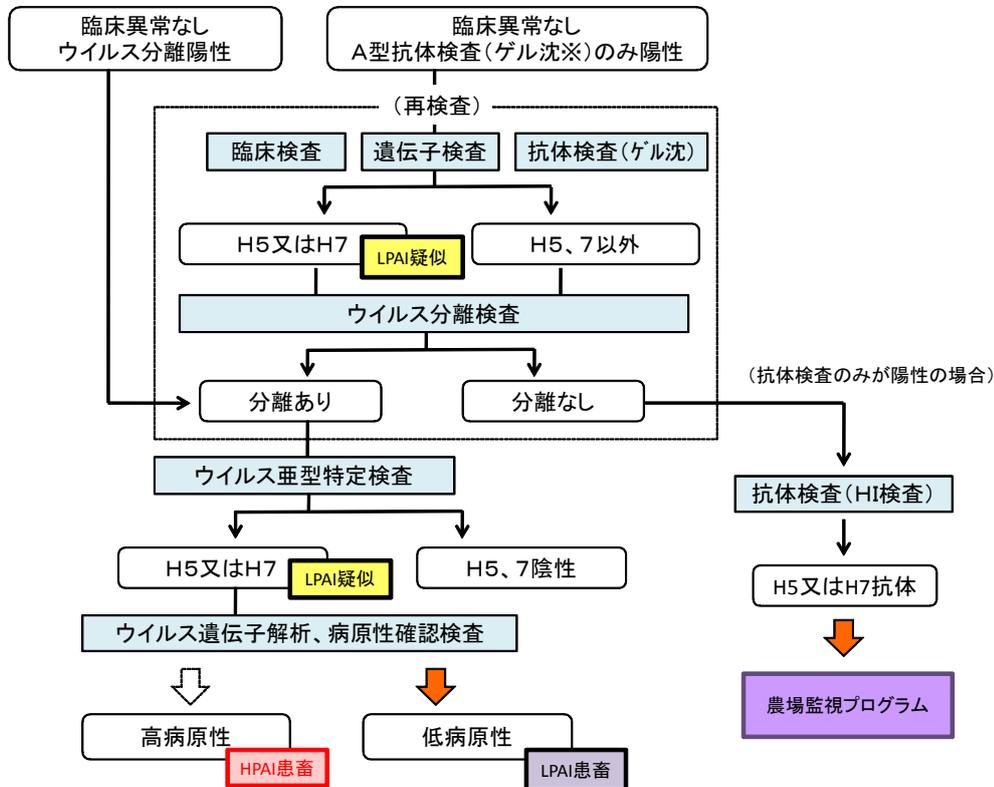
(参考) 通常想定される検査の流れ (鶏の検査で通常想定されるもの)

1. 異常家さんの届出・通報があった場合



※：発生農場と疫学的関連のある農場  
で飼養されている場合

2. モニタリング検査の場合



※：ELISA陽性の  
検体の再検査

HPAI：高病原性鳥インフルエンザ、LPAI：低病原性鳥インフルエンザ

## 2 患畜及び疑似患畜

### (1) 高病原性鳥インフルエンザ

病性判定の結果等に基づき、次の家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜とする。

#### ① 患畜

ア 分離されたウイルスが病原性判定試験により病原性が高いと判断される家きん

イ 遺伝子検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、かつ、HA領域の遺伝子解析により高病原性と判断される配列が検出された家きん

#### ② 疑似患畜

ア 患畜が確認された農場で飼養されている家きん

イ 死亡、チアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家きんが確認された農場において飼養されており、かつ、次のいずれかに該当する家きん

(ア) 患畜又は疑似患畜（イ（ア）を除く。）に掲げる家きんに限る。）が確認された農場と疫学的関連のある農場（当該患畜又は疑似患畜が確認された農場と同一の飼料運搬車等が出入りしている農場）で飼養されており、簡易検査によりA型インフルエンザウイルスの抗原が検出された家きん

(イ) 遺伝子検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された家きん

(ウ) 分離されたウイルスについて、遺伝子検査によりH5若しくはH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はHI試験によりH5若しくはH7亜型であることが確認された家きん

(エ) 血清抗体検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きん

ウ イに掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん

エ 患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに限る。）が確認された農場で家きんの飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている家きん

オ 疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜（イに掲げる家きんに

限る。)と判定した日(発症していた日が推定できる場合には、発症日。以下「病性判定日」という。)から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家さん

カ 疫学調査の結果等により、病性判定日から遡って7日目の日前に患畜又は疑似患畜(イに掲げる家さんに限る。)と接触したことが明らかとなった家さんであって、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家さん

**【留意事項】簡易検査の結果に基づき疑似患畜と判定された場合の対応について**

②のイの(ア)に基づき判定された疑似患畜が確認された農場と疫学的関連がある農場において、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家さんが確認され、当該農場の飼養家さんの簡易検査でA型インフルエンザウイルスの抗原が確認された場合、当該家さんは②のイの(ア)に基づき判定された疑似患畜とみなす。

## (2) 低病原性鳥インフルエンザ

病性判定の結果等に基づき、次の家さんを低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜とする。ただし、高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定されるものを除く。

### ① 患畜

分離されたウイルスがH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスであって、病原性判定試験により病原性が低いと判断される家さん

### ② 疑似患畜

ア 患畜が確認された農場で飼養されている家さん

イ 血清抗体検査によりA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家さんが確認された農場において、採材した検体についての遺伝子検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な遺伝子が検出された家さん

ウ 分離されたウイルスについて、遺伝子検査によりH5若しくはH7

- 亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はH1試験によりH5若しくはH7亜型であると確認された家きん
- エ 血清抗体検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場で飼養されており、抗体の陽転又は抗体価の上昇が確認された家きん
- オ イからエまでに掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん
- カ 患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）が確認された農場で家畜の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている家きん
- キ 疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）の病性判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん
- ク 疫学調査の結果等により、病性判定日から遡って7日目の日前に患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなった家きんであって、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん

### 3 農場監視プログラムの対象家きん

ウイルスが分離されずに、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が検出された家きんを飼養する農場については、第15の農場監視プログラムを適用する。

## 第6 病性判定時の措置

### 1 関係者への連絡

(1) 都道府県は、家きんが患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場（高病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第5の2の（1）の②のイに掲げる家きんに限る。）又は低病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第5の2の（2）の②のイからエまでに掲げる家きんに限る。）が確認された農場をいう。以下同じ。）の所在地について、電話、ファクシミリ等により連絡する。

- ① 当該家きんの所有者
- ② 当該都道府県内の市町村
- ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他関係団体
- ④ 隣接の都道府県

(2) 都道府県は、家きんが患畜又は疑似患畜でないと判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該家きんの所有者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該家きんの所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

### 2 対策本部の設置及び国・都道府県等の連携

(1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜の判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を設置し、具体的な防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。

(2) 農林水産省は、動物衛生研究所、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

- ① 国の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員
- ② 国の防疫方針の改定（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家
- ③ と殺及び埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置を

## サポートする緊急支援チーム

- ④ 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会に設置する疫学調査チーム

- (3) 都道府県は、農林水産省対策本部の決定した防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜の判定後、速やかに、関係部局で構成する都道府県鳥インフルエンザ防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を設置する。ただし、円滑・的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。
- (4) 都道府県は、都道府県対策本部について、その役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、防疫作業、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。
- (5) 農林水産省から派遣された(2)の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、農林水産省対策本部の決定した防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
- (6) 都道府県対策本部は、防疫措置を円滑に実行するため、市町村、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。
- (7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材・機材を譲与し、又は貸し付ける。
- (8) 農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

### 【留意事項】 都道府県対策本部

#### 1 都道府県対策本部の設置

都道府県は、2の組織構成を考慮して都道府県対策本部を設置することとし、防疫措置の円滑な実施及び国や周辺都道府県との連絡調整を図る。なお、必要に応じて、発生農場等における防疫措置を円滑に行うた

め、発生農場の近くの家畜保健衛生所等に現地対策本部を設置する。

## 2 組織構成

都道府県知事を本部長とし、本部長の下に次の各班を置くとともに、関係部局を構成員とする庁内連絡会議を開催し、防疫の円滑な推進を図る。

- ・総務班：防疫指針に基づく具体的な防疫方針の策定、予算の編成及び執行、情勢分析、農林水産省、その他の関係機関との連絡調整及び庁内連絡会議の開催を行う。
- ・情報班：発生状況及び防疫対応状況等の収集、広報資料の作成、広報連絡及び問合せの対応を行う。
- ・病性鑑定班：異常家きんの届出に対する立入調査、病性鑑定のための検体の採取、同検体の受入れ及び送付並びに病性鑑定を行う。
- ・防疫指導班：発生農場の調査並びに防疫措置の企画及び指導を行う。
- ・防疫支援班：焼却、埋却、消毒等防疫用の資材・機材の調達及び配布、防疫要員の動員並びに関連事業の調整を行う。
- ・防疫対応班：立入制限、殺処分、農場消毒等の防疫措置及び制限区域内農場等の検査等の対応を行う。
- ・評価班：発生農場及び周辺農場における手当金の交付のための家畜や物品の評価等を行う。
- ・疫学調査班：現地調査を行い、疫学関連農場の特定や感染経路の究明に必要な情報の収集及び整理を行う。また、国の疫学調査チームと連携し、現地調査等を行う。
- ・庶務班：所要経費の確保及び手当金等の支出に関する事務を行う。

## 3 報道機関への公表等

- (1) 農林水産省は、第5の規定により患畜又は疑似患畜と判定したときには、報道機関に公表する。ただし、円滑・的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、病性の判定前に公表する。

- (2) (1)の規定による公表は、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、原則として、農林水産省及び都道府県が同時に行う。
- (3) (1)の規定による公表に当たっては、人・車両を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までに留め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。
- (4) (1)の規定による公表に当たっては、我が国ではこれまで家きん肉・家きん卵を食べることにより人に感染した例は報告されていないこと等について正確な情報提供を行う。
- (5) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。
- (6) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
- ① プライバシーの保護に十分に配慮すること。
  - ② 発生農場には近づかないなど、感染拡大防止及び防疫作業の支障にならないようにすること。

**【留意事項】 報道機関への公表**

病性決定時の公表は、様式6により行う。

#### 4 防疫措置に必要な人員の確保

- (1) 都道府県は、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する計画を立て、関係機関及び関係団体の協力を得て、必要な人員を速やかに確保する。
- (2) 当該都道府県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請及び自衛隊の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。

**【留意事項】 防疫措置に必要な人員の確保に関する事項**

- 1 本病の発生が確認された時点で、速やかに防疫措置を開始することができるよう、都道府県は、あらかじめ必要な人員の所在を把握し、必要に応じて集合を命ずる。
- 2 防疫従事者の確保に当たっては、あらかじめ作業に従事させようとする者の家さんの飼養の有無を確認し、家さんを飼養している場合には、直接防疫業務に当たらせないようにする。
- 3 都道府県は、他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合には、必要な人員、期間、作業内容等について、動物衛生課と協議する。  
動物衛生課は、各都道府県と調整し、具体的な派遣スケジュールを作成する。
- 4 都道府県は、自衛隊の派遣について農林水産省との協議が整った場合には、発生状況、派遣期間、活動区域、活動内容等について現地の自衛隊災害担当窓口と十分に調整した上で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定に基づく災害派遣要請を行う。

## 第7 発生農場における防疫措置

### 1 と殺（法第16条）

- (1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。
- (2) 発生農場への出入口は、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。
- (3) 患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として病性の判定後24時間以内にと殺を完了する。
- (4) と殺は、原則として家きん舎内で行う。やむを得ず家きん舎外でと殺する場合には、ケージ等を用意し、ウイルスの拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。
- (5) と殺は、二酸化炭素ガス、泡殺鳥機等により行う。また、臨床症状が確認されている家きん舎を優先して行う。
- (6) と殺に当たっては、作業者の感染防止及び安全確保に留意する。
- (7) 感染経路の究明のため、と殺時に発症している家きんの病変部位、発症家きんがいる場所等を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない家きんを含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。

#### 【留意事項】発生農場における防疫措置の実施に関する事項

- 1 都道府県は、事前に現地調査を行い、農場の建物の配置等を考慮して、テントの設営場所、資材置場等について検討するとともに、総括責任者、各作業ごとの責任者及び指揮命令系統を明確にする。
- 2 家畜防疫員は、家きんの所有者に対し、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条の3の規定により行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てをすることができないことについて、遺漏

なく説明する。

- 3 現地の総括責任者は、鳥種別のと殺予定羽数、と殺の方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ都道府県対策本部に確認し、その指示を受けるものとする。
- 4 感染経路の究明のために行う検体の採取にあたっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況や発生状況に応じて、動物衛生課と協議して決定する。

#### 【留意事項】 防疫措置従事者に関する事項

防疫措置従事者が防疫措置を実施するに当たっては、次の事項に留意する。

- 1 入場時には、防疫服、長靴等を着用し、私物を持ち込まないこと。
- 2 退場時には、身体、衣服、靴及び眼鏡を消毒した後、入場時に着用した作業着等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいをを行うこと。また、場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒した後持ち帰ること。
- 3 都道府県対策本部は、現地での着替えや靴の履き替えを円滑に行えるよう、農場の出入口に仮設テントを設置する等の配慮を行うこと。その際、作業の前後で作業者の動線が交差しないようにすること。
- 4 帰庁（宅）後、移動に利用した車両の消毒及び着用していた全ての衣服の洗濯を行うとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- 5 防疫作業に従事した日から7日間は発生農場以外の鳥類に接触しないこと。
- 6 都道府県対策本部は、必要に応じて防疫措置前後に防疫作業者の健康状態を確認するなど、公衆衛生部局（保健所設置市の場合は、当該市の部局も含める。）と連携して、防疫作業者の感染防止に努めること。

#### 【留意事項】 と殺指示書の交付

と殺の指示書は、様式7により作成する。

## 2 死体の処理（法第21条）

- (1) 患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、患畜又は疑似患畜と

判定した後72時間以内に焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却する。

（2）やむを得ず、焼却又は埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

- ① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ② 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ③ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- ⑤ 死体を処理する場所まで家畜防疫員が同行する。
- ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

（3）焼却又は埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、化製処理を行う。また、当該死体の移動に当たっては、（2）の措置を講ずる。

（4）焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。

- ① 運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。
- ② 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ③ 焼却又は化製処理が完了し、設備及び資材の消毒が終了するまで、家畜防疫員が立ち会う。
- ④ 焼却又は化製処理の完了後直ちに、処理施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

（5）焼却、埋却又は化製処理が困難な場合には、発酵による消毒を行う。

**【留意事項】 患畜等の死体の発酵による消毒の方法（例）**

防疫指針第7の2の（5）の発酵による消毒は、以下の基準に基づき病原体の拡散防止に万全を期しつつ実施する。

- 1 敷料等を15～25cmの厚さ、4mの幅、処理する鶏の羽数により適切な長さ（1,000羽で1mを目安とする。）で敷く。
- 2 死体を周辺から30cm程度内側に、20cmから25cmの厚さに載せる。
- 3 死体の上に羽根が十分にぬれるまで水をかける。
- 4 死体を覆うように、おがくず、もみがら、敷料等を15cmの厚さに載せる。
- 5 死体が数層に重なるまで、1から4までの操作を同様に行う。
- 6 病原体に汚染されていないおがくず、わら等を20cmの厚さに載せ、最上部に消石灰を散布する。屋外の場合には、防水性で通気性のある特殊ビニールシート等で覆う。
- 7 温度計を挿し、内部の温度を毎日チェックする（通常、1週間以内に57℃から63℃になる。）。通常、7日から10日後には、温度は46℃から52℃に低下するので、必要に応じて攪拌し、通気を良くする。
- 8 死体が表面に出ないように、新たに、病原体に汚染されていないおがくず又はわらを載せる。
- 9 攪拌して3週間から4週間で発酵による消毒は完了する。
- 10 攪拌しない場合には、少なくとも3か月間静置する。

### 3 汚染物品の処理（法第23条）

（1）発生農場における次の物品は、汚染物品として、原則として、焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却する。焼却又は埋却が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、化製処理又は消毒を行う。

- ① 家きん卵（ただし、病性判定日から遡って7日目の日前に採取され区分管理されていたもの、GPセンター（液卵加工場を含む。以下同じ。）等で既に食用に処理されていたもの及び種卵を除く。）
- ② 種卵（ただし、病性判定日から遡って21日目の日前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- ③ 排せつ物

- ④ 敷料
- ⑤ 飼料
- ⑥ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

(2) やむを得ず汚染物品を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

- ① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ② 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ③ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- ⑤ 移動時には、制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録する。

(3) 焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。

- ① 運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。
- ② 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ③ 焼却又は化製処理の完了後直ちに、処理施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

#### 4 家きん舎等の消毒（法第25条）

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した家きん舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石けん液、高温蒸気等を用いて行う。

#### 5 家きんの評価

(1) 患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についての評価額と

し、家きんが患畜又は疑似患畜であることは、考慮しない。

(2) 評価額は、原則として、当該家きんの導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて産出する。）を加算した額とし、これに産卵供用残存期間等を考慮し、必要な加算又は減算を行う。

(3) 家きんの所有者等は、と殺に先立ち、家きんの評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる代表的な個体について、体格が分かるように写真を撮影する。

(4) 農林水産省は、家きんの評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。

**【留意事項】家きんの評価額の算定方法**

家きんの評価額の算定方法は、原則として別紙2により行う。

## 第8 通行の制限（法第15条）

- 1 都道府県又は市町村は、本病の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤・通学、医療・福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。
  
- 2 法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、必要な通行の制限が確実に実施できるよう、あらかじめ調整する。
  
- 3 通行の制限又は遮断の手続、標示等については、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第5条の規定に基づき行うこととし、原則として、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明する。なお、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

## 第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

### 1 制限区域の設定

#### （1）高病原性鳥インフルエンザの場合

##### ① 移動制限区域

ア 都道府県は、高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜の判定後、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3キロメートル以内の区域について、家きん等の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、動物衛生課と協議の上、判定前であっても高病原性鳥インフルエンザである可能性が高いと認められる場合には、判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

イ 都道府県は、発生農場における感染状況等から通報が遅れたことが明らかであり、かつ、疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径10キロメートル以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、10キロメートルを超えて設定する。

##### ② 搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径10キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について、家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から10キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

##### ③ 食鳥処理場で発生した場合

都道府県は、食鳥処理場に所在する家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

ア 原則として、当該食鳥処理場を中心とした半径1キロメートル以内の区域について、移動制限区域として設定する。

イ 当該家きんの出荷元の農場を中心として、①及び②と同様に移動制限区域及び搬出制限区域を設定する。

## (2) 低病原性鳥インフルエンザの場合

### ① 移動制限区域

ア 都道府県は、低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜の判定後、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径1キロメートル以内の区域について、移動制限区域として設定する。

イ 都道府県は、発生農場における感染状況等から通報が遅れたことが明らかであり、かつ、疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径5キロメートル以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、5キロメートルを超えて設定する。

### ② 搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径5キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について、搬出制限区域として設定する。

なお、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から5キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

## (3) 制限区域の設定方法

① 移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するのに適当なものに基づき設定する。

② 移動制限区域又は搬出制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。

③ 移動制限区域及び搬出制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置

を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

ア 移動制限区域及び搬出制限区域内の家きんの所有者、市町村及び関係機関への通知

イ 報道機関への公表等を通じた広報

ウ 主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域との境界地点での標示

#### (4) 家きんの所有者への連絡

都道府県は、移動制限区域及び搬出制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家きんの所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

#### (5) 移動制限区域内及び搬出制限区域内の農場への指導

都道府県知事は、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合には、移動制限区域及び搬出制限区域内の全ての家きんの所有者を対象に、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡羽数（次の①から③までに掲げる異状を確認した場合にあっては、直ちに、その旨）を報告するよう求める。

① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

② 飼養家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染家きんが呈する症状を確認した場合

③ 5羽以上の飼養家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）又はまとまってうずくまっていることを確認した場合

**【留意事項】 移動制限区域内での指導事項**

家畜防疫員は、移動制限区域内において、防疫指針第9の1の(5)に定めるもののほか、次に掲げる者に対し、それぞれ次に定める事項について関係者への指導を行う。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。

### 1 家きんの所有者

- (1) 家きん舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること。
- (2) 農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること。
- (3) 家きん舎の出入口、家きん舎周辺及び家きん衛生管理区域外縁部については、消石灰等を用いて消毒すること。
- (4) 家きん舎内については、高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルスに効果のある消毒薬を用いて消毒すること。

### 2 獣医師等の畜産関係者

- (1) 携行する器具及び薬品は、最小限とすること。
- (2) 農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (3) 消毒又は廃棄が容易な衣服、器具等を使用すること。
- (4) 車両の農場の敷地内への乗入れを自粛すること。
- (5) 移動経路を記録し、保存すること。

### 3 飼料輸送業者・集卵業者

- (1) 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (2) 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- (3) 複数の農場を連続して配送又は集卵を行わないこと。
- (4) 配送経路を記録し、保存すること。

### 4 家きん取扱業者・廃鶏取扱業者

- (1) 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (2) 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- (3) 複数の農場を連続して配送又は集荷を行わないこと。
- (4) 配送経路を記録し、保存すること。

## 5 死亡鳥取扱業者

- (1) 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (2) 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- (3) 原則として、農場の出入口で受渡しを行うこと。
- (4) 配送経路を記録し、保存すること。

## 6 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設

車両の消毒を徹底すること。

## 2 制限区域の変更

### (1) 制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域及び搬出制限区域を拡大する。

### (2) 制限区域の縮小

1の(1)の①のア又は(2)の①のアの区域を超えて移動制限区域の設定・拡大を行った場合であって、発生状況及び周辺農場の清浄性確認の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を高病原性鳥インフルエンザの場合は半径3キロメートルまで、低病原性鳥インフルエンザの場合は半径1キロメートルまで縮小することができる。

## 3 制限区域の解除

### (1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

#### ① 移動制限区域

次の要件のいずれにも該当する場合に解除する。

ア 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（と殺、死体の処理及び農場の消毒が全て完了していることをいう。以下同じ。）後10日が経過した後に実施する第12の2の(2)の清浄性確認検査により全て陰性を確認すること。

イ 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後21日が経過

していること。

② 搬出制限区域

①のアの検査により全て陰性を確認した時に解除する。

(2) 低病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

高病原性鳥インフルエンザの場合と同様に、(1)の①の要件のいずれにも該当する場合に解除する。

② 搬出制限区域

第12の2の(1)の発生状況確認検査において、移動制限区域及び搬出制限区域内の全ての農場で陰性を確認した時に解除する。

4 制限の対象

(1) 生きた家きん

(2) 家きん卵(ただし、GPセンター等で既に食用に処理されていたものを除く。)

(3) 家きんの死体

(4) 敷料、飼料、排せつ物等

(5) 家きん飼養器具

5 制限の対象外

(1) 移動制限区域内の家きんの食鳥処理場への出荷

① 次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、第10の3の(1)により事業を再開した移動制限区域内の食鳥処理場に出荷することができる(移動制限区域外の食鳥処理場には出荷できない。)

ア 当該農場について、第12の2の(1)の発生状況確認検査により陰性が確認されていること。

イ 出荷日から遡って3日以内に採材した検体が遺伝子検査により陰性

と確認された家きんと同一の家きん舎であること。

**【留意事項】家きんの食鳥処理場への出荷のための遺伝子検査の検体数**

出荷する家きん舎ごとに5羽（高病原性鳥インフルエンザにあっては、うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがいない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象に気管スワブ及びクロアカスワブを検体として採材する。

② 家きんの移動時には、次の措置を講ずる。

- ア 食鳥処理をする当日に移動させる。
- イ 移動前に、臨床的に農場の家きんに異状がないか確認する。
- ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- エ 荷台は、羽毛等の飛散を防止するために、ネット等で覆う。
- オ 車両は、他の家きんの飼養場所を含む関連施設に進入しない。
- カ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ク 移動経過を記録する。

(2) 移動制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のGPセンターへの出荷

臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の家きん卵（種卵を除く。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の第10の3の（2）により事業を再開したGPセンター又は移動制限区域外にあるGPセンターに出荷することができる。

**【留意事項】家きん卵の出荷のための検査の検体数**

- 1 家きん舎ごとに5羽（高病原性鳥インフルエンザにあっては、うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがいない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに

健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。)とする。)を対象に気管スワブ、クロアカスワブ及び血液を検体として採材する。

- 2 本検査の結果のうち、血清抗体検査の結果は発生状況確認検査の結果とみなすことができる。

### (3) 移動制限区域内の種卵のふ卵場への出荷と当該種卵から生まれたひなの出荷

- ① 臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の種卵は、動物衛生課と協議の上、次の要件に該当するふ卵場に出荷することができる。

ア 移動制限区域内のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

(ア) 第10の3の(3)により事業を再開したこと。

(イ) 移動制限区域内の農場から出荷された種卵から生まれたひな(初生ひなをいう。以下同じ。)を出荷する(出荷先の農場の所在地を問わない。)場合には、次の要件に該当するものであること。

a 当該ひなの種卵の出荷元の農場で高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜が確認されていないこと。

b ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けており、ロットごとに区分管理されていること。

c 出荷日に家畜防疫員が行う次の検査により陰性が確認されていること。

(a) 臨床検査

(b) 当該ふ卵場の死ごもり卵及び死亡ひなを対象に行う簡易検査

#### 【留意事項】ふ卵場からのひなの出荷のための簡易検査の検体数

- 1 死ごもり卵を中心に25検体を採材すること。
- 2 5検体を1プールとして、5プール検体の検査を実施すること。
- 3 採材に当たっては、異常卵の増加等の臨床検査を確実にすること。

イ 移動制限区域外のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

(ア) 第10の3の(3)の①の要件のいずれにも該当すること及び第10の3の(3)の②の事項を遵守していることを家畜防疫員が確認したこと。

(イ) アの(イ)に該当すること。

② ①の種卵から生まれたひなを移動制限区域内のふ卵場から出荷する場合(出荷先の農場の所在地を問わない。)及び移動制限区域内の農場に出荷する場合(出荷元のふ卵場の所在地を問わない。)には、次の措置を講ずる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

オ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

カ 移動経過を記録する。

(4) 移動制限区域内のふ卵場のひな(移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。)の出荷

第10の3の(3)により事業を再開した移動制限区域内のふ卵場のひなであって移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は移動制限区域外の農場に出荷することができる。

この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

オ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

カ 移動経過を記録する。

(5) 搬出制限区域内の家きん・家きん卵（種卵を含む。）・ひなの食鳥処理場・GPセンター・ふ卵場・農場への出荷

① 家きん

搬出制限区域内の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域（移動制限区域及び搬出制限区域をいう。以下同じ。）外（移動制限区域でも搬出制限区域でもない区域）の食鳥処理場に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

② 家きん卵

搬出制限区域内の農場の家きん卵は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外のGPセンター又はふ卵場に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

③ ひな

搬出制限区域内のふ卵場のひな（移動制限区域外の種卵から生まれたものに限る。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外の農場に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。ただし、移動制限区域内の農場に出荷する場合には、次の措置を講ずる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 原則として、他の農場の付近の通行避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

ウ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

エ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

オ 移動経過を記録する。

(6) 制限区域外の家きん・家きん卵（種卵を含む。）・ひなの食鳥処理場・GPセンター・ふ卵場・農場等への出荷

① 家きん

制限区域外の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の食鳥処理場に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

② 家きん卵

制限区域外の農場の家きん卵は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内のGPセンター又はふ卵場に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

③ ひな

制限区域外のふ卵場のひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

ウ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

エ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

オ 移動経過を記録する。

(7) 敷料等の処分のための移動

① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養家きんに臨床的な異状がないことを確認した農場の敷料、排せつ物及び家きん

の死体は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に処理施設等に移動することができる。

② 移動時には、次の措置を講ずる。

ア 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。

イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ 複数の農場を連続して配送しないようにする。

オ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

カ 移動時には、制限の対象外となっていることを証明する書類を携帯し、消毒ポイント等で提示する。

キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ク 移動経過を記録する。

③ 焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。

ア 運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。

イ 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

ウ 焼却又は化製処理の完了後直ちに、処理施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

(8) 制限区域外の家きんの死体の処理施設への移動

制限区域外の農場の家きんの死体は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の処理施設に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(7)の③のアからウまでの措置を講ずる。

(9) 制限区域外の家きん等の通過

制限区域外の農場の家きん、家きん卵等について、制限区域を通過しな

ければ、制限区域外の他の農場、食鳥処理場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

#### (10) 異状発見時の措置

上記の移動制限の対象外となり、家きん、家きん卵又はひなの移動を行っている農場又はふ卵場に、1の(5)の①から③までのいずれかの異状が認められた場合には、直ちに、家きん、家きん卵及びひなの移動を禁止する。

当該禁止は、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザによる症状でないことが明らかとなるまで、継続する。

表：移動・搬出制限の対象外の概要

出荷元	出荷先	食用家さん	食用卵	種卵	ひな	ひな
		(農場→食鳥処理場)	(農場→GPセンター)	(農場→ふ卵場)	(移動制限内の種卵に由来するもの) (ふ卵場→農場)	(移動制限外の種卵に由来するもの) (ふ卵場→農場)
移動制限区域	移動制限区域	△(1)	△(2)	△(3)	△(3)	△(4)
	搬出制限区域	×	△(2)	△(3)	△(3)	△(4)
	制限区域外	×	△(2)	△(3)	△(3)	△(4)
搬出制限区域	移動制限区域	△(5)	△(5)	△(5)	△(3)	△(5)
	搬出制限区域	○	○	○	△(3)	○
	制限区域外	△(5)	△(5)	△(5)	△(3)	△(5)
制限区域外	移動制限区域	△(6)	△(6)	△(6)	△(3)	△(6)
	搬出制限区域	○	○	○	△(3)	○
	制限区域外	○	○	○	○	○

○：条件無しで移動可能

△：条件付きで移動可能

×：移動不可

(数字は本文中の条件(第9の5の(1)～(6))に対応)

## 第10 家畜集合施設の開催等の制限（法第33条・第34条）

### 1 移動制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

- (1) 食鳥処理場（食肉加工場を除く。）
- (2) GPセンター
- (3) ふ卵場
- (4) 品評会等の家畜を集合させる催物

### 2 搬出制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における品評会等の家畜を集合させる催物の開催を禁止する。

### 3 制限の対象外

#### (1) 食鳥処理場の再開

##### ① 再開の要件

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の食鳥処理場は、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。なお、食鳥処理場で本病が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。

ウ 定期的に清掃・消毒をしていること。

エ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

オ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

##### ② 再開後の遵守事項

再開後には、次の事項を遵守するよう徹底する。

ア 作業従事者が食鳥処理施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

- イ 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
- ウ 家きんの搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。
- エ 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、搬入時に食鳥処理場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該家きんを搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。
- オ 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちに食鳥処理をすること。
- カ 搬入した家きんについて、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づき、食鳥処理をすることが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。
- キ 出荷カゴ等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。
- ク 搬入した家きんは、農場ごとに区分管理すること。
- ケ 家きん及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

## (2) GPセンターの再開

### ① 再開の要件

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内のGPセンターは、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。

- ア 車両消毒設備が整備されていること。
- イ 原卵と製品が接触しない構造になっていること。
- ウ 野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。
- エ 定期的に清掃・消毒をしていること。
- オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
- カ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

### ② 再開後の遵守事項

再開後には、次の事項を遵守するよう徹底する。

- ア 車両の出入り時の消毒を徹底すること。

- イ 家きん卵の収集は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場には立ち寄らないこと。
- ウ GPセンターの関係者が当該GPセンターに立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
- エ トレー等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。
- オ 搬入した家きん卵は、農場ごとに区分管理すること。
- カ 家きん卵の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

### (3) 心卵場の再開

#### ① 再開の要件

次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の心卵場は、動物衛生課と協議の上、事業を再開することができる。

- ア 車両消毒設備が整備されていること。
- イ 貯卵室、心卵室、心化室、ひな処理室等は、衛生的に区分された状態で設置され、ロットが異なる種卵及びひなが接触しない構造であること。
- ウ 貯卵室、心卵室、心化室、ひな処理室等は、野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。
- エ 定期的に清掃・消毒をしていること。
- オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
- カ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

#### ② 再開後の遵守事項

再開後には、次の事項を遵守するよう徹底する。

- ア 第9の5の(3)又は(4)により出荷が認められるまで、ひなを出荷しないこと。
- イ 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
- ウ 心卵場の関係者が作業場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
- エ ハッチャー等の器具は、使用前後に消毒すること。
- オ コンテナ、トレー等は、使用前後に消毒するとともに、害虫、野鳥

等と接触するおそれのない場所で保管すること。

カ ロットが異なる種卵及びひなが接触しないようにすること。

キ 搬入する種卵は、入卵時及びふ卵中に少なくとも1回ホルマリン^{くん}燻蒸等により消毒すること。

ク ひなの出荷は、農場ごとに行うこと。

ケ ふ卵に伴う残存物等（卵殻、発育停止卵、死ごもり卵、綿毛、胎便等）は、焼却又は消毒後廃棄等により、適切に処理すること。

コ 種卵及びひなの搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

(4) 都道府県は、(1) から (3) までの規定に基づき事業を再開した施設において、遵守事項が遵守されていないことを確認した場合には、当該施設における事業の実施を再度禁止する。

## 第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2）

- 1 都道府県は、本病の発生の確認後速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。
  
- 2 具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場からおおむね半径1キロメートルの範囲内）、移動制限区域及び搬出制限区域の境界その他の場所を選定する。また、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。
  - （1）道路網の状況
  - （2）一般車両の通行量
  - （3）畜産関係車両の通行量
  - （4）山・河川等による地域の区分
  
- 3 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫作業車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫作業関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

### 【留意事項】車両消毒等に関する事項

#### 1 消毒ポイントによる消毒

##### （1）消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案するものとする。

##### （2）消毒ポイントにおける消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消毒）により行う。また、作業従事者は、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に

配置する。

### ① 畜産関係車両

車両の消毒は、車体を腐食しにくい逆性石けん液、消石灰等を用いる。また、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席も含めて車両全体を消毒する。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意する。また、運転手の手指の消毒及び靴底消毒を徹底する。

### ② 一般車両

最低限、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施する。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換するものとする。

## 2 正確な情報提供・指導

発生県以外の都道府県は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生県の車両の出入りが制限されるようなことがないよう、正確な情報提供・指導を行う。

## 第12 ウイルスの浸潤状況の確認

### 1 疫学調査

#### (1) 調査の実施方法

都道府県は、患畜又は疑似患畜の判定後、速やかに、病性判定日から少なくとも21日間（低病原性鳥インフルエンザにあっては、180日間）遡った期間を対象として、発生農場における家きん、人（獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（集卵車、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、堆肥運搬車両等）の出入りに関する疫学情報を収集し、ウイルスに汚染したおそれのある家きんに関する調査を実施し、極力短期間で完了させる。

#### (2) 疫学関連家きん

調査の結果、次の家きんであることが明らかとなったものは、疫学関連家きんとして、法第32条第1項の規定に基づき移動を禁止し、臨床症状の観察を行うとともに、患畜又は疑似患畜との接触後14日を経過した後に血清抗体検査を行う。

- ① 病性判定日から遡って8日以上21日以内に患畜と接触した家きん
- ② 病性判定日から遡って8日以上21日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家きん
- ③ 病性判定日から遡って21日以内に発生農場に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に出入りした他の農場等で飼養されている家きん
- ④ 第5の2の（1）の②のオ及びカ並びに（2）の②のキ及びクに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん

#### 【留意事項】疫学調査に関する事項

- 1 都道府県は、家きん、人及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問（当該訪問者の訪問前後の行動歴を含む。）その他高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行う。
- 2 このため、都道府県は、農場所有者（又は管理者）、畜産関連業者その他の関係者に対し、疫学調査時に速やかに情報が提供されるよう、日ごろから、農場に出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理する

よう指導すること。

- 3 都道府県畜産主務課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該他の都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県の畜産主務課は、発生都道府県と同様に、調査を行う。
- 4 農場等への立入検査及び報告徴求は、法第51条第1項及び第52条第1項の規定に基づき、実施する。

### 【留意事項】疫学調査に関する実施項目

本病の感染経路をあらゆる面から検証するため、以下を参考に、関係者からの聴き取り調査等を実施することにより疫学情報の収集を行う。

#### 1 調査対象

- (1) 発生農場
- (2) 発生農場と疫学関連のある畜産関係施設(種鶏場、ふ卵場、GPセンター、食鳥処理場、家きんの飼養農場、飼料工場、飼料販売先、農協等)
- (3) 発生農場周辺の水きん類の飛来している池等

#### 2 調査事項

- (1) 河川、池、湖沼、ダム、山、湿地、道路、田畑、野鳥飛来地などの状況及び農場との位置関係
- (2) 気温、湿度、天候、風量・風向など
- (3) 飼料運搬車両、集卵車両、機器搬入車両などの車両や運搬物資の動き
- (4) 農場所有者(又は管理者)及び従業員、管理獣医師、薬品業者、農協職員、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き(海外渡航歴、野鳥等との接触の有無を含む。)
- (5) 野鳥、ねずみ、いたち等の野生動物、はえ、ごきぶり等の衛生害虫の分布、侵入及び接触機会の有無
- (6) 家きん舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策、給餌方法、給水方法(給与水の消毒を含む)、機器・設備の他農場との共有の有無など

### 3 ウイルス分離検査及び抗体保有状況調査

下記のを参考に検査を行う。

- (1) 野鳥：猟友会等の協力、捕獲器等により発生地周辺の野鳥を捕獲して採材する。また、発生農場周辺で発見された死亡野鳥についても検査を実施する。
- (2) 野生動物：捕獲器等により発生農場周辺のねずみ、いたち等を捕獲して採材する。
- (3) 豚：必要に応じて、発生地を中心とした半径5km周辺の豚飼養農場を抽出し、農場当たり10頭程度の検査を実施する。

## 2 制限区域内の周辺農場の検査

### (1) 発生状況確認検査

都道府県は、患畜又は疑似患畜の判定後、原則として24時間以内に、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める農場（家きんを100羽以上飼養する農場に限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

- ① 高病原性鳥インフルエンザの場合 移動制限区域内の農場
- ② 低病原性鳥インフルエンザの場合 制限区域内の農場

### (2) 清浄性確認検査

制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、（1）と同様の検査を行う。

### 【留意事項】発生状況確認検査及び清浄性確認検査の方法

- 1 家きん舎ごとに5羽（高病原性鳥インフルエンザにあつては、うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。）とする。）を対象に気管スワブ、クロアカスワブ及び血液を検体として採材する。
- 2 都道府県は、1で採材した検体について、ウイルス分離検査及び血清

抗体検査を行う。

### 3 検査員の遵守事項

2の検査を行う者は、次の事項を遵守する。

- ① 当該農場を出る際には、身体、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
- ② 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- ③ 立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、遺伝子検査の結果が判明するまで、他の農場に立ち入らないこと。

### 4 その他

- (1) 農林水産省は、1の調査及び2の検査並びに動物衛生研究所の行う検査の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を行う。
- (2) 発生農場の防疫措置に従事した日から7日を経過していない者は、1の調査及び2の検査において、農場に立ち入らないものとする。

### 第13 ワクチン（法第31条）

1 現行のワクチンは、本病の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画・無秩序なワクチンの使用は、本病の発生又は流行を見逃すおそれを生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。また、肉用鶏については、ワクチン接種した場合に、休薬期間に係る食品衛生法（昭和22年法律第233号）上の問題もある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要がある。我が国における本病の防疫措置は、早期の発見と患畜又は疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わない。

2 農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する（なお、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、法上、予防的殺処分は認められていない。）。

- ① 埋却を含む防疫措置の進捗状況
- ② 感染の広がり（疫学関連農場数）
- ③ 環境要因（周辺家きん農場数、家きん飼養密度、山・河川の有無等の地理的状況）

3 農林水産省は、緊急ワクチン接種の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。

- ① 実施時期
- ② 実施地域
- ③ 対象家きん
- ④ その他必要な事項（本病の発生の有無を監視するための非接種家きんの設置、移動制限の対象等）

4 都道府県は、緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。この際、農林水産省は、必要十分なワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に譲渡し、又は貸し付ける。

**【留意事項】 ワクチン受領書及びワクチン使用報告書**

ワクチンの受領は、様式8により行う。また、ワクチンの使用が終了した場合には、別記様式9により、動物衛生課に報告する。

- 5 農林水産省は、感染予防が可能なワクチンの研究・開発を強力に進め、その成果が出た場合には、本指針を速やかに見直すものとする。

**【留意事項】 ワクチンに関する事項**

- 1 ワクチン及び注射関連資材の備蓄場所は、原則として、動物検疫所とし、農林水産省は、発生時に都道府県の施設等に移送する。
- 2 ワクチンの接種は、法第31条の規定に基づき実施し、原則として、接種地域の外側から発生農場側に向けて、迅速かつ計画的に実施する。
- 3 ワクチンを接種するに当たっては、定められた用法及び用量に従うものとする。注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従うものとする。
- 4 未開梱のワクチンについては、動物衛生課及び動物検疫所と調整し返還する。また、開梱又は使用期限切れのワクチンについては、焼却処分するなど適切に処理を行う。

## 第14 家きんの再導入

第7の4の消毒を行った後、都道府県は、家きんの再導入を予定する農場を対象に、次の検査を行う。この際、都道府県は、当該農場に対し、再導入後は毎日家きんの臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に通報するよう指導を徹底する。

- 1 家きん舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査
- 2 清浄性確認のため導入した家きん（以下「モニター家きん」という。）の臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査

### 【留意事項】家きんの再導入に関する事項

- 1 再導入予定農場の立入検査は、家畜防疫員が行う。
- 2 確認する内容は、次のとおりとする。
  - (1) 農場内の消毒を、と殺終了後1週間間隔で3回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。
  - (2) 農場内の飼料、家きん排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了していること。
- 3 家畜防疫員等は、当該農場に対し、初回の再導入の際は、念のため、家きん舎ごとの導入羽数を少数とし、その後は段階的な導入に努めるよう指導する。
- 4 家きんの再導入に当たっては、都道府県は、万一の発生に備え、迅速にと殺を行える体制を維持するとともに、家きんの所有者による埋却地の確保が十分でない場合には、あらかじめ市町村と協議を行い、地域ごとに十分な焼却施設又は埋却予定地を確保しておくものとする。
- 5 原則として、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間は、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止する。ただし、家畜防疫員等の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合には、この限りでない。

## 第15 農場監視プログラム

### 1 農場監視プログラムの適用

- (1) 患畜又は疑似患畜とは判定されなかったものの、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が確認された家きんを飼養する農場については、次の2から5までに掲げる措置（以下「農場監視プログラム」という。）を適用する。
- (2) 農場監視プログラムは、農場監視プログラムの適用開始時において飼養されている全ての家きんが処理された時点で、適用を終了する。
- (3) なお、都道府県知事は、適用農場（農場監視プログラムが適用された農場をいう。以下同じ。）において第9の1の（5）の①から③までに掲げる異状を確認した場合には、直ちに報告を行うよう家きんの所有者に求める。

### 2 移動制限

- (1) 適用農場においては、法第32条の規定に基づき、次に掲げるものの移動を禁止する。
- ① 生きた家きん
  - ② 家きん卵
  - ③ 家きんの死体
  - ④ 敷料、飼料、排せつ物等
  - ⑤ 家きん飼養器具
- (2) 制限の対象外
- ① 敷料等の移動  
敷料、飼料、排せつ物、家きんの死体等は、動物衛生課と協議の上、これらを焼却し、埋却し、又は消毒することを目的に処理施設等に移動することができる。この場合、移動時に第9の5の（7）の②のアからクまでの措置を講ずる。
  - ② 家きん卵の出荷

家きん卵は、動物衛生課と協議の上、GPセンター及びふ卵場に出荷することができる。

### ③ 家きんの出荷

モニター家きんを対象とする4の(2)の検査により全て陰性を確認している場合には、飼養家きんを食鳥処理場に直接搬入することができる。この場合、移動時に第9の5の(1)の②のアからクまでの措置を講ずる。

## 3 周辺農場の検査

適用農場を中心とした半径5キロメートル以内の区域にある農場について、1の(1)の抗体の確認後、原則として24時間以内に、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施する。

## 4 清浄性の確認のための検査

(1) 適用農場においては、家畜防疫員が標識を付したモニター家きんを、全ての家きん舎を対象に、1家きん舎当たり30羽以上配置する。この際、家きん舎内での偏りが無いよう配置する。

(2) 都道府県は、モニター家きんを配置した日から14日後及び28日後に、適用農場における全ての家きん舎に立ち入り、モニター家きんを対象とした臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

(3) 都道府県は、モニター家きんを配置した日から28日が経過した後は、原則として28日ごとに、(2)の検査を実施する。

### 【留意事項】農場監視プログラムにおけるモニター家きん検査開始前の検査

都道府県は、農場監視プログラムの適用開始時から最初のモニター家きんの検査が実施されるまでの間、飼養家きんの臨床検査を実施するとともに、1家きん舎当たり30羽以上を対象にウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

---

## 5 家きんの再導入

適用農場における家きんの再導入は、次の要件のいずれにも該当している場合に行うことができる。

- (1) 再導入しようとする家きん舎に、農場監視プログラムの適用開始時に飼養されていた家きんがいないこと。
- (2) 適用農場の全ての家きん舎において、モニター家きんを対象とする4の(2)の検査により全て陰性を確認していること。
- (3) 再導入しようとする家きん舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査を行い、陰性を確認すること。

## 6 疫学調査

### (1) 調査の実施方法

都道府県は、農場監視プログラムの適用の開始後、1の(1)の抗体の確認日から少なくとも180日間遡った期間を対象として、適用農場における家きん、人（獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（集卵車、飼料運搬車、死亡鳥回収車両、堆肥運搬車両等）の出入りに関する疫学情報を収集する。

### (2) 検査

都道府県は、(1)の調査の結果、適用農場と疫学的関連があると確認された農場を対象に、飼養家きんの臨床検査を実施するとともに、1家きん舎当たり10羽以上を対象にウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

## 第16 発生の原因究明

- 1 農林水産省及び都道府県は、本病の発生の確認後直ちに、発生農場に関する疫学情報の収集、家きん、人（獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（集卵車、飼料運搬車、死亡鳥回収車両、堆肥運搬車両等）の移動、飲用水・飼料の利用、物品の移動、野鳥の飛来状況、気象条件等に関する網羅的な調査を、動物衛生研究所等の関係機関と連携して実施する。
- 2 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な助言・指導を行うとともに、調査の結果を踏まえ、原因究明の分析・取りまとめを行う。

## 第17 その他

- 1 種鶏など遺伝的に重要な家きんを含め、畜産関係者の保有する家きんについて、個別の特例的な扱いは、一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、種鶏の分散配置などにより、日頃からリスク分散を図る。
- 2 農林水産省は、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。
- 3 農林水産省は、防疫措置の改善に寄与する研究・開発を強力に進め、その成果が出た場合は、本指針を速やかに見直す。

## 1 家畜保健衛生所で行うモニタリング又は病性鑑定の検査方法

防疫指針第3の1及び2の都道府県において実施するモニタリングのウイルス分離検査及び血清抗体検査の方法並びに防疫指針第4の4の都道府県による家畜保健衛生所での検査の方法は、以下のとおりとする。

### (1) 遺伝子検査

防疫指針に定められた検査対象家きん及びその他家畜防疫員が必要と認める家きんの気管スワブ及びクロアカスワブについて、別記1-1～1-3の方法又は動物衛生課と協議の上、適当と認められた方法による検査を行う。当該検査の結果、陽性であった検体については、(2)の検査を行う。

### (2) ウイルス分離検査

#### ① 材料の採取

家きんから気管スワブ及びクロアカスワブを採取する。

#### ② 材料の運搬

材料は密閉容器に入れ、容器の外側は消毒し、破損や水漏れがないように包装を厳重にして、冷蔵状態で運搬する。

#### ③ 材料の処理

材料は抗生物質を添加したブイヨン、細胞培養液又はPBS (pH7.0～7.4) 中に入れる。抗生物質は、例えばペニシリン (10,000単位/mL)、ストレプトマイシン (10mg/mL)、ゲンタマイシン (50 $\mu$ g/mL) 及びマイコスタチン (1,000単位/mL) を使用し、抗生物質添加後のpHは7.0～7.4に合わせる。

排せつ物や臓器は抗生物質添加液で10～20% (w/v) 乳剤にし、室温に1～2時間静置後ウイルス分離に供する。

#### ④ 発育鶏卵への接種 (ウイルス分離)

A型インフルエンザウイルスの分離には発育鶏卵を用いる。材料乳剤を1,000Gで遠心し、その上清を2個以上の9～11日齢発育鶏卵の尿膜腔内に0.2mL接種し、35～37°Cで48時間ふ卵する。原則として24時間以内に鶏胚が死亡した場合は事故死とする。ふ卵24時間以降に鶏胚が死亡した場合はその時点で、48時間後に生残した場合は4°Cに1夜冷却した後、尿膜腔液の赤血球凝集性 (以下「HA」という。) についてマイクロプレート法による検査 (以下「HA試験」という。) を行う。HA試験が陰性の場合にはさらに1回発育鶏卵への接種を行う。

#### ⑤ 鳥パラミクソウイルスとの鑑別

接種発育鶏卵から採取した雑菌増殖のない尿膜腔液のHA試験が陽性であればA型インフルエンザウイルス又は鳥パラミクソウイルスによるものであると推定できる。HA試験が陽性の場合、鳥パラミクソウイルスであることを否定するため、9血清型が知られている鳥パラミクソウイルスのうち、1型のニューカッスル病ウイルスが広く分布していることから、まず、抗ニューカッスル病ウイルス血清を用いて赤血球凝集抑制反応試験 (以下「HI試験」という。) を行う。

この結果、ニューカッスル病ウイルスが否定された場合には、分離されたウイルス又は遺伝子増幅産物を冷蔵状態で動物衛生研究所に送付し、病性鑑定に供する。

### (3) 血清抗体検査

鶏を検査する場合にあっては、②の方法（②の診断薬を入手できない場合その他やむを得ない事情により②の方法による検査を実施できない場合には、①の方法）で行い、鶏以外の家きんを検査する場合にあっては、①の方法で行う。

① すべてのA型インフルエンザウイルスは共通したヌクレオカプシド（NP）抗原とマトリックス（M）抗原を有していることから、これらの抗体が検出可能な寒天ゲル内沈降反応を行う。

#### ア 抗原作製

10日齢の発育鶏卵に指定のウイルスを接種し、漿尿膜を採取する。漿尿膜の乳剤を作製し、3回の凍結融解後、1,000Gで遠心し、上清を得る。遠心上清は0.1%のホルマリン又は1%のベータプロピオラクトンで不活化し、抗原とする。

#### イ 反応法

試験は8%（w/v）のNaClを含む0.1Mリン酸緩衝液（PBS、pH7.2）に1%（w/v）にアガロース又は精製寒天を加え溶解し、シャーレに2～3mm厚に流し込んだものを用いる。寒天に直径5mmの穴で2～5mm離れたパターンを作製し、中央の穴には抗原、周囲の穴には検査血清と指定の陽性血清を交互に0.05mLずつ入れ、48時間反応させる。その結果、検査血清の沈降線が陽性抗体の沈降線と連結した場合には、血清抗体検査陽性と判定する。沈降線が交差した場合には、非特異反応と判定する。

② 薬事法により動物用医薬品として承認された診断薬を用いてエライザ法による検査を行い、当該検査の結果、陽性であった場合には、引き続き①の検査を行う。その結果、陽性であった場合には、血清抗体検査陽性と判定する。

### (4) モニタリング又は病性鑑定結果に関する記録

家畜保健衛生所は、モニタリング又は病性鑑定時に採材した材料、家きんの飼養形態等の情報及びモニタリング等の結果について、参考様式を用いて電子媒体にて記録する。

## 2 家畜保健衛生所から動物衛生研究所への材料送付

防疫指針第4の4の（2）並びに5の（1）及び（2）による家畜保健衛生所から動物衛生研究所への材料送付は、以下のとおり行うこととする。

### (1) 材料の送付

家畜保健衛生所等における病性鑑定又はモニタリングの結果、A型インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合、家畜保健衛生所は、分離されたウイルス又は遺伝子増幅産物を別記2の記載事項に留意しつつ動物衛生研究所に送付する。この場合には、「病性鑑定依頼書」（留意事項の様式5）及び「異常家畜が所在する農場等の疫学情報（現地調査票）」（留意事項の様式4）を添付する。

### (2) 連絡

① 家畜保健衛生所は、都道府県畜産主務課に対し、動物衛生研究所に材料を送付する旨を連絡するとともに、「異常家畜が所在する農場等の疫学情報（現地調査票）」（留意事項の様式4）をファクシミリ又は電子メールにて送付する。

- ② 都道府県畜産主務課は、動物衛生課に対し動物衛生研究所に材料を送付する旨を連絡するとともに、「異常家畜が所在する農場等の疫学情報（現地調査票）」（留意事項の様式4）をファクシミリ又は電子メールにて送付する。

### 3 動物衛生研究所で行う病性鑑定

防疫指針第5の1の（1）及び（2）の動物衛生研究所において実施する病性鑑定方法は、以下のとおりとする。

#### （1）A型インフルエンザウイルスの同定

寒天ゲル内沈降反応等によりA型インフルエンザウイルスの同定を行う。

検査用の抗原は感染尿膜腔液中のウイルスの濃縮又は感染漿尿膜からの抽出とする。検査用抗原及び陽性抗原と既知陽性血清間に形成された沈降線が連結した場合には、陽性と判定する。ウイルスの濃縮は感染尿膜腔液の超遠心の沈殿による。

#### （2）ウイルスの性状判定

##### ① 抗原性判定

分離ウイルスのHA及びNA亜型は、HA及びNA亜型の特異抗血清を用いてHI試験及びノイラミニダーゼ活性抑制試験（NI試験）により決定する。

##### ② 病原性判定試験

分離ウイルスの病原性判定試験は国際獣疫事務局（OIE）マニュアルに準拠して次の試験により行う。

滅菌PBSで10倍に希釈した感染尿膜腔0.2mLを4～8週齢の感受性鶏8羽に接種し、10日間経過観察を行い、以下のア～ウに該当する場合、分離ウイルスを高病原性と判定する。

ア 10日以内に6～8羽を死亡させた場合。

イ 10日以内に0～5羽を死亡させた場合であって、分離されたウイルスがH5又はH7亜型であり、かつ、赤血球凝集素たん白の結合ペプチドのアミノ酸配列が他の高病原性鳥インフルエンザウイルスと類似している場合。

ウ 10日以内に1～5羽を死亡させた場合であって、分離されたウイルスがH5又はH7亜型以外の亜型であり、かつ、トリプシン無添加下の細胞培養でウイルスの増殖性（細胞変性効果又はプラークの形成）が観察され、かつ、赤血球凝集素たん白の結合ペプチドのアミノ酸配列が他の高病原性鳥インフルエンザウイルスの配列と類似している場合。

## ウイルス遺伝子検出検査 (RT-PCR検査)

NP遺伝子を標的にしたプライマーでA型インフルエンザウイルスを検出する。

## 1 プライマー

NP1200f : CAG RTA CTG GGC HAT AAG RAC

(注 : R=A or G、H=A or T or C)

NP1529r : GCA TTG TCT CCG AAG AAA TAA G

プライマーはそれぞれ20pmole/ $\mu$ L濃度に調整し、等量混合 (Primer mix) して分注保存する。

(参考文献 : Lee M, et al. J Virol Methods 97, 13-22 (2001))

## 2 RNA抽出

市販のRNA抽出キットを用い、添付マニュアルに従う。

## 3 RT-PCR反応

(1) 以下のように調整した反応液を1サンプル当たり19 $\mu$ Lずつ反応チューブに分注する。

RN ase-free 蒸留水	6.8 $\mu$ L
5X Buffer (100mM Tris-HCL、pH8.3、500mM KCl)	4.0 $\mu$ L
DTT	2.0 $\mu$ L
dNTP mix (10mM)	4.0 $\mu$ L
M-MLV Reverse transcriptase (200 $\mu$ / $\mu$ L)	1.0 $\mu$ L
Random 9 mer	1.0 $\mu$ L
RN ase inhibitor (10 $\mu$ / $\mu$ L)	0.2 $\mu$ L

(2) 反応液を分注した各チューブに抽出したRNAを1 $\mu$ L加える。(陽性対照にはウイルスRNAを、陰性対照にはRN ase-free 蒸留水を加える。)

(3) 以下の反応条件でRT反応を行う。

30°C	10分
42°C	30~60分
95°C	5分

4 °C	保持
------	----

(4) 以下のように調整したPCR反応液を、1 サンプル当たり49  $\mu$ LずつPCR反应用チューブに分注する。合成したcDNAを各反应用チューブに1  $\mu$ L加える。

RN ase-free 蒸留水	38.75 $\mu$ L
10X Buffer (100mM Tris-HCL、pH8.3、500mM KCl、MgCl ₂ )	5.00 $\mu$ L
dNTP mix (10mM)	4.00 $\mu$ L
Ex Taq (5 $\mu$ / $\mu$ L)	0.25 $\mu$ L
Primer mix (forward & reverse)	1.00 $\mu$ L

(5) 以下の反応条件でPCR反応を行う。

94°C	10分	} 35サイクル
94°C	30秒	
50°C	30秒	
72°C	30秒	
4 °C	保持	

(6) アガロース電気泳動でPCR産物 (329bp) を確認する。

## ウイルス遺伝子検出検査（リアルタイムRT-PCR検査・輸入）

Matrix遺伝子の保存領域を標的にしたプライマーでA型インフルエンザウイルスを検出するとともに、必要に応じて、HA遺伝子HA2領域を標的にしたプライマーでH5亜型、H7亜型の同定を行う。

## 1 RNA抽出

キアゲン社のRNeasy MiniKit又はこれと同等の能力を有するRNA抽出キットを用い、それぞれ添付マニュアルに従う。

## 2 リアルタイムRT-PCR検査

x-0v0社のThe FLOCKSCREEN AI-4 PCR Kitを用い、以下の方法で検査を行う。なお、A型インフルエンザウイルスの検出を先に行い、陽性であった検体について、必要に応じて、H5亜型及びH7亜型のA型インフルエンザウイルスの検出を行う。

## (1) プライマー・プローブ混合液の作成

凍結乾燥されたプライマー・プローブを1.2mLのRNase-free 蒸留水で融解し、プライマー・プローブ混合液とする。

## (2) 陽性対照RNAの作成

凍結乾燥された不活化ウイルスを1mLのRNase-free 蒸留水で融解後、1の方法でRNAを抽出して、陽性対照RNAとする。

## (3) リアルタイムRT-PCR反応

ア 以下のように試薬を1サンプル当たり20 $\mu$ Lずつチューブで調整し、反応液とする。

試薬	容量
RNase-free 蒸留水	4.8 $\mu$ L
プライマー・プローブ混合液	2.5 $\mu$ L
2 x RT-PCR master mix	12.5 $\mu$ L
酵素混合液	0.2 $\mu$ L
合計	20 $\mu$ L

イ 反応液を数秒ボルテックスした後、遠心し各20 $\mu$ Lずつ滅菌PCRチューブ又はリアルタイムPCR用96穴プレートのウェルに分注する。

ウ 反応液を分注した各チューブ又は各プレートのウェルに1により抽出したRNAを5 $\mu$ Lずつ加える。また、陽性対照には(2)の陽性対照RNAを、陰性対照にはRNase-free 蒸留水をそれぞれ5 $\mu$ Lずつ加える。

エ リアルタイムPCR機器の蛍光フィルターをFAMに設定し、以下の反応条件でリア

ルタイムRT-PCR反応を行う。

(ア) A型インフルエンザウイルス検出用反応 (FAM蛍光検出)

反応	温度	時間
逆転写	50℃	20分
初期変性	95℃	15分
変性	94℃	45秒
アニーリング・伸長	60℃	45秒

} 40サイクル

(イ) H5亜型、H7亜型のA型インフルエンザウイルス検出用反応 (FAM蛍光検出)

反応	温度	時間
逆転写	50℃	20分
初期変性	95℃	15分
変性	94℃	45秒
アニーリング・伸長	54℃	45秒

} 40サイクル

ただし、以下の a 及び b が認められない場合、その検査は無効とみなし、再検査を行うこと。

a 陽性対照の増幅曲線に明瞭な増幅が認められ、9から20の間のCycle threshold (Ct) 値を示すこと。

b 陰性対照の増幅曲線に閾値以上の^{いきち}蛍光の増加が一切認められないこと。

#### (4) 結果の判定

以下により結果の判定を行う。

ア 明瞭で一定した蛍光の増加が認められ、Ct値が9から37の間にあった場合、陽性と判定する。

イ 閾値以上のFAMの蛍光の上昇が認められなかった場合、陰性と判定する。

ウ Ct値が9未満の場合、抽出した被検RNAをRNase-free 蒸留水で10倍希釈し、再検査を行う。

エ Ct値が37より大きく、一定しない弱い蛍光の上昇を示す場合、非特異的反応とみなし、陰性と判定する。

オ Ct値が37より大きく40未満であり、弱いながらも一定の蛍光上昇を示す場合、疑陽性とみなし、再検査を行う。

### 3 注意事項

(1) A型インフルエンザウイルスの検出とH5亜型及びH7亜型のA型インフルエンザウイルスの検出で温度条件が異なるため、注意すること。

- (2) プローブは反応検出のためFAMで標識されているため、FAMに対するフィルターを有するリアルタイムPCR機器を使用すること。
- (3) 検査の全過程を通して、酵素が含まれる溶液は4℃前後に保つこと。
- (4) 1の抽出したRNAを保存する場合は、1週間程度であれば-20℃前後、長期間であれば-70℃前後で保存すること。
- (5) 2の(1)のプライマー・プローブ混合液を保存する場合は、分注して、暗所で紫外線を避け-20℃前後で保管すること。
- (6) 2の(2)の陽性対照RNAを保存する場合は、数日間であれば4℃前後、長期間であれば-70℃前後で保存する。なお、保存の際は凍結融解の繰り返しによるRNA分解を避けるため、分注保存すること。
- (7) 再検査の結果、陽性又は陰性と判定できなかったものは、ウイルス分離検査を行う。

## ウイルス遺伝子検出検査（リアルタイムRT-PCR検査・国産）

A型インフルエンザウイルスに広く保存されているNP（Nucleoprotein）遺伝子領域を標的にしたプライマー及びプローブで、A型インフルエンザウイルスを検出する。

## 1 RNA抽出

キアゲン社のRNeasy MiniKit又はこれと同等の能力を有するRNA抽出キットを用い、添付マニュアルに従ってサンプルからRNAを抽出する。

## 2 相補鎖DNA（cDNA）の合成

cDNA合成試薬[PrimeScript RT reagent Kit, Takara RR037A]を用いて、以下の方法でサンプルRNAからcDNAを合する。

## (1) RT master mixtureの作成

1 サンプル当たり以下の試薬と容量で、RT master mixtureを調整し、1 ウェル（チューブを用いる場合はチューブ。以下「ウェル等」という。）当たり5.0  $\mu$ Lずつ分注する。

試薬	容量
RNase-free 蒸留水	2.0 $\mu$ L
5x PrimeScript Buffer (for Real Time)	2.0 $\mu$ L
PrimeScript RT Enzyme Mix	0.5 $\mu$ L
Random 6 mers (100 $\mu$ M)	0.5 $\mu$ L
合計	5.0 $\mu$ L

## (2) ウイルスRNAの添加

サンプルのウェル等にはサンプルRNAを、陰性対照のウェル等には蒸留水を、陽性対照のウェル等には陽性対照のウイルスRNAをそれぞれの5  $\mu$ Lずつ添加する。

## (3) cDNAの合成

(2) のチューブ又はプレートをPCR装置にセットし、以下のプログラムに従って、cDNAを合成する。

37°C 15分間 → 85°C 5秒間 → 4°C

## 3 リアルタイムPCR検査

リアルタイムPCR試薬[Premix Ex Taq (Perfect Real Time), Takara RR039A]、NP遺伝子検査用のプライマー及びプローブを用いて、以下の方法でNP遺伝子を検出する。

## (1) PCR master mixtureの調整

ア 1 サンプル当たり以下の試薬と容量で、PCR master mixtureを調整する（検査には1 サンプルに対し2つのウェル等を使用する。）。

試薬	容量
PreMix Ex Taq	20.0 $\mu$ L
Forward Primer (10 pmol/ $\mu$ L)	4.0 $\mu$ L
Reverse Primer (10 pmol/ $\mu$ L)	4.0 $\mu$ L
Probe (5 pmol/ $\mu$ L)	4.0 $\mu$ L
Dye IIの5倍希釈液	4.0 $\mu$ L
RNase-free 蒸留水	2.0 $\mu$ L
合計	38.0 $\mu$ L

イ PCR Master Mixtureを1 サンプルにつき2つのウェル等に19  $\mu$ Lずつ分注する。

鳥インフルエンザウイルスのNP遺伝子を検出するプライマーとプローブ

プライマーと プローブの番号	プライマーと プローブの場所	塩基配列
#551	NP-1200F	AGRTAYTGGGACYATAAGRAC
#806	NP-1529R	GCATTGTCTCCGAAGAAATAAG
#553	NP-Probe	FAM-ATCGGGYTCGTYGCCTTTTCGTCY-BHQ

※ PCRの増幅産物のサイズは330bp

※※R：AとGの混合塩基、Y：TとCの混合塩基

注意：ROX Dyeの調整は機種及び解析ソフトによって異なるため、事前にメーカーにお問い合わせ確認すること。なお、代表的なリアルタイムPCR機器に使用するROX Dyeの種類と添加量は以下のとおり。

メーカー	機種	使用する Dye の種類	Master Mixture 調整	
			希釈	添加量
ABI	7300、7900HT	ROX Reference Dye (50 $\times$ )	Dye : DW = 2 : 8	2 $\mu$ l
	7500、7500Fast	ROX Reference Dye II (50 $\times$ )	Dye II : DW = 2 : 8	2 $\mu$ l
	Step One Plus	ROX Reference Dye (50 $\times$ )	Dye : DW = 2 : 8	2 $\mu$ l
Bio-rad	CFD3240	不要	DW	2 $\mu$ l
	CFX96	不要	DW	2 $\mu$ l

	iQ5	不要	DW	2 $\mu$ l
Stratagene	MX3000P	ROX Reference Dye II (50 $\times$ )	Dye II : DW = 2 : 8	2 $\mu$ l
Takara	TP800	不要	DW	2 $\mu$ l

(2) cDNAの添加

ア cDNAを1 $\mu$ Lずつウェル等に添加する。

イ プレートをシール後、遠心(1000 rpm 5秒間)し、試薬をウェル等の底に落とす。

(3) 遺伝子増幅

ア プレートをリアルタイムPCR装置にセットし、蛍光フィルターをFAMに設定し、以下のプログラムで遺伝子増幅反応を行う。

イ 増幅プログラム

(ア) 95 $^{\circ}$ C 30秒間 1回

(イ) 95 $^{\circ}$ C 10秒間  $\rightarrow$  50 $^{\circ}$ C 20秒間  $\rightarrow$  60 $^{\circ}$ C 32秒間を35サイクル

ウ 以下の(ア)及び(イ)が認められない場合、その検査は無効とみなし、再検査を行うこと。

(ア) 陽性対照に明瞭な増幅曲線が認められ、Cycle threshold (Ct)値が15~25回の間を示すこと。

(イ) 陰性対照に明瞭な増幅曲線が認められないこと。

(4) 結果の判定

以下により結果の判定を行う。

ア 明瞭な蛍光増殖が2つのウェル等に認められCt値が33回以内の場合は、陽性と判定する。

イ 以下の場合には陰性と判定する。

(ア) 閾値以上の明瞭な増幅曲線が2つのウェル等ともに認められなかった場合

(イ) 1つのウェル等に明瞭な増幅曲線が認められず、1つのウェル等に非増殖性の蛍光ラインが認められる場合

(ウ) 2つのウェル等ともに非増殖性の蛍光ラインが認められる場合

(エ) 1つのウェル等に明瞭な増殖曲線が認められず、もう1つのウェル等でCt値が34回以降に弱い増幅曲線が認められた場合

ウ 以下の場合には再検査を実施する。

(ア) Ct値が9未満の場合、抽出した被検RNAをRNase-free 蒸留水で10倍希釈し、cDNAを合成後、再検査を実施する。

(イ) Ct値が2つのウェル等で34~35回で、弱いながらも一定の蛍光上昇を示す場合、疑陽性とみなし、再検査を実施する。

4 注意事項

(1) プローブは反応検出のためFAMで標識されているため、FAMに対するフィルターを有するリアルタイムPCR機器を使用すること。

(2) 検査の全過程を通して、酵素、プライマー及びプローブが含まれる溶液は4 $^{\circ}$ C前後に保つこと。

(3) 1で抽出したRNAは-70 $^{\circ}$ Cで、cDNAは-20 $^{\circ}$ Cでそれぞれ保存すること。

(4) 3のプライマー液、プローブ液(遮光)は分注して、-20 $^{\circ}$ Cで保管すること。

(5) 陽性対照RNAは分注して、-70 $^{\circ}$ Cで保存すること。

- (6) 3の(1)で調整したPCR master mixtureを入れたプレートは、確実にシールした状態であれば、-70℃で半年間程度は保存することができる。
- (7) 再検査の結果、陽性又は陰性と判定できなかったものは、ウイルス分離検査を行う。

## 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザモニタリング実施成績

都道府県名  
平成 年 月 分

検体 番号	検体	採取年月日	採取地 (市、郡)	週齢	性別	用途	家さん 舎構造	飼養形態	AGP抗体 検査	HAウイルス 分離	ND-HI 試験	備考
(記入例) A-001	血清	2003/10/10	〇〇市	10	雌	採卵用鶏	解放	ケージ	+			
合計												

## 記入例

用途別：採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用種鶏、その他（具体的に記入）

家さん舎構造：解放、無窓、その他（具体的に記入）

飼養形態：ケージ、平飼い、その他（具体的に記入）

AGP抗体検査：+、-

ウイルス分離：+、-

※野鳥に関するモニタリング実施成績については、用途欄に野鳥の種類を記入する。

定点モニタリングにおける選定農場の概要

都道府県名：                    

番号	農場名	飼養者名	農場住所	飼養鳥種	飼養羽数	鶏舎数	用途	農場選定理由
(記載例)			〇〇市〇〇町				採卵用鶏	開放型の飼養をしている。
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								

(備考)

1 用途欄には、採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用鶏種鶏又はその他(具体的に記載すること)の

## 強化モニタリングにおける選定農場の概要

都道府県名：

---

番号	農場名	飼養者名	農場住所	飼養鳥種	飼養羽数	家きん舎数	用途
(記載例)			〇〇市〇〇町				採卵用鶏
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							

(備考)

- 1 用途欄には、採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用鶏種鶏又はその他(具体的に記載すること)の別を記載すること。
- 2 毎月20日までに報告すること。

高病原性鳥インフルエンザ(低病原性鳥インフルエンザ)に係るモニタリング 都道府県名: _____ ( _____ 年 _____ 月分)

家さんの種類	採卵鶏		肉用鶏		あひる		うずら		きじ		だちょう		ほろほろ鳥		七面鳥		計	
	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数
<b>1 定点モニタリング</b>																		
(1)検査実戸数、実羽数(当月分)																		
①ウイルス分離検体数(当月分)																		
(内訳)																		
気管																		
クローアカ																		
②抗体検査検体数(当月分)																		
(2)検査延べ数(10月以降累計)																		
(3)検査実戸数(10月以降)		X		X		X		X		X		X		X		X		X
<b>2 強化モニタリング</b>																		
(1)抗体検査数(当月分)																		
(内訳)																		
I																		
II																		
III																		
(2)検査延べ数(10月以降累計)																		
(内訳)																		
I																		
II																		
III																		

(備考)  
1 検査実戸数とは、毎年10月分以降、当月分までに検査を行った重複しない戸数をいう。  
2 強化モニタリングにおける内訳は、農場の飼養規模に応じてⅠ～Ⅲに分類すること。  
Ⅰ: 100羽以上～1,000羽未満  
Ⅱ: 1,000羽以上～10,000羽未満  
Ⅲ: 10,000羽以上  
※3 毎月の検査実施分を、翌月20日までに報告すること。

採取した検体の郵送に当たっての注意

内国郵便約款第9条第4項の規定に基づき、国連規格容器による適切な包装等を行い、送付すること。

なお、送付に当たっては、当該郵便物の送付方法を自所の配達を受け持つ集配郵便局（以下「受持郵便局」という。）に照会し、次のとおり措置の上、当該郵便局に差し出すこと。

1 送付の途中で航空機による輸送が行われない検体在中郵便物

次の様式の紙片に必要事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

品名：家きんの組織等「危険物」 [※]
差出人：
自治体名：
検査所名：
住所：
電話番号：
資格：家畜防疫員（獣医師）
氏名：

※朱記すること。

2 送付の途中で航空機による輸送が行われる検体在中郵便物（注1）

(1) 次の様式の紙片に必要事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

品名：家きんの組織等「危険物」 ^{※1}
国連番号：
差出人：
自治体名：
検査所名：
住所：
電話番号：
資格：家畜防疫員（獣医師）
氏名：
ドライアイス〇〇kg在中 ^{※2}

※1 朱記すること。

※2 ドライアイスを入れて送付する場合は朱記すること。

(2) 検体を格納する容器は「国連規格容器」とすること。

(3) 1容器当たりの内容量は、液体の場合は1,000mL未満、個体の場合は50gを限度とすること。

(4) 郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：6.2）を貼付すること。（注2）

(5) 国連規格容器の外側にドライアイスを入れダンボール等で包んだ場合は、郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：9）を貼付すること。（注3）

(6) 上記（5）の場合は、郵便物の引受時に、検体が国連規格容器に格納されているかどうかを確認するため、郵便局職員が外側のダンボール等の開示を求める場合があるので、これに応じること。

（注1）航空機による輸送が行われる場合、航空法（昭和27年法律第231号）第86条、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条及び関係告示等による規制を受ける。

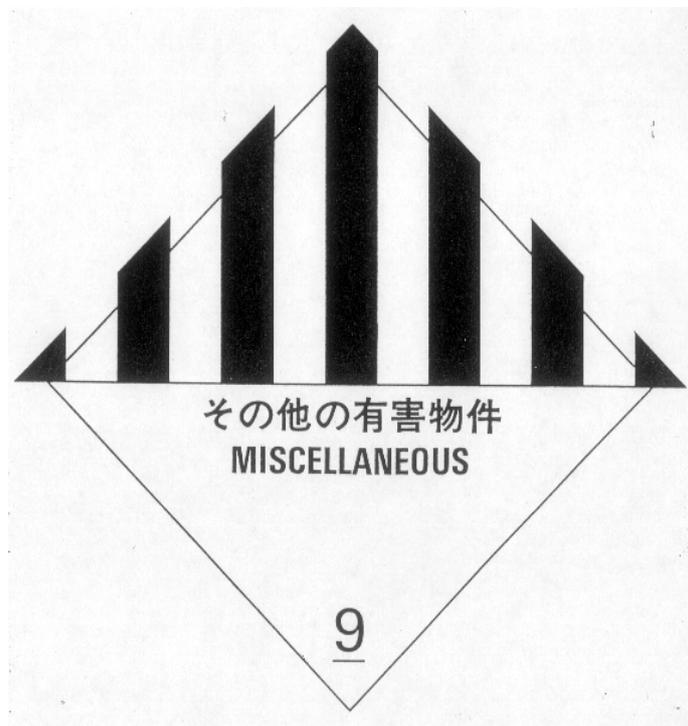
（注2、3）ラベルの様式は3のとおり。（受持郵便局に必要な分を請求願います。）

3 郵便物に表示するラベル様式

(1) 輸送許容物件表示ラベル (分類番号 : 6.2)



(2) 輸送許容物件表示ラベル (分類番号 : 9)



## 家きんの評価額の算出方法

### 1 肉用鶏

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費 (1日当たりの生産費 × 飼養日数)

(2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

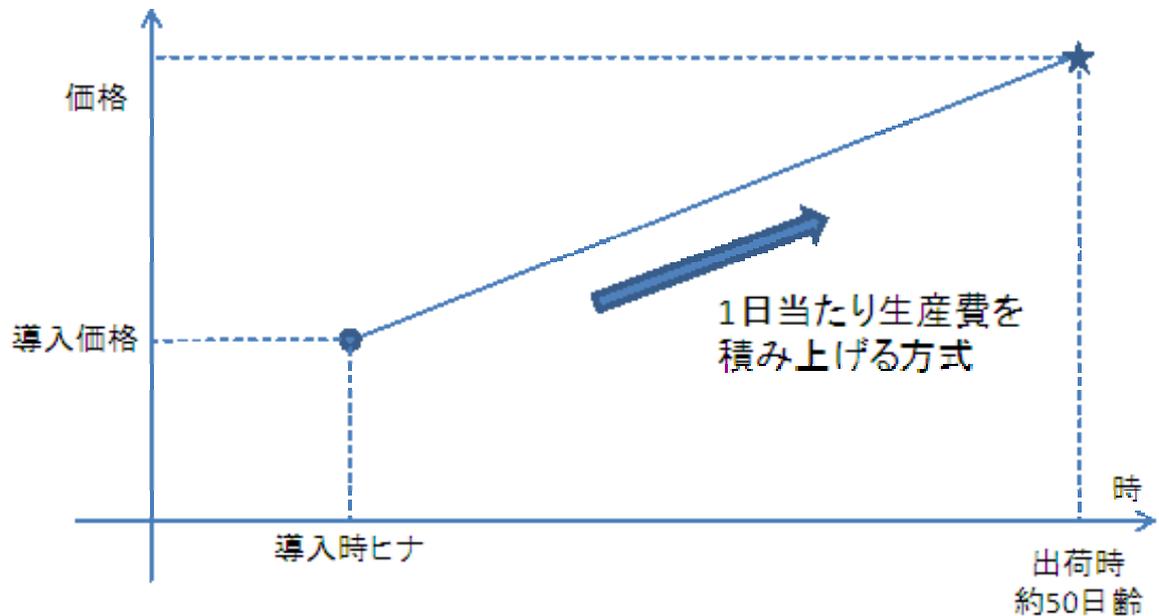
- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。
- ② 1日当たりの生産費は、帳簿により確認した飼料費、物材費 (水道・光熱費、医薬品費等)、設備消耗費及び人件費等を基に算定した当該農場における1日当たりの生産費とする。
- ③ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

【例】肉用鶏 (ブロイラー) を出荷時 (50日齢) で評価

導入価格 (1日当たりの生産費 × 育成日数)

75円 (肉用鶏初生ひな平均購入価格) + 9円 (H22年度鳥フル発生時の1日当たりブロイラー生産費単価平均) × 50日 = 525円

肉用鶏  
(ブロイラー)



## 2 採卵鶏

### 【産卵能力の最盛期まで】

#### (1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

#### (2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。
- ② 1日当たりの生産費は、帳簿により確認した飼料費、物材費（水道・光熱費、医薬品費等）、設備消耗費及び人件費等を基に算定した当該農場における1日当たりの生産費とする。
- ③ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

### 【産卵能力の最盛期から廃用時まで】

#### (1) 評価額の基本的な算定方法

産卵最盛期価格－（1日当たりの減損費×産卵最盛期からの飼養日数）

#### (2) 産卵最盛期価格及び1日当たりの減損費の算定方法

- ① 産卵最盛期価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 + 産卵最盛期までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

なお、産卵最盛期日齢は210日齢とし、品種等によりこれと大きく異なる場合には、当該品種の産卵最盛期の日齢を利用する。

- ② 1日当たりの減損費については、次により算定する。

$(\text{産卵最盛期価格} - \text{廃鶏出荷時平均価格}) \div (\text{廃鶏出荷平均日齢} - \text{産卵最盛期の日齢})$

なお、廃鶏出荷時平均価格及び廃鶏出荷平均日齢は、当該農場の帳簿等により算定する。

### 【例】採卵鶏を産卵最盛期（約210日齢）で評価

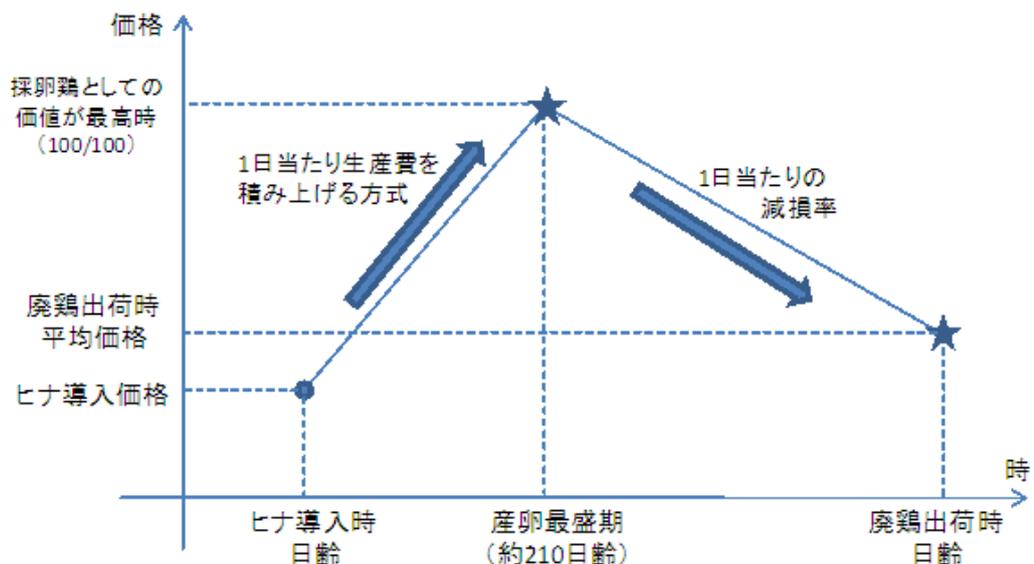
導入価格（120日齢）

（1日当たりの生産費×育成日数）

933円（卵用鶏大ひな平均購入価格） + 6円（H22年度高病原性鳥インフルエンザ発生時の1日当たり採卵鶏生産費単価平均）

×（210日－120日） = 1,473円

### 採卵鶏



※ 本文中の生産費及び生産費に係る統計指標については、基本的に各都道府県各自が算定する直近年度のものとし、都道府県において算定できない場合等においては、農林水産省が公表する全国平均の数値を活用することとする。

異常家畜等の届出を受けた際の報告

〇〇県〇〇家畜保健衛生所

- 1 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分
  
- 2 届出者  
氏 名： (職 業： )  
住 所： (電話番号： )
  
- 3 異常家畜等の所在場所  
住 所： (電話番号： )  
所有者氏名：  
飼養状況：(種類、用途、頭羽数など)
  
- 4 届出事項  
異常家畜の頭羽数：  
異常の内容：
  
- 5 おおまかな症状、病歴、診療歴等：
  
- 6 既に講じた措置：
  
- 7 その他関連事項(疫学情報など)：
  
- 8 届出者への指示事項：
  
- 9 届出受理者氏名：
  
- 10 処置  
(1) 通報(時間)  
所長： 都道府県畜産主務課：  
(2) 現地調査  
氏名： 出 発 時 間：

## 異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）

都道府県：  
家畜保健衛生所：  
担当：

## 1 現地調査（立入検査）

平成 年 月 日 時

## 2 異常家畜等の通報

通報日時：  
通報者氏名：  
通報者住所：  
通報内容：

## 3 農場詳細

名称：  
住所：  
所有者（管理者）：  
飼養羽数：  
用途：採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用種鶏、その他（ ）  
羽数： 羽  
家畜舎：  
構造：解放、無窓、その他（ ）  
飼育形態：ケージ、平飼い、その他（ ）  
（※飼養羽数は用途ごと、家畜舎ごとに報告する。）

## 4 病歴、病状、病変の概要

## 5 検査所見

## (1) 異常家畜、死亡家畜

異常家畜	種類：	週齢：	羽数：	（うち死亡羽数： 羽）
死亡家畜	種類：	週齢：	羽数：	
備考				

## (2) 死亡羽数の推移（家畜舎ごと）

日							
家畜舎番号							
農場全体							

## (3) 鳥インフルエンザ簡易検査の結果（検査材料）

## 6 疫学情報（判明次第追記すること。）

- (1) 飼養者が管理する系列農場
- (2) 家畜の導入又は搬出（過去21日間）
- (3) 人・車両の出入り（過去21日間）
- (4) 家畜糞の処理・搬出
- (5) 死亡家畜の処理・搬出
- (6) その他

## 7 農場への指示事項

## 8 検査材料の採取（検体数）

気管スワブ、クロアカスワブ、血液、その他（ ）

## 9 その他参考となる情報

- (1) NDワクチン接種歴、NDワクチンの種類
- (2) 焼却場所、埋却地の確保状況
- (3) 周辺農場戸数、羽数（3 km、10 km）

## 10 備考

(様式5)

病 性 鑑 定 依 頼 書

平成 年 月 日

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構  
動物衛生研究所長 殿

依頼機関代表者・氏名 (印)

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

- 1 動物種 (品種、性別等を含む。)
- 2 鑑定材料 (種類及び数量を含む。)
- 3 鑑定目的  
高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの診断
- 4 発生状況  
別添のとおり (様式4を添付)
- 5 連絡先
- 6 その他特記事項

(様式6)

プレスリリース

年 月 日  
農 林 水 産 省  
[ ○ ○ 県 ]

高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の  
（疑似）患畜の確認について

- ・本日、家畜伝染病である「高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）」の（疑似）患畜が○○県〔県内〕で確認されました。
- ・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きんの移動を自粛しています。なお、我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1 農場の概要

所在地：○○県○○市○○

飼養状況：○○鶏（採卵鶏、肉用鶏、種鶏） 飼養羽数 ○○羽

2 経緯

- (1) ○○月○○日、○○から○○である旨、○○家畜保健衛生所に通報がありました。
- (2) 同日、○○家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所に検体を送付しました。
- (3) 同研究所による○○検査及び○○検査で陽性となったことから、高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の（疑似）患畜と判定しました。

### 3 今後の対応

農林水産省は、本日の高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）対策本部で決定したとおり、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

- (1) 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成23年10月1日農林水産大臣公表）に基づき、当該農場の飼養家きんのと殺及び埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
- (4) 県との的確な連携を図るため、政務三役が県と密接に連絡をとる。（現地派遣又は電話連絡）。
- (5) 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
- (6) 殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣。
- (7) 感染経路の究明のため、「疫学調査チーム」を派遣。
- (8) 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
- (9) 関係府省と十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

### 4 その他

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、本病に関する情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

お問合せ先

所属：〇〇

担当：〇〇

TEL：〇〇

FAX：〇〇

と 殺 指 示 書

番 号  
年 月 日

〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所  
家畜防疫員〇〇 印

あなたが所有する（管理する）次の家きんは、高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第16条第1項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

家きんの所在する場所

家きんの種類及び羽数

記

- 1 と殺を行う場所
- 2 と 殺 の 方 法
- 3 そ の 他

(備 考)

- 1 この指示については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）により不服申立てをすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された家きんについては、家畜伝染病予防法第58条第1項及び第2項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

(様式8)

受 領 書

年 月 日

分任物品監理官 殿

都道府県知事 氏 名 (印)

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号の鳥インフルエンザ予防液及び譲与  
指令書に基づき、下記の物品を正に受領いたしました。

記

品 名 鳥インフルエンザ予防液

数 量 型 (ロット番号) 本 ( ドース)

鳥インフルエンザ予防液使用報告書

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿

都道府県知事 氏名 (印)

年 月 日に譲与を受けた鳥インフルエンザ予防液の使用について、下記のとおり報告いたします。

記

1 受領数量 型 (ロット番号)  
本 (ドース)

2 使用数量 型 (ロット番号)  
本 (ドース)

3 残数量 型 (ロット番号)  
本 (ドース)

うち処分数量 型 (ロット番号)  
本 (ドース)  
処分理由：

4 返還数量 型 (ロット番号)  
本 (ドース)

5 注射実施状況

実施市町村名	実施時期	注射羽数		備考 (注射反応等)
		家きんの種類	羽数	
	月 日 ~ 月 日	肉用鶏 採卵鶏 種鶏		
~~~~~				
県計	月 日 ~ 月 日	肉用鶏 採卵鶏 種鶏		

※ 家畜保健衛生所において、農場の名称又は所在地、使用者、接種家畜リスト等について記載した個票を備えておくこと。
 ※ 鳥インフルエンザ予防液を処分する際には、その型、本数が分かる写真を撮り、本報告書に添付すること。



23消安第3410号
平成23年10月1日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知したので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき協力方よろしく申し上げます。



写

23消安第3410号
平成23年10月1日

都道府県知事 宛て

農林水産省消費・安全局長

「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の全部改正について

口蹄疫（以下「本病」という。）については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項に基づき公表されている、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成16年12月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に則って、本病の発生予防及びまん延防止対策を進めてきたところです。

本日、防疫指針が全部改正されたことに伴い、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（平成16年12月1日付け16消安第6315号農林水産省消費・安全局長通知）の全部を別添のとおり改正しましたのでお知らせします。

つきましては、これらについて御了知頂くとともに、管内市町村及び関係団体に周知の上、地域一体となって、本病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について

第1 異常家畜の届出を受けた際の報告（防疫指針第3の1 関連）

都道府県畜産主務課は、家畜の所有者又は獣医師から、口蹄疫を疑う症状を呈している家畜を発見した旨の届出を受けた場合には、別記様式1により、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）宛てに報告する。

第2 家畜防疫員が現地に携行する用具（防疫指針第3の1 関連）

- 1 農場立入用衣類：長靴、防疫衣類、手袋等
- 2 臨床検査用器材：タワシ、体温計、保定具、ロープ（保定用）、白布（1m×30cm）、鎮静剤、プロバングカップ、懐中電灯等
- 3 病性鑑定材料採取用器材：外科用ハサミ、材料送付ビン、材料保存液、採血器具（採血針、採血管）、保冷資材、クーラーボックス、病性鑑定材料輸送箱等
- 4 連絡及び記録用器材：携帯電話、事務用具、各種様式用紙、地図、デジタルカメラ、画像送受信機等
- 5 消毒用器材：バケツ、消毒薬、噴霧消毒器等
- 6 その他：ビニール袋、着替え、食料品等

第3 都道府県が行う指導に関する事項（防疫指針第3の1 関連）

1 家畜の所有者から通報があった場合

- (1) 偶蹄類以外の動物を含む全ての動物について、当該農場からの移動を自粛すること。
- (2) 飼養場所の排水については、適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。
- (3) 農場の出入口を1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
- (4) 農場外に物を搬出しないこと。家畜の所有者及び従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
- (5) 異常家畜の生乳、精液等の生産物、排せつ物、敷料等は、他の家畜と接触することがないようにすること。

2 獣医師から通報があった場合

- (1) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、口蹄疫ウイルスの拡散を防止するよう助言・指導をすること。
- (2) 家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。
- (3) 帰宅後は、車両を十分に洗浄するとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。

- (4) 異常家畜が口蹄疫でないとは判明するまでの間、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 口蹄疫と判明した場合には、異常家畜を診察し、又はその死体を検案した日から7日間は、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。

3 家畜市場から通報があった場合

- (1) 家畜の移動を禁止すること。
- (2) 従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
- (3) 従業員等は、異常家畜が口蹄疫でないとは判明するまでの間、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。
- (4) 異常家畜の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の(1)から(5)までの指導を行うこと。
- (5) 異常家畜の出荷に使用された車両を特定し、当該車両の消毒を徹底するとともに、当該車両が農場等に入出入りしないよう指導すること。
- (6) 異常家畜が搬入された日以降に家畜市場から移動した家畜の移動先を特定すること。

4 と畜場から通報があった場合

- (1) 異常家畜及びこれと同一の農場から出荷された家畜のと畜を中止すること。
- (2) 畜産関係車両の出入りを禁止すること。
- (3) 従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
- (4) 従業員等は、異常家畜が口蹄疫でないとは判明するまでの間、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 異常家畜の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の(1)から(5)までの指導を行うこと。
- (6) 異常家畜の出荷に使用された車両を特定し、当該車両の消毒を徹底するとともに、当該車両が農場等に入出入りしないよう指導すること。

第4 検体の採材及び送付の方法（防疫指針第3の3の(1) 関連）

1 水疱材料が得られる場合

- (1) 材料：水疱上皮1g以上（異常家畜の舌又は口腔内のものが最良であるが、蹄部のものでもよい。水疱上皮は新鮮な破裂前のものが望ましく、同一群であれば複数頭から集めてもよい。発病当日のものが理想的である。）
- (2) 水疱上皮の保存：pH7.2～7.6に調整された0.04Mのリン酸緩衝液又はMEMに入れる。
- (3) 材料の処理：保存液（水疱液そのものが得られた場合には保存液は不要。）を入れた送付容器に入れ、密栓し、容器の外側は4%炭酸ソーダ溶液で消毒し、破損や水漏れがないよう更に包装を厳重にして、氷を入れた容器に収めて運搬する。

2 水疱材料が得られない場合

- (1) 材料：病変部スワブ、食道咽頭粘液等（食道咽頭粘液については、採取器による採取後、広口びんに入れ、性状を観察し細胞成分が含まれていることを確認する。胃内容物や血液が混入した場合には、水又は緩衝液で口腔を洗浄し再度採取する。）
- (2) 食道咽頭粘液の保存液：0.08Mのリン酸緩衝液に牛血清アルブミン0.01%、フェノールレッド0.002%、抗菌性物質（ペニシリン1,000単位、ストレプトマイシン1,000 μ g/mL、ファンギゾン2.5 μ g/mL）を添加し、pH7.2~7.6の範囲に調製する。
- (3) 材料の処理：病変部スワブ又は扁桃スワブ等、綿棒等で採取したスワブは、綿棒等が確実に浸る量の細胞培養液（pHは中性に調製）を入れた送付容器に綿棒等そのまま漬け込み、密栓して外側を4%炭酸ソーダで消毒し、保冷（非凍結）して運搬する。食道咽頭粘液は、採取後直ちにその2mLを等量の保存液が入った送付容器に入れて混和密栓する。容器の外側は4%炭酸ソーダ溶液で消毒し、保冷（非凍結）して運搬する。

3 血液採取

- (1) 材料：血清（常法により血液を採取し、密栓試験管に入ったまま凝固させる。いかなる血液凝固防止剤（ヘパリン等）も用いないこと。）
- (2) 材料の処理：外側を消毒し、破損しないように包装を厳重にして、容器に収めて、保冷（非凍結）して運搬する。

4 検体の送付の方法

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（海外病研究施設（東京都小平市）。以下「動物衛生研究所」という。）への送付に当たっては、事前に連絡の上、直接持ち込むこと。空輸等最も早く確実な運搬方法を選ぶこと。検体には必ず病性鑑定依頼書（別記様式2）を添付すること。

第5 疫学情報の報告（防疫指針第3の3の（2）関連）

都道府県畜産主務課は、当該農場に関する疫学情報について、別記様式3により動物衛生課宛てに報告する。

第6 陽性判定時に備えた準備に関する報告（防疫指針第3の4関連）

都道府県畜産主務課は、陽性判定時に備えた準備として講じた措置については、それぞれの項目別に、順次、速やかに動物衛生課宛てにファックス又は電子メールにより報告する。

第7 都道府県対策本部（防疫指針第5の2の（3）関連）

1 都道府県対策本部の設置

都道府県は、2の組織構成を考慮して都道府県対策本部を設置することとし、防疫措置の円滑な実施及び国や周辺都道府県との連絡調整を図る。なお、必要に応じて、発生農場等における防疫措置を円滑に行うため、発生地近くの家畜保健衛生所等に現

地対策本部を設置する。

2 組織構成

都道府県知事を本部長とし、本部長の下に次の各班を置くとともに、関係部局を構成員とする庁内連絡会議を開催し、防疫の円滑な推進を図る。

- ・総務班：防疫指針に基づく具体的な防疫方針の策定、予算の編成及び執行、情勢分析、農林水産省、その他の関係機関との連絡調整及び庁内連絡会議の開催を行う。
- ・情報班：発生状況及び防疫対応状況等の収集、広報資料の作成、広報連絡及び問合せの対応を行う。
- ・病性鑑定班：異常家畜の届出に対する立入調査、病性鑑定のための検体の採取、当該検体の受入れ及び送付並びに病性鑑定を行う。
- ・防疫指導班：発生農場の調査並びに防疫措置の企画及び指導を行う。
- ・防疫支援班：焼却、埋却、消毒等の防疫用の資材・機材の調達及び配布、防疫要員の動員並びに関連事業の調整を行う。
- ・防疫対応班：立入制限、殺処分、農場消毒等の防疫措置及び制限区域内農場等の検査等の対応を行う。
- ・評価班：発生農場及び周辺農場における手当金の交付のための家畜や物品の評価等を行う。
- ・疫学調査班：現地調査を行い、疫学関連農場の特定や感染経路の究明に必要な情報の収集及び整理を行う。また、国の疫学調査チームと連携し、現地調査等を行う。
- ・庶務班：所要経費の確保及び手当金等の支出に関する事務を行う。

第8 報道機関への公表（防疫指針第5の3関連）

患者又は疑似患者と判定したときの報道機関への公表は、別記様式4により行う。

第9 防疫措置に必要な人員の確保に関する事項（防疫指針第5の4関連）

- 1 口蹄疫の発生が確認された時点で、速やかに防疫措置を開始することができるよう、都道府県は、あらかじめ必要な人員の所在を把握し、必要に応じて集合を命ずる。
- 2 防疫従事者の確保に当たっては、あらかじめ作業に従事させようとする者の家畜の飼養の有無を確認し、偶蹄類の動物を飼養している場合には、直接防疫業務に当たらせないようにする。
- 3 都道府県は、他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合には、必要な人員、期間、作業内容等について、動物衛生課と協議する。
動物衛生課は、各都道府県と調整し、具体的な派遣スケジュールを作成する。
- 4 都道府県は、自衛隊の派遣について農林水産省との協議が整った場合には、発生状況、派遣期間、活動区域、活動内容等について現地の自衛隊災害担当窓口と十分に調整した上で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定に基づく災害派

遣要請を行う。

第10 発生農場における防疫措置の実施に関する事項（防疫指針第6 関連）

- 1 都道府県は、事前に現地調査を行い、農場の建物の配置等を考慮して、テントの設営場所、資材置場等について検討するとともに、総括責任者、各作業ごとの責任者及び指揮命令系統を明確にする。
- 2 家畜防疫員は、家畜の所有者に対し、口蹄疫の概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第52条の3の規定により行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てをすることができないことについて、遺漏なく説明する。
- 3 現地の総括責任者は、畜種別のと殺予定頭数、と殺の方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ都道府県対策本部に確認し、その指示を受けるものとする。
- 4 家畜防疫員は、と殺の実施前に、ねずみ、はえ等の駆除を実施する。
- 5 感染経路の究明のために行う検体の採取に当たっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況や発生状況に応じて、動物衛生課と協議の上、決定する。

第11 防疫措置従事者に関する事項（防疫指針第6 関連）

防疫措置従事者が防疫措置を実施するに当たっては、次の事項に留意する。

- 1 入場時には、防疫服、長靴等を着用し、私物を持ち込まないこと。
- 2 退場時には、身体、衣服、靴及び眼鏡を消毒した後、入場時に着用した作業着等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいをを行うこと。また、場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒した後持ち帰ること。
- 3 都道府県対策本部は、現地での着替えや靴の履き替えを円滑に行えるよう、農場の出入口に仮設テントを設置する等の配慮を行うこと。その際、作業の前後で作業者の動線が交差しないようにすること。
- 4 帰庁（宅）後、移動に利用した車両の消毒及び着用していた全ての衣服の洗濯を行うとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- 5 防疫作業に従事した日から7日間は発生農場以外の偶蹄類の動物に接触しないこと。

第12 と殺指示書の交付（防疫指針第6の1 関連）

家畜防疫員が患畜又は疑似患畜の所有者に対して交付すると殺指示書は、別記様式5により作成する。

第13 家畜の評価額の算定方法（防疫指針第6の5 関連）

患畜又は疑似患畜となった家畜の評価額の算定方法は、原則として、別紙により行う。

第14 移動制限区域内での指導事項（防疫指針第8 関連）

家畜防疫員は、移動制限区域内において、次に掲げる者に対し、それぞれ次に定め

る事項について関係者への指導を行う。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。

1 家畜の所有者

- (1) 畜舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること。
- (2) 農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること。
- (3) 口蹄疫ウイルスに対する効果が高い消毒薬を使用することとし、具体的には、次により消毒を行うこと。
 - ① 畜舎の出入口、畜舎周辺及び衛生管理区域外縁部については、強いアルカリ性又は酸性を有する炭酸ソーダ、消石灰、クエン酸及び塩素系消毒剤等を用いて消毒する。
 - ② 畜舎内については、塩素系消毒薬、ヨウ素系消毒薬等を用いて消毒する。
- (4) パドック（運動場）の利用を控えること、農場周辺に囲障を設置すること、放牧家畜の囲い込みを行うこと等により、家畜と鹿、いのしし等の野生動物との接触を防止すること。

2 獣医師、人工授精師、削蹄師等の畜産関係者

- (1) 携行する器具及び薬品は最小限とすること。
- (2) 農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- (3) 消毒又は廃棄が容易な衣服、器具等を使用すること。
- (4) 車両の農場の敷地内への乗入れを自粛すること。
- (5) 移動経路を記録、保存すること。

3 飼料・生乳の輸送業者

- (1) 配送又は集乳の度ごとに車両の消毒を徹底すること。
- (2) 感染リスクの低い配送経路を選択すること。
- (3) 複数の農場を連続して配送又は集乳を行わないこと（防疫指針第11の2の（1）の発生状況確認検査により陰性が確認された農場を除く。）。
- (4) 消毒薬で濡らした布により生乳タンク排気口を被覆すること。
- (5) 配送経路を記録し、保存すること。

4 死亡畜回収業者

- (1) 車両の消毒を徹底すること。
- (2) 原則として、農場出入口で受渡しを行うこと。
- (3) 配送経路を記録し、保存すること。

5 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設

車両の消毒を徹底すること。

第15 家畜の集合を伴わないイベント等に関する事項（防疫指針第9 関連）

家畜の集合を伴わないイベント等については、徹底した消毒を行うことにより、口

蹄疫のまん延防止を図ることが可能であることから、都道府県は、口蹄疫の発生を理由としてむやみにイベント等を中止することのないよう、周知・指導する。また、口蹄疫が発生している地域からイベント等に参加する者が参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導する。

第16 車両消毒等に関する事項（防疫指針第10の3 関連）

1 消毒ポイントによる消毒

（1）消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案するものとする。

（2）消毒ポイントにおける消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消毒）により行う。また、作業従事者は、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に配置する。

① 畜産関係車両

車両の消毒は、車体を腐食しにくい4%炭酸ソーダ、消石灰等を用いる。また、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒する。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意する。また、運転手の手指の消毒及び靴底消毒を徹底する。

② 一般車両

最低限、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施する。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換するものとする。

2 ホテル、ゴルフ場等における消毒

都道府県は、口蹄疫の発生の状況及び発生のリスクの程度を踏まえつつ、公共施設、各種イベント、ホテル、ゴルフ場等、多数の者が集合する施設等について、自主的な消毒設備を設置するよう、指導する。

3 正確な情報提供・指導

発生県以外の都道府県は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生県車両の出入りが制限されるようなことがないよう、正確な情報提供・指導を行う。

第17 疫学調査に関する事項（防疫指針第11の1 関連）

1 都道府県は、家畜、人及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問（当該訪問者の訪問前後の行動歴を含む。）その他口蹄疫ウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行う。

- 2 都道府県畜産主務課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県畜産主務課は、発生都道府県と同様に、調査を行う。
- 3 農場等への立入検査及び報告徴求は、法第51条第1項及び第52条第1項の規定に基づき、実施する。

第18 疫学調査に関する実施項目（防疫指針第11の1 関連）

本病の感染経路をあらゆる面から検証するため、以下を参考に、関係者からの聴き取り調査等を実施することにより疫学情報の収集を行う。

1 調査対象

- (1) 発生農場
- (2) 発生農場と疫学関連のある偶蹄類飼養農場及び畜産関係施設（家畜市場、と畜場、飼料・敷料工場、飼料・敷料販売先、農協等）

2 調査事項

- (1) 農場の周辺環境（森、畑、住居、道路からの距離など）
- (2) 気温、湿度、天候、風量・風向など
- (3) 家畜運搬車両、集乳車、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両、機器搬入などの車両や運搬物資の動き
- (4) 農場主、農場従業員、獣医師、人工授精師、削蹄師、家畜商、飼料販売業者、敷料販売者、資材販売者、薬品業者、畜産関係者（農協職員等）、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き（海外渡航歴、野生動物等との接触の有無を含む。）
- (5) 放牧の有無（有の場合は、その期間及び場所）
- (6) しか、いのしし等の野生動物の分布、侵入及び接触機会の有無
- (7) 畜舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策など
- (8) 農作業用の機械の共有の有無

第19 発生状況確認検査及び清浄性確認検査における採材頭数（防疫指針第11の2 関連）

発生状況確認検査及び清浄性確認検査に係る採材頭数は、95%の信頼度で10%の感染を摘発することができる数として、以下のとおりとする。

飼養頭数	採材頭数
1 ～ 15頭	全頭
16 ～ 20頭	16頭
21 ～ 40頭	21頭
41 ～ 100頭	25頭
101頭以上	30頭

※ 畜舎が複数ある場合は、全ての畜舎から採材すること。

第20 ワクチン受領書及びワクチン使用報告書（防疫指針第12の2の（2） 関連）

都道府県知事は、ワクチンの譲与又は貸付けを受けた場合には、別記様式6による受領書を発行する。また、ワクチン及び注射関連資材を使用した場合には、使用した旨、農林水産省消費・安全局長に別記様式7の様式により報告する。なお、抗ウイルス資材の譲与又は貸付けを受けた場合についても、これらの様式に準じた受領書及び使用報告書を発行する。

第21 ワクチンに関する事項（防疫指針第13関連）

- 1 ワクチン及び注射関連資材の備蓄場所は、原則として、動物検疫所とし、農林水産省は、発生時に都道府県の施設等に移送する。
- 2 ワクチンの接種は、法第31条の規定に基づき実施し、原則として、接種地域の外側から発生農場側に向けて、また、豚を優先して迅速かつ計画的に実施する。
- 3 ワクチンを接種するに当たっては、定められた用法及び用量に従うものとする。注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従うものとする。
- 4 未開梱のワクチンについては、動物衛生課及び動物検疫所と調整し返還する。また、開梱又は期限切れのワクチンについては、焼却処分するなど適切に処理を行う。

第22 家畜の再導入に関する事項（防疫指針第14の1関連）

- 1 再導入予定農場の立入検査は、原則として家畜防疫員が行う。ただし、これにより難しいときは、その他の都道府県職員又は都道府県が適当と認めた民間獣医師、市町村職員等も行うことができる。
- 2 確認する内容は、次のとおりとする。
 - (1) 農場内の消毒を、と殺終了後1週間間隔で3回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。
 - (2) 農場内の飼料、家畜排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了していること。
- 3 家畜防疫員等は、当該農場に対し、初回の再導入の際は、念のため、畜舎ごとの導入頭数を少数とし、その後段階的に導入するよう努めるとともに、前回の消毒から1週間以上経過している場合には、導入前に再度消毒を実施するよう、指導する。
- 4 家畜の再導入に当たっては、都道府県は、万一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制の確保に努める。
- 5 原則として、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止する。ただし、家畜防疫員等の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合は、この限りでない。

第23 野生動物における感染確認検査に関する事項（防疫指針第15の1関連）

- 1 都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内において、野生の偶蹄類動物の死体及び猟友会等の協力を得て捕獲した野生の偶蹄類動物について、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施するための検体を採材し、動物衛生研究所に送付する。
- 2 1の検査により、陽性が確認された場合には、次の措置を速やかに実施する。

(1) 当該野生動物を確保した地点の消毒及び通行の制限・遮断

(2) 当該地点から半径10km圏内の家畜の所有者に対する注意喚起及び飼養家畜の異状の有無の確認

3 2の(1)及び(2)の措置は、家畜での感染が確認される前に、1の検査により陽性が確認された場合であっても、野生の偶蹄類動物について同様に実施するものとする。

(別記様式1)

異常家畜の届出を受けた際の報告

〇〇県〇〇家畜保健衛生所

- 1 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分

- 2 届出者
氏 名： (職 業：)
住 所： (電話番号：)

- 3 異常家畜の所在
住 所： (電話番号：)
所有者氏名：

- 4 届出事項
(乳用牛、肉用牛、豚等の畜種別、繁殖、育成又は肥育等の用途別に聴き
取ること。)
飼養頭数：
うち異常頭数：

- 5 おおまかな症状、病歴及び診療履歴等：

- 6 既に講じた措置：

- 7 その他関連事項 (疫学情報、個体識別番号等)：

- 8 届出者への指示事項：

- 9 届出受理者氏名：

- 10 処置
(1) 通報 (時間)
所長： 都道府県畜産主務課：
(2) 現地調査
氏名： 出 発 時 間：

病 性 鑑 定 依 頼 書

平成 年 月 日

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究所長 殿

依頼機関代表者・氏名 (印)

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

- 1 動物種 (品種、性別、個体識別番号等を含む。)
- 2 鑑定材料 (種類及び数量を含む。)
- 3 鑑定目的
口蹄疫の診断
- 4 発生状況
別添のとおり (別記様式3を添付)
- 5 連絡先
- 6 その他特記事項

(別記様式3)

異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報 (現地調査票)

都道府県：
家畜保健衛生所：
担当：

- 1 現地調査 日時： 年 月 日 時 分
- 2 家畜所有者 住所：
畜舎の所在地 (家畜所有者の住所と異なる場合)：
氏名：
- 3 農場従業員数及び農場管理責任者名：
- 4 家畜種及び飼養形態：
- 5 飼養頭数：
- 6 病畜頭数：
- 7 症状、病変及び病歴 (経時的に詳細に記載)：
- 8 病性鑑定材料 (部位、検体数及び保管方法)：
- 9 当面の措置状況 (検体送付後の措置等)：
- 10 過去21日間に当該農場に出入りした家畜の履歴：
- 11 過去21日間に出入りした人・車両の履歴及びそれらの巡回範囲
(1) 人 (獣医師、人工授精師及び削蹄師)：
(2) 車両 (家畜運搬車両、集乳車、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及びたい肥運搬車両)：
- 12 たい肥の出荷先：
- 13 その他参考となる事項 (周辺農場の戸数 (10 km、20 km)、周辺農場の家畜の様子等)：

プレスリリース

平成 年 月 日
農 林 水 産 省
[○ ○ 県]

口蹄疫の（疑似）患畜の確認について

- ・本日、家畜伝染病である「口蹄疫」の（疑似）患畜が〇〇県〔県内〕で確認されました。
- ・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養牛（豚、めん羊、山羊等）の移動を自粛しています。なお、口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類動物の病気であり、人に感染することはありません。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、現に慎むようお願いします。

1 農場の概要

所在地：〇〇県〇〇市〇〇

飼養状況：〇〇牛（豚、めん羊、山羊等） 飼養頭数 〇〇頭

2 経緯

- (1) 〇〇月〇〇日、〇〇から〇〇である旨、〇〇家畜保健衛生所に通報がありました。
- (2) 同日、〇〇家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所に検体を送付しました。
- (3) 同研究所による〇〇検査及び〇〇検査で陽性となったことから、口蹄疫の（疑似）患畜と判定しました。

3 今後の対応

農林水産省は、本日の口蹄疫対策本部で決定したとおり、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

- (1) 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成23年10月1日農林水産大臣公表）に基づき、当該農場の飼養家畜のと殺及び埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。

- (4) 県との的確な連携を図るため、政務三役が県と密接に連絡をとる。(現地派遣又は電話連絡)。
- (5) 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
- (6) 殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣。
- (7) 感染経路の究明のため、「疫学調査チーム」を派遣。
- (8) 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
- (9) 関係府省と十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4 その他

- (1) 口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の病気であり、人に感染することはありません。また、感染牛の乳・肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

お問合せ先

所属：〇〇

担当：〇〇

TEL：〇〇

FAX：〇〇

と 殺 指 示 書

番 号
年 月 日

〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員〇〇 (印)

あなたが所有する（管理する）次の家畜は、口蹄疫の患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第16条第1項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

家畜の所在する場所

家畜の種類、頭数及び耳標番号

記

- 1 と殺を行う場所
- 2 と殺の方法
- 3 そ の 他

(備 考)

- 1 この指示については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された家畜については、家畜伝染病予防法第58条第1項及び第2項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部又は一部を返還させることがあります。

(別記様式6)

受 領 書

年 月 日

分任物品管理官 殿

都道府県知事 氏 名 (印)

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号の口蹄疫予防液使用及び譲与指令書に基づき、下記の物品を正に受領いたしました。

記

品 名 口蹄疫予防液

数 量 型 (ロット番号) 本 (ドーズ)

(別記様式7)

口蹄疫予防液使用報告書

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿

都道府県知事 氏名 (印)

年 月 日に譲与(貸付け)を受けた口蹄疫予防液の使用について、
下記のとおり報告いたします。

記

1 受領数量 型(ロット番号)
本(ドーズ)

2 使用数量 型(ロット番号)
本(ドーズ)

3 残数量 型(ロット番号)
本(ドーズ)

〔 うち処分数量 型(ロット番号)
本(ドーズ)
処分理由: 〕

4 返還数量 型(ロット番号)
本(ドーズ)

5 注射実施状況

実施市町村名	実施時期 月 日 ~ 月 日	注 射 頭 数		備 考(注射反応、 個体識別反応等)
		家畜の種類	頭数	
		乳用牛 肉用牛 豚 その他 計		
~~~~~				
累 計	月 日 ~ 月 日	乳用牛 肉用牛 豚 その他 計		

※ 家畜保健衛生所において、住所、農場、使用者、接種家畜リスト(個体  
別番号等)等について記載した個票を備えておくこと。

※ 口蹄疫予防液を処分する際には、その型、本数が分かる写真を撮り、本  
報告書に添付すること。

## 家畜の評価額の算定方法

### 1 肥育牛（和牛、交雑種及び乳用種）

#### (1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

#### (2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の牛（品種（黒毛和種等）、用途（肥育向等）等が同一の子牛）の平均取引価格（直近1年間のもの）を基礎として、必要に応じて、血統等を加味した額とする。

なお、血統等を加味した具体的な加算額は、母牛の資質については登録団体が評価した登録点数、父牛の資質については各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定するものとし、品種別の取扱は以下のとおりとする。

- ア. 和牛：母牛と父牛の資質を加味する。
- イ. 交雑種：父牛の資質のみを加味する。
- ウ. 乳用種：資質は加味しない。

- ③ 1日当たりの生産費は、全算入生産費から素畜費を除いた額を平均肥育期間で除して算定する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

〔参考〕 品種別の1日当たり生産費（平成21年度畜産物生産費調査）

- 去勢若齢肥育牛の1日当たり生産費（全国平均）  

$$\left( \text{全算入生産費 } 965,996 \text{ 円} - \text{素畜費 } 523,902 \text{ 円} \right) \div \left( \text{肥育期間 } 20.2 \text{ か月} \times 30.4 \text{ 日} \right) = \boxed{720} \text{ 円}$$
- 交雑種肥育牛の1日当たり生産費（全国平均）  

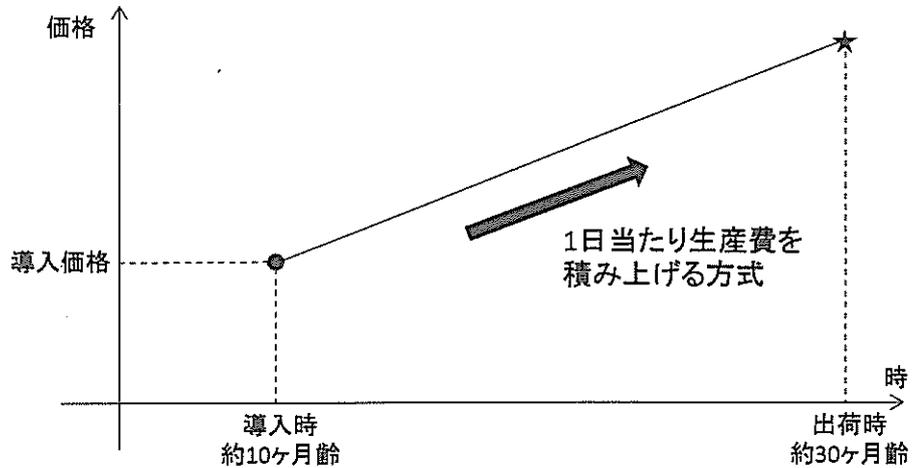
$$\left( \text{全算入生産費 } 583,148 \text{ 円} - \text{素畜費 } 195,223 \text{ 円} \right) \div \left( \text{肥育期間 } 19.2 \text{ か月} \times 30.4 \text{ 日} \right) = \boxed{673} \text{ 円}$$
- 乳用雄肥育牛の1日当たり生産費（全国平均）  

$$\left( \text{全算入生産費 } 338,437 \text{ 円} - \text{素畜費 } 104,769 \text{ 円} \right) \div \left( \text{肥育期間 } 14.6 \text{ か月} \times 30.4 \text{ 日} \right) = \boxed{533} \text{ 円}$$

【例】肥育牛（和牛）を出荷時（30か月齢）で評価

導入価格	1日当たりの生産費×飼養日数	
393,773 円（全国の和子牛平均取引価格）	+ 720 円 ×（約20か月×30.4日）	= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">831,533 円</span>

**肥育牛  
(和牛の場合)**



**2 肥育豚**

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費 (1日当たりの生産費 × 飼養日数)

(2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、産み落とし価格とし、その算定方法については、直近年度の畜産物生産費の肥育豚生産費における子豚生産に要する費用（種付料、繁殖雌豚費及び種雄豚費の合計額）とする。
- ③ 1日当たりの生産費は、全算入生産費から子豚生産に要する費用を除いた額を肥育期間（平均販売月齢）で除して算定する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入する場合には導入した日から、繁殖・肥育一貫農場等の場合には素畜が生まれた日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

〔参考〕 1日当たり生産費（平成21年度畜産物生産費調査）

- 産み落とし価格（全国平均）

$$\text{種付料 } 75 \text{ 円} + \text{繁殖雌豚費 } 661 \text{ 円} + \text{種雄費 } 114 \text{ 円} = \boxed{850 \text{ 円}}$$

- 肥育豚の1日当たり生産費（全国ベース）

$$(\text{全算入生産費 } 31,152 \text{ 円} - \text{種付料 } 75 \text{ 円} - \text{繁殖雌豚費 } 661 \text{ 円} - \text{種雄豚費 } 114 \text{ 円}) \div (\text{肥育期間 } 6.4 \text{ か月} \times 30.4 \text{ 日}) = \boxed{156 \text{ 円}}$$

【例】肥育豚を出荷時（6.4か月齢）で評価

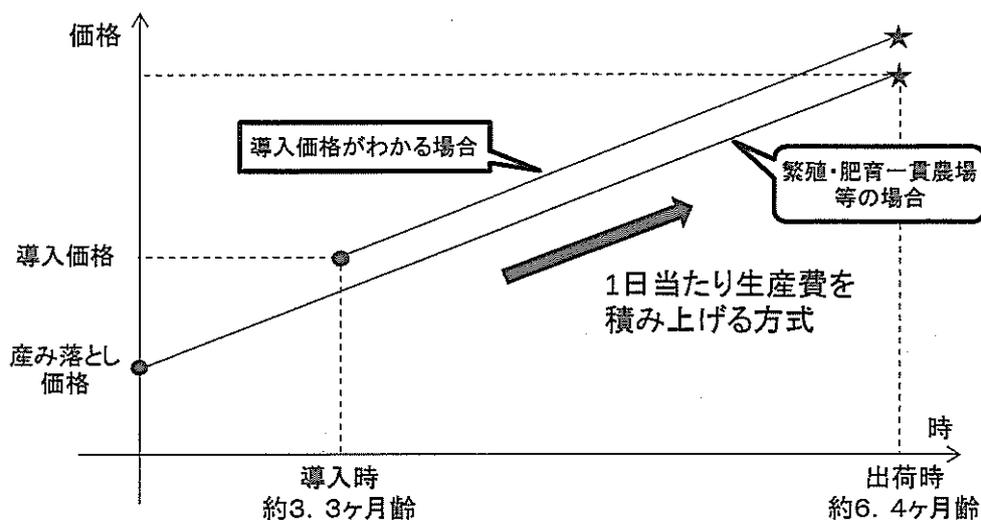
〔約100日齢の子豚を導入している場合〕

導入価格（農業物価統計子豚価格約100日齢）		1日当たりの生産費 × 飼養日数	
15,480 円	+	(156 円 × (6.4 か月 - 3.3 か月) × 30.4 日)	= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">30,181 円</span>

〔繁殖・肥育一貫農場等で導入価格がない場合〕

産み落とし価格		1日当たりの生産費 × 飼養日数	
850 円	+	(156 円 × (6.4 か月 × 30.4 日))	= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">31,201 円</span>

## 肥育豚



## 3 肉用子牛

### 【和子牛】

#### (1) 評価額の基本的な算定方法

産み落とし価格＋飼養日数に応じた増価額（1日当たりの増価額×飼養日数）＋親牛加算金

#### (2) 産み落とし価格及び飼養日数に応じた増価額の算定方法

- ① 産み落とし価格は、生産費調査等において直接的な指標となる価格がないことから、農業物価統計における乳子牛（交雑種：ヌレ子）の直近1年間の平均販売価格に、肉用牛補給金制度の黒毛和種の保証基準価格を交雑種の保証基準価格で除して得た割合を乗じて算定する。
- ② 1日当たりの増価額は、次により算定する。  
 （近隣市場の市場平均価格又は黒毛和種の保証基準価格－産み落とし価格）÷近隣市場の平均出荷日齢
- ③ 飼養日数は、素畜が生まれた日から疑似患畜と決定されるまでの日数とする。
- ④ なお、必要に応じて、血統等を加味することとし、血統等を加味した具体的な加算額は、母牛の資質については登録団体が評価した登録点数、父牛の資質については各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定する。

### 〔参考〕

- 産み落とし価格（H21年農業物価統計から算定）

$$\text{乳子牛（交雑種：ヌレ子）} 95,730 \text{ 円} \times \frac{\text{黒毛和種の保証基準価格 } 310,000 \text{ 円}}{\text{交雑種の保証基準価格 } 181,000 \text{ 円}} = \boxed{163,957 \text{ 円}}$$

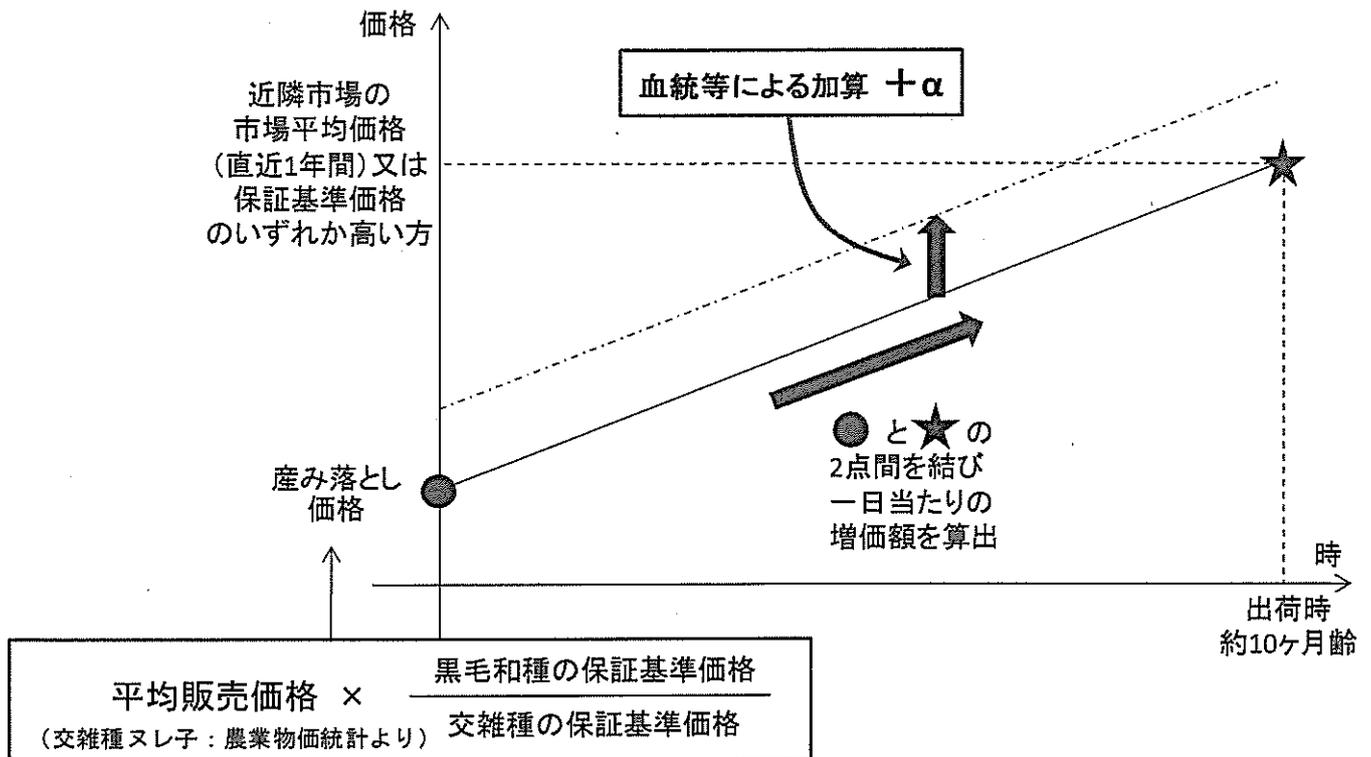
↳ H21年平均販売価格

- 和子牛の1日当たりの増価額（H21年農業物価統計から算定）

$$\text{（和子牛（去勢）の平均販売価格 } 387,400 \text{ 円} - \text{産み落とし価格 } 163,957 \text{ 円）} \div \text{（育成期間 } 10 \text{ か月} \times 30.4 \text{ 日）} = \boxed{735 \text{ 円}}$$

## 子牛

### （和子牛の場合）



【乳子牛（雄・交雑種）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

産み落とし価格 + 育成日数に応じた増価額（1日当たりの増価額 × 育成日数） + 親牛加算金

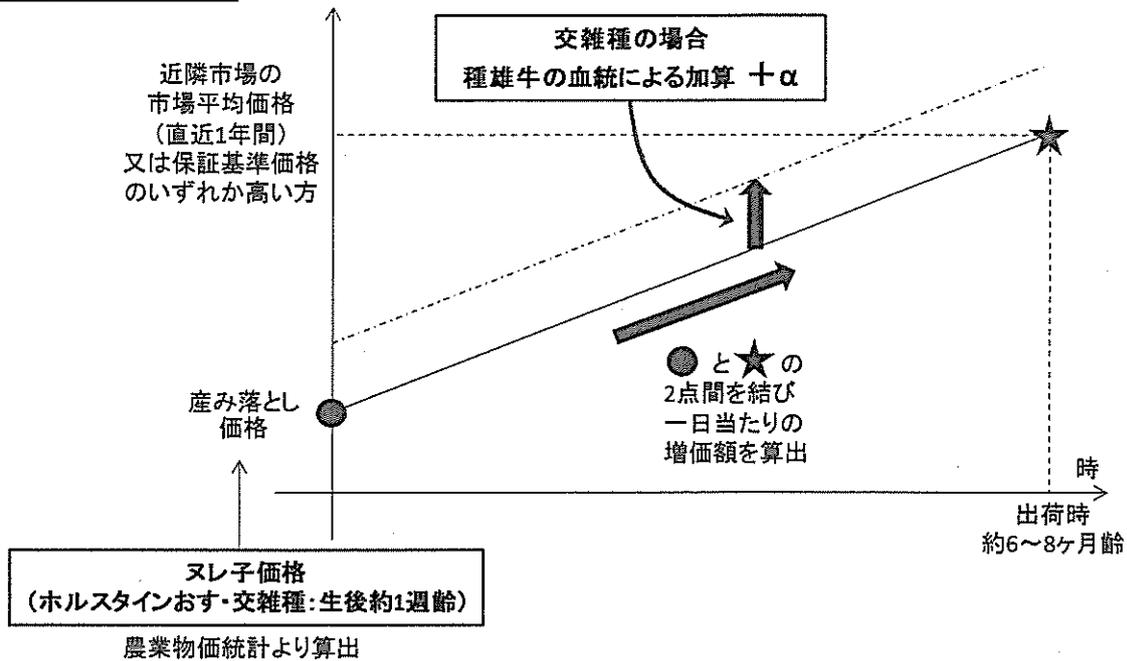
(2) 産み落とし価格及び飼養日数に応じた増価額の算定方法

- ① 産み落とし価格は、農業物価統計における乳子牛（ホルスタイン種雄牛：生後7～10日程度）及び乳子牛（交雑種：生後7～10日程度）の直近1年間の平均販売価格とする。
- ② 1日当たりの増価額は、産み落とし価格と出荷時の近隣市場における平均取引価格から算定する。
- ③ 飼養日数は、素畜が生まれた日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ④ なお、交雑種については、必要に応じて、父牛の血統を加味することとし、具体的な加算額は、父牛の資質について、各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定する。

[参考]

- 産み落とし価格（H21年農業物価統計から算定）  
乳子牛（ホルスタイン種雄牛：約8.5日齢）平均販売価格 = 26,310円
- 乳子牛（雄）の1日当たりの増価額（H21年農業物価統計から算定）  
（肥育用乳用雄（ホルスタイン種：約6.5か月齢）の平均販売価格101,300円 - 産み落とし価格26,310円） ÷ （育成期間6.5か月 × 30.4日） = 380円
- 産み落とし価格（H21年農業物価統計から算定）  
乳子牛（交雑種：約8.5日齢）平均販売価格 = 73,440円
- 乳子牛（交雑種）の1日当たりの増価額（H21年農業物価統計から算定）  
（肥育用乳用（交雑種：約8か月齢）の平均販売価格161,300円 - 産み落とし価格73,440円） ÷ （育成期間8か月 × 30.4日） = 361円

乳子牛  
(雄・交雑種の場合)



4 肉用繁殖雌牛・繁殖雌豚

【肉用繁殖雌牛（未經産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）+ 受胎加算金

(2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の牛（品種（黒毛和種等）、用途（繁殖向等）等が同一の子牛）の平均取引価格（直近1年間のもの）を基礎として、必要に応じて、血統等を加味した額とする。なお、血統等を加味した具体的な加算額は、母牛の資質については登録団体が評価した登録点数、父牛の資質については各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定する。
- ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における去勢若齢肥育牛の1日当たりの生産費を利用する。
- ④ 育成日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ⑤ 受胎しているには、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

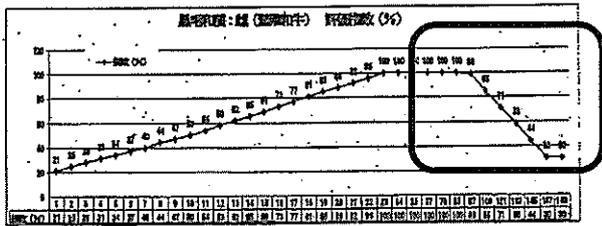
【肉用繁殖雌牛（経産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

初産時基準価格×評価指数/100 + 受胎加算金

(2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法

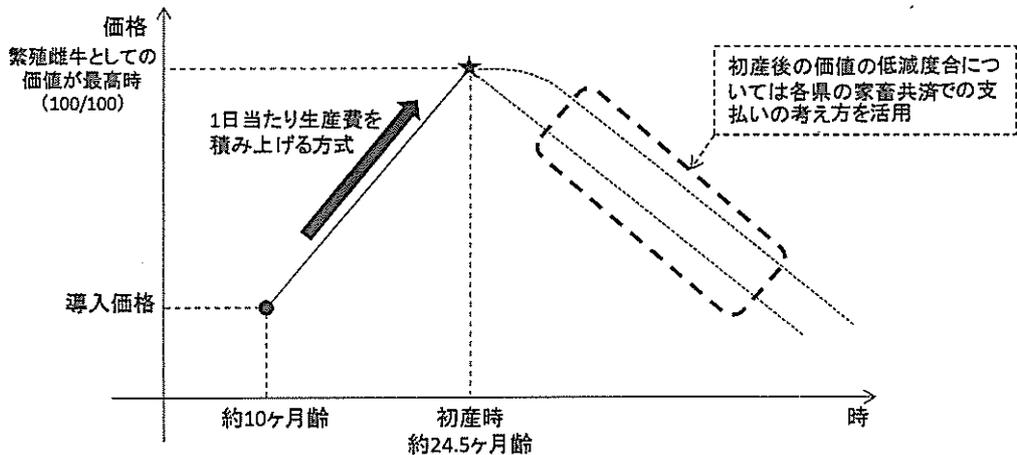
- ① 初産時基準価格は、次により算定する。  
素畜の導入価格 + 平均初産月齢までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）
- ② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。



【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価指数（和牛繁殖雌牛）：各都道府県が同様のものを独自に保有している。

- ③ 未経産の受胎育成牛を導入した場合には、初産時基準価格は、導入価格に初産までの生産費（1日当たりの生産費×出産までの日数）を加算したものとする。
- ④ 1日当たりの生産費は、生産費調査における去勢若齢肥育牛の1日当たりの生産費を利用する。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

**繁殖雌牛  
(和牛の場合)**



【例】肉用繁殖雌牛を初産時（約24.5か月齢）で評価

導入価格	1日当たりの生産費×飼養日数	妊娠加算分
{ 382,600円 (繁殖用和牛雌子平均購入価格) +	(720円×(24.5か月-9.5か月)×30.4日) }	× 1.2
=		853,104円

**【繁殖雌豚（未経産）】**

- (1) 評価額の基本的な算定方法
  - 素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）+ 受胎加算金
- (2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法
  - ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
  - ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の豚（品種、用途（繁殖向等）等が同一の豚）の平均取引価格（直近1年間のもの）とする。
  - ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する。
  - ④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
  - ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

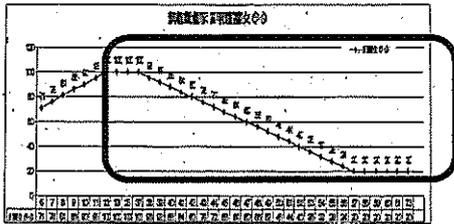
**【繁殖雌豚（経産）】**

- (1) 評価額の基本的な算定方法
  - 初産時基準価格×評価指数/100 + 受胎加算金
- (2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法

① 初産時基準価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 + 平均初産月齢までの育成経費 (1日当たりの生産費×飼養日数)

② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。



【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価指数(繁殖雌豚):各都道府県が同様のものを独自に保有している。

③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する。

④ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する(ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。)

【例】繁殖雌豚を初産時(約12か月齢)で評価

導入価格

(1日当たりの生産費×飼養日数)

妊娠加算分

$$\{ 56,890 \text{ 円 (繁殖用雌豚 (雑種) 平均購入価格)} + 156 \text{ 円} \times (12 \text{ か月} - 3.3 \text{ か月}) \times 30.4 \text{ 日} \} \times 1.2 = 117,779 \text{ 円}$$

## 5. 乳用牛

### 【乳用繁殖雌牛（搾乳牛：未経産）】

#### (1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）+ 受胎加算金

#### (2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の牛（品種（乳用種等）、用途（搾乳繁殖向等）等が同一の子牛）の平均取引価格（直近1年間のもの）とする。
- ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における乳用雄肥育牛のものを利用する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

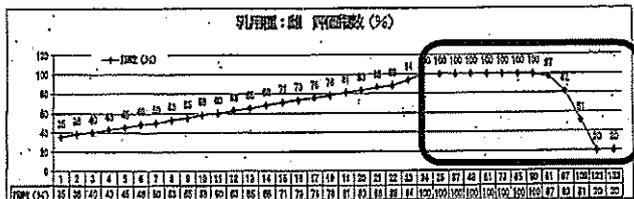
### 【乳用繁殖雌牛（搾乳牛：経産）】

#### (1) 評価額の基本的な算定方法

初産時基準価格×評価指数／100 + 受胎加算金 + 産乳能力加算金

#### (2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法

- ① 初産時基準価格は、次により算定する。  
素畜の導入価格 + 平均初産月齢までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）
- ② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。



【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価指数（乳用種）：各都道府県が同様のものを独自に保有している。

- ③ 未経産の受胎育成牛を導入した場合には、初産時基準価格は、導入価格に初産までの生産費（1日当たりの生産費×出産までの日数）を加算したものとする。
- ④ 1日当たりの生産費は、生産費調査における乳用雄肥育牛の1日当たりの生産費を利用する。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。
- ⑥ 産乳能力が地域の平均を超える場合には、これを加算することができるものとする。具体的な加算額は、当該牛の年間平均産乳量（直近の305日成績等）を当該地域の年間平均産乳量と比較し、次により算定する。

（当該牛の年間平均産乳量－当該地域の年間平均産乳量）× 契約乳価 × 収益率

※ なお、個体ごとの年間平均産乳量は、基本的には牛群検定等の個体データを活用し、個体ごとのデータを保有していない場合にあつては、農場全体の産乳量と搾乳頭数等から1頭あたりの年間平均産乳量を推定することにより算定する。

#### 【例】乳用繁殖雌牛を初産時（約26か月齢）で評価

導入価格	1日当たりの生産費×飼養日数	妊娠加算分
{141,000円（ホルスタイン雌子牛6か月齢平均購入価格） + （546円×（26か月－6か月）×30.4日）}		× 1.2
= 562,320円		

【乳子牛（雌）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

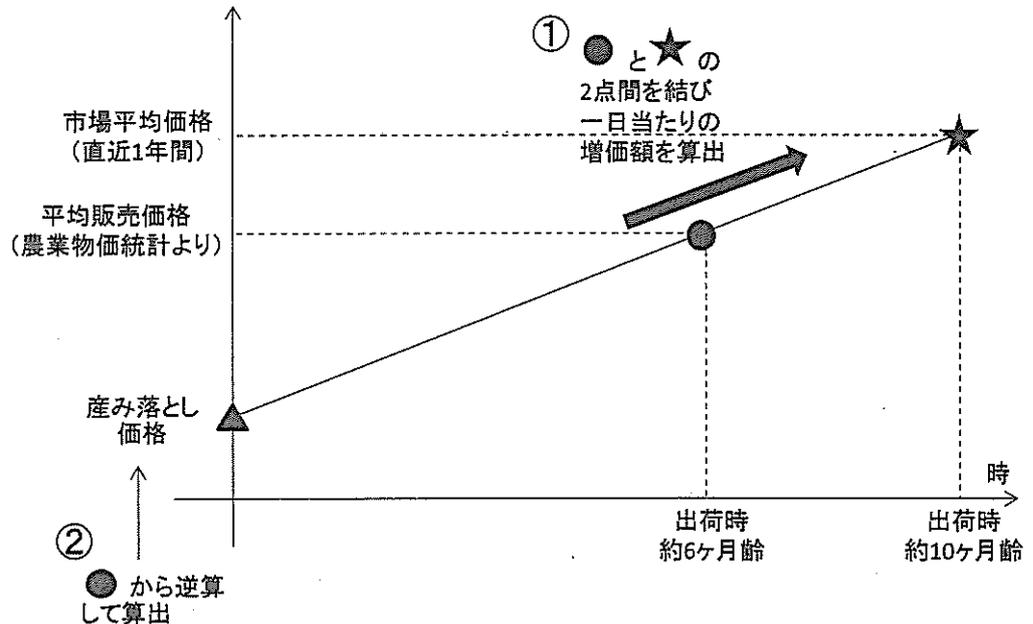
産み落とし価格+飼養日数に応じた増価額（1日当たりの増価額×育成日数）

(2) 産み落とし価格及び育成日数に応じた増価額の算定方法

- ① 1日当たりの増価額は、農業物価統計におけるホルスタイン純粋種雌の平均販売価格（6か月齢）と近隣市場における平均取引価格（直近1年間：約10か月齢）から算定する。
- ② 産み落とし価格は、生産費調査等において直接的な指標となる価格がないことから、直近年の農業物価統計のホルスタイン純粋種雌（6か月齢）の平均販売価格（直近1年間のもの）及び近隣市場等のホルスタイン純粋種雌（約10か月齢）を用い逆算する。
- ③ なお、②で算定した価格が農業物価統計を用いて次により算定した価格を下回る場合、当該価格を産み落とし価格とし、当該価格と市場平均価格から1日当たりの増価額を算定する。

$$\text{ホルスタイン種雄の平均販売価格} \times \frac{\text{ホルスタイン純粋種雌（生後6か月程度）の平均販売価格}}{\text{肥育用乳用雄（ホルスタイン種：生後6～7か月程度）の平均販売価格}} \\ \text{（生後7～10日）}$$

乳用めす子牛



※ 文章中の生産費及び生産費に係る統計指標については、原則として各都道府県が独自に算定する直近年のものとし、各都道府県において算定できない場合等においては、農林水産省が公表する全国平均の数値を活用することとする。

## 動物衛生研究所の行う病性鑑定について

国際獣疫事務局（OIE）の定める本病の診断方法に基づき、動物衛生研究所において次の検査を実施する。

### （1）ウイルス学的検査

- ① ウイルス分離：材料を、組織培養（初代牛腎細胞、初代豚腎細胞、IB-RS 2 細胞、BHK-21細胞等から発病動物種を勘案して選択する）又は乳のみマウスに接種する。細胞変性効果（CPE）又は発病死亡がみられない場合には、継代培養する。
- ② 抗原検出ELISA法又は補体結合反応：病変組織乳剤、水泡液、食道咽頭粘液、病変部スワブ等（被検材料を接種し、CPEを起こした培養液又は発症した乳のみマウスの筋肉乳剤を用いる場合もある。）
- ③ RT-PCR検査

### （2）血清学的検査

必要に応じ、特異的な抗体を検出するため、ELISA又は中和試験を実施する。

- ① 血清は、常法により採取し、密栓試験管に入れたまま凝固させる。いかなる血液凝固防止剤（ヘパリン等）も用いないこと。
- ② 外側を4%炭酸ソーダ液で消毒し、破損しないように包装を厳重にして、容器に収めて、保冷（非凍結）して運搬する。

### （3）その他

必要に応じ、水泡性口炎又は豚水泡病等の口蹄疫類似疾病の検査を実施する。

# 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針

〔平成23年10月1日〕  
農林水産大臣公表

## 前文

- 1 口蹄^{てい}疫は、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 2 口蹄疫は、伝播力が強いことから、ひとたびまん延すれば、
  - ① 長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、
  - ② 国民への畜産物の安定供給を脅かし、
  - ③ 地域社会・地域経済に深刻な打撃を与え、
  - ④ 国際的にも、口蹄疫の非清浄国として信用を失うおそれがある。
- 3 現在、我が国の近隣諸国においては、口蹄疫の発生が継続して確認されており、国際的な人・物の往来が増加していることから、今後も我が国に口蹄疫が侵入する可能性は高い。
- 4 このため、国民、旅行者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に口蹄疫が侵入する可能性があるという前提に立ち、家畜（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししをいう。以下同じ。）の所有者（当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政（国、都道府県及び市町村）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。
- 5 なお、本指針については、海外における発生の状況の変化や科学的知見・技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

## 第1 基本方針

1 口蹄疫の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見・通報」さらには「初動対応」である。

2 家畜の所有者が、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、口蹄疫が疑われる症状を呈している家畜が発見された場合に、直ちに都道府県に通報することが日常化し、確実に実行されることが何よりも重要である。

このため、国、都道府県及び市町村並びに関係団体は、次の役割分担の下、全ての家畜の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

(1) 国は、都道府県に対し、必要な情報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導・助言を行う。

(2) 都道府県は、家畜の所有者への指導を徹底するとともに、発生時に備えた準備を行う。

(3) 市町村・関係団体は、都道府県の行う家畜の所有者への指導や発生時に備えた準備に協力する。

3 発生時には、迅速・的確な初動対応により、まん延防止・早期収束を図ることが重要である。

防疫対応を行うための経費については、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第58条から第60条の2までの規定に基づき、国が負担することとなっている。

また、法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階から迅速・的確に講じられるようにするため、予備費の活用を含めて、法に基づく予算を速やかに、かつ、確実に手当てすることとしている。

このことも踏まえて、国、都道府県及び市町村並びに関係団体は、次の役割分担の下、迅速・的確な初動対応を行う。

(1) 国は、防疫方針の決定・改定を責任を持って行うとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。また、法に基づく予算を迅速かつ確実に手当てする。

(2) 都道府県は、防疫方針に即した具体的な防疫措置を迅速・的確に実行する。

(3) 市町村・関係団体は、都道府県が行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村・関係団体に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

4 なお、国は、あらかじめ定めた防疫方針に基づく初動対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行い、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

## 第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

### 1 農林水産省の取組

- (1) 常に海外における最新の発生状況を把握し、都道府県、関係団体等に迅速に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて公表する。
- (2) 農場へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点を分かりやすくまとめ、ホームページ等を通じて公表する。
- (3) 国境における家畜・畜産物の輸入検疫及び入国者又は帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、ウイルスの伝播可能期間を考慮しつつ、口蹄疫の発生国からの入国者又は帰国者に対して、質問及び携帯品の検査・消毒を徹底する。
- (4) 各都道府県段階の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、必要な改善指導を行う。
- (5) 定期的に全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図る。
- (6) 発生時に直ちに防疫専門家等を現地に派遣できるよう、常に派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリストアップを行う。
- (7) 周辺国で分離されたウイルスに対して有効なワクチンに関する情報を収集した上で、必要な事態になったときに活用できる可能性の高いワクチンを検討し、必要十分な量を備蓄する。

なお、口蹄疫ウイルスには様々な血清型があり、同じ型であっても流行株の変異が進めばワクチンの効果が期待できなくなることがあるため、現在の口蹄疫ワクチンでは、

- ① 備蓄しているワクチンが常に有効であるとは限らないこと
  - ② 感染の完全防御はできないといった性能の限界があること
- 等について十分周知する。

(8) 豚に感染した場合に排出されるウイルス量を軽減する抗ウイルス資材についても、必要十分な量を備蓄する。

## 2 都道府県の実施

(1) 1の(1)により海外における最新の発生状況に関する情報の提供を受けた場合には、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての家畜の所有者及び関係団体に周知する。

(2) 家畜の所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準を確実に遵守させるために、家畜の所有者（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、5頭以上の家畜の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。

① 法第51条に基づく農場への立入検査（原則として、年1回以上実施する。）

② 研修会の開催

また、特に大規模所有者（牛（月齢が満24月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下②において同じ。）にあっては、満17月以上）のものに限る。）及び水牛にあっては200頭以上、牛（月齢が満4月以上満24月未満（肥育牛にあっては、満4月以上満17月未満）のものに限る。）、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては3,000頭以上の家畜の所有者をいう。）については、法第52条の規定に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に都道府県に報告させるなど、十分な指導を行う。

(3) 飼養衛生管理基準を遵守していない家畜の所有者に対しては、随時、法に基づく指導・助言、勧告及び命令を行う。

(4) 口蹄疫の発生国からの入国者が訪れる可能性の高いホテル、ゴルフ場等の施設に対して、出入口での消毒を行うよう要請する。

(5) 家畜の所有者ごとに、口蹄疫が発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地等の確保状況等）を把握する。

- (6) 移動制限区域内の農場等が瞬時に把握できるよう、地図情報システム等を活用して農場の所在地を整理する。
- (7) 発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整、衛生資材及び薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。
- (8) 家畜の所有者に対する指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行うとともに、発生時にと殺等を円滑に実施できるよう、偶蹄類動物の取扱いに慣れた保定者のリストアップを行う。  
また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。
- (9) 発生時には、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これら市町村、関係機関及び関係団体との連絡窓口の明確化、地域の家畜の飼養状況等の情報共有等を行い、連携体制を整備する。
- (10) 家畜の所有者の埋却地等の事前確保が十分でない場合は、次の措置を講ずる。
- ① 当該家畜の所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供する。
  - ② 市町村、関係機関及び関係団体と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第21条第7項の規定に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。
  - ③ 焼却施設又は化製処理施設（以下「処理施設」という。）が利用可能な場合には、処理施設をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について処理施設及び処理施設の所在地を管轄する地方公共団体と調整する。
  - ④ 公有地又は処理施設への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じ、地域住民への説明を行う。

- (11) 都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。

### 3 市町村・関係団体の取組

- (1) 2に規定する都道府県の取組に協力する。
- (2) 家畜の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

### 第3 異常家畜の発見及び検査の実施

#### 1 家畜の所有者等から届出を受けたときの対応

都道府県は、家畜の所有者又は獣医師から、口蹄疫を疑う症状を呈している家畜を発見した旨の届出を受けた場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

また、届出者等に対し、当該農場の飼養家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

#### 【留意事項】 異常家畜の届出を受けた際の報告

都道府県畜産主務課は、家畜の所有者又は獣医師から、口蹄疫を疑う症状を呈している家畜を発見した旨の届出を受けた場合には、別記様式1により、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）宛てに報告する。

#### 【留意事項】 家畜防疫員が現地に携行する用具

- 1 農場立入用衣類：長靴、防疫衣類、手袋等
- 2 臨床検査用器材：タワシ、体温計、保定具、ロープ（保定用）、白布（1m×30cm）、鎮静剤、プロバングカップ、懐中電灯等
- 3 病性鑑定材料採取用器材：外科用ハサミ、材料送付ビン、材料保存液、採血器具（採血針、採血管）、保冷資材、クーラーボックス、病性鑑定材料輸送箱等
- 4 連絡及び記録用器材：携帯電話、事務用具、各種様式用紙、地図、デジタルカメラ、画像送受信機等
- 5 消毒用器材：バケツ、消毒薬、噴霧消毒器等
- 6 その他：ビニール袋、着替え、食料品等

#### 【留意事項】 都道府県が行う指導に関する事項

##### 1 家畜の所有者から通報があった場合

- (1) 偶蹄類以外の動物を含む全ての動物について、当該農場からの移動を自粛すること。
- (2) 飼養場所の排水については、適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出し

ないようにすること。

- (3) 農場の出入口を1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
- (4) 農場外に物を搬出しないこと。家畜の所有者及び従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
- (5) 異常家畜の生乳、精液等の生産物、排せつ物、敷料等は、他の家畜と接触することがないようにすること。

## 2 獣医師から通報があった場合

- (1) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、口蹄疫ウイルスの拡散を防止するよう助言・指導をすること。
- (2) 家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。
- (3) 帰宅後は、車両を十分に洗浄するとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (4) 異常家畜が口蹄疫でないと判明するまでの間、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 口蹄疫と判明した場合には、異常家畜を診察し、又はその死体を検案した日から7日間は、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。

## 3 家畜市場から通報があった場合

- (1) 家畜の移動を禁止すること。
- (2) 従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
- (3) 従業員等は、異常家畜が口蹄疫でないと判明するまでの間、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。
- (4) 異常家畜の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の(1)から(5)までの指導を行うこと。
- (5) 異常家畜の出荷に使用された車両を特定し、当該車両の消毒を徹底するとともに、当該車両が農場等に入入りしないよう指導すること。
- (6) 異常家畜が搬入された日以降に家畜市場から移動した家畜の移動先を特定すること。

#### 4 と畜場から通報があった場合

- (1) 異常家畜及びこれと同一の農場から出荷された家畜のと畜を中止すること。
- (2) 畜産関係車両の出入りを禁止すること。
- (3) 従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
- (4) 従業員等は、異常家畜が口蹄疫でないとは判明するまでの間、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。
- (5) 異常家畜の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、1の(1)から(5)までの指導を行うこと。
- (6) 異常家畜の出荷に使用された車両を特定し、当該車両の消毒を徹底するとともに、当該車両が農場等に入出入りしないよう指導すること。

## 2 都道府県による臨床検査

- (1) 家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の敷地外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常家畜及び同居家畜の鼻腔、^く口唇、^く口腔、舌、蹄部、乳頭部等を中心とした徹底した臨床検査を行う。  
その際、全ての異常家畜（異常家畜が多数の場合は、代表的な数頭）の病変部位及び症状の好発部位をデジタルカメラで鮮明かつ多角的に撮影する。
- (2) 家畜防疫員は、臨床検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、症状に関する報告及び写真を都道府県畜産主務課に電子メールで送付する。
- (3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、異常家畜の写真及び同居家畜の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。
  - ① 39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、^{ほう}びらん、潰

瘍又は癍痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあっては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること。）。

- ② 同一の畜房内（1の畜房につき1の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
- ③ 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1の畜房につき1の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

### 3 検体の送付

（1）都道府県は、2の農場で飼養されている家畜が次のいずれかに該当する場合には、当該家畜の口腔内等における水疱等から採取した水疱液及び上皮、病変部スワブ並びに当該家畜の血液を検体として、適切に採材し、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、当該検体を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に送付する。

- ① 特定症状を呈している家畜が複数の畜房内で確認された場合
- ② 1の畜房につき1の家畜を飼養している場合にあつては、特定症状を呈している家畜が隣接する複数の畜房内で確認された場合
- ③ 動物衛生課が検体の提出を求めた場合

（2）都道府県は、（1）により検体の送付を行った場合には、速やかに、当該農場に関する次の疫学情報を動物衛生課に提出する。

- ① 飼養家畜の過去21日間の移動履歴
- ② 当該農場に出入りしている次の人・車両の巡回範囲
  - ア 獣医師、人工授精師及び削蹄師
  - イ 家畜運搬車両、集乳車、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両

### ③ 堆肥の出荷先

(3) 都道府県は、(1)により検体の送付を行った場合には、直ちに次の措置を講ずる。

① 法第32条第1項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア 生きた家畜

イ 生乳

ウ 採取された精液及び受精卵

エ 家畜の死体

オ 敷料、飼料、排せつ物等

カ 家畜飼養器具

② 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

③ 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類・飼養器具を消毒する。

#### 【留意事項】 検体の採材及び送付の方法

##### 1 水疱材料が得られる場合

(1) 材料：水疱上皮1g以上（異常家畜の舌又は口腔内のものが最良であるが、蹄部のものでもよい。水疱上皮は新鮮な破裂前のものが望ましく、同一群であれば複数頭から集めてもよい。発病当日のものが理想的である。）

(2) 水疱上皮の保存：pH7.2～7.6に調整された0.04Mのリン酸緩衝液又はMEMに入れる。

(3) 材料の処理：保存液（水疱液そのものが得られた場合には保存液は不要。）を入れた送付容器に入れ、密栓し、容器の外側は4%炭酸ソーダ溶液で消毒し、破損や水漏れがないよう更に包装を厳重にして、氷を入れた容器に収めて運搬する。

##### 2 水疱材料が得られない場合

(1) 材料：病変部スワブ、食道咽頭粘液等（食道咽頭粘液については、採取器による採取後、広口びんに入れ、性状を観察し細胞成分が含まれていることを確認する。胃内容物や血液が混入した場合には、水又は緩衝

液で口腔を洗浄し再度採取する。)

(2) 食道咽頭粘液の保存液：0.08Mのリン酸緩衝液に牛血清アルブミン0.01%、フェノールレッド0.002%、抗菌性物質（ペニシリン1,000単位、ストレプトマイシン1,000  $\mu\text{g}/\text{mL}$ 、ファンギソン2.5  $\mu\text{g}/\text{mL}$ ）を添加し、pH7.2~7.6の範囲に調製する。

(3) 材料の処理：病変部スワブ又は扁桃スワブ等、綿棒等で採取したスワブは、綿棒等が確実に浸る量の細胞培養液（pHは中性に調製）を入れた送付容器に綿棒等のまま漬け込み、密栓して外側を4%炭酸ソーダで消毒し、保冷（非凍結）して運搬する。食道咽頭粘液は、採取後直ちにその2mLを等量の保存液が入った送付容器に入れて混和密栓する。容器の外側は4%炭酸ソーダ溶液で消毒し、保冷（非凍結）して運搬する。

### 3 血液採取

(1) 材料：血清（常法により血液を採取し、密栓試験管に入ったまま凝固させる。いかなる血液凝固防止剤（ヘパリン等）も用いないこと。）

(2) 材料の処理：外側を消毒し、破損しないように包装を厳重にして、容器に収めて、保冷（非凍結）して運搬する。

### 4 検体の送付の方法

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（海外病研究施設（東京都小平市）。以下「動物衛生研究所」という。）への送付に当たっては、事前に連絡の上、直接持ち込むこと。空輸等最も早く確実な運搬方法を選ぶこと。検体には必ず病性鑑定依頼書（別記様式2）を添付すること。

#### 【留意事項】疫学情報の報告

都道府県畜産主務課は、当該農場に関する疫学情報について、別記様式3により動物衛生課宛てに報告する。

#### 4 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、3により検体を動物衛生研究所に送付した場合には、次の措置を講じ、その内容について、遅くとも動物衛生研究所が行う遺伝子検査の結果が出る前に、動物衛生課に報告する。

- (1) 当該農場における畜舎等の配置の把握
- (2) 周辺農場における家畜の飼養状況の整理
- (3) 家畜のと殺に当たる人員及び資材の確保
- (4) 患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又は処理施設の確保
- (5) 消毒ポイントの設置場所の検討
- (6) 当該農場の所在する市町村、隣接の都道府県及び関係機関への連絡

#### 【留意事項】陽性判定時に備えた準備に関する報告

都道府県畜産主務課は、陽性判定時に備えた準備として講じた措置については、それぞれの項目別に、順次、速やかに動物衛生課宛てにファックス又は電子メールにより報告する。

#### 5 経過観察

家畜防疫員は、検体を動物衛生研究所に送付する必要がないと動物衛生課が判断した場合には、次の措置を講ずる。

- (1) 当該農場の飼養家畜について、家畜の所有者又は民間獣医師の協力を得て、2週間、臨床症状の有無、体温等を毎日確認する。
- (2) 1の届出の原因となった家畜について、(1)の経過観察が終了するまで、移動の自粛を求める。
- (3) 口蹄疫を疑う異状を認めた場合には、直ちに1の対応をとる。

#### 6 その他

2から5までの措置は、家畜の所有者等からの届出によらず、家畜防疫員

の立入検査等により異常家畜が発見された場合についても、同様に行うものとする。

## 第4 病性の判定

### 1 病性の判定方法

(1) 農林水産省は、次の①及び②により、病性を判定する。

- ① 病変部位の写真、疫学情報及び動物衛生研究所が行う遺伝子検査の結果に基づき、専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、口蹄疫の発生が続発しており、病変部位の写真から口蹄疫に特有の臨床症状を明確に確認できる場合には、専門家の意見も踏まえ、遺伝子検査の結果を待たずに、臨床症状及び疫学情報により、直ちに判定する。
- ② ①の病性判定時に陽性と判定されなかったものの、動物衛生研究所が行う血清抗体検査又はウイルス分離検査により陽性の結果が出た場合には、専門家の意見も踏まえ、改めて判定する。

(2) 病性判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

### 2 患畜及び疑似患畜

病性判定の結果等に基づき、次の家畜を患畜又は疑似患畜とする。

#### (1) 患畜

- ① ウイルス分離検査により、口蹄疫ウイルスが分離された家畜
- ② 口蹄疫に特有の臨床症状が明確であり、遺伝子検査により口蹄疫ウイルスに特異的な遺伝子が検出された家畜
- ③ 口蹄疫に特有の臨床症状が明確であり、血清抗体検査により口蹄疫ウイルスに対する抗体が検出された家畜

#### (2) 疑似患畜

- ① 患畜が確認された農場で飼養されている家畜
- ② 発生が続発している場合において、口蹄疫に特有の臨床症状が明確である家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜
- ③ 患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で家畜の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている家畜
- ④ 疫学調査の結果等により、患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限

る。)と判定した日(発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性判定日」という。)から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家畜

- ⑤ 疫学調査の結果等により、病性判定日から遡って7日目の日前に患畜又は疑似患畜(②に掲げる家畜に限る。)と接触したことが明らかとなった家畜であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家畜

## 第5 病性判定時の措置

### 1 関係者への連絡

(1) 都道府県は、家畜が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ等により連絡する。

- ① 当該家畜の所有者
- ② 当該都道府県内の市町村
- ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他関係団体
- ④ 隣接の都道府県

(2) 都道府県は、家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該家畜の所有者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該家畜の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

### 2 対策本部の設置及び国・都道府県等の連携

(1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜の判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省口蹄疫防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を設置し、具体的な防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。

(2) 農林水産省は、動物衛生研究所、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

- ① 国の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員
- ② 国の防疫方針の改定（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家
- ③ と殺及び埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム
- ④ 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会に設置する疫学調査チーム

- (3) 都道府県は、農林水産省対策本部の決定した防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜の判定後、速やかに、関係部局で構成する都道府県口蹄疫防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を設置する。ただし、円滑・的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。
- (4) 都道府県は、都道府県対策本部について、その役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、防疫作業、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。
- (5) 農林水産省から派遣された(2)の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、農林水産省対策本部の決定した防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
- (6) 都道府県対策本部は、防疫措置を円滑に実行するため、市町村、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。
- (7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材・機材を譲与し、又は貸し付ける。
- (8) 農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

## 【留意事項】 都道府県対策本部

### 1 都道府県対策本部の設置

都道府県は、2の組織構成を考慮して都道府県対策本部を設置することとし、防疫措置の円滑な実施及び国や周辺都道府県との連絡調整を図る。なお、必要に応じて、発生農場等における防疫措置を円滑に行うため、発生地近くの家畜保健衛生所等に現地対策本部を設置する。

### 2 組織構成

都道府県知事を本部長とし、本部長の下に次の各班を置くとともに、関

係部局を構成員とする庁内連絡会議を開催し、防疫の円滑な推進を図る。

- ・ 総務班：防疫指針に基づく具体的な防疫方針の策定、予算の編成及び執行、情勢分析、農林水産省、その他の関係機関との連絡調整及び庁内連絡会議の開催を行う。
- ・ 情報班：発生状況及び防疫対応状況等の収集、広報資料の作成、広報連絡及び問合せの対応を行う。
- ・ 病性鑑定班：異常家畜の届出に対する立入調査、病性鑑定のための検体の採取、当該検体の受入れ及び送付並びに病性鑑定を行う。
- ・ 防疫指導班：発生農場の調査並びに防疫措置の企画及び指導を行う。
- ・ 防疫支援班：焼却、埋却、消毒等の防疫用の資材・機材の調達及び配布、防疫要員の動員並びに関連事業の調整を行う。
- ・ 防疫対応班：立入制限、殺処分、農場消毒等の防疫措置及び制限区域内農場等の検査等の対応を行う。
- ・ 評価班：発生農場及び周辺農場における手当金の交付のための家畜や物品の評価等を行う。
- ・ 疫学調査班：現地調査を行い、疫学関連農場の特定や感染経路の究明に必要な情報の収集及び整理を行う。また、国の疫学調査チームと連携し、現地調査等を行う。
- ・ 庶務班：所要経費の確保及び手当金等の支出に関する事務を行う。

### 3 報道機関への公表等

- (1) 農林水産省は、第4の規定により患畜又は疑似患畜と判定したときには、報道機関に公表する。ただし、円滑・的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2) (1)の規定による公表は、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、原則として、農林水産省及び都道府県が同時に行う。
- (3) (1)の規定による公表に当たっては、人・車両を介して感染が拡大す

るおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までに留め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。

(4) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。

(5) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。

- ① プライバシーの保護に十分配慮すること。
- ② 発生農場には近づかないなど、感染拡大防止及び防疫作業の支障にならないようにすること。

**【留意事項】 報道機関への公表**

患畜又は疑似患畜と判定したときの報道機関への公表は、別記様式4により行う。

#### 4 防疫措置に必要な人員の確保

(1) 都道府県は、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する計画を立て、関係機関及び関係団体の協力を得て、必要な人員を速やかに確保する。

(2) 当該都道府県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請及び自衛隊の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。

**【留意事項】 防疫措置に必要な人員の確保に関する事項**

- 1 □ 蹄疫の発生が確認された時点で、速やかに防疫措置を開始することができるよう、都道府県は、あらかじめ必要な人員の所在を把握し、必要に応じて集合を命ずる。

- 2 防疫従事者の確保に当たっては、あらかじめ作業に従事させようとする者の家畜の飼養の有無を確認し、偶蹄類の動物を飼養している場合には、直接防疫業務に当たさせないようにする。
- 3 都道府県は、他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合には、必要な人員、期間、作業内容等について、動物衛生課と協議する。  
動物衛生課は、各都道府県と調整し、具体的な派遣スケジュールを作成する。
- 4 都道府県は、自衛隊の派遣について農林水産省との協議が整った場合には、発生状況、派遣期間、活動区域、活動内容等について現地の自衛隊災害担当窓口と十分に調整した上で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定に基づく災害派遣要請を行う。

## 第6 発生農場における防疫措置

### 1 と殺（法第16条）

- (1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。
- (2) 発生農場への出入口は、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。
- (3) 患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として病性の判定後24時間以内にと殺を完了する。
- (4) 臨床症状が確認されている家畜のと殺を優先して行う。また、複数の畜種について、と殺を行う必要がある場合には、豚を優先する。
- (5) 畜舎外でと殺を行う場合には、次の措置を講ずる。
  - ① 外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。
  - ② 家畜が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。
- (6) と殺は、作業者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺等の方法により迅速に行う。特に、豚のと殺については、電殺や炭酸ガスによると殺など効率的な方法で行う。

また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行う。
- (7) 抗ウイルス資材が豚にのみ効果があることを踏まえ、豚の大規模飼養農場で口蹄疫が発生し、当該農場における迅速なと殺の実施が困難な場合には、動物衛生課と都道府県畜産主務課が協議し、当該農場の飼養豚に、抗ウイルス資材を投与する。

この場合、農林水産省は、と殺が完了するまで投与できる量の抗ウイルス資材を確保する。

また、耐性ウイルスの出現を防止するため、長期の連続使用は避ける。
- (8) 感染経路の究明のため、と殺時に発症している家畜の病変部位を鮮明に

撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない家畜を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。

(9) 都道府県は、積極的に民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、迅速にと殺を完了させる。

#### 【留意事項】発生農場における防疫措置の実施に関する事項

- 1 都道府県は、事前に現地調査を行い、農場の建物の配置等を考慮して、テントの設営場所、資材置場等について検討するとともに、総括責任者、各作業ごとの責任者及び指揮命令系統を明確にする。
- 2 家畜防疫員は、家畜の所有者に対し、口蹄疫の概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第52条の3の規定により行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てをすることができないことについて、遺漏なく説明する。
- 3 現地の総括責任者は、畜種別のと殺予定頭数、と殺の方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ都道府県対策本部に確認し、その指示を受けるものとする。
- 4 家畜防疫員は、と殺の実施前に、ねずみ、はえ等の駆除を実施する。
- 5 感染経路の究明のために行う検体の採取に当たっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況や発生状況に応じて、動物衛生課と協議の上、決定する。

#### 【留意事項】防疫措置従事者に関する事項

防疫措置従事者が防疫措置を実施するに当たっては、次の事項に留意する。

- 1 入場時には、防疫服、長靴等を着用し、私物を持ち込まないこと。
- 2 退場時には、身体、衣服、靴及び眼鏡を消毒した後、入場時に着用した作業着等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいをを行うこと。また、場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒した後持ち帰ること。
- 3 都道府県対策本部は、現地での着替えや靴の履き替えを円滑に行えるよう、農場の出入口に仮設テントを設置する等の配慮を行うこと。その際、作業の前後で作業者の動線が交差しないようにすること。

- 4 帰庁（宅）後、移動に利用した車両の消毒及び着用していた全ての衣服の洗濯を行うとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- 5 防疫作業に従事した日から7日間は発生農場以外の偶蹄類の動物に接触しないこと。

#### 【留意事項】と殺指示書の交付

家畜防疫員が患畜又は疑似患畜の所有者に対して交付すると殺指示書は、別記様式5により作成する。

## 2 死体の処理（法第21条）

- (1) 患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、患畜又は疑似患畜と判定した後72時間以内に、発生農場又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常人及び家畜が接近しない場所に限る。）において埋却する。
- (2) 農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。
  - ① 当該死体を十分に消毒する。
  - ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
  - ③ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
  - ④ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
  - ⑤ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
  - ⑥ 死体を処理する場所まで家畜防疫員が同行する。
  - ⑦ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- (3) 埋却による処理が困難な場合には、焼却又は化製処理を行う（患畜の死体は、化製処理は行わず、焼却する。）。また、当該死体の移動に当たって

は、(2)の措置を講ずる。

(4) 焼却又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。

- ① 運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。
- ② 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ③ 焼却又は化製処理が完了し、設備及び資材の消毒が終了するまで、家畜防疫員が立ち会う。
- ④ 焼却又は化製処理の完了後直ちに、処理施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

### 3 汚染物品の処理（法第23条）

(1) 発生農場における次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常人及び家畜が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却、化製処理又は消毒を行う。

- ① 生乳、精液、受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあつては、病性判定日から遡って21日目の日前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- ② 排せつ物
- ③ 敷料
- ④ 飼料
- ⑤ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

(2) やむを得ず汚染物品を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

- ① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ③ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

- ⑤ 移動時には、制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録する。

(3) 焼却又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。

- ① 運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。
- ② 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ③ 焼却又は化製処理の完了後直ちに、処理施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

#### 4 畜舎等の消毒（法第25条）

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、口蹄疫ウイルスが酸（pH6.0以下）又はアルカリ（pH9.0以上）によって感染性を速やかに失うことを踏まえ、強いアルカリ性又は酸性を有する炭酸ソーダ、消石灰、塩素系消毒剤等を用いて行う。

#### 5 家畜の評価

- (1) 患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についての評価額とし、家畜が患畜又は疑似患畜であることは、考慮しない。
- (2) 評価額は、原則として、当該家畜の導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算した額とし、これに当該家畜の泌乳量、体型、経産の有無、繁殖供用残存期間等を考慮し、必要な加算又は減算を行う。
- (3) 家畜の所有者等は、と殺に先立ち、家畜の評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる個体ごと（多頭群飼育されている場合にあっては、群ごとの代表的な個体）について、当該家畜の体型・骨格が分かるように

写真を撮影する。

(4) 農林水産省は、家畜の評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。

**【留意事項】家畜の評価額の算定方法**

患畜又は疑似患畜となった家畜の評価額の算定方法は、原則として、別紙により行う。

## 第7 通行の制限（法第15条）

- 1 都道府県又は市町村は、口蹄疫の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤・通学、医療・福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。
  
- 2 法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、必要な通行の制限が確実に実施できるよう、あらかじめ調整する。
  
- 3 通行の制限又は遮断の手続、標示等については、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第5条の規定に基づき行うこととし、原則として、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明する。なお、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

## 第8 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

### 1 制限区域の設定

#### （1）移動制限区域

① 都道府県は、患畜又は疑似患畜の判定後、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径10キロメートル以内の区域について、家畜等の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、動物衛生課と協議の上、判定前であっても口蹄疫である可能性が高いと認められる場合には、判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

② 都道府県は、発生農場における感染状況等から通報が遅れたことが明らかであり、かつ、疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、周辺の農場数、家畜の飼養密度に応じ、半径10キロメートルを超えて移動制限区域を設定する。

この場合、当該発生農場の所在する都道府県全体又は当該都道府県を含めた関係都道府県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。

#### （2）搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径20キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、（1）の②の場合には、移動制限区域の外縁から10キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

#### （3）家畜市場又はと畜場で発生した場合

都道府県は、家畜市場又はと畜場に所在する家畜が患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

① 原則として、当該家畜市場又はと畜場を中心とした半径1キロメートル以内の区域について、移動制限区域として設定する。

② 当該家畜の出荷元の農場を中心として、（1）及び（2）と同様に移動制限区域及び搬出制限区域を設定する。

#### (4) 制限区域の設定方法

- ① 移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するのに適当なものに基づき設定する。
- ② 移動制限区域又は搬出制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。
- ③ 移動制限区域及び搬出制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。
  - ア 移動制限区域及び搬出制限区域内の家畜の所有者、市町村及び関係機関への通知
  - イ 報道機関への公表等を通じた広報
  - ウ 主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域との境界地点での標示

#### (5) 家畜の所有者への連絡

都道府県は、移動制限区域及び搬出制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

## 2 制限区域の変更

### (1) 制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域及び搬出制限区域を拡大する。

### (2) 制限区域の縮小

発生状況及び周辺農場の清浄性確認の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径5キロメートルまで縮小することができる。

### 3 制限区域の解除

移動制限区域及び搬出制限区域は、次の要件のいずれにも該当する場合に解除する。

- (1) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（と殺、死体の処理及び農場の消毒が全て完了していることをいう。以下同じ。）後10日が経過した後に実施する第11の2の（2）の清浄性確認検査により、全て陰性を確認すること。
- (2) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後21日が経過していること。

### 4 制限の対象

- (1) 生きた家畜
- (2) 発生農場及び発生農場から半径1キロメートル以内の区域にある農場（第11の2の（1）の発生状況確認検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳
- (3) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性判定日から遡って21日目の日前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- (4) 家畜の死体
- (5) 敷料、飼料、排せつ物等
- (6) 家畜飼養器具

### 5 制限の対象外

#### (1) 敷料等の処分のための移動

- ① 発生状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養家畜に臨床的な異状がないことを確認した農場の敷料、排せつ物及び家畜の死体は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に処理施設等に移動することができる。

- ② 移動時には、次の措置を講ずる。

ア 移動前に、家畜防疫員が当該農場の家畜に異状がないか確認する。

イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。

ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

オ 複数の農場を連続して配送しないようにする。

カ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

キ 移動時には、制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ケ 移動経過を記録する。

③ 焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。

ア 運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。

イ 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

ウ 焼却又は化製処理の完了後直ちに、処理施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

## (2) 制限区域外の家畜の死体の処理施設への移動

制限区域（移動制限区域及び搬出制限区域をいう。以下同じ。）外  
の農場の家畜の死体は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の  
処理施設に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにすると  
ともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を  
十分に消毒するほか、(1)の③のアからウまでの措置を講ずる。

## (3) 制限区域外の家畜等の通過

制限区域外  
の農場の家畜等について、制限区域を通過しなければ、制限区域  
外  
の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合  
には、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十

分に消毒する。

#### (4) その他

(1) から (3) までに規定するもののほか、原則として、制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該21日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域外から移動制限区域内（発生農場から半径5キロメートル以内の区域を除く。）への家畜の移入に関する制限の対象外を設けることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

#### 【留意事項】 移動制限区域内での指導事項

家畜防疫員は、移動制限区域内において、次に掲げる者に対し、それぞれ次に定める事項について関係者への指導を行う。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。

##### 1 家畜の所有者

(1) 畜舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること。

(2) 農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること。

(3) 口蹄疫ウイルスに対する効果が高い消毒薬を使用することとし、具体的には、次により消毒を行うこと。

① 畜舎の出入口、畜舎周辺及び衛生管理区域外縁部については、強いアルカリ性又は酸性を有する炭酸ソーダ、消石灰、クエン酸及び塩素系消毒剤等を用いて消毒する。

② 畜舎内については、塩素系消毒薬、ヨウ素系消毒薬等を用いて消毒する。

(4) パドック（運動場）の利用を控えること、農場周辺に囲障を設置すること、放牧家畜の囲い込みを行うこと等により、家畜と鹿、いのしし等の野生動物との接触を防止すること。

##### 2 獣医師、人工授精師、削蹄師等の畜産関係者

(1) 携行する器具及び薬品は最小限とすること。

(2) 農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。

- (3) 消毒又は廃棄が容易な衣服、器具等を使用すること。
- (4) 車両の農場の敷地内への乗入れを自粛すること。
- (5) 移動経路を記録、保存すること。

### 3 飼料・生乳の輸送業者

- (1) 配送又は集乳の度ごとに車両の消毒を徹底すること。
- (2) 感染リスクの低い配送経路を選択すること。
- (3) 複数の農場を連続して配送又は集乳を行わないこと（防疫指針第11の2の（1）の発生状況確認検査により陰性が確認された農場を除く。）。
- (4) 消毒薬で濡らした布により生乳タンク排気口を被覆すること。
- (5) 配送経路を記録し、保存すること。

### 4 死亡畜回収業者

- (1) 車両の消毒を徹底すること。
- (2) 原則として、農場出入口で受渡しを行うこと。
- (3) 配送経路を記録し、保存すること。

### 5 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設

車両の消毒を徹底すること。

## 第9 家畜集合施設の開催等の制限（法第33条・第34条）

### 1 移動制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

- (1) と畜場（食肉加工場を除く。）
- (2) 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物
- (3) 放牧

### 2 搬出制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における次の催物の開催等を停止する。

- (1) 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物
- (2) 放牧

### 3 制限の対象外

原則として、制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該21日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内（発生農場から半径5キロメートル以内の区域を除く。）のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる。ただし、と畜する家畜は、農場からと畜場に直行する家畜のみとする。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

#### 【留意事項】家畜の集合を伴わないイベント等に関する事項

家畜の集合を伴わないイベント等については、徹底した消毒を行うことにより、口蹄疫のまん延防止を図ることが可能であることから、都道府県は、口蹄疫の発生を理由としてむやみにイベント等を中止することのないよう、周知・指導する。また、口蹄疫が発生している地域からイベント等に参加する者が参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導する。

## 第10 消毒ポイントの設置（法第28条の2）

- 1 都道府県は、口蹄疫の発生の確認後速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。
- 2 具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場からおおむね半径1キロメートルの範囲内）、移動制限区域及び搬出制限区域の境界その他の場所を選定する。また、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。
  - （1）道路網の状況
  - （2）一般車両の通行量
  - （3）畜産関係車両の通行量
  - （4）山・川等による地域の区分
- 3 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫作業車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫作業関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

### 【留意事項】車両消毒等に関する事項

#### 1 消毒ポイントによる消毒

##### （1）消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案するものとする。

##### （2）消毒ポイントにおける消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消毒）により行う。また、作業従事者は、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に配置す

る。

#### ① 畜産関係車両

車両の消毒は、車体を腐食しにくい4%炭酸ソーダ、消石灰等を用いる。また、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒する。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意する。また、運転手の手指の消毒及び靴底消毒を徹底する。

#### ② 一般車両

最低限、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施する。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換するものとする。

### 2 ホテル、ゴルフ場等における消毒

都道府県は、口蹄疫の発生の状況及び発生のリスクの程度を踏まえつつ、公共施設、各種イベント、ホテル、ゴルフ場等、多数の者が集合する施設等について、自主的な消毒設備を設置するよう、指導する。

### 3 正確な情報提供・指導

発生県以外の都道府県は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生県車両の出入りが制限されるようなことがないよう、正確な情報提供・指導を行う。

## 第11 ウイルスの浸潤状況の確認

### 1 疫学調査

#### (1) 調査の実施方法

都道府県は、患畜又は疑似患畜の判定後、速やかに、病性判定日から少なくとも21日間遡った期間を対象として、発生農場における家畜、人（獣医師、人工授精師、削蹄師等家畜に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（集乳車、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入りに関する疫学情報を収集し、ウイルスに汚染したおそれのある家畜に関する調査を実施し、極力短期間で完了させる。

#### (2) 疫学関連家畜

調査の結果、次の家畜であることが明らかとなったものは、疫学関連家畜として、法第32条第1項の規定に基づき移動を禁止し、臨床症状の観察を行うとともに、患畜又は疑似患畜との接触後14日を経過した後に血清抗体検査を行う。

- ① 病性判定日から遡って8日以上21日以内に患畜と接触した家畜
- ② 病性判定日から遡って8日以上21日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家畜
- ③ 病性判定日から遡って21日以内に発生農場に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に出入りした他の農場等で飼養されている家畜
- ④ 第4の2の（2）の④及び⑤に規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家畜

#### 【留意事項】 疫学調査に関する事項

- 1 都道府県は、家畜、人及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問（当該訪問者の訪問前後の行動歴を含む。）その他口蹄疫ウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行う。
- 2 都道府県畜産主務課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県畜産主務課は、発生都道府県と同様に、調査を行う。
- 3 農場等への立入検査及び報告徴求は、法第51条第1項及び第52条第1項の規定に基づき、実施する。

## 【留意事項】疫学調査に関する実施項目

本病の感染経路をあらゆる面から検証するため、以下を参考に、関係者からの聴き取り調査等を実施することにより疫学情報の収集を行う。

### 1 調査対象

- (1) 発生農場
- (2) 発生農場と疫学関連のある偶蹄類飼養農場及び畜産関係施設(家畜市場、と畜場、飼料・敷料工場、飼料・敷料販売先、農協等)

### 2 調査事項

- (1) 農場の周辺環境（森、畑、住居、道路からの距離など）
- (2) 気温、湿度、天候、風量・風向など
- (3) 家畜運搬車両、集乳車、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両、機器搬入などの車両や運搬物資の動き
- (4) 農場主、農場従業員、獣医師、人工授精師、削蹄師、家畜商、飼料販売業者、敷料販売者、資材販売者、薬品業者、畜産関係者（農協職員等）、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き（海外渡航歴、野生動物等との接触の有無を含む。）
- (5) 放牧の有無（有の場合は、その期間及び場所）
- (6) しか、いのしし等の野生動物の分布、侵入及び接触機会の有無
- (7) 畜舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策など
- (8) 農作業用の機械の共有の有無

## 2 移動制限区域内の周辺農場の調査

### (1) 発生状況確認検査

都道府県は、口蹄疫の発生が確認された場合には、次により調査及び検査を実施する。

#### ① 電話調査

都道府県は、患畜又は疑似患畜の判定後直ちに、市町村と協力し、少なくとも移動制限区域内の家畜の所有者を対象に、電話等により、異常家畜の有無を確認する。なお、当該確認は、移動制限区域が解除される

までの間、随時行う。

## ② 立入検査

ア 都道府県は、動物衛生課と協議の上、患畜又は疑似患畜の判定後、原則として24時間以内に、少なくとも発生農場から半径1キロメートル以内の区域にある農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、5頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場（牛（月齢が満24月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下②において同じ。）にあっては、満17月以上）のものに限る。）及び水牛にあっては200頭以上、牛（月齢が満4月以上満24月未満（肥育牛にあっては、満4月以上満17月未満）のものに限る。）、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては3,000頭以上飼養する農場をいう。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施するための検体（鼻腔スワブ及び血液）を採材し、動物衛生研究所に送付する。

イ 都道府県は、アの検査に引き続き、移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、5頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）のうち当該検査の対象外となったものに立ち入り、臨床検査を実施する。臨床検査の結果、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施する必要があると判断したときは、検体（鼻腔スワブ及び血液）を採材し、動物衛生研究所に送付する。なお、当該検査は、原則として、同心円状に発生農場から近い順に実施する。

## (2) 清浄性確認検査

制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、5頭以上飼養する農場に限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、血清抗体検査を実施するための検体（血液）を採材し、動物衛生研究所に送付する。

### (3) 検査員の遵守事項

- (1) 及び(2)の検査を行う者は、次の事項を遵守する。
- ① 車両を当該農場の敷地の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。
  - ② 当該農場を出る際には、身体、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
  - ③ 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
  - ④ 立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、遺伝子検査の結果が判明するまで、他の農場に立ち入らないこと。

#### 【留意事項】 発生状況確認検査及び清浄性確認検査における採材頭数

発生状況確認検査及び清浄性確認検査に係る採材頭数は、95%の信頼度で10%の感染を摘発することができる数として、以下のとおりとする

飼養頭数	採材頭数
1 ～ 15頭	全頭
16 ～ 20頭	16頭
21 ～ 40頭	21頭
41 ～ 100頭	25頭
101頭以上	30頭

※ 畜舎が複数ある場合は、全ての畜舎から採材すること。

### 3 その他

- (1) 農林水産省は、1及び2の調査・検査並びに動物衛生研究所が行う検査の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を行う。
- (2) 発生農場の防疫措置に従事した日から7日を経過していない者は、1及び2の調査・検査において、農場に立ち入らないものとする。

## 第12 予防的殺処分（法第17条の2）

### 1 予防的殺処分の実施の判断

（1）予防的殺処分は、口蹄疫に感染していない健康な家畜を対象とするものであることから、真に他の手段がない場合のやむを得ない措置として、実施する。

（2）このため、農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場における殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合に、予防的殺処分の実施を決定する。

- ① 通報の遅さ（病変の状態、発症畜数等）
- ② 感染の広がり（疫学関連農場数、豚への感染の有無）
- ③ 環境要因（周辺農場数、家畜飼養密度、山・川の有無等の地理的状況）
- ④ 埋却を含めた防疫措置の進捗状況

（3）予防的殺処分の実施を決定する場合には、備蓄ワクチンの有効性等を考慮した上で、予防的殺処分の対象家畜へのワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無についても、併せて決定する。

### 2 予防的殺処分の実施手順等

（1）農林水産省は、予防的殺処分の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。

- ① 実施時期
- ② 実施地域
- ③ 対象家畜
- ④ ワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無（実施する場合には、これらの実施時期、実施範囲、対象家畜等）
- ⑤ その他必要な事項

（2）都道府県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに予防的殺処分を実施する。予防的殺処分と併せてワクチン接種を実施する場合には、農林水産省は、必要十分な量のワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に譲与し、

又は貸し付ける。

(3) この場合、農林水産省は、予防的殺処分が完了するまで投与できる量の抗ウイルス資材を確保する。また、耐性ウイルスの出現を防止するため、長期の連続使用は避ける。

(4) 予防的殺処分は、第6の1に規定すると殺に準じて行う。また、第6の5に規定する方法と同様に、予防的殺処分の対象家畜の評価を行う。

この場合、当該家畜の評価については、当該家畜を殺すべき旨の命令があった時の状態についての評価額とし、家畜が予防的殺処分の対象家畜であることは考慮しないものとする。

**【留意事項】 ワクチン受領書及びワクチン使用報告書**

都道府県知事は、ワクチンの譲与又は貸付けを受けた場合には、別記様式6による受領書を発行する。また、ワクチン及び注射関連資材を使用した場合には、使用した旨、農林水産省消費・安全局長に別記様式7の様式により報告する。なお、抗ウイルス資材の譲与又は貸付けを受けた場合についても、これらの様式に準じた受領書及び使用報告書を発行する。

## 第13 ワクチン

1 現行のワクチンは、口蹄疫の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画・無秩序なワクチンの使用は、口蹄疫の発生又は流行を見逃すおそれを生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要がある。

2 動物衛生課は、ワクチン接種が必要となる場合に備え、患畜又は疑似患畜の判定後速やかに、その原因ウイルスの血清型及び遺伝子の配列情報の分析結果等に基づき、当該ウイルスに対する備蓄ワクチンの有効性について、判定する。

3 備蓄ワクチンが有効と考えられる場合は、第12に定めるところにより使用する。

4 農林水産省は、ワクチンについて、韓国の事例も踏まえ、更に研究・検討を進める。

### 【留意事項】ワクチンに関する事項

1 ワクチン及び注射関連資材の備蓄場所は、原則として、動物検疫所とし、農林水産省は、発生時に都道府県の施設等に移送する。

2 ワクチンの接種は、法第31条の規定に基づき実施し、原則として、接種地域の外側から発生農場側に向けて、また、豚を優先して迅速かつ計画的に実施する。

3 ワクチンを接種するに当たっては、定められた用法及び用量に従うものとする。注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従うものとする。

4 未開梱のワクチンについては、動物衛生課及び動物検疫所と調整し返還する。また、開梱又は期限切れのワクチンについては、焼却処分するなど適切に処理を行う。

## 第14 家畜の再導入

### 1 導入前の検査

都道府県は、家畜の再導入を予定する発生農場、予防的殺処分実施農場及びワクチン接種農場を対象に、最初の導入予定日の1月前以内に、当該農場に立入検査を行う。この際、当該農場に対し、再導入後は毎日家畜の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に通報するよう指導徹底する。

### 2 導入後の検査

都道府県は、家畜の再導入後2週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入した家畜の臨床検査を行う。

また、移動制限区域の解除後、少なくとも3月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

#### 【留意事項】家畜の再導入に関する事項

- 1 再導入予定農場の立入検査は、原則として家畜防疫員が行う。ただし、これにより難しいときは、その他の都道府県職員又は都道府県が適当と認められた民間獣医師、市町村職員等も行うことができる。
- 2 確認する内容は、次のとおりとする。
  - (1) 農場内の消毒を、と殺終了後1週間間隔で3回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。
  - (2) 農場内の飼料、家畜排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了していること。
- 3 家畜防疫員等は、当該農場に対し、初回の再導入の際は、念のため、畜舎ごとの導入頭数を少数とし、その後段階的に導入するよう努めるとともに、前回の消毒から1週間以上経過している場合には、導入前に再度消毒を実施するよう、指導する。
- 4 家畜の再導入に当たっては、都道府県は、万一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制の確保に努める。

5 原則として、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止する。ただし、家畜防疫員等の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合は、この限りでない。

## 第15 発生の原因究明

- 1 農林水産省及び都道府県は、口蹄疫の発生の確認後直ちに、発生農場に関する疫学情報の収集、家畜、人（獣医師、人工授精師、削蹄師等家畜に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（集乳車、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等）の移動、飼料の利用（輸入飼料の利用有無等）、物品の移動、野生動物における感染確認検査、気象条件等に関する網羅的な調査を、動物衛生研究所等の関係機関と連携して実施する。
- 2 食料・農業・農村政策審議会牛豚等疾病小委員会の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な助言・指導を行うとともに、調査の結果を踏まえ原因究明の分析・取りまとめを行う。

### 【留意事項】野生動物における感染確認検査に関する事項

- 1 都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内において、野生の偶蹄類動物の死体及び猟友会等の協力を得て捕獲した野生の偶蹄類動物について、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施するための検体を採材し、動物衛生研究所に送付する。
- 2 1の検査により、陽性が確認された場合には、次の措置を速やかに実施する。
  - (1) 当該野生動物を確保した地点の消毒及び通行の制限・遮断
  - (2) 当該地点から半径10km圏内の家畜の所有者に対する注意喚起及び飼養家畜の異状の有無の確認
- 3 2の(1)及び(2)の措置は、家畜での感染が確認される前に、1の検査により陽性が確認された場合であっても、野生の偶蹄類動物について同様に実施するものとする。

## 第16 その他

- 1 種雄牛など遺伝的に重要な家畜を含め、畜産関係者の保有する家畜について、個別の特例的な扱いは、一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、凍結精液や凍結受精卵などによる遺伝資源の保存、種畜の分散配置等により、日頃からリスク分散を図る。
- 2 農林水産省消費・安全局長は、防疫作業の実施に関する具体的なマニュアルを定めるとともに、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。
- 3 農林水産省は、農場段階で使用可能な簡易検査法の開発など防疫措置の改善に寄与する研究開発を強力に進め、その成果が出た場合は、本指針を速やかに見直す。

(別記様式1)

異常家畜の届出を受けた際の報告

〇〇県〇〇家畜保健衛生所

- 1 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分
- 2 届出者  
氏 名： (職 業： )  
住 所： (電話番号： )
- 3 異常家畜の所在  
住 所： (電話番号： )  
所有者氏名：
- 4 届出事項  
(乳用牛、肉用牛、豚等の畜種別、繁殖、育成又は肥育等の用途別に  
聴き取ること。)  
飼養頭数：  
うち異常頭数：
- 5 おおまかな症状、病歴及び診療履歴等：
- 6 既に講じた措置：
- 7 その他関連事項(疫学情報、個体識別番号等)：
- 8 届出者への指示事項：
- 9 届出受理者氏名：
- 10 処置  
(1) 通報(時間)  
所長： 都道府県畜産主務課：  
(2) 現地調査  
氏名： 出 発 時 間：

(別記様式2)

病 性 鑑 定 依 頼 書

平成 年 月 日

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構  
動物衛生研究所長 殿

依頼機関代表者・氏名 (印)

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

- 1 動物種 (品種、性別、個体識別番号等を含む。)
- 2 鑑定材料 (種類及び数量を含む。)
- 3 鑑定目的  
口蹄疫の診断
- 4 発生状況  
別添のとおり (別記様式3を添付)
- 5 連絡先
- 6 その他特記事項

(別記様式3)

異常家畜が所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）

都道府県：  
家畜保健衛生所：  
担当：

- 1 現地調査 日時： 年 月 日 時 分
- 2 家畜所有者 住所：  
畜舎の所在地（家畜所有者の住所と異なる場合）：  
氏名：
- 3 農場従業員数及び農場管理責任者名：
- 4 家畜種及び飼養形態：
- 5 飼養頭数：
- 6 病畜頭数：
- 7 症状、病変及び病歴（経時的に詳細に記載）：
- 8 病性鑑定材料（部位、検体数及び保管方法）：
- 9 当面の措置状況（検体送付後の措置等）：
- 10 過去21日間に当該農場に出入りした家畜の履歴：
- 11 過去21日間に出入りした人・車両の履歴及びそれらの巡回範囲  
（1）人（獣医師、人工授精師及び削蹄師）：  
（2）車両（家畜運搬車両、集乳車、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及びたい肥運搬車両）：
- 12 たい肥の出荷先：
- 13 その他参考となる事項（周辺農場の戸数（10km、20km）、周辺農場の家畜の様子等）：

プレスリリース

平成 年 月 日  
農 林 水 産 省  
[ ○ ○ 県 ]

口蹄疫の（疑似）患畜の確認について

- ・本日、家畜伝染病である「口蹄疫」の（疑似）患畜が〇〇県〔県内〕で確認されました。
- ・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養牛（豚、めん羊、山羊等）の移動を自粛しています。なお、口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類動物の病気であり、人に感染することはありません。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、現に慎むようお願いします。

1 農場の概要

所在地：〇〇県〇〇市〇〇

飼養状況：〇〇牛（豚、めん羊、山羊等） 飼養頭数 〇〇頭

2 経緯

- (1) 〇〇月〇〇日、〇〇から〇〇である旨、〇〇家畜保健衛生所に通報がありました。
- (2) 同日、〇〇家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所に検体を送付しました。
- (3) 同研究所による〇〇検査及び〇〇検査で陽性となったことから、口蹄疫の（疑似）患畜と判定しました。

3 今後の対応

農林水産省は、本日の口蹄疫対策本部で決定したとおり、以下の対応

方針に基づき、初動防疫を開始します。

- (1) 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成23年10月1日農林水産大臣公表)に基づき、当該農場の飼養家畜のと殺及び埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
- (4) 県との的確な連携を図るため、政務三役が県と密接に連絡をとる。(現地派遣又は電話連絡)。
- (5) 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
- (6) 殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣。
- (7) 感染経路の究明のため、「疫学調査チーム」を派遣。
- (8) 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
- (9) 関係府省と十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

#### 4 その他

- (1) 口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の病気であり、人に感染することはありません。また、感染牛の乳・肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

お問合せ先

所属：〇〇

担当：〇〇

TEL：〇〇

FAX：〇〇

(別記様式5)

## と 殺 指 示 書

番 号  
年 月 日

〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所  
家畜防疫員〇〇 (印)

あなたが所有する(管理する)次の家畜は、口蹄疫の患畜(疑似患畜)と判定されたので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第16条第1項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

家畜の所在する場所

家畜の種類、頭数及び耳標番号

### 記

- 1 と殺を行う場所
- 2 と殺の方法
- 3 その他

(備考)

- 1 この指示については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てをすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された家畜については、家畜伝染病予防法第58条第1項及び第2項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。  
ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部又は一部を返還させることがあります。

(別記様式6)

受 領 書

年 月 日

分任物品管理官 殿

都道府県知事 氏 名 (印)

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号の口蹄疫  
予防液使用及び譲与指令書に基づき、下記の物品を正に受領いたしました。

記

品 名 口蹄疫予防液

数 量 型 (ロット番号) 本 ( ドーズ)

(別記様式7)

口蹄疫予防液使用報告書

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿

都道府県知事 氏名 (印)

年 月 日に譲与(貸付け)を受けた口蹄疫予防液の使用について、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 受領数量 型(ロット番号)  
本( ドーズ)
- 2 使用数量 型(ロット番号)  
本( ドーズ)
- 3 残数量 型(ロット番号)  
本( ドーズ)
- ( うち処分数量 型(ロット番号)  
処分理由: 本( ドーズ) )
- 4 返還数量 型(ロット番号)  
本( ドーズ)
- 5 注射実施状況

実施市町村名	実施時期 月 日 ~ 月 日	注 射 頭 数		備 考(注射反応、 個体識別反応等)
		家畜の種類	頭数	
		乳用牛 肉用牛 豚 その他 計		
~~~~~				
累 計	月 日 ~ 月 日	乳用牛 肉用牛 豚 その他 計		

※ 家畜保健衛生所において、住所、農場、使用者、接種家畜リスト(個体別番号等)等について記載した個票を備えておくこと。
 ※ 口蹄疫予防液を処分する際には、その型、本数が分かる写真を撮り、本報告書に添付すること。

(参考)

動物衛生研究所の行う病性鑑定について

国際獣疫事務局（OIE）の定める本病の診断方法に基づき、動物衛生研究所において次の検査を実施する。

（1）ウイルス学的検査

- ① ウイルス分離：材料を、組織培養（初代牛腎細胞、初代豚腎細胞、IB-RS2細胞、BHK-21細胞等から発病動物種を勘案して選択する）又は乳のみマウスに接種する。細胞変性効果（CPE）又は発病死亡がみられない場合には、継代培養する。
- ② 抗原検出ELISA法又は補体結合反応：病変組織乳剤、水疱液、食道咽頭粘液、病変部スワブ等（被検材料を接種し、CPEを起こした培養液又は発症した乳のみマウスの筋肉乳剤を用いる場合もある。）
- ③ RT-PCR検査

（2）血清学的検査

必要に応じ、特異的な抗体を検出するため、ELISA又は中和試験を実施する。

- ① 血清は、常法により採取し、密栓試験管に入れたまま凝固させる。いかなる血液凝固防止剤（ヘパリン等）も用いないこと。
- ② 外側を4%炭酸ソーダ液で消毒し、破損しないように包装を厳重にして、容器に収めて、保冷（非凍結）して運搬する。

（3）その他

必要に応じ、水胞性口炎又は豚水胞病等の口蹄疫類似疾病の検査を実施する。

家畜の評価額の算定方法

1 肥育牛（和牛、交雑種及び乳用種）

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費（1日当たりの生産費 × 飼養日数）

(2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の牛（品種（黒毛和種等）、用途（肥育向等）等が同一の子牛）の平均取引価格（直近1年間のもの）を基礎として、必要に応じて、血統等を加味した額とする。
 なお、血統等を加味した具体的な加算額は、母牛の資質については登録団体が評価した登録点数、父牛の資質については各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定するものとし、品種別の取扱は以下のとおりとする。
 - ア. 和牛：母牛と父牛の資質を加味する。
 - イ. 交雑種：父牛の資質のみを加味する。
 - ウ. 乳用種：資質は加味しない。
- ③ 1日当たりの生産費は、全算入生産費から素畜費を除いた額を平均肥育期間で除して算定する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

[参考] 品種別の1日当たり生産費（平成21年度畜産物生産費調査）

● 去勢若齢肥育牛の1日当たり生産費（全国平均）

$$\left(\text{全算入生産費 } 965,996 \text{ 円} - \text{素畜費 } 523,902 \text{ 円} \right) \div \left(\text{肥育期間 } 20.2 \text{ か月} \times 30.4 \text{ 日} \right) = \boxed{720} \text{ 円}$$

● 交雑種肥育牛の1日当たり生産費（全国平均）

$$\left(\text{全算入生産費 } 583,148 \text{ 円} - \text{素畜費 } 195,223 \text{ 円} \right) \div \left(\text{肥育期間 } 19.2 \text{ か月} \times 30.4 \text{ 日} \right) = \boxed{673} \text{ 円}$$

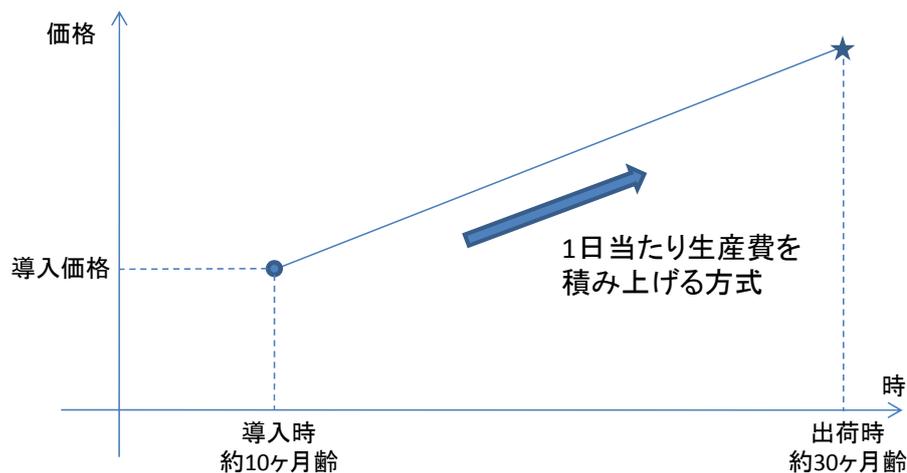
● 乳用雄肥育牛の1日当たり生産費（全国平均）

$$\left(\text{全算入生産費 } 338,437 \text{ 円} - \text{素畜費 } 104,769 \text{ 円} \right) \div \left(\text{肥育期間 } 14.6 \text{ か月} \times 30.4 \text{ 日} \right) = \boxed{533} \text{ 円}$$

【例】肥育牛（和牛）を出荷時（30か月齢）で評価

導入価格	1日当たりの生産費 × 飼養日数	
393,773 円（全国の和子牛平均取引価格）	+	720 円 × （約 20 か月 × 30.4 日）
		= 831,533 円

肥育牛
(和牛の場合)



2 肥育豚

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費 (1日当たりの生産費 × 飼養日数)

(2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、産み落とし価格とし、その算定方法については、直近年度の畜産物生産費の肥育豚生産費における子豚生産に要する費用（種付料、繁殖雌豚費及び種雄豚費の合計額）とする。
- ③ 1日当たりの生産費は、全算入生産費から子豚生産に要する費用を除いた額を肥育期間（平均販売月齢）で除して算定する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入する場合には導入した日から、繁殖・肥育一貫農場等の場合には素畜が生まれた日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

[参考] 1日当たり生産費（平成21年度畜産物生産費調査）

● 産み落とし価格（全国平均）

$$\text{種付料 } 75 \text{ 円} + \text{繁殖雌豚費 } 661 \text{ 円} + \text{種雄費 } 114 \text{ 円} = \boxed{850 \text{ 円}}$$

● 肥育豚の1日当たり生産費（全国ベース）

$$(\text{全算入生産費 } 31,152 \text{ 円} - \text{種付料 } 75 \text{ 円} - \text{繁殖雌豚費 } 661 \text{ 円} - \text{種雄豚費 } 114 \text{ 円}) \div (\text{肥育期間 } 6.4 \text{ か月} \times 30.4 \text{ 日}) = \boxed{156 \text{ 円}}$$

【例】肥育豚を出荷時（6.4か月齢）で評価

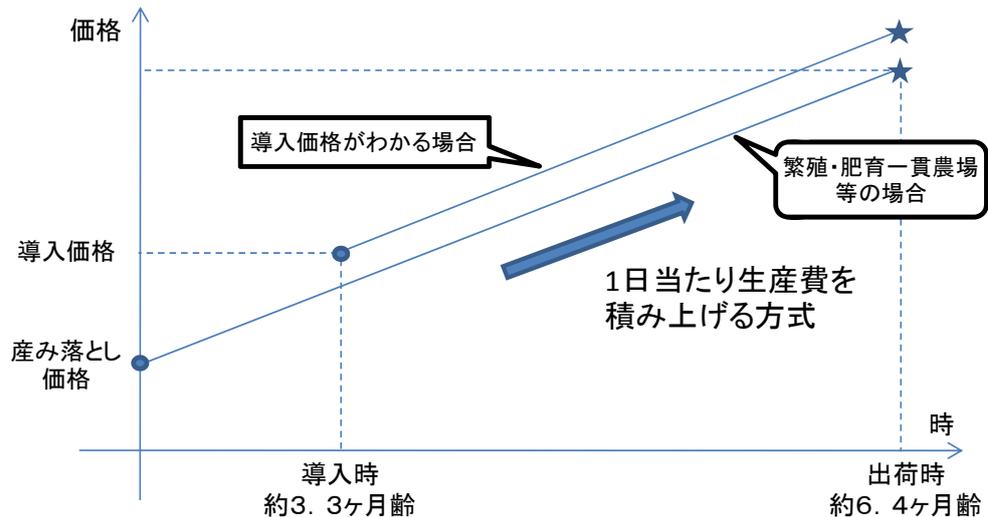
〔約100日齢の子豚を導入している場合〕

導入価格（農業物価統計子豚価格約100日齢）	1日当たりの生産費 × 飼養日数	
15,480 円	+	(156 円 × (6.4 か月 - 3.3 か月) × 30.4 日) =
		30,181 円

〔繁殖・肥育一貫農場等で導入価格がない場合〕

産み落とし価格	1日当たりの生産費 × 飼養日数	
850 円	+	(156 円 × (6.4 か月 × 30.4 日)) =
		31,201 円

肥育豚



3 肉用子牛

【和子牛】

(1) 評価額の基本的な算定方法

産み落とし価格＋飼養日数に応じた増価額（1日当たりの増価額×飼養日数）＋親牛加算金

(2) 産み落とし価格及び飼養日数に応じた増価額の算定方法

- ① 産み落とし価格は、生産費調査等において直接的な指標となる価格がないことから、農業物価統計における乳子牛（交雑種：ヌレ子）の直近1年間の平均販売価格に、肉用牛補給金制度の黒毛和種の保証基準価格を交雑種の保証基準価格で除して得た割合を乗じて算定する。
- ② 1日当たりの増価額は、次により算定する。
 （近隣市場の市場平均価格又は黒毛和種の保証基準価格－産み落とし価格）÷近隣市場の平均出荷日齢
- ③ 飼養日数は、素畜が生まれた日から疑似患畜と決定されるまでの日数とする。
- ④ なお、必要に応じて、血統等を加味することとし、血統等を加味した具体的な加算額は、母牛の資質については登録団体が評価した登録点数、父牛の資質については各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定する。

〔参考〕

- 産み落とし価格（H21年農業物価統計から算定）

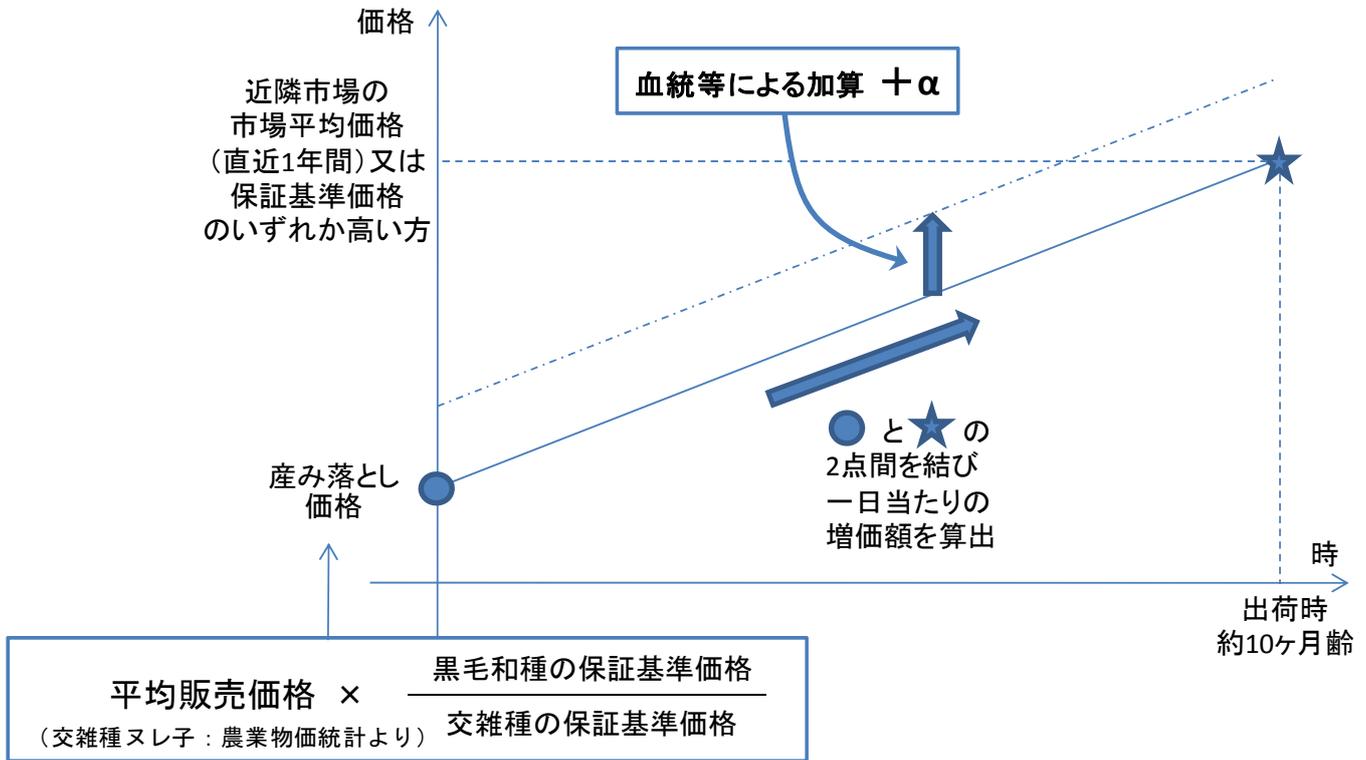
$$\text{乳子牛（交雑種：ヌレ子）} 95,730 \text{ 円} \times \frac{\text{黒毛和種の保証基準価格 } 310,000 \text{ 円}}{\text{交雑種の保証基準価格 } 181,000 \text{ 円}} = \boxed{163,957 \text{ 円}}$$

↳ H21年平均販売価格

- 和子牛の1日当たりの増価額（H21年農業物価統計から算定）

$$\text{（和子牛（去勢）の平均販売価格 } 387,400 \text{ 円} - \text{産み落とし価格 } 163,957 \text{ 円）} \div \text{（育成期間 } 10 \text{ か月} \times 30.4 \text{ 日）} = \boxed{735 \text{ 円}}$$

子牛
（和子牛の場合）



【乳子牛（雄・交雑種）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

産み落とし価格 + 育成日数に応じた増価額（1日当たりの増価額 × 育成日数） + 親牛加算金

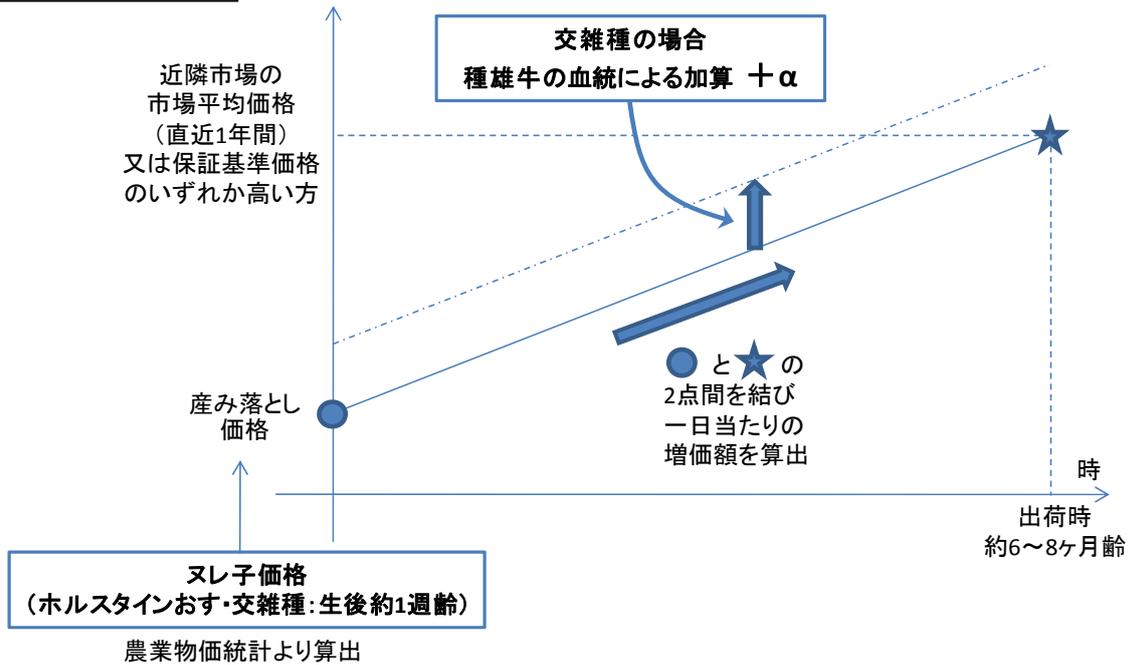
(2) 産み落とし価格及び飼養日数に応じた増価額の算定方法

- ① 産み落とし価格は、農業物価統計における乳子牛（ホルスタイン種雄牛：生後7～10日程度）及び乳子牛（交雑種：生後7～10日程度）の直近1年間の平均販売価格とする。
- ② 1日当たりの増価額は、産み落とし価格と出荷時の近隣市場における平均取引価格から算定する。
- ③ 飼養日数は、素畜が生まれた日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ④ なお、交雑種については、必要に応じて、父牛の血統を加味することとし、具体的な加算額は、父牛の資質について、各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定する。

〔参考〕

- 産み落とし価格（H21年農業物価統計から算定）
乳子牛（ホルスタイン種雄牛：約8.5日齢）平均販売価格 = 26,310円
- 乳子牛（雄）の1日当たりの増価額（H21年農業物価統計から算定）
（肥育用乳用雄（ホルスタイン種：約6.5か月齢）の平均販売価格101,300円 - 産み落とし価格26,310円） ÷ （育成期間6.5か月 × 30.4日） = 380円
- 産み落とし価格（H21年農業物価統計から算定）
乳子牛（交雑種：約8.5日齢）平均販売価格 = 73,440円
- 乳子牛（交雑種）の1日当たりの増価額（H21年農業物価統計から算定）
（肥育用乳用（交雑種：約8か月齢）の平均販売価格161,300円 - 産み落とし価格73,440円） ÷ （育成期間8か月 × 30.4日） = 361円

乳子牛
(雄・交雑種の場合)



4 肉用繁殖雌牛・繁殖雌豚

【肉用繁殖雌牛（未經産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費 × 飼養日数） + 受胎加算金

(2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の牛（品種（黒毛和種等）、用途（繁殖向等）等が同一の子牛）の平均取引価格（直近1年間のもの）を基礎として、必要に応じて、血統等を加味した額とする。なお、血統等を加味した具体的な加算額は、母牛の資質については登録団体が評価した登録点数、父牛の資質については各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定する。
- ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における去勢若齢肥育牛の1日当たりの生産費を利用する。
- ④ 育成日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ⑤ 受胎しているには、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

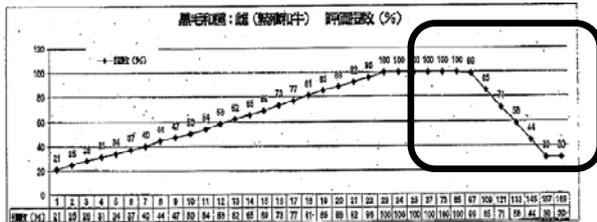
【肉用繁殖雌牛（経産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

初産時基準価格 × 評価指数 / 100 + 受胎加算金

(2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法

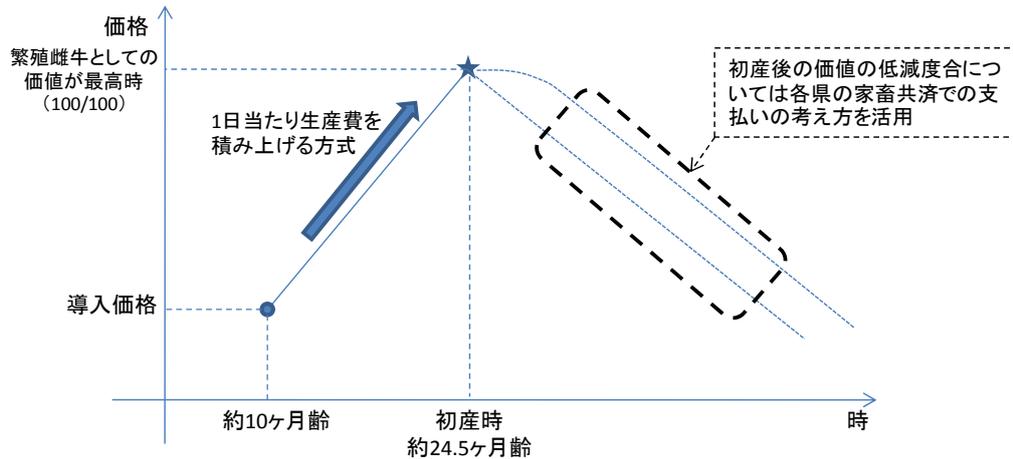
- ① 初産時基準価格は、次により算定する。
素畜の導入価格 + 平均初産月齢までの育成経費（1日当たりの生産費 × 飼養日数）
- ② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。



【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価指数（和牛繁殖雌牛）：各都道府県が同様のものを独自に保有している。

- ③ 未経産の受胎育成牛を導入した場合には、初産時基準価格は、導入価格に初産までの生産費（1日当たりの生産費×出産までの日数）を加算したものとする。
- ④ 1日当たりの生産費は、生産費調査における去勢若齢肥育牛の1日当たりの生産費を利用する。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

**繁殖雌牛
(和牛の場合)**



【例】肉用繁殖雌牛を初産時（約 24.5 か月齢）で評価

導入価格	1日当たりの生産費×飼養日数	妊娠加算分
{ 382,600円（繁殖用和牛雌子平均購入価格）	+ (720円×(24.5か月-9.5か月)×30.4日)	} × 1.2
= 853,104円		

【繁殖雌豚（未経産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

$$\text{素畜の導入価格} + \text{育成経費（1日当たりの生産費} \times \text{飼養日数）} + \text{受胎加算金}$$

(2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の豚（品種、用途（繁殖向等）等が同一の豚）の平均取引価格（直近1年間のもの）とする。
- ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【繁殖雌豚（経産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

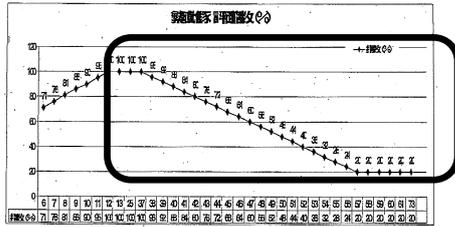
$$\text{初産時基準価格} \times \text{評価指数} / 100 + \text{受胎加算金}$$

(2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法

① 初産時基準価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 + 平均初産月齢までの育成経費（1日当たりの生産費 × 飼養日数）

② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。



【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価指数（繁殖雌豚）：各都道府県が同様のものを独自に保有している。

③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する。

④ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【例】繁殖雌豚を初産時（約12か月齢）で評価

導入価格

（1日当たりの生産費 × 飼養日数）

妊娠加算分

$$\{ 56,890 \text{ 円 (繁殖用雌豚 (雑種) 平均購入価格)} + 156 \text{ 円} \times (12 \text{ か月} - 3.3 \text{ か月}) \times 30.4 \text{ 日} \} \times 1.2$$

= 117,779 円

5. 乳用牛

【乳用繁殖雌牛（搾乳牛：未経産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）+ 受胎加算金

(2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の牛（品種（乳用種等）、用途（搾乳繁殖向等）等が同一の子牛）の平均取引価格（直近1年間のもの）とする。
- ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における乳用雄肥育牛のものを利用する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

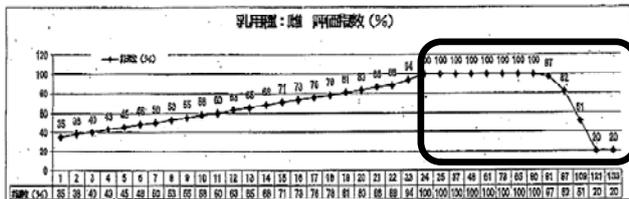
【乳用繁殖雌牛（搾乳牛：経産）】

(1) 評価額の基本的な算定方法

初産時基準価格×評価指数／100 + 受胎加算金 + 産乳能力加算金

(2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法

- ① 初産時基準価格は、次により算定する。
素畜の導入価格 + 平均初産月齢までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）
- ② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。



【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価指数（乳用種）：各都道府県が同様のものを独自に保有している。

- ③ 未経産の受胎育成牛を導入した場合には、初産時基準価格は、導入価格に初産までの生産費（1日当たりの生産費×出産までの日数）を加算したものとする。
- ④ 1日当たりの生産費は、生産費調査における乳用雄肥育牛の1日当たりの生産費を利用する。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。
- ⑥ 産乳能力が地域の平均を超える場合には、これを加算することができるものとする。具体的な加算額は、当該牛の年間平均産乳量（直近の305日成績等）を当該地域の年間平均産乳量と比較し、次により算定する。

（当該牛の年間平均産乳量－当該地域の年間平均産乳量）× 契約乳価 × 収益率

※ なお、個体ごとの年間平均産乳量は、基本的には牛群検定等の個体データを活用し、個体ごとのデータを保有していない場合にあっては、農場全体の産乳量と搾乳頭数等から1頭あたりの年間平均産乳量を推定することにより算定する。

【例】乳用繁殖雌牛を初産時（約26か月齢）で評価

導入価格	1日当たりの生産費×飼養日数	妊娠加算分
$\{141,000 \text{ 円 (ホルスタイン雌子牛6か月齢平均購入価格)} + (546 \text{ 円} \times (26 \text{ か月} - 6 \text{ か月}) \times 30.4 \text{ 日})\} \times 1.2$		
$= \boxed{562,320 \text{ 円}}$		

【乳子牛（雌）】

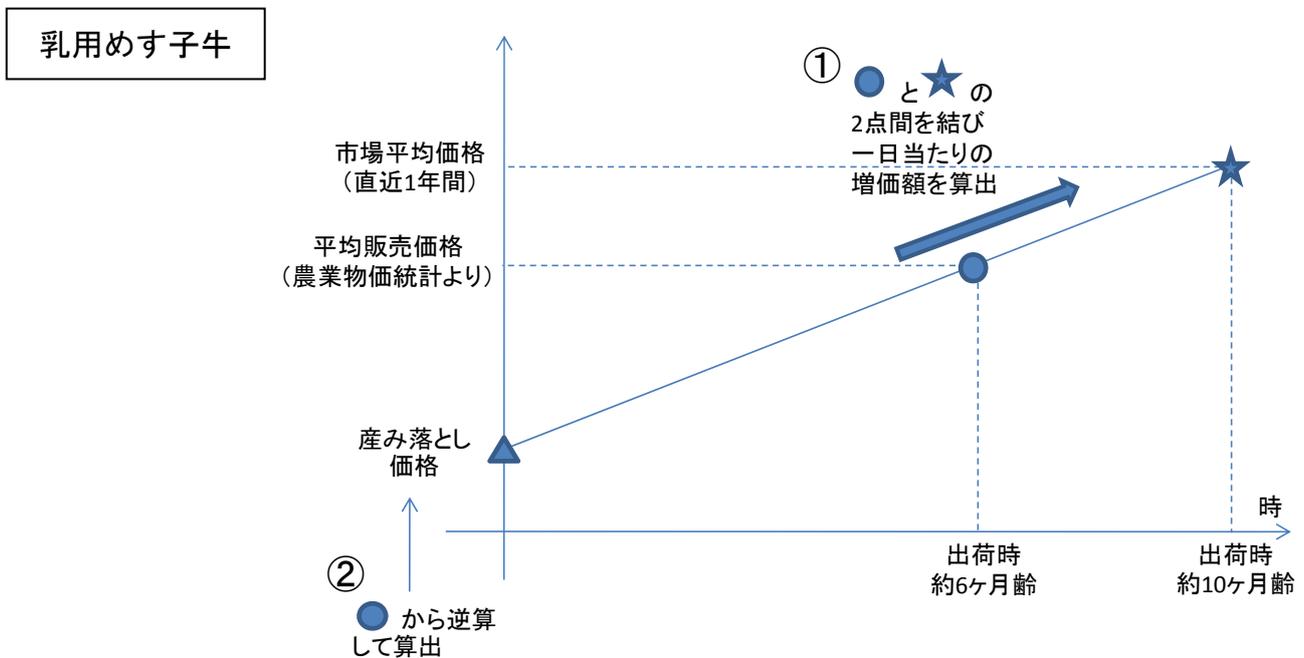
(1) 評価額の基本的な算定方法

産み落とし価格+飼養日数に応じた増価額（1日当たりの増価額×育成日数）

(2) 産み落とし価格及び育成日数に応じた増価額の算定方法

- ① 1日当たりの増価額は、農業物価統計におけるホルスタイン純粋種雌の平均販売価格（6か月齢）と近隣市場における平均取引価格（直近1年間：約10か月齢）から算定する。
- ② 産み落とし価格は、生産費調査等において直接的な指標となる価格がないことから、直近年の農業物価統計のホルスタイン純粋種雌（6か月齢）の平均販売価格（直近1年間のもの）及び近隣市場等のホルスタイン純粋種雌（約10か月齢）を用い逆算する。
- ③ なお、②で算定した価格が農業物価統計を用いて次により算定した価格を下回る場合、当該価格を産み落とし価格とし、当該価格と市場平均価格から1日当たりの増価額を算定する。

$$\text{ホルスタイン種雄の平均販売価格} \times \frac{\text{ホルスタイン純粋種雌（生後6か月程度）の平均販売価格}}{\text{肥育用乳用雄（ホルスタイン種：生後6～7か月程度）の平均販売価格}} \times \text{（生後7～10日）}$$



※ 文章中の生産費及び生産費に係る統計指標については、原則として各都道府県が独自に算定する直近年のものとし、各都道府県において算定できない場合等においては、農林水産省が公表する全国平均の数値を活用することとする。

写

23消安第3462号

平成23年9月30日

関係団体 各位

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

口蹄疫の発生国・地域からの入国者が訪れる可能性の高い宿泊施設、ゴルフ場等の出入口における消毒の実施について（協力依頼）

平素から家畜衛生行政に対して御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

昨年の宮崎県における口蹄疫の発生等を踏まえ、家畜防疫体制を強化するため、本年4月、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）が改正されたところですが、我が国の近隣諸国においては、依然として口蹄疫の発生が継続しており、国際的な人や物の移動が増加している中で、今後も我が国に口蹄疫ウイルスが侵入する可能性が高い状況にあります。

このため、改正後の家畜伝染病予防法では、海外から我が国への病原体の侵入防止を徹底する観点から、海外からの入国者に対し、従来からの靴底消毒等の措置に加えて、海外での家畜との接触などについての質問、携帯品の検査・消毒など、水際措置の強化が図られ、本年10月1日から施行されることとなっております。

今後、常に国内に口蹄疫ウイルスが侵入する可能性があるという前提に立った上で、上述の水際措置を徹底しつつ、国内においても、家畜の所有者、行政等の関係者が緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築することが必要です。

つきましては、貴会の会員の方々におかれましては、下記の対応につきまして御協力を得たく、貴職から周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 農林水産省のホームページ（※）等を通じて、海外における口蹄疫の発生国・地域を把握していただくこと。

（※）http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html

- 2 1の結果、口蹄疫の発生国・地域からの入国者が訪れる可能性の高い宿泊施設、ゴルフ場等においては、その施設の出入口付近に靴底消毒用の消毒マット等を設置していただき、当該施設に出入りする者に対して、消毒を徹底していただくこと。
- 3 2の靴底消毒用の消毒マット等の具体的な設置方法等については、最寄りの家畜保健衛生所（※）にお問い合わせいただくこと。

（※）家畜保健衛生所の一覧 <http://ss.niah.affrc.go.jp/link/kaho.html>

【お問い合わせ先】 農林水産省消費・安全局動物衛生課 担当：川田、加茂前 TEL：03-3502-8111（内線4582） FAX：03-3502-3385
--

病原体管理に係る Q & A

【制度全般について】

1 今回の改正の趣旨は何ですか。

昨年発生した口蹄疫の対応を検証する口蹄疫対策検証委員会において、発生の防止に万全を期するため、分離された病原体の管理についても一定の規制を行うことが必要であるとされたことを受け、今般の家伝法の改正により、我が国の畜産の振興に多大な悪影響を及ぼしかねない病原体の管理に関する規定を設けたところです。

2 今回の規制の対象についてですが、臨床検体の考え方や分離した病原体がどの時点から規制の対象となるかについては、感染症法における現行の規制と違いはありますか。

基本的には感染症法における規制と同じです。なお、違いがある場合には、Q & A等で示すこととしています。

3 今回の規制における施設又は保管等の基準について、現行の感染症法における基準と同一の項目がありますが、この場合、感染症法の基準を満たしていれば、家伝法の基準を満たしていることになりますか。

貴見のとおりです。なお、違いがある場合には、Q & A等で示すこととしています。

4 所持の開始の日とは、検体を採取した日ですか。

所持の開始の日は、検体を採取した日ではなく、分離培養等をした病原体が監視伝染病病原体であると同定された日です。

5 所持の開始の日を具体的に示してください。

検査により病原体が同定された日（病原性に違いがあるものについては病原性の決定まで）と考えてよいでしょうか。また、同定に関して、検査機関への外部委託の場合、その回答をもって同定した日と解釈してよいでしょうか。

所持の開始の日については、病原性の違いにより対象となるかどうかが変わるもの（ニューカッスル病）については、高い病原性が確認された日が所持の開始の日になります。

ただし、ヒト以外の動物から分離されたA型インフルエンザウイルスについては、H5又はH7亜型であることが確認された時点で低病原性鳥インフルエンザウイルスとしての対応（IVPI等で病原性が低いことが確認されるまではBSL3の対応、病原性が低いことが確認された後はBSL2の対応）が必要であり、その日が所持の開始の日になります。その後、鶏に対する高い病原性等が確認されれば、その日から、高病原性鳥インフルエンザウイルスとしての対応が必要になります。

また、自らが所有する病原体について、検査機関への外部委託により同定された場合にあっては、その回答があった日を同定した日とすることができます。なお、検査機関については、実際に同定した日が所持の開始の日となります。

6 低病原性鳥インフルエンザウイルスについて、「ヒト以外の動物から分離された」病原体に、鳥類の糞便から分離された病原体や湖沼の水等の環境中から分離された病原体は含まれますか。

鳥類の糞便から分離された場合や渡り鳥の多く生息する湖沼等から分離された場合などは、ヒト以外の動物に由来することが直接証明されたわけではありませんが、その状況からほぼ明らかな場合であると考えられますので、血清亜型がH5又はH7であること等のその他の要件を満たせば、規制の対象の病原体となります。

7 診療所等で意図せずに所持の許可の対象となる病原体が分離された場合、すぐに罰則の対象となりますか。

所持の許可を有していない診療所等で分離された場合、所持の開始の日から3日以内に届出を行った上で、所持の開始の日から7日以内に滅菌するか可能な限り速やかに譲渡をした場合、罰則の対象とはなりません。ただし、滅菌譲渡を行うまでの期間は当該病原体を密封容器に入れ、鍵付きの保管庫で適切に保管する必要があります。

【対象となる病原体について】

8 規制の対象となる病原体の定義を教えてください。

菌種やウイルス種まで特定されていない病原体は規制対象とはなりません。このため、通常の検査業務において必要な検査の範囲を超えて当該病原体等を同定し、菌種やウイルス種を確定することまで求めるものではありませんが、家伝法における規制の対象となることを避けることを目的としてあえて菌種やウイルス種の同定を避けることがないように注意してください。

また、対象となる病原体には、それだけで感染能力を有するものであれば、遺伝子を欠損させた病原体や病原体の遺伝子（例：細胞に侵入することで病原性のあるウイ

ルスを細胞外に放出することが可能な完全長ゲノム等) を含むこととしています。

9 自然感染した動物やその臨床検体は規制の対象に当たりますか。

自然感染畜やその臨床検体は規制の対象とはなりません。これらの畜、疑似患者や汚染物品等に該当する場合には、家伝法に基づき、患者や汚染物品等として適切に処理することが必要です。また、患者、疑似患者や汚染物品等に該当しない家畜や臨床検体等についても、取扱いには十分に留意した上で、監視伝染病病原体に準じた取扱いが好ましいと考えています。

なお、感染実験等により意図的に規制対象の病原体に感染させた動物、その臨床検体、卵や細胞は規制の対象となります。なお、卵や細胞はそのコントロールが比較的容易であると考えられるため、施設や使用の基準で定める動物には当たりません。

10 遺伝子組換えを行った病原体は規制の対象となりますか。また、規制対象の病原体の遺伝子の一部を他の病原体に挿入し、作成された病原体や規制対象外の病原体の遺伝子の一部を挿入された規制対象の病原体は規制対象となりますか。

遺伝子組換えを行った病原体であるからと言って、直ちに規制の対象外となるわけではありません。当該操作によって、病原性を失うなど、家伝法第46条の22第1号に当てはまるようになったものは、株ごとに農林水産省令で指定することにより、規制の対象外となります。なお、遺伝子の挿入等を行った組換え体については、その組換え体がどのような性質を有しているかによって規制の対象となるかどうかを個別に判断する必要がありますので、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）まで御相談ください。

また、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）の規制の対象となるものについても、両法の法目的が異なることから、家伝法の規制対象にもなり得ます。

11 規制の対象となる病原体の選定根拠について教えてください。

対象となる病原体については、監視伝染病の病原体のうち、我が国の畜産の振興に多大な悪影響を及ぼしかねないもの及び当該伝染病と類症鑑別上重要なものを専門家の意見を踏まえつつ、決定したところです。このため、監視伝染病の病原体すべてを今回の規制の対象とはしていません。

12 不活化した病原体であっても遺伝子断片を含む可能性がありますが、これは規制対象となりますか。

感染能を失った病原体及び病原体の遺伝子断片は規制の対象とはなりません。

13 家伝法第46条の2第1号の「家畜伝染病を発生させるおそれがほとんどないものとして農林水産省令で定めるもの」には、具体的にどのような病原体が含まれますか。

規制対象病原体のうち、病原性の低いものを株ごとに指定することとしており、具体的には、改正後の施行規則第56条の34に示すとおりです。この指定の追加に当たっては、家畜に病原性を示さないことを示す文献等を提出していただき、その妥当性について判断した上で行っていきたいと考えています。

14 低病原性鳥インフルエンザウイルスのうち、どのような株が届出伝染病等病原体とされているのですか。

鶏に対する病原性やアミノ酸配列の確認により、低病原性鳥インフルエンザウイルスであることが確認され、ワクチン製造用に用いられている株については、通常、薬事法の要件を満たす施設内で使用されると考えられることから、届出伝染病等病原体とし、事前の許可ではなく、事後の届出により、その所持者の把握や病原体の適正な管理等を図ることとしています。

15 家畜伝染病のニューカッスル病については、本年7月の施行規則の改正により、病原性の強いものに限定され、病原性の低いものは「低病原性ニューカッスル病」として届出伝染病とされることとなりましたが、今回の規制における「ニューカッスル病ウイルス」にはこの「低病原性ニューカッスル病」の病原体は含まれますか。

今回の病原体所持規制における「ニューカッスル病ウイルス」は家畜伝染病である「ニューカッスル病」の病原体のみを含むこととしており、「低病原性ニューカッスル病」の病原体（例：石井株、B1株等）はこれに含まれません。

16 豚インフルエンザの病原体は今回の規制の対象となりますか。

通常、豚インフルエンザウイルスとされているH1N1亜型及びH3N2亜型のウイルスは、亜型からも低病原性鳥インフルエンザウイルスや馬インフルエンザウイルスには当たらないため、当該ウイルスが鶏に対する高い病原性を有することが確認されなければ、今回の規制の対象にはなりません。

17 高病原性鳥インフルエンザの検査において、スワブや糞便のPCRによる検査でH5亜型又はH7亜型であることが確認された場合、当該スワブや糞便は規制の対象となりますか。また、発育鶏卵等を用いた培養物のPCRによる検査でH5亜型又はH7亜型であることが確認された場合、当該培養物は規制の対象となりますか。

スワブや糞便のような検体は規制の対象とはなりません。なお、現在の検査精度に鑑み、PCR等の遺伝子検出検査により、H5又はH7亜型であることが確認された培養物は、低病原性鳥インフルエンザウイルスとして規制の対象となります。

18 微生物試験における標準菌株についても今回の規制の対象となりますか。

監視伝染病病原体に指定されているものは、家伝法第46条の22第1号で定める病原体を除き、標準菌株であっても規制の対象となります。

19 水胞性口炎ウイルスについて、Alagoas、Indiana、New Jerseyのいずれであるか判明していない場合、当該病原体は今回の規制の対象となりますか。

水胞性口炎ウイルスであれば、必ずAlagoas、Indiana、New Jerseyのいずれかに含まれるため、いずれであるか判明していないとしても、今回の規制の対象となります。

20 過去に他施設から分与された病原体について、今回の規制の対象であるかどうか把握していませんが、今後、入手元の施設で今回の規制対象となることが同定されていたことが判明した場合、当該病原体は今回の規制の対象となりますか。

自らの所有する病原体が今回の規制の対象となることが判明した場合には、判明した時点から規制対象としての対応が必要となります。このため、不要な混乱を避けるため、現在所持している病原体については、その由来や種の判明状況等について、可能な限り把握してください。

【施設基準について】

21 検査室には具体的にどのような施設が含まれますか。

家畜保健衛生所や診療所又は病原体の検査を行っている機関が監視伝染病病原体の同定を目的として検査を行うための部屋が該当します。例えば、分離培養した病原体が、一度監視伝染病病原体であると同定された後に、分離培養検体を用いての追加検

査、遺伝子解析などの同定に付随する行為は、検査室で行うことができます。感染実験を行った動物の検査は検査室で行うことはできません。なお、陽性コントロールとして規制の対象となる病原体を検査室で使用する場合には、できる限り病原性の弱い株で実施することとし、規制の対象となる病原体を扱う場合には、個別の事例ごとに、その取扱いについて動物衛生課に御確認ください。

22 検査室で実施可能な病原体の同定とはどこまでの行為を指しますか。また、分離同定をした検査室内で当該病原体を用いて同定とは関係のない実験を行っても当該室は検査室とみなせますか。

今回の規制における同定は当該病原体の性質を明らかにするための行為であり、その病原体の属や種の確認だけでなく、遺伝子配列の解析や薬剤耐性の有無の確認等を含みます。なお、規制対象の病原体について、同定とは関係のない実験（規制の対象となる病原体の検査における陽性コントロールとしての使用は可能である場合があります）を行う室を検査室とすることはできません。

23 豚コレラのスクリーニング等は家畜保健衛生所単位で実施している検査もあるが、全家畜保健衛生所の検査用の部屋を検査室の基準を満たすようにするため、改修工事が必要となるのか。現在の各都道府県の財政状況に鑑みると全家畜保健衛生所の改修工事は現実的ではない。

規制対象病原体が分離される可能性のある検査を行う場合であっても、一定期間内に滅菌譲渡する場合には検査室の基準を満たす必要はありません。分離培養した病原体を引き続き所持し、追加検査等を行う場合には検査室等の基準を満たすことが必要になります。

24 検査室内で規制対象外の病原体を用い、検査ではない実験を行った場合、その部屋は実験室として取り扱わなければなりませんか。

規制対象外の病原体の所持や使用の状況によって、検査室としての取扱いが変わることはありません。このため、検査室内で、規制対象外の病原体を用い、検査ではない実験を行うことは可能です。

25 製造施設内で医薬品や薬物を製造する目的以外で監視伝染病病原体を取り扱うことはできますか。

医薬品や薬物を製造する目的以外で当該病原体を取り扱う場合には、実験室としての要件を満たすことが必要です。

26 シャワー室や安全キャビネットが共通の場合、複数の部屋やフロア全体を一つの実験室とみなすことはできますか。

みなすことはできますが、換気設備等が複数の部屋やフロア全体で有効に機能する構造であることが必要です。

27 重要管理家畜伝染病病原体と要管理伝染病病原体を同一の実験室内で使用する場合、許可に当たっては、それぞれの基準を満たす必要があるのですか。

所持に当たり、求められるバイオセキュリティーレベルがより高い病原体に係る許可を受けている実験室であれば、低いレベルの施設等の基準を満たす必要はありません。届出伝染病等病原体についても同様です。

28 製造施設について、建物全体でなく、建物内の部屋等を製造施設としてみなすことはできますか。

建物全体を製造施設とする必要はありません。建物内の一部を区切って製造施設として運用することは可能です。

29 重点管理家畜伝染病病原体を動物に対し使用する場合、施設内に焼却炉を設置する必要がありますが、同一事業所の敷地内の別棟に焼却炉があれば、これで代替することはできますか。

同一事業所内の別棟の焼却炉であっても事業活動に伴う病原体の管理が一体的に可能であれば、これで代替することは差し支えありません。なお、要管理家畜伝染病病原体及び届出伝染病等病原体を使用した動物の死体は、事業所外の焼却炉で焼却することも可能です。

30 保管のみを行う施設の場合であっても、使用や滅菌に係る施設等の基準を満たさなければならないのですか。

保管のみを行う施設にあつては、使用や滅菌に係る施設等の基準を満たす必要はありません。

しかしながら、許可申請の際の所持の目的の提示に当たっては、これが家伝法第46条の6第1項第1号の規定に適合している必要がありますが、使用の機会が一切想定されない場合には、この規定を満たすことは困難であると考えられます。

31 今回の基準よりも高いバイオセキュリティーレベルで施設を運用している場合であっても、今回の基準に適合させるため、施設改修等を行う必要がありますか。

基準で定める以上の管理措置を講じている場合については、代替措置が講じられているものとして基準に適合していると認められる場合がありますので、個別に御相談ください。

32 WHO等の国際的な基準においては、BSL3の実験室でシャワーアウトまで求めているのではないのでしょうか。

WHO等のガイドライン等において、BSL3の一般的な実験室については、シャワーアウトの規定はありませんが、動物実験施設では規定されています。このため、今回の規制でも、BSL3に準じた水準の管理を求める家畜伝染病病原体を使用する実験室であって、動物に対して使用する実験室の場合には、シャワーアウトを求めることとしました（シャワーの設置及び使用については、平成29年3月31日までの経過措置期間を設けています。）。

33 「汚染除去のため密閉できる構造であること」とありますが、常時密閉できる構造である必要はありますか。

病原体の実験室内での漏出等があった場合に、ホルマリン燻蒸等ができるような構造であることが必要であると考えています。このため、一時的に目張り等で密閉状況を確認できるような構造でも構いません。

34 管理区域を実験室等の内部に設けることはできますか。

管理区域は実験室等の周辺への人の立入りを管理することにより、病原体の管理を徹底することを目的とするものであり、実験室の周辺に設定することが必要です。施設の状態によっては、管理区域と実験室等が同一区域となってしまうことはやむを得ないと考えますが、実験室等の内部に管理区域を設定することはできません。

【使用の基準について】

35 感染症法に基づき、病原体を所持している標識を付している場合、家伝法における標識に替えることはできますか。

家伝法に基づく標識は、感染症法における標識に必要事項（責任者の連絡先等）が

付記されたものですが、既存の標識に必要事項を追記したものでこれに代えることができます。

36 実験室内に保管庫を設置している場合、保管の基準に規定する標識と使用の基準に規定する標識の2つを実験室や前室の入口に付す必要がありますか。また、保管施設の場合、建物の出入口に当該標識を付す必要がありますか。

連絡先等の記載内容が同一であれば、標識は一つで構いません。また、建物内の施設可能な部屋を保管施設としてみなすことも可能であり、この場合、当該部屋の出入口に標識を付してください。

37 今回規制の対象となる病原体を動物に対し使用した場合、その死体を滅菌後、専門業者に委託し、事業所外で焼却することはできますか。

要管理家畜伝染病病原体及び届出伝染病等病原体を使用した動物の死体は、滅菌後、事業所外で焼却することが可能です。ただし、重点管理家畜伝染病病原体を使用した動物の死体は、施設内に設けた焼却炉で焼却する必要があります。

38 病原体の使用に係る基準において、「実験室での作業に関与しない動物は、実験室に入れないこと」とされていますが、規制対象外の病原体を動物に使用するため、動物を実験室に持ち込むことはできないということですか。

ここでいう「作業に関与しない動物」とはペット等の実験に全く関与しない動物を指しており、持ち込む動物を実験室での実験に用いる場合には、当該規定は適用されません。このため、規制対象外の病原体を使用するために実験室内に動物を持ち込むことは可能です。

39 全ての実験室で防護具として、最低限、帽子、手袋、眼鏡及びマスクをしなければならないということですか。また、病原体を取り扱わない日の作業や実験室の設備のメンテナンスで立ち入る場合でも病原体を取り扱う者と同じの防護具を着用する必要がありますか。

各病原体に応じた防護具を使用してください。このため、すべての実験室で同一の防護具を使用する必要はありません。また、病原体を取り扱うことのない者の防護具についても、各施設の病原体の使用や管理の状況に応じ着用してください。

40 届出伝染病等病原体を使用する実験室において、当該病原体に汚染されていないか汚染されたおそれのない排水であれば、滅菌等の措置を講じなくても実験室外へ持ち出したり、流しから流すことは可能ですか。

滅菌する必要があるのは、届出伝染病等病原体に汚染されたか汚染されたおそれのある排水のみです。このため、届出伝染病等病原体の汚染されたおそれのない排水については、滅菌等の措置を講じなくても実験室から持ち出したり、流しから流すことができます。

41 家伝法ではBSL2に準じた対応を求めている届出伝染病等病原体に汚染された又は汚染されたおそれのある排水を滅菌等しなければならないとしていますが、感染症法と同様に、当該規定を除外することはできないのでしょうか。

家伝法における当規制の目的は、病原体の漏出防止による家畜の伝染性疾病の発生等を防止することであり、規制の対象となる病原体を含むおそれのある排水をそのまま環境中に放出することは、この発生等のリスクを大きく高めるものと考えています。このため、病原体に汚染されたか汚染されたおそれのある排水についても、物品と同様に、滅菌等の措置を講ずる必要があると考えています。

なお、感染症法においては、病原体等に汚染されたおそれのある排水の取扱いを含め、法令の規定の遵守だけでなく、WHO から示されている実験室バイオセーフティ指針を参考にするなど、各事業所において適切な感染防御に関する取組を行うよう指導しているところです。

42 手指の洗浄と同等以上の効果を有する措置を講じている場合とは具体的にどのようなものですか。

ウェットティッシュ等で汚れをふき取った後に、使用した病原体に有効な消毒液で消毒する場合や手袋の着用による病原体の手指への付着防止措置を講じている場合などがこれに当たります。

43 アイソレーター内又は安全キャビネット内で動物を飼養したり病原体を使用したりする場合、病原体を使用した動物について、飼育用のアイソレーターや安全キャビネットからは一切持ち出せないということですか。

密閉された容器を用いれば、病原体を使用した動物について、実験室内のアイソレーターと安全キャビネット間を移動させることは可能です。

44 規制対象の病原体を使用した動物の死体は焼却することとされていますが、このホルマリン標本や切片についても、施設内で焼却しなければいけないのですか。

適切に滅菌等がされた死体の一部（切片やホルマリン標本等）については、研究目的であれば、焼却の義務は要しないこととします。

45 従来の学術研究機関の指定の制度では、家伝法の対象家畜に対し病原体を使用する場合のみが対象とされていましたが、今回の規制では、家伝法の対象家畜以外の動物に病原体を使用する場合も動物に病原体を使用する場合に当たるということですか。

貴見のとおりです。

46 実験室の前室で防護具を着脱することとされていますが、前室と作業区域の間に休憩区域等を設けている施設の場合、休憩区域等までを前室とみなし、実験室の作業区域への出入口において防護具を着脱することはできますか。

休憩区域等と作業区域が壁やドア等で明確に区切られていれば、休憩区域等までを前室とみなすことは可能です。また、病原体の持出し防止のため、十分な措置を講じている場合には、安全キャビネット内等で手袋等の防護具を外すことも可能であると考えられますので、運用については個別に御相談ください。

47 施設の定期点検について、外部の第三者が行わなければならないのですか。

定期点検については、十分な知識・技能を有した者であれば誰でも実施可能です。このため、事業所の職員等が実施しても差し支えありません。

【滅菌等の基準について】

48 滅菌譲渡義務者が滅菌等を行う場合、滅菌譲渡届を提出次第直ちに滅菌等を行うことはできますか。

滅菌譲渡届の内容から当方で滅菌等の方法が適当であるか判断し、御連絡しますので、それまでは滅菌等の実施は控えてください。ただし、過去に滅菌等をした実績のあるものと同じの種類の病原体を新たに入手し、これを過去に行ったものと同じの方法で滅菌等する場合には、滅菌譲渡届を提出次第直ちに滅菌等を行うことができます。

49 滅菌等に消毒を含むことはできますか。

ここでいう滅菌等とは、監視伝染病病原体の全てを殺滅し、又は除去するか感染能を失わせる措置のことを指します。消毒は病原体数を減ずるのみであり、滅菌等には含まないものと考えています。

【運搬の基準について】

50 実験室と保管施設が別棟にある場合、管理区域を実験室と保管施設の周囲に別々に設定することはできますか。また、その場合、管理区域間の運搬はどのようにすればよいですか。

実験室と保管施設が離れている場合、それぞれの周囲に別の管理区域を設定することができます。なお、同一事業所内の運搬に当たっても、実験室以外の区域で運搬する場合には、運搬の基準を満たす必要があります。

51 所持規制対象となる病原体について、実験室外の超遠心機を利用する場合、試料を実験室から超遠心機のローターやポケット内に密閉して持ち出し、密閉したまま使用すれば、当行為を運搬とみなすことはできますか。

届出伝染病等病原体については、密閉容器であれば、事業所内を輸送することは可能であり、指摘の行為についても、運搬の一環とみなすことは可能です。また、家畜伝染病病原体については、この容器が国連規格容器であることが必要です。なお、遠心など運搬に関係のない作業は、病原体の漏出リスクを高める可能性があると考えられることから、可能な限り実験室内で行っていただくようお願いします。

52 事業所内の運搬を行う場合、運搬経路を管理区域として人の立入り等を制限する必要はありますか。

運搬の基準に従っていれば、運搬経路について管理区域とする必要はありません。

53 今回の規制の対象となる病原体の運搬は全てカテゴリ-Aの容器に入れる必要がありますか。

貴見のとおりです。カテゴリ-Aの容器に入れ、その他の運搬の基準を満たした上で運搬を行う必要があります。

54 今回の規制に基づき運搬する場合、公安委員会への届出は必要ですか。

その必要はありません。

【災害時の応急措置について】

55 講じなければならない応急の措置として、見張り人を配置する等とありますが、地震等の非常災害時であって、人体生命への危険が迫っている中で実施するのは現実的でないと考えられますが、いかがでしょうか。

当該項目については努力規定であり、現場の状況に応じて、可能な範囲内での対応に努めることを求めているところです。

【申請・届出について】

56 各種の申請や届出は誰が行うのですか。

各種の申請や届出は、原則として、最終的な責任者である機関の長を申請者としてください。ただし、申請等の行為について権限委任を行っている場合などは、権限委任を受けている者が申請を行っても構いません。その場合、申請書や届出書に当該委任状又は委任規程等を添付することが必要です。

57 法人の場合、登記事項証明書に記載された代表者が申請しなければなりませんか。

法人の代表者が申請等の権限委任を行っている場合には、権限委任を受けた各事業所の長等も申請を行うことができます。

58 都道府県の機関の場合、申請は知事名で行う必要はありますか。

都道府県の機関の場合、最終的な責任者である機関の長は知事となるものと考えられますが、法人の場合と同様に、委任規程等に基づき申請等の権限委任を行っている場合には、権限委任を受けた各事業所の長等も申請を行うことができます。

59 現在、家畜伝染病病原体を所持している者が改正法の施行後も所持を継続する場合、いつまでにどのような手続を行えばいいですか。

現在、家畜伝染病病原体を所持している者が継続して当該病原体を所持する場合には、改正法の施行日（平成23年10月1日）から30日以内（同月30日まで）に許可申請を行ってください。申請がなされた場合には、農林水産大臣から当該申請に係る許可が与えられる等の処分があるまで、申請者は許可を有していなくても所持を継続することができます。

60 現在、届出伝染病等病原体を所持している者が改正法の施行後も所持を継続する場合、いつまでにどのような手続きを行えばいいですか。

現在、届出伝染病等病原体を所持している者が改正法の施行後も所持を継続する場合には、改正法の施行日（平成23年10月1日）から7日以内（同月7日まで）に所持の届出を行ってください。なお、その際に添付書類の作成等が間に合わず、当該届出に添付書類を添付することができない場合には、7日以内に様式に基づく届出書のみを提出し、添付書類については、平成23年11月1日までに別途提出してください。

61 病原体の検査を行っている実験室が、今後、検出された監視伝染病病原体を所持することを見越して、事前に許可申請や届出を行うことはできますか。

家畜伝染病病原体については、所持予定日を「許可申請日以降の病原体の検査に伴い病原体を取得した日」とした上で許可申請を行うことは可能です。また、その際に、所有後の病原体の取扱目的についても予定で結構ですので、具体的に記載してください。なお、届出伝染病等病原体の所有に必要な手続は、所有後の届出であるため、事前に行うことはできません。ただし、届出が円滑に行えるよう、平素から施設等に係る必要書類について準備しておくようにしてください。

62 許可所持者も滅菌や譲渡の都度、滅菌譲渡届を提出する必要はありますか。

許可所持者は滅菌譲渡届を提出する必要はありません。ただし、滅菌の都度、記帳を行う必要があります。

63 届出伝染病等病原体を分離しましたが、それを所有し続ける場合や滅菌譲渡する場合、どのような手続を行えばよいですか。

病原体を所持した場合、所持を継続するのであれば、家伝法第46条の19に基づき、所持を開始した日から7日以内に所持の届出を行う必要があります。また、所持した病原体を譲渡滅菌する場合には、届出を行う必要はありませんが、滅菌等をするのであれば、所持の開始の日から10日以内に滅菌等を行う必要があり、譲渡するの

であれば、所持の開始の日から遅滞なく譲渡を行うことが必要です。なお、滅菌等や譲渡をするまでの間は、病原体は密封容器に入れ、鍵付きの保管庫で適切に保管しておく必要があります。

64 改正法の施行時に既に家畜伝染病病原体を持っている者は、許可申請書の「所持の開始の予定時期を記載する書面」をどのように記載すればよいですか。

把握できる範囲内で構いませんので、過去に当該施設において、当該病原体の所持を開始した時期を年又は年月で記載してください。どうしても分からない場合は、改正法の施行日（平成23年10月1日）でも構いません。

65 許可所持者や届出伝染病等病原体の所持の届出を行った者が許可や届出を受けていない監視伝染病病原体を新たに所持する場合、保管場所や使用設備等が全て同一であれば、変更届の添付書類は必要ないという理解でいいのでしょうか。

貴見のとおりです。

66 申請や届出はどこに行えばいいですか。

動物衛生課に直接お持ちになるか郵送で送付してください。

67 申請や届出の様式は示されるのですか。

改正後の施行規則しているとおりであり、農林水産省のホームページ上からダウンロードすることができます。

68 水胞性口炎ウイルスであることは判明しているが、Alagoas、Indiana、New Jersey のいずれであるか不明な場合、病原体の種類はどのように記載すればいいですか。

別名（水胞性口炎ウイルス）で記載します。なお、そのいずれであるか判明している場合には、別名は使用しないでください。

【病原体取扱主任者について】

69 病原体取扱主任者が短期出張等で当該施設の監督を行うことができない場合、何か措置を講ずる必要がありますか。

病原体取扱主任者がやむを得ない事由により不在となる場合には、監督を代行する者を設置し、その責任を全うするような体制を確立しておく必要があります。発生予防規程にもその旨を規定しておく必要があります。この場合、代行者も病原体取扱主任者と同じ要件を満たす必要がありますが、選任届出書を提出する必要はありません。

【発生予防規程について】

70 感染症法の規定に基づき発生予防規程を作成している場合、家伝法における発生予防規程に代えることはできますか。

感染症法に基づき作成した発生予防規程や事業所内で病原体の管理に関する独自の規程があり、当該規程が施行規則に定める内容の全てを含んでいれば、いずれの部分が家畜伝染病発生予防規程に相当するものなのかを明示した上で、家畜伝染病発生予防規程に代えることができます。また、不足する項目等がある場合であっても、当該項目等を加筆等することにより、家畜伝染病発生予防規程に代えることができます。

71 発生予防規程の作成には、相当程度時間を要すると考えられることから、改正法の施行から30日以内の作成は困難であると考えられますが、許可申請書の提出までに発生予防規程を提出する必要がありますか。

発生予防規程については、通常、病原体の所持の前に作成し、農林水産大臣に届け出る必要があります。ただし、改正法の施行の時点で既に家畜伝染病病原体を所持している者については、許可申請までに作成できなかった場合、許可申請書提出後であっても構いませんので、作成次第速やか（おおむね1か月以内）に届け出てください。

72 病原体の紛失や盗取等の事故が生じたときの措置とはどのようにすればよいですか。感染症法と同様に、警察署に届ける必要はありますか。

御指摘のような事故が生じたことが判明した場合には、動物衛生課に御一報ください。なお、警察への届出等については、必須ではありません。必要に応じ、盗難届の提出等を行ってください。

【教育訓練について】

73 教育訓練は誰が実施するのですか。許可所持者が適当と認めた者が行う事はできますか。

教育訓練の実施については、基本的に事業所内の者（許可所持者又は許可所持者が

相当と認められた者が行いますが、教育訓練の一部について事業所外の者に許可所持者が依頼して実施したり、許可所持者が相当と認める事業所外で行われている講習会等に参加させるなどしても差し支えありません。

74 実験室のメンテナンスや警備に携わる者も教育訓練を受ける必要がありますか。

実験室（重点管理家畜伝染病病原体に係る実験室の場合にあつては、管理区域）に立ち入る者は全て事前に教育訓練を受けておく必要があります。

なお、実験室のメンテナンスや警備等病原体の取扱いに関する業務に関与しない者に対する教育訓練の内容については、取扱業務に従事する者と同一である必要はありません。各施設の状況に応じ、必要と考えられる事項を許可所持者又は許可所持者が相当と認められた者が定めることができます。

75 教育訓練の内容や時間数等については、具体的に示されるのでしょうか。

教育訓練として行われるべき事項については施行規則で示していますが、詳細な内容や時間数等について一律に定めることは想定していません。各施設の状況に応じ、許可所持者又は許可所持者が相当と認められた者において定めてください。

76 感染症法の規定に基づき、既に実施した教育訓練の事項が今回の規制で実施しなければならない教育訓練の事項と同一である場合、当該部分を省略することはできますか。

既に受けた教育訓練等により、教育訓練が必要な事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該事項に関する教育及び訓練を省略することができることとしています。

【記帳について】

77 保管している帳簿について、提出する必要はありますか。

帳簿については、閉鎖後1年間保管しておくことが必要ですが、当該帳簿の定期的な提出は必要ありません。

ただし、立入検査や事故発生時の際等に当該帳簿の提出を求める場合があります。

78 保管している病原体の一部を払い出した場合や実験室で培養・分注後に改めて保管する場合等についても記帳の必要がありますか。記帳が必要な場合、どのように記帳すればよいですか。

保管している病原体の保管容器数が増減する場合には、受入れ又は払出しとして記帳することが必要です。その場合、受入れ等を行った病原体の種類に増減した保管容器数が分かるように併記してください。使用や滅菌についても同様の記帳を行ってください。

【その他】

79 今回の規制について、重要な病原体については、条件を満たせば所持を許可するというのではなく、特定の機関を国が指定する制度にしてはどうでしょうか。

今回の家伝法の改正においては、我が国の畜産の振興に多大な悪影響を及ぼしかねない病原体の漏出等による家畜の伝染性疾病の発生・まん延リスクを低減するため、当該病原体を所持する機関に対し、一定の要件を満たすことを義務付けたところです。御指摘の件については、今後、当制度を運用していく上で、我が国における伝染病の試験研究への影響等を踏まえつつ、慎重に検討していきたいと考えています。

80 病原体の輸入制限や学術研究機関の指定等の既存の家伝法上の規制と今回の規制との関係を教えてください。今回規制の対象とならなかった病原体については、これらの規制の対象外となるのですか。

今回、新たに設けられた規制の対象とならなかった病原体については、全てこれまでと同様の法令等の遵守が必要です。なお、今回の規制の対象となった病原体については、その許可や届出があれば、学術研究機関の指定を受けなくても、と殺や殺処分、消毒義務等の対象とはなりません。また、規制対象病原体の輸入については、許可を有している者又は既に届出を行っている者（未届の場合は届出伝染病等病原体の所持に係る基準を満たすと認められる者）であれば、所定の手続を経て、許可を受けることができます。なお、必要に応じ、施設への立入検査を行うことがありますので、御協力をお願いします。

81 「検査用試薬」に感染症法にある「検査キット」は含まれますか。

含まれます。

82 管理区域を設定した場合、区域内ではどのような措置を講じればよいですか。

管理区域を設定した場合には、当該区域への人の出入りを制限又は管理できるよう必要な措置を講じてください。

83 法令遵守や病原体の取り違え等を避ける等安全管理の観点から、家畜伝染病病原体（重点管理、要管理）、届出伝染病等病原体及びそれら以外の病原体や非病原性微生物は区別して（区別した容器で）保管すべきではないでしょうか。

各施設における管理の実態に応じて、多様な取組が存在するものと考えられ、今回の規制に盛り込むことは困難であると考えられますが、意図しない法令遵守違反を防止するためにも、実際の運用に当たり、考慮していただきたいポイントであると考えています。

84 今後、新たな科学的知見等に基づき、BSLに関する国際的な基準等が見直された場合、その都度今回の規制における施設基準等も自動的に改正されるのですか。改正される場合、既に許可を有している者も改正された基準等を直ちに遵守しなければなりませんか。

国際的なBSLに関する基準等が見直された場合には、今回の規制の内容についてもその改正の必要性について検討することとなり、自動的に改正されるものではありません。検討の結果、改正が必要と認められる場合には、十分な周知を行うとともに、必要に応じ、経過措置を設ける等混乱を生ずることのないよう配慮した上で改正することとしていきたいと考えています。

なお、こうして改正された基準等については、既に許可を有している者も遵守する必要があります。改正に当たって必要となる手続等については、改正の際に定めさせていただきます。